

平成 2 1 年第 5 回

# 香美市議会定例会会議録

平成 2 1 年 9 月 2 日 開 会  
平成 2 1 年 9 月 1 5 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 9 月 2 日 水曜日

平成21年第5回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月2日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

12番	久保信彦	19番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

代表監査委員	大 岸 啓 郎	水道課長	久 保 和 昭
監査委員事務局次長	植 田 佐 智		

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 清 貴	議会事務局書記	府 川 愛
--------	---------	---------	-------

市長提出議案の題目

- 報告第 20号 専決処分事項の報告について  
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計消費税及び  
地方消費税修正申告による延滞税の支払について
- 報告第 21号 専決処分事項の報告について  
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計消費税及び地方消費税  
修正申告による延滞税の支払について
- 報告第 22号 平成20年度香美市健全化判断比率の報告について
- 報告第 23号 平成20年度香美市資金不足比率の報告について
- 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 認定第 1号 平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 認定第 3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 認定第 4号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 5号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

- 認定第 7号 平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10号 平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12号 平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13号 平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 83号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 84号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 88号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 89号 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 90号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 92号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 字の区域の変更について

議案第 99号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程

平成21年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成21年9月2日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 20号 専決処分事項の報告について

平成19年度香美市特定環境保全公共水道事業特別会計消費税及び地方消費税修正申告による延滞税の支払について

報告第 21号 専決処分事項の報告について

平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計消費税及び地方消費税修正申告による延滞税の支払について

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告について

報告第 22号 平成20年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第 23号 平成20年度香美市資金不足比率の報告について

(3) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 認定第 1号 平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第 2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第 3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9	認定第	4号	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第	5号	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第	6号	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第	7号	平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第	8号	平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第	9号	平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第	10号	平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第	11号	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第	12号	平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第	13号	平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	議案第	82号	平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第	83号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第	84号	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第	85号	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第	86号	平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第	87号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第25	議案第	88号	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第26	議案第	89号	平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第27	議案第	90号	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第28 議案第 9 1 号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第 9 2 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 9 3 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 9 4 号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第 9 5 号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第 9 6 号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第 9 7 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第 9 8 号 字の区域の変更について
- 日程第36 議案第 9 9 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから平成21年第5回香美市議会定例会を開会します。

議事日程に入る前に、報告をいたします。12番、久保信彦君、19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成21年第5回香美市議会定例会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

連日30度を超す厳しい残暑が続いておりますが、9月に入り朝夕は幾分涼しくなりました。昨日、9月1日は防災の日、二百十日とも重なり、台風襲来の時期でもありません。災害への備えにも万全を期してまいらねばなりません。また、新型インフルエンザについても終息の兆しは見え、8月31日には8人目の死者が出ました。新学期が始まり、集団感染の拡大も心配されます。細心の注意と適切な対応が求められます。

この間、国政においては政権選択を最大の争点にした真夏の政治決戦が行われ、民主党の圧勝に終わりました。今月16日に開かれる特別国会で新しい首相が選ばれる政治スケジュールが報道をされております。国民の間に広がる経済や暮らしに対する不安や不満、閉塞感、格差是正と地方再生への新政権の手腕が問われてまいります。

さて、本議会には、報告案件として報告第20号から報告第23号までの4件、承認案件2件、決算認定案件として認定第1号から認定第13号までの13件、議案第82号から議案第99号までの18議案が提出をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な議決がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君の両君を指名します。

なお、本来の順番でありますと12番の久保信彦君が会議録署名議員になるところですが、病気欠席のため順番を変更することといたします。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、8月28日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成21年第5回香美市議会定例会の運営につきまして、去る8月28日に開催をしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議審査の予定表のと

おり、本日から9月15日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議されました提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第82号については、新庁舎建設の建築工事施工監理に要する経費が当初予算どきより増額する必要があり補正が必要となったこと、また、新庁舎建設工事を12月に着工し平成22年3月までの予定期間内に完成させるため早期に入札手続に入る必要があるため等の理由のため、本日、委員会付託を省略し本会議方式により採決まで行うこととしました。

会期2日目、3日から会期6日目、7日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、8日から会期9日目、10日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の11日金曜日は、議案質疑の後、各議案は委員会付託ということになります。本会議の終了後、引き続き各常任委員会において委員会の審査をお願いしたいと思います。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日15日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決を行います。また、最終日には追加日程として高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、3日木曜日午前10時までに提出をお願いをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書等については提出がありませんでしたが、請願書の取り扱いについての確認を行い、資料については配付させていただいております。

続いて、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

1点目は、本日及び15日の本会議終了後に議員協議会を行うこととなりましたのでご報告をします。議題等については、事前にお知らせしたものに本日1件追加される予定です。

2点目に、10日の本会議終了後に森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟の臨時総会を開催することになりましたのでご報告をします。議題等については、事前にお知らせしたとおりです。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月15日までの14日間としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月15日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

まちづくり推進特別委員会での審査、協議結果について、提言書として9月1日に市長に提出したものをお手元に配付しておきました。目を通していただきたいと思います。

次に、市長より地方自治法第180条第1項の規定による報告第20号、報告第21号の専決処分事項について報告がありました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告第22号、報告第23号の報告がありました。

また、香美市監査委員から例月出納検査報告書の提出がありました。

平成20年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成20年度健全化判断比率の審査意見、平成20年度資金不足比率の審査意見については、事前に配付をしております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。6月議会以降、7月17日、8月12日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。順次報告をいたします。

7月17日の議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、香美市内の各種施設等の管理委託及びその他の委託業務の現状についてであります。

1点目、住新の滞納整理等の状況については、債務者2人、4債権につき連帯保証人、相続人の関係を図にて説明を受け審査を行いました。償還助成事業の対象には連帯保証人1人の関係で対象とならなかったということ。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、実績報告では平成19年度滞納者32人、滞納月数136カ月、滞納金額212万7,700円が、平成20年度20人、58カ月、87万5,900円に、マイナス12人、78カ月、125万1,8

00円と前進。水道料滞納では、督促にて入金の方2人、給水停止を繰り返しつつ入金の方1人とのこと。答弁では、若干ではあるが滞納が増加している方への対応は毎月の督促を読んでいないようで苦慮しているとのこと。

3点目、各種施設等の管理委託及びその他の委託業務について、環境課、ふれあい交流センター、住民課、税務課、生涯学習課、学校教育課、学校給食センターより説明を受け審査を行いました。

環境課では、一般廃棄物処理における根拠条例等、特殊性、市の固有事務である等の説明の後、審査では、契約金額から市側の積算根拠がうかがえない。随意契約の正当性について、委員と担当課の見解の相違あり、市外業者に多くの仕事が依存されている現状、ほか単価契約時の処理量等のチェック体制について質疑。参考意見として、財政課サイドの見解では、業務の特殊性はあっても自治法上一般競争入札が妥当とのこと。本件については、取りまとめ時に再度委員会として精査することといたしました。

ふれあい交流センターでは、センター清掃業務委託の内容、児童クラブ使用時における業務との関連では契約どおり行う。

住民課では、システム開発に伴う保守メンテ委託であり、1社限定の随意契約、金額的には厳しい契約もある。職員で可能なものは行っている。また、県主導で業者が決まっている例もある。住基カードの個人認証でふぐあいが発生した、以前の報告がある。再々委託は好ましくないとの見解。

税務課では、システム導入時、相手の言い値ではなく適切か判断の後、単価が安くなる方策を探る。費用対効果は念頭にある。

生涯学習課では、清掃業務委託の点検は合間に行っている。農村広場の芝生の来年度以降の維持管理について。

学校教育課及び学校給食センターでは、外国語指導助手委託の金額の上昇について、また成果について。児童クラブの指導員の健康診断の内容の説明。学校給食調理配送業務委託は、平成22年度委託業者見直しをする。

次に、8月12日開催の特別委員会について報告します。

協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、各種施設の管理委託及びその他の委託業務について、4点目、市関係職員等に係る市税等の滞納整理の状況についてであります。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況についてでは、2月18日、調停にかわる決定がなされた案件のその後の経過が報告され、質疑が行われました。現在、競売申し立て中だが残債が多く、競売後も大きく減少は見込まれない。最終的には債権放棄の可能性もある。506万円の充当が遅延損害金まで及んだ件については、決定の書面によるものだが、返済分の充当は基本的には元金からである。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況についてでは、催告書、最終催告書、

明け渡し請求書送付状況、家族連名にて分納誓約を結び訴訟を見送ったケースの報告。質疑では、新潟へ転居した方の滞納についての今後の取り組みについて方向性が示されました。

水道使用料滞納は、常態化している方2人、給水停止後の反応のない方について調査を行う点確認されました。

3点目、各種施設等の管理委託及びその他の委託業務について、幼保支援課、教育委員会のその他の部署、財政課、福祉事務所、消防課より説明を受け審査を行いました。前段、財政課長より前回審査の補足説明として、廃棄物処理法上では、委託契約は一般、指名競争入札及び随意契約もしてもよろしいとなっているが、予定価格にかわるものとして積算根拠を明確にする必要があるとのこと。

幼保支援課では、園児送迎タクシー委託における料金の相違は2カ所の乗り場による。委託先は随契にて地元業者。警備委託のない園は保育再編計画中である。

教育委員会のその他の部署は、中央公民館、美術館、吉井 勇記念館、図書館であり、質疑では、施設警備は平成19年の提言を受け、業者とすり合わせを行い調整された金額となった例もある。美術館の企画展期間中の警備委託については、「警備の質も大切。」との意見。中央公民館の市民大学講師派遣業務委託は、来ていただく講師料の差額が委託金額の違いとなっている。

財政課では、本庁舎宿直業務委託が高額となっている現状について、法的要件、契約内容の整備、新庁舎建設後のあり方について説明あり。委員からは、「研究、工夫により現状の金額を抑えられるのでは。」との意見。債務負担によらず長期継続契約を結んでいる契約について。消防用設備等の定期点検業務は役務の提供であり、手数料で支払うことに変更との説明あり。

福祉事務所では、高齢者配食サービスについて、物部地区の今後について検討の方向とのこと。

消防課では、浄化槽維持管理の低価格での契約は業者側の見積もり違いの結果だが、5年間の長期継続契約となった。

4点目に、市関係職員等に係る市税等の滞納整理等の状況について、特別委員会委員の滞納繰越がないことを確認の上、審査に入りました。

嘱託職員、臨時職員は、収納管理課では対象者の把握が困難。また、個人情報保護条例により本人の同意を要するとのこと。教員を含む市職員では、過去において2年続けて滞納繰越の方がいたが、平成21年度への滞納繰越となった職員はいない。質疑では、現年分学校給食費滞納の現状について、督促状況、支払い方法等について説明あり。職員の雇用に関して滞納のない点、調査の必要性についての意見あり。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本 節でございます。まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

7月13日午前9時開会、出席委員定足数に達していただきましたので協議を進行しました。協議事項は、提言書案の検討についてであります。

提言書案については、6月議会の報告でも申しましたように4月、5月の委員会で協議した提言書案についてなお検討、協議した結果、その時点で香美市の行政課題について全体を完全に把握したものではないが、これまでの委員会で出ました意見のあらましを取りまとめたものを内容とした提言書案であります。なお成案とするに字句の訂正、案文の一部修正などの後、委員長、副委員長と議長で合議の上で提出ということで決定しました。

なお、次の委員会での協議事項について、今回提出予定の提言で提言は終わりということではなく、これまでの委員会で完全に全体を把握したものでもないことであるので、今後も残された任期中で懸命に市政進展のため検討、協議を進めて、提言も必要に応じてしていくということで、次回には各委員から協議項目案の提出をしていただき、それを議題として協議していくということで終了しました。

次に、8月7日のまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

午前9時、委員出席数は定足数に達していただきましたので開会し、協議を進行しました。協議事項は、今後委員として在任期間中に協議していくテーマについてであります。

このテーマについては、これまでに協議してきた項目になかった事項、または協議項目としてはあったが二転三転と、関連する事項とか残った部分、事項等について検討し、協議項目の決定についてであります。この協議項目の決定については、各委員からその協議項目案を文書で提出していただき、それを委員会において協議項目として、または協議順序を決定して協議することにしました。

各委員から提出された協議項目案は9項目で、次のとおりであります。

1、老後に安心して住めるまちづくり、人間生活の基本であるということであり。2、子育て支援について、人口定住の基本であるということ、説明であります。3、商店街の活性化について、商店街活性化法の成立を受けて空き店舗の増加に支援を強化し、活性化の担い手となる人材育成、起業する人のサポートなどソフト面での支援を含むということであり。4、大栃高校の今後の利用策、廃校後の利用方法を早期に決定することが望ましい。5、香北、物部支所機能の充実策、極力人が多く住める環境の整備

推進ということであります。6、財源について、政策実行には財源を要する、調達についてであります。7、高知工科大学との連携について、人材育成、資源開発、企業誘致、産業育成などについてであります。8、住民との協働、（兵庫県）朝来市のような仕組みはできないか。9番、人口定住策、具体的な取り組みをとということであります。

以上が各委員から提出された今後のまちづくり推進特別委員会のテーマ案であります。次回特別委員会では、高知工科大学との連携についてをテーマとして、高知工科大学との連携協議の準備のために市の執行部、関係機関の担当との勉強会を開く予定であります。9月29日を予定しております。

以上、まちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第36、議案第99号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上33件を一括議題とします。

行政の報告並びに承認第15号から議案第99号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、平成21年第5回香美市議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。

皆様方もご承知のとおり、先日執行されました第45回衆議院選挙におきまして政権交代が実現し、民主党を中心とする政権が誕生いたします。民主党の掲げるマニフェストには、地方分権の推進、子ども手当、農業の戸別所得補償など市町村事務に直接関係があると予想されるものも多く含まれております。また、子ども手当、高速道路無料化、暫定税率廃止など、国、地方ともに財政状況が厳しい中莫大な財源を新たに確保しなければならない施策も多く見られます。

そういった中、7月に麻生内閣が成立させた補正予算14兆円のうち3兆円程度の執行を今秋にも中止し、来年の通常国会において新たな補正予算の成立を目指す。また、来年度当初予算の概算要求基準を全面見直すといった報道が一部なされております。歳入における地方交付税などの割合が高い地方自治体にとっては、先行きが大変不透明な状況にあります。今後は国の状況を注視しながら慎重な行政運営を行っていかねばなりません。香美市におきましてはこうした状況に翻弄されることなく、住民自治を基本とする住民サービスの提供、よりよいまちづくりを着実に実行してまいります。議

員の皆様方におかれましても、これまで同様にご理解、ご協力をお願いをいたします。

それでは、諸般の報告また議案の提案説明をさせていただきます。お手元に資料をお配りをさせていただいておりますので、一緒にご参照いただきたいと思います。

まず、諸般の報告でございます。

行政報告、総務課から、第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査について、8月30日執行の衆議院議員総選挙において投開票結果を表1のとおり報告をいたします。開票に関しましては、以前より継続して事務改善を行っておりまして、早期に開票結果を出すことができました。選挙期間が長い、真夏の暑い期間でございましたが、多くの方の協力を得て無事終了することができました。投開票結果などは、下の表の投票率などごらんをいただきたいと思います。

新庁舎建設の進捗状況についてでございます。

8月上旬、仮駐輪場が税務課北側に完成をいたしました。仮駐輪場は、お客様と職員の共用となっております。正面玄関からは少し距離がございますが、ご利用いただきたいと思います。

西別館、南別館の取り壊しも8月上旬から始まり、9月末までの工期で工事をいたしております。取り壊しの完了後は新庁舎の建設が始まるまでの間、再び来客者用駐車場として利用する予定でございます。なお、新庁舎の建設工事が始まりますと来客用駐車場は本庁舎前のみとなります、数が不足します。そこで、職員駐車場として利用しております日曜市南側駐車場を来客者用駐車場に転用し、不足分を確保いたします。

本年の冬に伐採しました杉材は、葉枯らし乾燥をした後、山から搬出し、この夏製材を済ませ現在自然乾燥しているところであります。ヒノキ材は、伐採の後すぐに製材を行い、この春3月から自然乾燥させておりましたが、この夏の長雨の影響でカビが発生し始めたため急遽機械乾燥をいたしました。

昨年9月から職員チームや議員の皆様でご検討いただきました実施設計も先月完成をし、8月24日には県より建築確認をいただきました。今年9月にはいよいよ入札手続に入ります。11月には契約を完了させ、12月上旬には着工したいと考えております。

企画課から、大栃高校統廃合後の利用検討会議の設置でございますが、本年度末に閉じられる大栃高校の後利用を検討する庁舎組織として、大栃高校統廃合後の利用検討会議を7月21日に設置をいたしました。市長、副市長、教育長、教育次長、物部支所長、農政課長、商工観光課長、保険課長、企画課長と、管理者として県教育委員会メンバーで組織し、具体的な活用方法についてさまざまな観点から検討することといたしております。

姉妹都市あわら市との交流については、8月8日から10日までの間、福井県あわら市との交流を行いました。8月8日、9日の2日間にわたって開催をされました第4回あわら湯かけまつりに参加し、香美市の特産品などのピーアールと販売を通して市民との交流を図りました。また、8日には橋本市長を表敬訪問し、両市の行政事情や今後の

交流について話し合いを持ちました。この中で、10月に開催される刃物まつりにあわら市の参加を要請し、あわら市におきましても準備が進められているようであります。

定住自立圏構想についてでございますが、人口流出を防ぐため、広域的な圏域の中で中核をなす市と周辺市町村が協定を結び、役割分担して地域の維持、活性化に取り組む必要から制度化されたものでございます。高知市を中心として南国市、香南市、香美市の4市による圏域形成について、7月6日に南国市役所におきまして、岡崎高知市長より周辺3市長に対して提案と説明がございました。相互に協議、調整を行うことが確認をされました。手続の全体イメージとしましては、協定は中心市と周辺市がおのおの締結することになっており、連携、協力の方向が確認されれば議会にお諮りをする事になり、その議決後に圏域ビジョンの策定を行うこととなります。8月4日及び17日に、高知市から第1段階として9月末をめどとして中心市宣言を行うべく準備が進められている旨の説明がございました。

農政課から、農業関係につきましては、村づくり交付金による秦山町用水路工事及び中組地区用排水工事の測量委託は年度内完了予定です。

災害関連では、7月梅雨前線豪雨により香北地区4件の農地災害を申請をいたしております。また、地域要望を持ち越してきました用排水路補修箇所13件を新規事業導入により補正で提案をいたしております。

大葉の生産者識別番号印字機の導入、ユズ集出荷施設の整備をこうち農業確立支援事業から緊急的に農業生産体制の強化を図るために策定された農業生産体制強化緊急整備事業へ申請がえするため、今議会へ補正予算を提案をいたしております。

商工観光課から、雇用対策につきまして、平成21年6月30日付で地域再生法に基づく地域再生計画が認定され、7月1日から事業が開始されました。推進事業は2名体制で、早速IT、インターネット研修を行い雇用につなげています。今後介護研修や観光ガイド研修などを実施します。

また、実現事業につきましては、9月1日から2名体制から6名体制となり、農作業受託作業と観光、特産品まちづくり事業に取り組んでいます。

建設都計課から、都計関係につきまして、まちづくり交付金事業で取り組んでおります秦山公園整備事業は最終年度となりました。先月の入札で工事業者が決定し、第2、第3駐車場の整備など年度内完成を目指しております。

土木関係につきましては、繰り越し予算で実施しております地域活性化・生活対策臨時交付金事業の市道商店街通り排水路施設改修工事は、発注済みで来年2月の完了予定です。

過疎事業で取り組んでいます市道大平南岸線は5月に発注しており、10月には完了予定です。

また、地域活性化・経済対策臨時交付金事業の市道中組7号線は、現在測量設計の作業中です。

災害復旧事業関係につきまして、7月17日から29日の梅雨前線豪雨及び8月8日から10日の台風9号によって、道路災害4カ所、河川災害6カ所の合計10カ所が被災をいたしました。現在査定の準備などを行っており、査定終了後は直ちに発注し早期完成を図りたいと考えております。

繰り越し事業で実施しています市道西熊別府線奥和田線道路災害復旧工事は、今月完了予定です。

下水道課から、特別会計の修正申告についてでございます。

平成20年度の消費税申告に当たり、前年度申告書類を見直した際、公共、特環、農集の3事業すべてで入力ミスが発覚し、税務署と相談の上修正申告を行いました。昨年12月議会におきまして、農業集落排水事業で過少申告加算税の報告をさせていただきましたが、再度の修正申告となりました。補助事業の特定収入やその他料金収入などを含む複雑な体系での消費税申告でございますが、今後このようなことのないように十分注意し申告を行っていきたいと思います。今回は自己申告による修正でございましたため加算税は発生をしますが、消費税の追徴や延滞金が発生したため、専決処分を行ったので報告し承認を求めます。

下水道事業につきまして、平成21年度の下水事業は、公共下水道事業を楠目地区で2件、農業集落排水事業を逆川地区で2件、合計4件の工事を発注いたしております。公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業における事業認可が本年度末で終了することから、下水道審議会から答申をいただきました区域拡大を目的とした都市計画決定や事業認可の変更作業を進めています。

同じく、下水道審議会から答申をいただきました香美市下水道条例第17条に基づく使用料金及び香美市特定環境保全公共下水道条例第18条に基づく使用料金の変更を提案をさせていただいております。健全な下水道事業を将来にわたり運営していくため必要な料金改定であり、十分にご審議をお願いをしたいと思います。

環境課から、香美市地球温暖化対策地域推進計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、総合的かつ計画的に香美市内の温室効果ガスの排出抑制するための香美市地球温暖化対策地域推進計画策定委託業務をアセス株式会社四国支店に発注しました。委託期間は、平成21年6月29日から平成22年2月26日までとなっています。

環境美化事業につきまして、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を活用した委託事業を一般社団法人香美市シルバー人材センターへ委託をいたしました。業務内容は、不法投棄監視、ごみ収集ステーションの違反ごみ監視、ポイ捨て監視などのパトロール、違反広告物撤去、「押しの手」の配送などの業務を行い、香美市内の環境美化を図ります。委託期間は、平成22年3月31日までです。

林政課から、林業振興につきましては、第1四半期の間伐実施各事業で切り捨て間伐18.52ヘクタールが完了し、現在第2四半期を実施中であり、作業道の開設に

つきましては、37路線中3路線が完了し、2路線が施工中であります。

また、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、既に施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備につきまして、約2,300ヘクタールの交付が決定されています。新たに追加されましたメニュー、森林施業の収集活動及び境界の明確化で70ヘクタールと、森林の被害状況など確認で約1,000ヘクタールを県に対して要望しております。

なお、地域求職者や失業者などを雇い入れることを支援する高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を活用した委託事業1件と、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金を活用した委託事業2件は、契約を締結し事業に取りかかっています。

有害鳥獣被害対策につきましては、被害件数は35件となっております。昨年同時期は11件でございまして、大幅に増加しております。被害面積は5.5ヘクタール、被害金額は2,040万円、有害鳥獣としましてはニホンジカが圧倒的に多く、次いでイノシシ、猿、ハクビシンによる被害となっております。8月20日現在の有害鳥獣捕獲頭数は、ニホンジカ484頭、猿4頭、ハクビシン7頭となっております。

香美市シカ個体数調整事業につきましては、7月26日に国指定剣山山系鳥獣保護区内の白髪山より東部分で実施予定でございましたが、雨のため中止となりました。次回は11月下旬の実施を予定をいたしております。

被害防止さくにつきましては、電気牧さくが2,070メートル、ネット牧さくが2,600メートル、トタン牧さく30メートルが設置されました。今後9月から10月にかけて稲への被害が多発することが予想されるため、より積極的にさくの設置を呼びかけいきたいと考えております。

阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会につきましては、物部町庄谷相地区におきましてネット牧さく560メートルの設置が行われ、7月上旬に完成をいたしました。

森林土木工事につきましては、7月24日から26日にかけて梅雨前線豪雨によりまして、林道岡ノ内別府線、御在所線の2カ所におきまして山腹のり面が崩壊する被災を受けました。応急工事におきまして通行可能となっておりますが、災害査定後早期に発注し復旧に努めていきたいと考えております。

学校教育課から、全国学力・学習状況調査につきまして、本年4月21日に小学6年生185人、中学3年生206人を対象に実施しました全国学力・学習調査の結果が8月27日に返却されました。この結果を分析するとともに、これまでの取り組みを検証しながら小・中学校が連携し、さらに学習面、生活面の課題克服に取り組んでまいります。

香美市保・幼・小・中合同研修会につきましては、8月22日土曜日に3回目となる研修会を開催をいたしました。特別支援教育の推進について、実践発表、意見交換、講演と研修を深めました。このような取り組みを通じて保・幼・小・中の連携教育を進めていきます。

スクール・ニューディール構想の推進についてでございますが、安全、安心で環境に優しい学校づくりを進めるために、耐震化、エコ化、ICT化などの整備に取り組みます。

鏡野中学校施設耐震改修工事において、学校、生徒の負担軽減及び安全の確保のための仮設校舎の設置、エコ化と環境、エネルギー教育への活用の観点から、6小・中学校への太陽光発電の設置、情報教育の充実のための電子黒板機能つきデジタルテレビの購入、理科教育充実のための理科教育設備整備費などについて、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金事業などの国の補正予算関連事業を活用し、関連事業を今議会一般会計補正予算に計上いたしております。

生涯学習課からは、香美市体育大会・軽スポーツ大会は、9月26日のバレーボール大会を皮切りに10月、11月に順次予定されます。

香美市芸術祭の文化展につきましては、本年度は中央公民館が耐震工事のため、美術館を会場として10月31日、11月1日に実施する予定で準備を進めています。関連行事としまして、香北地区文化展は11月7日、8日（後に「11月21日、22日」と訂正あり）、物部地区文化展は11月14日、15日の開催予定です。

香美市市民大学は2講座が終了し、残すは9月13日の大柝中学校での人権講座、9月23日の保健福祉センター香北での講座の2講座となっております。お誘い合わせの上ご来場いただきたいと思っております。

幼保支援課から、保育園建設についてでございます。

B保育園の、仮称でございますが建設につきましては、市道宮前秋月丸線沿いの用地を取得し、保護者や住民、保育士などの代表による保育園建設委員会を設置して基本設計に取り組んでいます。建設委員会は、現在まで3回開催し間取り案ができ上がりました。今後は設計業務とあわせて開発許可申請に取り組んでまいります。

多子世帯保育料軽減事業につきましては、この事業は香美市の多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、児童を3人以上養育している世帯の第3子以降3歳未満児の保育料を保育所、幼稚園、届け出認可外保育施設のいずれにつきましても軽減または無料化する事業で、本年度10月分の保育料から実施する予定です。

消防課から、平成21年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数を記載をいたしております。昨年同期と比較しまして、火災9件、救急出動63件、救助出動4件の増加となっております。下の表をごらんをいただきたいというふうに思います。

住宅用火災警報器設置推進事業につきましては、給付を開始しました。自治会加入世帯につきましては8月中に給付が完了し、自治会未加入世帯につきましては9月10日から給付を開始いたします。

香美市消防団の活動につきましては、7月12日、土佐山田消防団員ら約130名が、ボランティア活動として物部川の一斉清掃を行った後、農山村コミュニティセンターで

集団献血を行いました。7月26日には香北消防団員ら90名が参加しまして、香北町五百蔵の暁霞分団屯所付近で火災想定訓練を行いました。また、物部消防団は、6月から8月にかけて物部町内の消防水利の点検を行い、新たに消防水利図面を作成をいたしました。

第38回消防救助技術四国地区指導会につきまして、7月23日、徳島県消防学校で開催をされました。四国各県の50消防本部から多数の職員が参加し、日ごろの救助技術の訓練成果を競いました。香美市消防本部からは、はしご登はん、応用登はん、水中結索の3種目に6名が出場し、応用登はん、水中結索の2種目で入賞をいたしました。

次に、今期定例会に提出をいたしております議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第20号、報告第21号は、専決処分事項の報告でございます。報告第22号は平成20年度香美市健全化判断比率の報告について、報告第23号は平成20年度香美市資金不足比率の報告についてでございます。

承認第15号、承認第16号は、専決処分事項の承認です。

次に、認定第1号は、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

認定第2号から認定第13号は、特別会計歳入歳出決算の認定です。監査委員さんの意見書とともに提出をさせていただいておりますので、審査をよろしく願いをいたします。

なお、監査委員さんには細部にわたっての監査をいただきました。このご労苦に感謝と敬意を表します。

続きまして、議案第82号は、平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に8億7,723万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ164億94万7,000円といたしました。

概要は、歳入は、普通交付税の追加、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、安全・安心な学校づくり交付金の追加、義務教育施設整備事業債の追加などが主なもので、歳出は、職員人件費の組み替え、地域活性化・公共投資臨時交付金事業の追加、中学校施設耐震改修工事の追加、公共土木施設災害復旧費の追加、財政調整基金積立金の追加などが主なものであります。

議案第83号から議案第91号は、各特別会計補正予算であります。

議案第92号から議案第97号並びに議案第99号は、条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案第98号は、字の区域の変更についてです。

以上、平成21年度香美市一般会計補正予算など報告4件、承認2件、認定13件、議案18件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれの担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をいただきますようよろしくお願いを申

上げます。

○議長（中澤愛水君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第20号、報告第21号の専決処分事項の報告、報告第22号、報告第23号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　3番。

報告第20号と報告第21号についてお尋ねしますけれども、市長の報告の中で大体のところはわかったんですが、みずからが修正に及んだと、わかったのでねというふうに書かれていますわね。ということは、入力ミスということですが、消費税であればどうせ課税仕入れであるのかそうでないのか、そこら辺のところ、入力ミスで課税対象仕入れになるのか、課税対象仕入れになるべきものですわね、課税対象仕入れの取り扱いが間違っただということになると思いますが、そこら辺のところを具体的に。

それと、今後はこういうミスについて、昨年のもここには、農業集落排水の過少申告加算税のことも書かれていますけれども、それからどういう改善をなされて今回こんなふうにして、ほんで、これ平成19年度分を平成20年に申告したわけですけど、平成21年に申告する平成20年度分についてはどういう、もう間違いのないような対応がなされているのか、それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君）　下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君）　はい。今回の消費税の申告に当たりまして、まことに私の力不足によるところでございます。まことに申しわけございません。

消費税につきましては、補助事業につきましては、補助金、この場合交付金になりますけれども、受益者負担金及び一般会計からの繰入金等につきましては、特定収入としまして消費税はかからないというふうな扱いになっております。当然消費税につきましては、売り上げ消費税から仕入れ消費税を引くというのが基本的な考え方に基づくものでございますけれども、工事費等の消費税を含む売り上げ消費税及び特定収入分を除いた仕入れ消費税、その入り口で入力ミスがあったと。昨年12月議会の農業集落排水事業の過少申告という形での加算税も同じような形でございます、前回税務署のほうにも、昨年12月に過少申告のときに一たんチェックもお願いしたんですが、そのチェックもそのままぐってしまったということで、その時点でもわからなかったということで、今回4月から担当職員がかわりまして、昨年度の書類を見直しながら再度平成20年度の消費税申告を行っていたところ、チェックをしている中でこれはおかしいということで再度税務署と協議をいたしまして、個々について、一件一件すべてをチェックしてもらったところ、今回のような形で3会計ともに消費税が申告の入りで課税、非課税の取り扱いが間違っているところがあるということで、消費税の追徴が2会計及び還付が1会計という形になっております。

今回報告させていただきました分につきましては、消費税が少なかったということで追徴課税になりますので、追徴分及び延滞税ということで22節からの支出ということで、報告及び承認第15号、承認第16号がこれに伴う補正予算という形で、22節の追徴及び消費税の予算となっております。

このほかに1件、公共下水道のほうにつきましては、今回の修正申告によりまして190万円ほど還付が発生しましたので、その分につきましては入でありますので今回の報告には入れておりません。そのまま会計へ入ってきますので、それに伴う、申告日から入ってくるまでの加算金も含めて、入ってきた時点で通常の会計へ入という形で処理をしたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑は…。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 答弁ありがとうございました。

入り口のところで、売り上げのところで間違っていると。本来は入れるべき部分の補助金等についてを入れていたというふうなご答弁やったと思いますけれども、ほんで、もう1件、ちょっと初耳ですが、逆に税務署から返ってくる分が、還付の分があるということを知ったんですけど、ということはもともと3会計ともまともにできてなかった。要らん税金を、片一方は、加算税というのは要らんもんですわね。逆に言うたら、還付される分についてはその分について利子等が発生して入ってきます？入ってこんでしよう。実際やっぱりそこら辺のところでもうちょっと認識を。

それと、もう1点だけ聞きますけれども、税理士さん等含めて、税務署などと直接話してこういう処理がされるのか、それとも市としてどっかの、住新のことやったら弁護士さんらにも一応相談したりしてますわね。そういう身近な専門家に聞けるような、そういう仕組みは全然ないのか、その点を聞きます。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答え申し上げます。

公共下水道の分の特別会計につきましては、先ほどお話ししましたように還付がされるという形でございますけれども、すべて先ほどのご質問のとおり入り口で間違っているということで、今回消費税の支出及び延滞税につきましてそういう支出を伴わなくてはいけなかったということでございます。

税理士等についての相談につきましては、特別会計におきましては、各企業会計の分につきましてはそういう相談は行っておりません。職員が直接税務署に出向きまして、税務署と直接話をしながら申告を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、先ほど議題となりました認定第1号から認定第13号までの各案件は、平成20年度香美市一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計の決算の認定であります。

これから、認定第1号から認定第11号までの決算認定とあわせて認定第12号並びに認定第13号についての監査委員の決算審査意見の報告と、健全化判断比率、資金不足比率の審査意見の報告を求めます。代表監査委員、大岸啓郎君。

○代表監査委員（大岸啓郎君） 改めまして、おはようございます。決算審査につきまして、意見書の主なところを朗読しまして報告にかえさせていただきます。

香美市各会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算

同じく、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

同じく、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、老人保健特別会計歳入歳出決算

同じく、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

同じく、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

同じく、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

（附属書類）

平成20年度各会計歳入歳出決算事項別明細書

平成20年度各会計実質収支に関する調書

平成20年度財産に関する調書

### 2. 審査の期間

平成21年8月11日、12日

### 3. 審査の要領

（1）各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、かつ決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところに従って調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。

（2）予算は、計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察、検討した。

(3) 審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

なお、証拠書類については、例月現金出納検査において精査している。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他書類と照合した結果、正確であることを認めた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められた。

## 第3 審査の概要

### 1. 一般会計

平成20年度の決算状況は、歳入総額150億5,890万円、歳出総額144億9,578万9,000円で形式収支は5億6,311万1,000円となっている。翌年度への繰り越すべき財源1億8,549万9,000円を差し引いた実質収支は3億7,761万2,000円の黒字となり、うち1億8,880万7,000円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、財政調整基金へ積み立てた。

済みません。11ページまで省略させていただきまして、12ページから。

### 2. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額8,679万2,000円に対して、歳入総額は8,678万2,000円、歳出総額は8,678万2,000円で、形式収支はゼロ円となっている。

平成17年度から債権回収部会を立ち上げて本格的な回収に取り組んできた結果、平成19年度と平成20年度ともに一般会計での繰入金はなかった。また、起債の償還額が減ってきたことにより、平成21年3月31日をもって香美市住宅新築資金等貸付、次に「金」になっておりますが、ここ「事業」でございますので訂正をお願いしたいと思います。貸付事業特別会計は廃止し、平成21年度からは一般会計へ計上される。

次、16ページの4、公共下水道事業特別会計。

### 4. 公共下水道事業特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額7億9,413万9,000円に対して、歳入総額は7億8,913万2,000円、歳出総額は7億8,862万5,000円で、形式収支は50万7,000円となっている。しかし、繰入金のうち基準内繰入金は1億8,675万8,000円であることから、一般会計からの補てん額は1,494万2,000円となる。このことから、実質1,443万5,000円の赤字決算である。

公共下水道事業使用料の徴収事務については、水道事業者に委任（委託料は前年度実績に基づき計算し翌年度に精算払い）している。平成19年度に上下水道使用料の徴収等にかかった総経費は約1,762万2,000円であり、平成20年度に下水道事業か

ら水道事業者を支払われた徴収事務委託料は総経費の42%に当たる約742万円である。年間徴収件数は、上水道使用料が70%に当たる約3万8,000件、下水道使用料が約30%に当たる約1万6,000件であることから、下水道使用料徴収事務委託料を見直すべきである。

#### 5. 特定環境保全公共下水道事業特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額2億3,528万7,000円に対して、歳入総額は2億3,019万4,000円、歳出総額は2億3,003万3,000円で、形式収支は16万1,000円となっている。

しかし、繰入金のうち基準内繰入金は1億1,854万9,000円であることから、一般会計からの補てん額は505万1,000円となる。このことから、実質489万円の赤字決算である。

#### 6. 老人保健特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額6億3,990万1,000円に対して、歳入、歳出総額はともに6億2,540万円で、形式収支はゼロ円となっている。本年度は、老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行したことにより、医療機関や老人医療受給者からの月おくれ請求や過誤納金の処理等のための予算、決算となっている。

#### 7. 国民健康保険特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額40億1,470万4,000円に対して、歳入総額は39億8,752万4,000円、歳出総額は39億6,831万5,000円で、形式収支は1,920万9,000円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円であるので、実質収支は1,920万9,000円の黒字となり、うち1,000万円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定により国民健康保険財政調整基金に積み立てた。

#### 8. 介護保険特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額27億2,577万9,000円に対して、歳入総額は27億2,316万7,000円、歳出総額は26億3,825万6,000円で、形式収支は8,491万1,000円となっている。

#### 9. 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

平成20年度の決算額は、予算現額1,234万5,000円に対して、歳入、歳出総額はともに1,214万8,000円で、形式収支はゼロ円となっている。

#### 10. 農業集落排水事業特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額1億3,156万3,000円に対して、歳入総額は1億3,077万4,000円、歳出総額は1億3,076万円で、形式収支は1万3,000円となっている。

#### 11. 後期高齢者医療特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額3億8,654万2,000円に対して、歳入総額

は3億8,390万8,000円、歳出総額は3億7,990万8,000円で、形式収支は400万円となっている。400万円の内訳は、翌年度に広域連合へ支払うべき医療保険料299万7,000円と還付未済額94万5,000円等であり、実質の差し引き残額はゼロ円となる。

### 12. 財政構造の弾力性等

本年度の地方債残高は、対前年度比3億5,557万3,000円の減となっている。本年度は一般会計と住宅新築資金等貸付、ここも「金」が「事業」になりますのでご訂正をお願いいたします。貸付事業特別会計でも、国の補償金免除繰上償還制度を利用して高い金利の市債を低金利のものに借りかえて、将来への負担を軽減した。

新庁舎建設に当たっては、合併特例債を最も有効に活用しバランスのとれた財政運営を進めていかなければならない。

### 13. 事務のスリム化と経費の削減

これまで監査委員として事務のスリム化を意見してきたが、業務の多様化、新規事業の増加等に伴って全体的に時間外勤務時間数がふえている。前例踏襲主義から脱却しなければ業務量はふえ続ける。一方、収納管理課は、業務の一元化を行い時間外勤務時間の縮小、収納事務の効率化が図られている。また、市営住宅使用料の収納事務については、財政課と収納管理課の2課の協力により大きな成果を上げている。

将来を見据えた節約型財政計画を推進するならば、事務内容を再考し、業務の一元化など柔軟な対応が必要である。

### むすび

私たちの住む日本における急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ深刻かつ多大な影響をもたらしている。平成17年の国勢調査によると、本市の年少人口（0～14歳）は10年前と比べると実人口で約1,000人近い減少となっている。住民基本台帳からは、平成21年4月1日時点で年少人口は2,971人となっており、3年前の平成18年と比べると既に215人も減少している。これらは、核家族化、経済情勢等の変化の中で子どもを安心して産み育てることが難しい社会状況が生じていることの1つのあらわれであり、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことのできる環境整備が強く求められている。そんな中、平成21年4月、香美市すこやか子育てプランに基づいて、待望の「なかよし保育園」が開園した。

本年度、香美市一般会計と特別会計を合わせた額は、歳入総額245億4,380万4,000円、歳出総額238億7,164万9,000円で、差し引き6億7,215万5,000円の黒字である。前年度と比べると歳入総額は約47億円、歳出総額は約46億円の縮小した決算となっている。本年度の特徴として、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計で国の新しい施策による補償金免除制度を利用しての繰上償還等を行い、将来への負担を軽減した。2つ目に、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、75歳以上の高齢者などの医療給付を行う独立した医療保険制度が創設されたことが上

げられる。これによって、老人保健特別会計は、医療機関や老人医療の受給者からの月おくれ請求や過誤納金の処理等のための残務整理会計となり、対前年度比約47億円縮小した決算となった。また、新たに後期高齢者医療特別会計が新設され、国民健康保険特別会計では、これまでの保険者の約35%（4,632人）が後期高齢者医療制度へと移行したことにより対前年度約2億4,000万円縮小した決算となった。

今後の財政運営については、まず将来を見据えた計画性のある予算を立て、次に施策の重要性、緊急度を的確に把握し、公正で合理的かつ効率的な行政執行を維持し、市民の一人一人が生命をたっぴ、豊かで安心して暮らすことのできる市に発展することを期待してむすびとする。

「3番の簡水が飛んだ。」という声あり

○代表監査委員（大岸啓郎君） 済みません、あんまり飛び過ぎて簡水が飛んだよう  
でございまして、15ページ3の簡水。

### 3. 簡易水道事業特別会計

平成20年度の決算額は、予算現額5億2,035万7,000円に対して、歳入総額は5億1,587万4,000円、歳出総額は5億1,563万2,000円で、形式収支は24万2,000円となっている。

しかし、繰入金のうち基準内繰入金は9,777万4,000円であることから、一般会計からの補てん額は7,222万6,000円となる。このことから実質7,198万4,000円の赤字決算である。

続きまして、水道決算報告の最後から、21ページの次。

平成20年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度香美市水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成20年度香美市水道事業会計決算

### 2. 審査の期日または期間

平成21年7月23日、24日

### 3. 審査の場所

香美市役所2階監査室

### 4. 審査の手續

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

## 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認める。

最後まで省略させていただきまして、最後のむすび。

## 5. むすび

水道事業会計の当年度の純利益は5,234万2,028円で、対前年度884万3,735円(20.3%)の増益であった。また、高利率の企業債を繰上償還するなど、水道事業のさらなる安定運営に向けた努力がうかがえる。

しかしながら、給水収益は減少傾向にあり、新水源地の建設や簡易水道事業との統合を見据えた運営となると現状のままでは将来は厳しい経営になることが予想されることから、香美市水道事業基本計画に沿った運営に努められたい。

次に、工業用水道事業の決算、これ最後の端のページになります。

## 平成20年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成20年度香美市工業用水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成20年度香美市工業用水道事業会計決算

#### 2 審査の期日または期間

平成21年7月23日

#### 3 審査の場所

香美市役所2階監査室

#### 4 審査の手続

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

### 第2 審査の結果

#### 1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認める。

#### 2 今後の動向とむすび

高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業などの県外事業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役割を担っている。しかし、平成20年度も新たな事業所との契約はなく、事業収益の約99.8%を他会計から繰り入れなければならない厳しい状況にあった。

本年度からは地方債の元金の償還も始まり、償還額は約860万円となった。これらは、全額を過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。翌年度以降は、毎年約1,400万円余りの償還予定である。

高知テクノパーク工業団地が果たす役割は今後とも重要であることから、引き続き企業誘致には努力をしながらも、私たちを取り巻く環境の変化や香美市の財政状況等全体から判断すると、工業用水道としての利用が見込めない現状では、思い切った方向転換を実行すべきではないか。

続きまして、平成20年度健全化判断比率の審査意見。

平成20年度健全化判断比率の審査意見

#### 1 審査の対象

平成20年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

#### 2 審査の期間

平成21年8月20日

#### 3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

#### 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

終わりに、平成20年度資金不足比率の審査意見。

平成20年度資金不足比率の審査意見

#### 1 審査の対象

平成20年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

#### 2 審査の期間

平成21年8月20日

#### 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及び算定基準書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

#### 4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 監査委員の報告を終わります。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査の意見と財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査の意見について報告をしていただきました。そのご労苦に対しまして、一同にかわり敬意を表します。ありがとうございました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長から発言を求められていますので、許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほど諸般の報告をさせていただきました。済みません、お手元にお配りさせていただいております資料の9ページをごらんいただきたいと思いません。一部訂正がございます。

生涯学習課の分で、中ほどにございます「香北地区文化展は11月7日、8日」とこう書いてありますが、当初この日の予定でございましたが、都合によりまして「11月21日、22日」に変更になりましたので訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 以上で訂正を終わります。

お諮りをいたします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第82号は新庁舎建設の建築工事施工監理に要する経費を当初予算時より増額する必要があり補正が必要となったこと、また、新庁舎建設工事を12月に着工し、平成23年3月までの予定期間内に完成させるために早期に入札手続に入る必要があるため等の理由のため、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し本会議方式により審議、採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、日程第19、議案第82号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、私のほうから平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

議案第82号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度香美市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,723万6,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億94万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年9月2日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

人事異動に伴う職員人件費の組み替え及び学校施設における太陽光発電設置事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳、ページ数でいいますと議案82-3ページから議案82-9ページ及び議案82-12ページから議案82-68ページまでにつきましては、議案82-70ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算(第3号)提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に8億7,723万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ164億94万7,000円としました。

概要は、歳入では普通交付税の追加、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、安全・安心な学校づくり交付金の追加、義務教育施設整備事業債の追加等が主なもので、歳出では職員人件費の組み替え、地域活性化・公共投資臨時交付金事業(2億1,227万9,000円)の追加、中学校施設耐震改修工事の追加、公共土木施設災害復旧費の追加、財政調整基金積立金の追加等が主なものとなっています。

以下に歳入歳出予算の款別の補正予算の概略がありますが、これは省略させていただきますので、別でご参照ください。

次に、議案82-10ページ、第2表、債務負担行為につきましてご説明いたします。

新たに庁舎建設に伴う仮設多目的トイレ整備業務の債務負担行為を期間、平成22年度から平成23年度の2年間、限度額200万円として追加。庁舎建設工事の債務負担行為を1億4,320万5,000円増額し、限度額22億4,570万円に変更しました。調書につきましては、議案82-69ページにございますのでご参照ください。

続きまして、議案82-11ページの第3表、地方債補正につきましてご説明いたします。

共聴施設整備事業債は、1,600万円増の3,600万円としました。義務教育施設事業債は、小・中学校太陽光発電設置事業に2億2,600万円増の5億7,720万円

としました。農林水産業施設災害復旧事業債は、330万円増の1,630万円としました。公共土木施設災害復旧事業債は、1,850万円増の2,860万円としました。補正後の起債限度額の総額は、2億6,380万円増の21億5,778万1,000円としました。借り入れ資金に新たに地方公共団体金融機構資金が追加となっております。その他起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。議案82-73ページに内訳がございますので、ご参照ください。

以上で補足説明を終わりますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、歳入歳出分割して行います。

まず、歳入に対する質疑を行います。歳入に対する質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） まず、1点だけお聞きします。

議案82-28ページの諸収入ですが、これ227万7,000円、特別会計のほうへ振りかえということで当初はそのまま振りかえられておりますが、この額が、その振りかえの理由についてお聞きをしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 当初は一般会計に組んでおりました。特別会計については、主に保険料を収納して広域連合へ納めるという特別会計でしたけども、保健事業については一般会計へ組んでおりましたが、統計上煩雑になるということで、特別会計のほうに組んでもらいたいということで、特別会計のほうに今度組み替えをしたものです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） はい。そうすると、保険料のこれ徴収事務か何かですか。いや、じゃなくて、それが1点と、今お聞きした説明によりますともう今後はこういうふうに特別会計に最初から入ってくると、一般会計に入るといったことはないんですかね。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません、ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、後期の特別会計については保険料の収入をして広域連合へ納めるという特別会計が主なんですが、保健事業は一般会計に組んでおりました。で、保健事業についても特別会計で組んでもらいたいという財政課からの要望がありまして、今回組み替えを行ったものです。それで、今回の分は保健事業の分です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そうすると、今後はこの保健事業についても最初からもう特別会計に入ってくると。一般会計に入る分は、後期高齢医療の関係のものはもうないですか、ほかには。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 今後は保健事業も後期の特会に入ってくるといいうように

考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案82-10ページの債務負担行為補正の庁舎建設工事が1億4,300万円ほど増ということですが、上限を決めてやっつてる中で今回のこの増額というがは想定範囲内かという点をまず伺います。

それと、議案82-17ページの1目、農林水産業費分担金の5節の農地有効利用支援整備事業分担金260万円というがですけど、ちょっと内容等について、どこから入ってきてというところと、どういうふうな方向性で使われていくのかという点について説明を願います。

それと、もう1点だけ、議案82-21ページの民生費国庫補助金の中のこの地域介護・福祉空間整備等交付金ということですけど、これなかなか今まで手を挙げるところが少なかったようにも記憶してるんですけども、実際どういう積算に基づいてこの補助金が481万5,000円という格好になってきているのかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。ご質問にお答えします。

庁舎建設の30億円という限度額の範囲内でこの増額はできております。ただ、今までは建物本体だけでここに債務負担行為をしてたんですけども、附属する什器、例えばレールつきの書架、そういうものとかブラインドとかは工事と一体として納品いただいたほうが経費も安くいくんではないかという、そういうこともございまして、建物に取りつけの書架等の購入費を工事費に含めたと。そのことによりまして今回限度額が膨らんだと、こういうこととございまして。全体としては限度額の範囲内でやっております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案82-21ページの地域介護・福祉空間整備等交付金についてお答えします。

中身については、スプリンクラーの設置の関係です。地域密着型の高齢者の認知症の対応型のグループホームについて、平成19年6月に消防法の改正によってスプリンクラーの設置が義務づけられました。平成23年度末までに設置をしなければならないというようになっておりまして、現在香美市には4カ所ありまして、全部全然スプリンクラー設置されておりませんが、そのうちの1カ所がやりたいということで手を挙げてきております。275平米以上の施設について義務づけられておりまして、補助が平米当たり9,000円の補助になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 議案82-17ページの農林水産業費分担金の件でございます。

5節の農地有効利用支援整備事業分担金、事業分担金ですので、分担金条例に基づく1割の受益者負担です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番です。

議案82-22ページです。済みません、総務費県補助金の中の10節、中山間地域交通仕組みづくり事業費補助金というのがありますけれども、この事業の内容を説明をお願いします。

それと、それから、その下の民生費、高知県多子世帯保育料のこの分（高知県多子世帯保育料軽減事業費補助金）ですけど、これは、先ほども説明がありましたけれども何人分になるのか教えてください。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

この中山間地域交通仕組みづくり事業ですけれども、実は、現在繁藤で使っております市バスにつきましては平成9年9月に購入した車両で、この入れかえをするということで前段に予算をいただいておりますけれども、今回県が県の単独事業といたしまして中山間地域交通仕組みづくり事業というものをつくられました。もともとは中山間地域生活支援総合補助金を受けてやる予定でしたけれども、こちらの新しい県単事業のほうは補助率が、もともとのその生活支援総合補助金は補助率が3分の2でしたけれども、今回できました交通仕組みづくり補助金につきましては補助率が4分の3ということで率が高くなっておりますので、こちらに乗りかえるということが1つございます。

もう1つは、試験運行をさせておる地域でもございますので、乗降客あるいは沿線住民の方々のバスに対する意識調査等この際しておく必要があるだろうということもありません。この仕組みづくり事業につきましてはそういったソフト事業ができるということがありますので、いずれにしてもそういったハード、ソフト両面から支援がいただけるということですから、制度を乗りかえてこちらにしたということでこの補助金を受けることになりました。

県のほうも、車両に対する分についての率の問題もありますけれども、こういった調査事業については、全県的に今後の中山間地域の交通仕組みづくりをする上で調査をするということについては、香美市はこの4月から試験運行を先行してやっておりますので、これから取りかかるところよりも早く手がけられるだろうということで、非常に県のほうも積極的にこれについては支援をいただけるという状況でございます。特にこの調査事業につきましては、県と市と一緒にやっていくということイメージをしております。

ので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、議案82-22ページ、民生費県補助金のうちの12節、高知県多子世帯保育料軽減事業費補助金の対象人数でございますが、調査したところ認可外保育施設3名、それから公立保育園40名、合計43名が対象となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案82-23ページの県支出金の新規就農研修支援事業費補助金120万円ということで、これ当初60万円あったと思うんですけども、実際宣伝等が行き届いて、広がって行って、月10万円のこの部分ですわね、広がっていつてるのかというところを確認したいんですが。ほんで、この120万円、当初と合わせたら180万円、県の分ね、ほんで、市が出してということになるんですが、そこら辺のことについて確認をさせてください。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。議案82-23ページ、15節、新規就農支援事業費補助金でございますが、この金額の補正額につきましては、県のほうも有利な事業で新規事業をつくっていただきました。香美市としても、財源は60万円の中で、同じ市の財源をもとにその新規事業で今回提案できると。実情については2名ほどの相談件数がありますので、既にこの事業に伴う要綱でもう動きのある方がおいでになりますので、今回その2名については対応できるような補正予算ということにしております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっき企画課長のほうからご説明のありました議案82-22ページの中山間地域交通仕組みづくり事業費補助金のほうで、これが、補助率が有利なほうを採用するということになったと。ご説明の中で、そのバスに対する意識調査を県と一緒にやるというふうなご答弁だったかと思うんですが、この530万円というのはこの意識調査とほかに何か、あとどういう事業になっていくんでしょうか。意識調査だけにこの金額ですか。

それと、もう1点。同じ交通体系のことですが、議案82-32ページの6目の企画費の中の委託料、廃止代替バス龍河洞線運行委託金ですが、これは委託料の増額ということですが、契約内容の変更があったのかどうか、その2点をお聞きしたいです。

○3番（山崎龍太郎君） それは歳出。

○4番（大岸眞弓君） あ、歳出か。失礼しました、歳出のほうですので後で聞きま

す。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

調査費については、今回歳出のほうで見ていただいたらわかると思いますけども200万円を予定をしております。あと車両の入れかえ等に係る分ですから、合計でこの金額になっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

同じく議案82-23ページですけども、その11節と14節で同額がマイナスになってプラスになっていることですが、これも先ほど上のほうで、企画課長が有利なほうということで、県の支出金のほうで3分の2から4分の3（の補助率）という説明をされたんですが、この森林整備地域活動支援交付金が1,211万円、森の腕たち育成事業費補助金がマイナス1,202万3,000円か、そういう発想で組み替えられたということでしょうか、それを1点お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） お答えいたします。

事業が有利だということではございません。議案82-23ページの11節の森林整備地域活動支援交付金につきましては、施業の集約活動及び境界の明確化ということのその事業と、それから森林の被害状況等確認事業ということで新たな事業を導入しております。それと、森の腕たち育成事業につきましては、県の森の腕たち育成事業費補助金交付要綱の改正に伴いまして、林業事業体、森林組合ですが、これへの直接補助に変更したことによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番、大石です。

議案82-23ページの、金額小さいんですが6目、教育費県補助金の中、観光施設等緊急魅力向上事業費補助金ですが、これはどういう事業なんでしょうか。教育費としての県の補助金ですが、これ学校関係、何かそっちのほうに使われるんでしょうか、どういった方向で使われるんでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） お答えいたします。

これにつきましては、市の指定文化財であります野中神社のほうに案内板を設置する県の補助金となっております。学校のほうではありません。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案 82-21 ページの 2 目の 9 節、住宅手当緊急特別措置事業費補助金、こういった事業でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） お答えします。

住宅手当緊急特別措置事業ですけど、離職者の方であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対しまして、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けて支援を行うことを目的としたものです。本事業の支給対象者の申請に基づきまして住宅手当を支給するとともに、就労支援員を設置しまして、就労支援等を今年 10 月 1 日から全国一斉に実施する事業でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで歳入に対する質疑を終わります。

これから、歳出に対する質疑を行います。歳出に対する質疑、ありませんか。

5 番、織田秀幸君。

○5 番（織田秀幸君） 5 番の織田です。

議案 82-59 ページ、議案 82-60 ページに太陽光発電の設置事業ということで小・中学校の取り組みが載っております。これはスクール・ニューディールということで、国からの補助金が充てられたということで出ております。そして、ここで聞きたいことは、議案 82-73 ページの積算根拠（市債内訳）のところに、市長の報告では 6 小・中学校でということが載っておりましたが、ここでは 7 校あるようなんですけどね。そして、この項目の積算根拠の中の金額ですが、これ見ておったら鏡野中学校等は 220 万円ぐらい。これは容量にしたら 3 キロぐらいの容量しかないんじゃないかと思いますが、この学校別のそういう規模、そういうこの積算根拠で正しいもんか。で、これは大きな大宮小学校なんかでは 1,670 万円の予算を組んでおります。これは大体 20 キロワットぐらいのそういう大きな設置がなされるんじゃないかと。

（発言する者あり）

○5 番（織田秀幸君） いや、これ今議案 82-73 ページをちょっと言うておりますがね。

そして、この使用目的についてちょっと説明をお願いしたい思います。鏡野なんかはえらい小さいと思いますけど。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

太陽光発電については、地球温暖化対策の有効な 1 つの手段として行うものです。温室効果ガスの削減とか児童・生徒への環境教育の充実とか地域住民への啓発等の目的を

兼ねています。

それと、7校あるが、今回の予算では6校分を予算措置しております。それは、小学校については山田、楠目、大宮、大栃、それと、中学校については香北中学校、大栃中学校。それと、もう1件、鏡野中学校については、前回もう補正で上げておりますので、ほんで今回の補正では6校、プラス1校の7校というところになります。

それと、発電量ですけれども、これは屋根の構造とかによりましていろいろ変わってくると思います。それで、山田小学校については30キロワット、楠目小学校も30キロワット、大宮小学校については50キロワット、大栃小学校についても30キロワット。それで、中学校については、香北中学校については30キロワット、大栃中学校については10キロ、鏡野中学校については20キロというような、屋根の構造によりそのような見積もりをとって実施していくというところになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） こら積算根拠という形でこう数字が、金額が出ております。私の記憶では1キロワット大体70万円いうんですかね、そういう金額が必要です、そのように思うておりますけど、えらいさっきの説明とこの金額というたらちょっとかけ離れとるんじゃないかと思いますが、これ間違いないですか、この数字で。（議案82-73ページの）積算根拠のどこ。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大体30キロワット程度で、パネルは180から200ぐらいのパネルを敷くようになると思うんですけど、3,200万円程度に設置費用がなってきます。

それと、議案82-73ページの表をちょっと見てなかったですけど。

○教育次長（鍵山仁志君） 起債やき、これ。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 議案82-73ページの根拠については、そこの見出しにもありますけれども一般会計予算の市債、起債の内訳となっています。実際の事業費とはちょっと違ってくるように思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

その関連ですけれども、その施設をした場合に各学校の需要する、使う電気は大体賄えるもんかどうかということが1つと、それから、香美市にそういう設置する業者さんがおるのかどうか。この業者選定をどのようにするのかということと、工事については競争入札で行うかどうか、その3点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 学校施設の全部を賄うこと

はちょっとできません。補充しながらやるということになります。

指名競争入札で行っていきましても、大きな業者が、取り扱い業者ありますので、市内の業者さんではちょっと苦しいところがあるかも知れません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番です。

議案82-62ページの7目ですが、アンパンマンミュージアム駐車場用地購入につきまして、広さと単価をお願いいたします。ちょっときのう支所のほうに問い合わせましたからわかりますが、建物のあの部分はどうなのでしょう。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） お答えいたします。

アンパンマンミュージアム駐車場用地購入の件ですが、単価につきましては、平米当たり1万4,200円となっております。それで、これは駐車場用地、駐車場のほうでありまして、建物のほうはちょっと確認を、借地か市の土地かちょっと確認をようしております。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 全体の広さをお願いします。

○生涯学習課長（凡内一秀君） はい。ここの駐車場につきましては、道路ぶちの第2駐車場になっています。そこの1筆になるわけですが、1,065平米となっております。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 関連をしてお伺いしますが、この場所というのは今ちょっとお聞きしたら第2駐車場を、それは借り上げてた分を購入をすると、こういうふうなことだというふうにお聞きたんですけれども、この駐車場の件につきましてはアンパンマンミュージアム、ゴールデンウィークであるとか夏休み等々、非常にお客さんが多いときには国道まで車があふれ出しておりまして、非常に駐車場に困っているという状況がございます。そこで、新たに駐車場を借るとか購入をすることについては、この件は今まで借った分を購入というふうなことですんで新たに駐車場がふえるわけではないわけですが、新たにふやすというふうな計画はございませんでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） はい。このたびの購入は、おっしゃられますとおり現在駐車場用地の借地を購入することになっております。それで、今年になりまして高速道路の1,000円というのが出まして、大変混雑をした日もございます。それで、夏休み前につきましては健康センターセレネの裏のもう芝生のところもお借りし、また、一応ロープ、区分けをしまして、夏休み中につきましてはそちらのほうでも対応

させていただきました。今のところそのほかにまだ購入という予定はしておりませんが、夏休み中に一応そちらのほうで対応がある程度できた面はあろうかと思っております。特に自分も行き帰り、土日も通りますが、国道でお昼時分にそう並んだというときは余りなかったというふうに記憶しております。今後、検討もしていかななくてはならないとは思っておりますが、現状では今のところそういう状況です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっき入のところで間違えて聞きましたその議案82-32ページの委託料（廃止代替バス龍河線運行委託金）の増額について、契約内容の変更かどうかという点と、それから、議案82-33ページですが、さっきご説明のありました（13目、交通輸送対策費、13節、委託料、調査委託料）調査200万円、委託料にこれ出ておりますけど、どういう調査をされるんでしょうか。一定今試験的にバスが走っておりますが、そのときにも一定の調査はされたかと思うんですけど、香美市全域を調査されるのか、もう少しこう踏み込んだ調査をされるのか、どういった調査になるのか、それをちょっとお聞きしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

まず、委託料のほうですけれども、龍河洞線につきましては、当初予算で要求をしております額というのは平成19年度（後に「平成20年度」と訂正あり）の実績をベースにしたもので、概算的に見積もりをして予算を要求してございます。年度途中で精算をされますので、その差額を今回お願いしておるということから、契約内容の変更ということではございません。

次に、その市バスの調査ですけれども、先ほど言いましたように乗降者と、それと沿線住民を対象に調査をしたいというふうに考えております。調査の内容ですけれども、県は県で、これからどんなことを項目として上げていきたいかということはこれからの調整になります。というのも9月9日に補助申請ということになっておりますので、そこから作業が始まるということになるわけですけれども、その過程の中で調査項目が決定していきたくは思っておりますが、2つに大きくくくった調査をしたいと思っております。

1つは、車両についてはどういう車両を望むのかという調査をしたいと思っております。基本的にはバリアフリーのバスを入れるようにしておりますけれども、やっぱり地域地域によって付加的にこんなものをつけてもろうたらえいかというふうなことがあると思いますので、そういった部分をちょっと聞き取りをしたいと思っております。

それから、もう1つは沿線住民に特に対してになってきますけれども、どうすればその利用をしていただけるかというような、利用に対する度合いを上げていくという意味から、具体的に言いますと、例えばですけれども便数であるとか時刻であるとか、そういった具体の項目についてお聞きをするようなことになりやあせんだらうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村です。1件だけお尋ねします。

議案82-60ページですが、学校管理費の1目の15節、工事請負費の中学校施設耐震改修工事で1億8,270万円組んでおりますが、これは、提案理由の説明では鏡野中学校の仮校舎の建設工事の1億8,270万円となっておりますが、仮校舎を建て、それと耐震と合わせての金額なのか。それとまた、仮校舎はどこへ予定されているのかをちょっとお伺いしたい。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

耐震改修工事の工事費については、6月補正にものせさせていただいています。今回は新たに仮設校舎を設置する予算を計上いたしております。

建てる場所ですが、グラウンドの隅に建てるというようなことになろうかと思いません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 先ほど大岸議員のご質問に係る分で、龍河洞線の委託費のことを答弁した際に、前年度実績に基づいてというところで「平成19年度ベース」と言いましたけども、平成21年度ですから前年度といいますと「平成20年度」になります。済みません、訂正をしておきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） お尋ねします。11番、片岡です。

議案82-40ページの（1目）19節（住宅手当緊急特別措置事業費補助金）は、入のほうでも説明があったと思いますけれども、これは仕事を探しゆうということになれば、今借りてるお家の方でもその家賃の補てんをしてくれるのかどうか。あくまでも仕事も探しゆう、その入居する家の分を今の時点で探しゆうということなのか。それから、どれほどその金額を補てんしてくれるのかということ。どれほどの対象者を見込んでるかということ。

それから、議案82-44ページの18節、備品購入費、学童クラブですけど、この内訳をお願いします。

それから、議案82-53ページの13節の委託料、これ橋梁点検の委託ですけど、どれほどな形のものでこれ点検するのか。目視ではないと思えますけど、その中身をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員のご質問にお答えします。

住宅手当ですけど、生活保護の基準ですね、それを上限としていますので、生活保護の住宅手当が2万6,000円ですので、香美市の場合はそれが上限です。それで、既に入ってる方ですね、その方でも家賃が払えなくなった方は対象になります。ただし、出るのはもうその上限の範囲内になります。

それから、人数の見込みですけど、これも概算ですけど、国が大体こういったがで見込みを立ててくれという式にちょっと当てはめて出してる概算の人数が14人ぐらいです、半年間で。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員のご質問にお答えします。

議案82-44ページの放課後児童対策費の備品購入ですけれども、これについては高知県の放課後学び場応援事業というのがありまして、学習環境の整備であるとか学習活動の充実をするというような事業で100%の補助となっております。そういうことで、学童クラブによって違うんですけれども、エアコンを買ったりビデオデッキを買うところもありますし、キャビネットを買うとか国語辞典を買うとか図鑑を買うとか、もうかなり多岐にわたって購入します。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答えを申し上げます。

橋梁点検委託料600万円でございますが、これにつきましては、当初予算で600万円組んでいただいております、今回補正で600万円ついて合計1,200万円になります。

対象橋梁につきましては、全部で47になりまして、旧土佐山田町で11橋、旧香北町で7橋、旧物部村で29橋を予定しております。

委託の、検査の内容でございますけれども、橋梁の整備計画を立てるための委託業務になりますので、破壊検査なんかは行わず目視が中心になります。車両を使って、下から見れる車両がありますのでそういうものを使うところとか、それから足場を組んで近くまで行って見るとか、そのような点検といいますか内容の業務になります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

議案82-41ページですけれども、介護保険費の中の12（節）と20（節）の訪問介護利用者負担減額対策事業で、これに関してご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 当初組んでなかったのが組んだと思うんですが、ちょっ

と資料を持ってないので後でご説明させていただきます。（後に追加説明あり）

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案82-49ページの3目の19節、負担金、補助金のところですが農業生産体制強化緊急整備事業、これで大葉の印字機とかユズの保冷库などを買う予定ではないかと思いますが、それぞれ内訳を聞かせてください。

それと、その下の5目の19節、ここでこうち農業確立総合支援事業が大きく減額になってますが、その理由を教えてください。

それと、済みません、もう1点ですが、議案82-61ページの4目、文化財保護費の15節、工事請負費であります。ここに史跡案内板設置工事ってあります。これは先ほど説明があった野中兼山の案内板でしょうか。

以上、3点お聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。議案82-49ページ、農業振興費、3目の19節、補助金でございますが、農業生産体制強化緊急整備事業1,201万5,000円、大葉印字機導入のほうは609万円、残りの部分がユズ出荷場になります。

○議長（中澤愛水君） 19節。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 失礼しました。19節のこうち農業ですが、これすべて減額で上記の事業へ乗りかえということになります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 議案82-61ページですが、4目、文化財保護費の工事請負費です。おっしゃられましたとおり野中神社への史跡観光案内板ということになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。議案82-41ページの介護保険費、（20節）訪問介護利用者負担減額特別対策事業についてですが、この事業は平成20年6月で一たん終了した事業なんですけれども、今年4月にまた復活をしたということで補正をさせていただいております。一応対象者についてはいないということなのですが、対象はおらんということなのですが、とりあえずひょっと出てくる可能性もありますので、2人分ということで補正をさせていただいております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案82-40ページの社会福祉総務費、一番上の報酬のこの就労支援員報酬ですわね。るる説明があったんですけれども、どういうノウハウを持ってる人を雇われ

て、先ほどの住宅手当の事業費との絡みももちろん出てくると思うんですけど、そこら辺でどういう計画をお持ちなのか、その点ちょっとお尋ねします。専門性についてですね。

それと、議案 82-51 ページの観光費の中の負担金、補助及び交付金でこの経営改善指導事業補助金は、これは説明はだんだん受けたわけですけども、実際もし、前回の説明ではいかざったら途中で見切りをつけるという、第 1 回目までの調査等に対してはたしか 50 万円ほどやと思うんですけど、そういうことについても、もちろんやめるといふ方向性で提案されてるわけじゃないんですけど、そこら辺の心づもりといたしますかね。やはり相手も、なかなかそういう市の意図としている部分と、コンサルもなかなかもうけの対象にはならないというふうなことで、何とか経営手法を上げていくような説明を受けたわけですけど、そこら辺で、300 万円組んでも実際は 50 万円しか使わんと終わるといふ可能性もありますわね。そこら辺で、実際のところ担当として、コンサルも含めて援助していかんといけませんわね。実情も、きれいに情報共有もせんといかんというふうな中で、どこまで踏み込んだ対応をしていくのか。いかんもんをいくといふふうなこともなかなか難しい部分であると思っておりますが、そこら辺のところについての見解を再度確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

就労支援員ですけど、の業務になりますけど、住宅手当緊急特別措置事業の中で、手当支給対象者から就労活動状況の報告を受けるほか、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、それから公共職業安定所への同行訪問等を行います。また、必要に応じまして面接相談、それから申請の受け付け、入居住宅とかへ訪問で確認とかを行ってもらいになります。特に資格とかそういったものは必要はないですけど、こういった業務に積極的に取り組んでくれる方を雇用したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） はい。ご質問にお答えいたします。

議案 82-51 ページ、観光費の 19 節、経営改善指導事業補助金です。これについては過日説明をさせていただきました。地域の灯を消したくないという思い、それから市の責任等かなり厳しい心持ちで臨んでおります。赤字が全く解消して黒字になるといふところまでは当然いかないかもしれないけれども、その厳しい思いを従業員とともに、それからプロの目でもって改善していくという気持ちで一緒になって臨んでいく覚悟です。経営の調査をしていただいて、その調査内容によって改善の内容が変わっていくということもありますが、約 6 カ月間直接指導していただいて、その後この補助金によって委託が済んだ後も、高知県でコンサルをしていることもありまして、再々おいでくださる機会があるということなので、そのときにも折りに入って見ていただくとい

うふうにお話を聞いております。それはご厚意で来てくださると思います。市の施設を、地域を守るという思いで、当然灯を消したくないという思いは、従業員とともに一緒になって改善していく覚悟です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 高橋課長が今お答えをしましたが、ちょっと補足しておきたいと思います。

原則的には、黒字化というのは、現在のような状況の中ではそれは厳しいということはこの間もご説明させていただきました。やはりその目的はしっかりその経営改善をするんだということであろうかと思えます。市は市としての立場もございませうけども、肝心かなめの部分というのは、経営改善をしていく上では、基本はやはり指定管理を受けておる公社にあるという認識でおります。そういう意味では、市としては公社の体制というものについてもしっかりフォローしていかないかんだろうし、もう1つは、職員の意識というものに焦点を当てておるということはこの間ご説明をさせていただきました。特にその経営改善をしていく上で職員の意識については、教育指導を入れる必要があるということで今回の事業を入れることにしたわけですが、業者の方もやはりプロの方ですから、この一定の期間に目的とするところの経営改善につながらなければ、当然お金をいただくというような意識ではないと思います。やはりその売り上げ増とそれから赤字の縮小というものをしっかり見出していきたい、そこにつなげていききたいというお話でございませうから、そういうところに期待をしておると。すなわち、この数字というものでもってあかしを立てていくというご覚悟があつて仕事を受けていただくというふうにご認識をしておりますので、そこら辺をよろしく願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

まず、議案82-40ページの就労支援員については、説明を受けたわけですが1点だけ。現在の生活保護受給者ですわね、その人等に対しても就労支援活動をされるのか。それはもう別建てでこの住宅手当の対象の方だけなのか、その点をお尋ねします。実際生活保護被保護者に対してはケースワーカーの方なんか熱心にやられてる部分も見受けられますけど、そこら辺のリンクのことについてお尋ねします。

それと、議案82-51ページについては、説明を受けたんですけども、実際ステップ的にいってまず最初、この間の説明では50万円で、もういかんということの結論が第一義的にあると。次には半年間見てですわね、この300万円全部つぎ込んで、めどとしてだめならだめというふうな認識を持って、ほんで、これ以上のこの経営改善という形での予算の投入はないというふうなことをせんだつての議員協議会でお尋ねしたわけですが、その点をやはり基本的に確認させていただきたいという部分。むしろ思

い入れとかそういう部分についてはわかりますけれども、お金を執行するに当たって湯水のごとくというわけにはもちろんいかんろうし、この上に書かれてる補助金もまた約1,600万円ということになってますので、その部分について確固とした、執行部として張りをつけて、譲れない部分をやっていくのかという点で再度お願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） お答えします。

就労支援員ですけど、生活保護受給者の方もうちとしてはあわせてしてもらいたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の再度のご質問にお答えをいたします。

やはり闘える財があるから手を入れる必要があるだろうという前提がございます。まず、第一段階で終わるということが頭からわかっておるようであればもう初めからせんがましですからそれはしないと。やっぱりその次の段階をしっかり認識をして第一段階の作業をするという認識でございますので、そういうふうにとらえていただきたいなと思っております。闘える財があるから、すなわちその経営改善につながっていく要素があるんだというふうに受けておりますので、かかわる者としてそういう認識で私もおりますのでよろしく願いいたします。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 市長が新しく長になられた、公社のね、ということでちょっと決意のほどを聞いておきたいと思えます。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。先ほど企画課長のほうから公社そのものの体制を強化することが大事やということで、そういう発言がございました。そうした中で、前理事長の宗石旧物部村長さんが退任をされたということで、私がかわりということで、強化になるというふうには私は思っておりませんが、しかしながら先ほど商工観光課長、また企画課長が述べましたように大変厳しい環境ではございますが、やはりあの施設の生まれてきた経緯、また同時に、今ある、いわゆる存在感といいたまいますか、そうしたものも十分認識をしてやはり取り組むことが必要でありますし、それから、せんだって理事長に就任させていただきまして数日経過いたしましたときに従業員を集めて、今の状況と今後の取り組み方について従業員に説明をいたしました、私の口から。そして、これはやはり相当の覚悟を持って今後取り組んでいく必要がある。いけば背水の陣をしいた中で取り組んでいく思いで今回私はやらさせていただきたいということで述べさせていただきました。そういうことで、このコンサルを含めた今後のこの中身、体制づくり、こうしたものを十分に機能させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 関連。

そのいろいろご説明等ありましたが、1つは、きょうの監査委員さんの意見にもありましたように香美市が契約を結んでいるその指定管理の体系が、契約がばらばらというのがあると。これについては、やっぱり契約内容についてはちゃんと見直していく必要があるのではないかという意見もあったわけですが、やはり香美市の行っておる指定管理、統一基準を持つ必要がこの際あるんじゃないかと思うんですがその辺いかがでしょうか。指定管理でありながらこういう運営補助金が常時出続けるというのは決して好ましい形ではないと思いますし、それから、もう1点、経営改善指導のコンサルへの委託金ですけれども、ここのべふ峡温泉数年前にも同様のコンサルで調査をしてその助言を受けておったというふうなことがあるんですが、そのことの経過なんかも当然お聞きになっておられますか？課長。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） どちらの課長にお尋ねなりゆうかちょっとわかりませんが。

○4番（大岸眞弓君） 企画課長。

○企画課長（濱田賢二君） はい。この前の説明会の際にもたしか触れたと思いますけども、これまでもこういったコンサルというものを導入をして経営改善を図ろうとしてきた経過があるということは承知しております。ただ、あのときに申し上げましたように調査等をして、ペーパーによってそのお示しをいただいた、そのことが成果という形であったかと思っておりますけども、今回は現場に入って指導、教育をするということでございますので、現地にそういった新しい指導のあり方というかそういうものが入るという意味では、前回のそのコンサルさんとはちょっと違うんだというふうに認識もしておりますし、そういう思いでこの前ご説明させていただいたということですのでご理解よろしくお願いたします。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） 統一基準について、香美市内全域の指定管理の統一基準について。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午前11時56分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 指定管理につきまして統一基準を設けるべきではない

かというお話でございますけれども、法が改正されまして指定管理に移行しておりますけれども、まだその点については十分整理がされてないというふうに理解しています。すべての施設を指定管理をするということになりますと地元で管理をしております集会所等につきましても指定管理、こういうことになるわけですがけれども、大学の先生のほうにお聞きしましても「そういうことにメリットがあるのか。」と、「そういうところまで指定管理する必要があるのか。」ということのお話聞きますと、法律上はするべきだということですが実質的には利益はほとんどないと、手間なだけだということなんです。したがって、施設によってそれぞれ異なるということがございますので大変難しい。例えばその施設を3つの団体が預かっている場合どこに指定管理をしたらいいのかというふうなこともありますし、そこでの問題をどのように処理していくのかというふうなことについては、どこが責任持つのかというふうなことについても、指定管理にすべて求めるということもできないということのようでございますので、国の動きなども十分見ながら整理をしていく必要がある。無理に、今法律がそうなったから全部指定でやらなきゃいけないということになりますと、矛盾もあるということは国も認めているところですので、この市のほうで整理をするというのは少し時間がかかるというふうに理解しています。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 言い方が悪かったかどうか、指定管理に市の施設を全部しなさいと言うたわけではありません。指定管理をする場合には、指定管理をしている、今までしようとするところ、それからこれまでしてきた幾つかの施設があるわけですから、一定のやっぱり統一の基準というものは、指定管理にする場合の基準というものはあつてしかるべきだろうということを申し上げたわけです。このように補助金がずっと要り続けるということが指定管理の制度になって好ましいかどうか、それを問うていただきたい。それで、やっぱり合併してもう何年もたつわけですから、どういたしますか、こういう矛盾といいますか、こういうものは、見直すべきは見直していく必要があるんじゃないかという話をしたわけです。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 法律上は委託ができないということになっておるわけですね、もう法律は消えたわけですから指定管理しなきゃならないとなっています。自治体としてはどうしても遵法主義でいきますので、法遵守ということでいかなきゃならない。そうすると、すべて指定管理しなきゃいけないというのはこれは当たり前のことなんですけれども、当たり前のことを当たり前にやると矛盾が生じてくるということは国も十分承知をしているんですよということで。もともと指定管理が起こってきたのは文化施設であるとかあるいはスポーツ施設である、もうその専門家に任せたほうがいいんだよということで指定管理をしてきたんですけれども、押しなべてすべての施設を指定管理しなさい、法律を消してしまっているわけですから、基準を今ここで定めるとす

れば、すべてを指定管理にしましょうということにしなければそもそもの指定管理の位置が始まらないということになるわけですので、そのこのと大変矛盾を抱えて進めているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。  
2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。  
議案82-33ページでありますけれども、香北支所費の…。

○議長（中澤愛水君） ちょっとストップしてください。  
(サイレンにより中断)

○2番（矢野公昭君） 香北支所費でありますけれども、その2節、給料というところで1,600万円、これが増額になっております。そして、関連といいますか議案82-58ページの教育費の中の2節、これが2,800万円の減額になっております。これは当然人事異動等の内容であろうと思いますけれども、ちょっと金額が大きいようなのでこの内容の説明を願います。

それと、議案82-50ページの林業費の中の林業振興費、その15節、工事請負費で420万円、ダム周辺環境整備事業。それと、議案82-53ページの土木費の中の道路維持費で15節、同じくダム周辺環境整備事業、これが500万円というものが載っております。これは同じところでありましょうか。

それと、議案82-53ページ(2目)につきましては道路維持費(15節、工事請負費、ダム周辺環境整備事業)となっておりますけれども、議案82-50ページにつきましても、これは林業振興費(15節、工事請負費、ダム周辺環境整備事業)であります。同じく道路でありましょうか、説明を願います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 人件費につきましては、この時期にいつも同じようなご説明申し上げておるところですけれども、市の職員の人件費の計上というのは前年の12月の人員配置をもとにして積算をしております。その後の4月には人事異動もございいます。あるいはその前に退職者も生じるというふうなこともあります。機構改革もございいます。こういうふうなことを経まして、9月に現在の配置している職員に沿って賃金を計算するというようになっておりますので、人件費のところは9月には大きく変更するというところでございいます。ただ、議案82-58ページのところが大きく動いてるんじゃないかということですが、これにつきましては少し時間をいただいて、だれがどこにということまではいきませんが、かいつまんだ説明ができるようにしたいと思いますので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） お答えいたします。

議案82-50ページですが、これの林業振興費の15節、工事請負費、ダム周辺環

境整備事業でございますが、これにつきましては林道宇筒舞線の改良事業でございます。

- 2 番（矢野公昭君） 林道どこって言うた？
- 林政課長（岡本博臣君） 林道宇筒舞線でございます。
- 農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 舗装じゃない？
- 林政課長（岡本博臣君） いや、改良事業。
- 議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。
- 香北支所地域振興課長（竹内 敬君） はい。矢野議員さんの質問にお答えをいたします。

議案 8 2 - 5 3 ページの 2 項、2 目、道路維持費の中の 1 5 節、工事請負費、ダム周辺環境整備事業 5 0 0 万円の内訳でございますけれども、全部で 4 カ所ございまして、そのうち 2 カ所が市道に係ります排水路の改修工事 1 0 0 万円ずつでございます。それから、1 カ所が市道のガードパイプの補修に係ります工事費 1 0 0 万円でございます。それから、もう 1 カ所が市道の路面改修補修工事に係ります工事費 2 0 0 万円、1 件、合わせまして 5 0 0 万円の工事になります。

以上でございます。

- 議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。
- 総務課長（法光院晶一君） 人件費についてご説明をいたします。

議案 8 2 - 5 8 ページの（1 0 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、事務局費、2 節、給料）2, 8 0 0 万円が減額になったその主な原因っていうのは、先ほど説明しましたように 4 月に人事異動あるいは機構改革をしておりますが、その際に支所に配置をしておりました教育委員会分室が支所教育班のほうに移っております。そうしたことからこのような大きな減額になっております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 矢野君、えいかね。
- 2 番（矢野公昭君） はい。
- 議長（中澤愛水君） 1 0 番、山崎晃子君。
- 1 0 番（山崎晃子君） 1 0 番、山崎です。

まず、議案 8 2 - 3 5 ページのこの 2（目）の賦課徴収費の中の滞納処分費というのが 1 1（節）と 1 2（節）にありますけど、これについて、これはどういうものか教えてください。

それと、議案 8 2 - 3 9 ページですけれども、この監査委員費の委託料、工事監査等外部委託費が減額ですけれども、今年は外部監査をしないということなのか、その辺ちょっと教えてください。

それから、議案 8 2 - 5 4 ページの公園費の中の香美市まちづくり交付金評価委員会というのは、これはどういったことをするのかということと、それから、議案 8 2 - 6 4 ページの学校給食費、報酬の給食センター建設検討委員会のほうの報酬が増額されて

ますけれども、これはどういったための増額なのか教えてください。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案82-54ページの報酬ですが、このまちづくり交付金評価委員会ですが、泰山公園が今年、まちづくり交付金事業が平成21年度で完了します。その事後評価をしなければならないということになっておりますので、その、今までしてきた事業の評価をするための委員会を設置をするというものです。要綱を作成をして稟議をしております。委員は5人以内として要綱を定めておまして、まだ委員さんの選任は行っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 監査委員事務局、植田佐智さん。

○監査委員事務局次長（植田佐智君） 山崎議員の監査委員費の委託料、外部委託費14万円の減額の件についてお答えいたします。

工事監査なんですけれども、各課等の工事の進捗状況と、それと各課等の協力とを得ながらしていくんですけれども、今年度に限りここから先、年内に行われる工事でちょうど工事監査をするに値するような工事が見つからなかったために早目に減額をいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 議案82-35ページの賦課徴収費の12節の役務費でございますが、この滞納処分費2万8,000円ですが、これは滞納者の動産を差し押さえをしております。それを、今回初めてですがインターネットで公売をするように計画をしております。それで、インターネットで物品を出して、それが売れた場合にネットの、これヤフーになります。そちらで3%手数料が要りますのでその3%の分と、それと、今回軽自動車、これも動産になりますが、価格を決める場合に一応査定もしないといけませんのでその査定料も含んでおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案82-64ページですけれども、学校給食費の報酬、給食センター建設検討委員の1（節）ですけれども、これはいろんな研修活動なんかも含めてやっています。ほんで、当初6万円組んでいましたけれども、今後まだ不足しそうなので補正ということにしました。

以上です。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。歳出に対する質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は9月8日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

（午後12時12分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 9 月 8 日 火曜日

平成21年第5回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月8日火曜日（会期第7日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

12番	久保信彦	19番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長兼選挙管理委員会書記長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成21年9月8日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 比与森 光 俊 君
- ② 20番 大 石 綏 子 君
- ③ 5番 織 田 秀 幸 君
- ④ 10番 山 崎 晃 子 君
- ⑤ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑥ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑦ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑧ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑨ 1番 山 岡 義 一 君
- ⑩ 13番 竹 平 豊 久 君
- ⑪ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑫ 15番 依 光 美代子 君
- ⑬ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時03分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。12番、久保信彦君は自宅療養のため欠席、19番、前田泰祐君は入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番。おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

門脇市長は、6月議会で来春の市長選挙に出馬の意思を示され、私個人として一安心しているところでございます。真つすぐな人柄の市長に対し大変失礼な質問ではあると思いますが、ご容赦願います。

市長は、日々一言一言、責任の重さをしっかり腹に据え、市長という大役を務められていると思いますが、改めてその政治姿勢をお聞かせ願います。

国政に目を向けますと、衆議院議員選挙は民主党の圧勝で終わり、組閣人事が注目されているところですが、今後の国政の動向にはしっかり目を向けていかなければと思っております。民主党代表、鳩山由紀夫氏の選任により小沢一郎氏が民主党幹事長となり、そして、恐らく内閣総理大臣には鳩山代表が選任されることは周知のとおりでございます。西松建設巨額献金秘書逮捕事件の小沢幹事長、故人献金、この「故」は亡くなられた「故人」です。ご承知のとおり、故人献金疑惑秘書問題の鳩山内閣総理大臣、この2人が今後の日本のリーダーを務めるわけですが、鳩山代表ご自身のホームページ、衆議院議員、鳩山由紀夫メールマガジン「はあとめーる」2003年、鳩山由紀夫のメッセージの一部を紹介させていただきます。ちょうど社民党、辻元議員が逮捕された時期のメッセージでございます。「それにしても不可解なのは、土井たか子社民党党首がやめないことです。今回の件では社民党関係者が4名逮捕されています。その中心人物は土井党首の秘書、五島昌子で、彼女が辻元前議員を初め新人議員の指南役で、秘書給与を流用するという詐欺行為も教えたとされています。」。これからは鳩山氏の政治信念と申しますか、「私は政治家と秘書は同罪と考えます。政治家は金銭に絡む疑惑事件が発生すると、しばしばあれは秘書のやったこととうそぶいて、みずからの責任を免れようとしますが、とんでもないことです。政治家は基本的に金銭にかかわる部分は秘書に任せており、そうでない政治家もいるようですが、秘書が犯した罪は政治家が罪を受けるべきなのです。同じ野党の立場から申し上げにくいことではありますが、国民のためにも、そして社民党のためにも土井党首は身を退かれるべきではないでしょうか。あえて苦言を呈します。」と述べています。以上、メッセージの一部ですが、私は鳩山氏にの

しをつけてそっくりそのままお返ししたいと言いたい。鳩山代表の故人献金問題では、すべての責任を秘書に丸投げしたわけですが、国政のリーダーを務めようとする人物が他人に厳しく、余りにも身内、ご自身に甘い、実に無責任な政治姿勢ではないか、それとも非常にすぐれた健忘症か、あるいはペテン師顔負けの二枚舌か、今後の日本の進路を心配するところであります。

門脇市長はこれまでも、またこれから首長としてその発言、行動には非常に重い責任を感じ職責に取り組まれると思いますが、ご自身の発言、行動に対する責任をどのように位置づけられておられるのか、政治姿勢をお聞かせください。メッセージをどのように受けとめられたか、よろしければお聞かせ願いたいと思います。

次に、昨年3月議会の一般質問で提案させていただき、現在視覚障がいの方に配布されていますテープ録音による声の広報についてお伺いいたします。

昨年3月議会以降、福祉事務所のご尽力により昨年8月から配布されています声の広報は、7月20日の高知新聞にも掲載されましたように、障がいを持つ方々から大変喜ばれています。そうした中、1つ要望として、昨年少し触れましたが、「ご冥福をお祈りします」との死亡欄の録音を望んでいます。昨年NPO法人たびびとの方と話をさせていただいたときも、「人名については間違っ読むと大変失礼になってしまう。例えば「さちこ」か「ゆきこ」かなどで困る。」とのことでした。「振り仮名をつけてくだされば録音することは何ら支障はない。」とのことでございます。

4日前にも、たびびとの方と電話ではありますが話をさせていただきました。福祉事務所とのこれまでの経緯も含め、迅速に対応してくださるとの話をお聞きしました。その際、死亡欄の録音を要望する視覚障がい者の声が寄せられているとのことでございます。広報に掲載されている方の名前に振り仮名をつけるわけですから何の支障があるのか、理解に苦しみます。テープ録音による声の広報に死亡欄の録音を入れることはできないことなのか、お伺いいたします。納得のいく答弁をよろしくお祈りいたします。

来春廃校となります県立大柝高校のその後の活用についてお伺いいたします。

市長からの諸般の報告では、利用を検討する庁内組織として大柝高校統廃合後の利用検討会議を設置し、具体的な活用方法についてさまざまな観点から検討していくとのことですが、スポーツ関係者の一人として、スポーツ振興のための施設として活用することも案の中に入れていただき、今後の協議を進めてほしいと願うところでございます。今日まで地元住民からの要望や現役高校生、PTAからの働きかけなど意見が寄せられていることはお聞きしました。大柝高校は宿泊施設もあり、立派な武道場、相撲場、体育館も完備されていることから、あの施設が利用されないことは非常に残念な思いがいたします。今年の春には校舎すべてを見学させていただきました。あのまま放置することは余りにももったいないと思います。

個人的な意見としては、建物すべてではなくても、香北青少年の家の大柝分室などのような形で利用できればよいと思うことがあります。かつて山田少年剣道教室では、夏

休みに1泊2日の合宿を実施していました。合宿が終われば翌年の予約をとって帰らないと、次の年は合宿ができなくなるほどの利用状況です。もう18年ほど前になりますが、クラブ活動を含め学校教育を優先することによって予約をとることができず、それ以降、香北での合宿はできなくなっています。今年は芸西で合宿を行いました。芸西の運営方法なども一度検討してみてはどうか提案いたします。

また、大栃高校では、合併以前から今年まで物部体力づくり剣道錬成大会が開催され、今年で41回の歴史を刻んできました。県内でも長い歴史の大会でございます。私も高校のときには参加した記憶があります。剣道関係者からは、この大会が大栃高校で開催できなくなるのではないかと心配されています。大栃高校での継続を望むことから、香美市スポーツ少年団と香美市体育協会ではスポーツ施設として活用するための署名活動を8月末日まで実施し、現在集計中ですが2,000名近い署名が集まっています。

以上のことからお尋ねいたします。設置されました利用検討会議では、県との協議の中で現在どのような状況にあるのか、県は大栃高校統廃合後の有効活用について基本的にどのように考えているのか、芸西の運営方法の研究も含めあらゆる角度から調査、研究し、可能な限りの提案を粘り強く交渉することを強く望むところであり、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

そして、剣道大会の継続は可能なのか、今後どのように取り組んでいく計画か、答弁よろしくお願いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 比与森議員の1回目のご質問にお答えをいたします。

市長の言動は、市民に対しその一つ一つが大きな重みを持っているのではないかと、いうことで、市長としての政治姿勢をと、いうことでございました。鳩山さんのいわゆる言葉を引用しての、さまざまな立場からそうしたご質問だったと思、います。常々私自身、市長という立場にあることからしまして、日常生活におきましても、やはりその発言や行動には十分な配慮をすることが必要である、ということを感じております。また、そうならなければならないと思、っておりますが、皆様方もご承知のとおり軽薄な人間でござ、いますので、そのようになかなか十分にできてはおりません。お恥ずかしい事柄も多々ござ、います。そうしたことがある、ということも承知をいたして、おりますが、ただ、公職というこの立場におきましては、職務に関する言動には当然重大な責任が伴っている、ということも承知をして、おりますし、また当然のこと、でございます。しかし、言うはやすし行うはがたし、という言葉にもござ、います。そうした言動が一致しないことが、先ほど言、いましたようにあるときもござ、います。ただ、そうしたことになったときには大変申しわけなく、自戒とい、いましょうか、自責とい、いましょうか、そうして自分を戒めながら反省をいたして、おります。同時に、素直にもうただ謝ると、いうことを心がけておると、いう、そういう一つの姿勢で私自身は務めておると、いうふうと思、っております。

鳩山さんに対してのコメントをということでございますが、数年前の発言内容でございます。状況を十分に承知いたしておりませんのでコメントは控えさせていただきますが、ただ、立場が変わってもその姿勢といいたいまいしょうか、そうしたものはきちっと貫くことが政治家としてはやはり大事ではないかなということは考えられます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。比与森議員のご質問にお答えします。

音声による広報の配布の件ですが、この広報は90分テープに入れておりますが、広報のボリュームが多く、すべて入り切らないため一部を割愛して吹き込んでおります。休日の当番医など利用の方の要望に応じて追加して入れたものもあります。広報は月によってボリュームに差もありますので、どうしてもお知らせしたいことや必要なことについて、利用者の要望等も聞きながら対応していきたいと思っております。

なお、先ほどの亡くなった方の名前の振り仮名を振ることについては可能だと思いません。できることは対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 比与森議員の大栃高校に関するご質問についてお答えをいたします。

大栃高校統廃合後の利用につきましては、市長の諸般の報告で検討会議を7月21日に立ち上げたことが報告されましたけれども、これは、これまでの地域振興の、そして教育の核的施設であった大栃高校が来春いよいよ最後の卒業生を送り出すことになりましたが、この施設の今後の活用につきましては、旧物部村時代より課題となっております。しかし、なかなかその道が見出せず今日まで来ております。この間、地域や関係者からはさまざまなご意見や案が出されてきた経過もありますけれども、それぞれに実現性の面で困難なことがあり、結論を得るに至っていないわけですけれども、去る4月27日付で、物部町地域の15名の有志の方々から市長あてに統廃合後の利用についての要望書が提出をされました。市といたしましては、県立の施設でもございますし、その要望書の内容につきましても、市での対応というよりも県レベルでの内容でございましたことから、早速県教育委員会へ市としてこれまで言っておりましたことを改めて申し上げ、あわせて地域からの要望をおつなぎをいたしました。

このことにつきましては、後日6月26日付で県教育長より市長に回答がありましたけれども、地域要望への対応は困難である旨の内容でありましたが、県教委のこの回答とあわせて市としての対応も検討しなければならないという、そういったことで回答する必要があるとの判断で検討会議を設けたものでございます。この検討会議の中でもさまざまな意見が出されております。その意見については、施設利用の可能性や法律上の

精査あるいは調査が必要でございます、現在その作業をしているところでございます。慎重に検討作業を進める必要があること、また、市としましては、相当の施設規模であることから、後々の維持管理が困難であるため県からこの施設の譲渡を受けることはできないということ、そういったことから、県教委に対しましては結論に至るまでの管理を引き続きお願いをしてきております、そういった申し入れをしたところでございます。県教委といたしましては、当面基本的な維持管理を引き続き行うとの返事をいただいております。跡利用については、今回のような議員からのご提案もあろうかと思っております。こうしたことも含めて当面は庁内組織で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） おはようございます。大栃高校統廃合後の利用検討ということの中で、スポーツ面での振興に役立ててはということの質問でございます。

先ほど企画課長からもお話がありましたように、大栃高校統廃合後の利用につきましては、いろんな利用の要望がされておるんじゃないかというふうに思っております。そんな中で、香美市スポーツ少年団並びに香美市体育協会では、今後のスポーツ振興の施設としてこの施設を有効に活用ということで現在署名活動をほぼ終え、約、おっしゃられますように約2,000名弱の署名が集まっております。これから市長に提出をするべく準備を進めているところですが、何分大きな建物でございますので、スポーツ利用をメインとした施設として残していくということにはなかなか現状では厳しいものがあるかと思っております。今後、7月に設置されております検討会議に出されています。その他の要望とあわせた形の調整の中で、スポーツ面の利用の検討もされるようにつなげていくことが大切ではないかというふうに思っております。

また、物部地区でこれまで行われておりました少年剣道大会でございますが、おっしゃられますように通算して今年で41回を数えております。今後この検討会議の検討内容にも、あと統廃合後の高校の利用の検討にもよりますが、これまで伝統ある大会でもありますので、可能な限り物部地区での実施に向けては検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。

初めに広報の件ですが、確認で、今の答弁をお聞きして、これ要望が障がい者の方からあるわけですので、今後死亡欄もテープに吹き込んでいくという、このように受け取ってよろしいかどうか、1点確認させてください。

それから、大栃高校ですが、室戸水産高校は、あそこも廃校になりまして現在室戸水産（高校）は室戸岬中学校になっています。物部の場合、小学校も中学校も耐震もされ、学校も立派な学校があるわけですけど、将来的に現在の、今年1歳を迎える子どもさん

が小学校に入学されたときの小・中学校の生徒・児童数というのは、ほぼであっても出ると思います。その辺の生徒・児童数の推移も踏まえて、これ自分の勝手な考えですが、大栃高校に小学校、中学校、今の中学校に物部支所、図書館、学童などをあそこに集約すれば便利じゃないかなというように考えたこともあります。その辺も踏まえて、将来的に物部地区の住民の方が教育の面でも福祉の面でも使い勝手のいい方向で検討されることを強く望みます。この辺ひとつよろしくお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

「ご冥福をお祈りします」という欄の吹き込みを（声の）広報に入れることになれば、毎月入れるようになると思います。結構人数の、名前とかは多いですので、月によって広報のボリュームなんかも違いますので、これによって今まで例えば入ってた内容を除くことにならないかといったようなことをちょっと検討して、そういったことがなければ利用者の意見等も参考にして前向きに対応したいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午前 9時27分 休憩）

（午前 9時29分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 比与森議員の2回目の大栃高校の跡利用についてのご質問についてお答えいたします。

そういったご意見も一住民からこれまで要望としてはありましたけれども、これを検討課題とするかということについては多少疑問を持っております。児童数のこともございましょうけれども、現在小・中学校については耐震施設になっておりますけれども、大栃高校は、体育館については耐震化をされておりませんので、子どもの安全から見ても、あそこを耐震化をしない以上はそちらに児童の学習の場を移すということについては疑義がございまして、検討せよということでございますけれども、なかなか課題として取り上げにくいというふうに認識しておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石綾子でございます。2点質問をさせていただきます。

まず、文化行政でございます。

行政の施策には文化的観点が必要だと思えます。例えば道路、橋、学校、街路等の公共建築物に美観、潤い、ゆとり、感性、地域性といった創造力を生かした文化的要素を取り入れることを重要視するようになってきました。文化的価値とは、これだけで終わるものではなく、心の豊かさを求めながら知的な、美的な感覚を高め、これを満たすものでなければなりません。一人一人が心に描く普遍的な美観を大事にし、それを互いに組み合わせて高めるところに文化行政の意義があると思えます。

市民に潤いと安らぎを与え、市外から訪れた人々にも、もちろん住んでいる人々にも、このまちはどこかほんのりとした文化的な薫りがすると注目されるまちづくりを目指したいものです。地域の文化はトータルな生活の営みですから、地域の風土や歴史、伝統が培われた個性的なものでなければなりません。合併以前は旧町村の文化行政があり、地域の文化を大切にし、それぞれ目指すものを持っていたと思えます。合併して行政、地域が1つになった今、文化に対する理念をしっかりとお互いがとらえておきたいと思えます。住んで誇りに思えるまち、あるいは文化の見えるまち、薫るまち、そのようなまちづくりの手法をどのようにお考えでしょうか、文化のとらえ方と文化行政について見解を問うものです。

次に、環境行政でエコバック推進につきましてお伺いいたします。

地球温暖化対策の一環としまして、量販店などがレジ袋を有料化する動きを加速させています。2007年に容器包装リサイクル法が改正され、レジ袋の削減目標が小売業者に義務づけられました。環境問題を重視する各自治体は、企業とともにレジ袋削減に向けた協定を結んで普及に努めています。県内では、少数の自治体と思えますが、レジ袋削減の取り組みとしましてエコバックの配布を行っている自治体もあります。土佐市が行っています。また、四万十市では、昨年9月市レジ袋削減推進会議を立ち上げ、今年2月から市内のスーパーなど4店舗でレジ袋の有料化を実施しています。その中で、男性を中心に5人1組でレジ袋削減に取り組むマイバック推進事業で男もマイバックに取り組んでいることは高知新聞で紹介がありましたのでご存じと思えます。

私は、物部川の岸辺の木々にビニールや袋がひっかかっているのを見るたびに心が痛みます。きっと皆様もそうだと思います。香美市もレジ袋削減、マイバック推進に取り組む時期が来ているのではないかと思います。市と市民、量販店との協議を立ち上げ、香美市として個性あふれる、だれもが持ちたくなるようなエコバックを推進してはいかがでしょうか。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石綏子議員の文化行政についてお答えをいたします。

大変重たいテーマでのご質問をいただきましたけれども、文化とは最も距離がある人間だと常々自覚をしておりましたが、こうして改めて文化という文字を目の当たりにいたしますと、どうも気持ちがひるんでしまい、かなった答弁になるか、まことに恐縮を

しております。答えが抽象的になるかと思えますけども、ご理解よろしくお願いたします。

さて、言われますように、行政と文化というものがどういう位置にあるかということですが、ありきたりの答弁になってしまいますけども、私の所管をする、かかわりで申し上げますと、本市の第1次香美市振興計画でも第5章の未来を拓くという柱のもと、地域文化の継承と創造というくくりで市政の方向と内容について示されております。これは狭義の意味での文化行政に係るものでして、議員の言われる文化行政とは、もっともっと広義の意味での文化行政を指すものだと認識をいたしております。そもそも文化とは、地域の中の構造物とか自然環境や風情、趣なども含め、培われ、築かれたものはおよそ何らかの文化につながりがあるものと、そう考えております。

ちなみに、まず文化のとらえ方ですけれども、文化とは計量化できない価値であり、目に見えるものではないという論からいたしますれば、まさにおのおの文化というものにとらえ方が、おのおのの五感という、感性によって違うということになるわけですし、また、文化行政ということでもさまざまございまして、例えばまちづくり計画の中でも歴史から見る、あるいは芸術文化であったり、教育そのものであったり、それから建築構造物であったり、有形、無形問わずまちづくり事業が行われているわけですけども、こうした事業を通して市民の日常生活に即した文化的環境の充実を行う行政が文化行政と言われるものだと受けとめております。平成に入る前後ごろだったでしょうか、ふるさと創生が言われ出したころから公共施設建設などでは一定の予算を美的デザインに充当する方式などが採用されるなど、こうした政策がまちづくりの手法として用いられ出してから、特に行政の文化化あるいは文化政策ということがまちづくりの中核に位置づけられてきたように記憶をしておるところです。

そして、文化の見えるまちとは、住んで誇りに思えるまちのことであると言われておりますけれども、この考え方は、行政は市民の考えや思い、そして市民の行動様式がその地域の文化そのものであることから、これに依拠した施策展開をしなければ、行政の理念だけでは住民が住んで誇りに思えるまちとはならないという説に発するものであると理解をしております。これからのまちづくりを進める上では、協働していくための大前提でもありますことから、念頭に置いておかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 大石綏子議員さんの、環境施策のエコバックの推進についてのご質問であります。

議員ご指摘のとおり、エコバック運動はごみの減量化施策として有効な手段でございます。私たちは日々の生活の中で、買い物の際にレジ袋を当たり前のように使用しております。レジ袋は石油を原料として製造されており、製造、焼却などの各段階でCO<sub>2</sub>が発生をいたします。CO<sub>2</sub>を削減していくためには、エコバックやふるしきを利用す

るなど、環境に配慮した一つ一つの小さな行動を積み重ねていくことが重要であると認識をいたしております。

レジ袋削減につきまして、県の取り組みといたしまして、昨年9月に高知県地球温暖化防止県民会議が設立され、県民、自治体、事業所、市民団体協働で地球温暖化対策を行う組織ができました。温暖化対策の具体化に向けて5つの部会でCO<sub>2</sub>削減行動計画を作成しているところであります。その部会の1つにレジ袋削減運動推進部会があり、その活動目標は、事業者、行政、市民団体が連携し、マイバックキャンペーンやレジ袋無料配布中止の手段によるレジ袋の使用量の削減を目指しております。今年度の活動目標といたしましては、マイバックでお買い物キャンペーンを推進、レジ袋無料配布中止キャンペーンの展開として、のぼり旗を作成し広く広報する、県内の自治体間での温度差があるので、レジ袋無料配布中止運動実施地域の拡大などを目標に掲げて取り組むことになっております。

本市のレジ袋削減取り組みといたしましては、6月に香南清掃組合構成3市によりまず環境連絡協議会におきまして、3市で営業しています代表的なスーパー、量販店とレジ袋削減に関する意見交換会を開催しました。会議の中で、大半の量販店にはレジ袋無料配布中止の意思はあるのですが、一部の業者は無料配布中止についてはまだ消極的で、足並みをそろえ、レジ袋無料配布中止に向けて努力している最中でございます。また、隣接の高知市もレジ袋の無料配布中止について協議していますが、こちらも協定が難航しておるようでございます。このような事情もあり、行政主導のレジ袋の削減に対する支援体制は、まだ本格的な計画としては始動していないのが現状であります。しかしながら、既に市内のスーパーや量販店などでは自主的にレジ袋削減に取り組んでおられる店舗もございます。マイバックの販売をしたり、買い物をする際にレジ袋の使用を断るなどでポイントが加算され、次回の買い物でキャッシュバックされるというシステムなどが上げられます。

議員ご指摘の香美市としての地域特性を出し、なおかつ市民の方々に進んでご使用いただけるようなエコバック推進方法につきましては、市民や事業者との連携が不可欠であります。今後とも、関係団体、機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。2回目の質問をさせていただきます。

文化とは本当に幅広いもので、私も文化を語るほどの高尚なものは持ち合わせておりませんが、以前この文化行政について旧香北町で質問しましたら、後ろのほうから「文化じゃ飯は食えん。」って、こう言われました。いや、しかし、生活の中で一番やっぱり気持ち的には大事なものだとは私にとらえております。そういうことで、香美市には文化的な要素はたくさんありますよね。こないだの地域のお祭りを見ましても、それから

物部のほうで塩の道の文化の掘り起こしもやっております。あるいは香美市立美術館も頑張っていると思いますし、建物もすてきな高知工科大もあります。文化は幅広くて、言えば切りがありません。今取り組んでおられる以上に次につなぐことが重要なことだと思います。課長のお答えのとおりでございますが、行政の理念だけでは文化は進まない、住民の方と協働でと、このことはやはり職員さんの方々に文化に対する思いをどう伝えていくのか、どう勉強しているのか、また、市民に香美市の文化行政の理念をどのように浸透させていくのか、人材育成も含めお聞きしたいと思います、市長さんに。

職員の方々には文化的感性の高い方がいらっしゃると思います。全員の方に感性がありますが、感性はそういうものではないと思います、おわかりいただけるかどうかわかりませんが。そういうことで、感性を育てることをどのようにお考えでしょうか。やはり仕事の面でも、それぞれどんな仕事につきましても感性というものはつきまといわけていくわけですから、また、生きがいにつながることはよい仕事につながると思います。適正な部署に配置することをお考えになっていらっしゃるでしょうか、文化的なそういった感性に対してのことでございます。こういうことを言いますと、やはり特に生涯学習や公民館、また芸術文化の振興など職員さんの適性はあるかと思いますが、教育委員会分野ではなくて市長さんにお伺いしたいと思います。

次に、エコバック推進ですが、ここで少し土佐市の取り組みを紹介させていただきます。昨年7月に協議会を立ち上げ、今年2月から市内の量販店で2,500袋を配布しているそうです。財源は県の補助金、豊かな環境づくり総合支援事業で100万円の2分の1、50万円で3年間の事業予定だそうでございます。また、四万十市では、昨年9月からの取り組みで、今年2月から市内のスーパーなど4店舗でレジ袋の有料化を実施しているそうです。このように先進地の事例がありますので難しくはないと思います。課長がお答えされましたとおり連携をとりながらですが、まず量販店との話し合いを、その連携はどのようにとっていかれるのでしょうか、これからどう話し合いを進めていただけるのでしょうか。

それから、通告文には「だれもが持ちたくなるようなエコバックを」と申し上げましたが、例えば我が市にはやなせたかしさんがおいでますので、環境やお買い物に関するデザインやキャラクターをお願いできないかと考えまして、私もエコバック、ちょっと持ってくるの忘れましたが使っております。本当に折り畳めば小さくなりますし、大きく広げればこれくらいになります。その中にぽんとデザインをつくっていただければ、単なる色で違いを出すのではなくて、あっ、これはやなせ先生のデザインだとか、ちょっと自慢できるような、そういう袋を考えていただければと思いますけども、それは次の段階になるとと思いますが、頭の中にとめていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石綏子議員の文化行政について、2回目のご質問にお答え

をさせていただきます。

本市は、長い歴史と多様な風土にはぐくまれた中で文化性に富んだ地域が多く、また、まちづくりを進めていく上でも重要なポイントとなっております。先ほど大石議員さんも述べられましたように、新しい文化要素を持った施設、美術館であるとか、あるいは工科大であるとか、さまざまなそうした新しい文化的な要素もあるわけですが、私自身考えるのは、やはり先ほど言いましたように、香美市全体が大変この長い歴史の中ではぐくんできた文化というものが大変重要であるし、また大切、魅力的なものがあるだろうというふうに思います。物部地区におきましては、やはりいざなぎ文化といいたいでしょうか、いざなぎをずっと伝承してきた大切な文化もあります。また、同時に平家伝説というもの、これも大変貴重な文化であると思います。また、香北にありましては、吉井 勇記念館、吉井 勇先生のおいでた猪野々の地域のやはり文化性、またアンパンマンミュージアム、やなせたかし先生のいわゆる出生、お生まれになった香北地区での漫画文化、そして山田地区では、野中兼山先生あるいは谷 泰山先生の足跡、そうした本当に香美市は全体が文化で包まれたような、やはり香美市であるような気がしてずっとなりません。

また、この香美市という、「香美」という名前も、よく県外の人にも言われるんですが、しょう美しい名前ですね、市の名前が美しい名前ですね、何か薫り豊かな、人情豊かといいたいでしょうか、文化性と言ったらいいでしょうか、そうした名前ですねということは何人かに言われたこともございます。そうしたことで大変、先ほど言いましたように香美市全体が文化性に富んだ、また丸ごと香美市、文化のまちだと言えるのではないかというふうに思っておりますので、文化の薫るまちづくりというものが大きなポイントであろうというふうに思います。

そうした文化性に富んだ地域の中で、職員もそうしたものを生かす努力ということにも専念をしておりますが、それぞれ、先ほど感性と言われましたが、持って生まれまして個性があるわけがございます、感性もあるわけでありまして。そうした感性、個性を生かしてやることも大切ではございます。しかしながら、限られた職員数の中で多くの仕事をしているわけでありまして、すべてとはいきませんが、さまざまな中で適材適所を心がけた配置は当然望ましいと思われまして。先ほど言いました、限られた職員数でありますと同時に、また多様ないわゆる職、仕事があるわけございまして、反面、幅広い、やはり行政内容を熟知するためには、1カ所に偏った配置にも問題もございまして。そうしたことを心がけながら文化性に富んだ感性豊かな職員を育てる努力というものは当然今後も必要であると思っておりますし、また職員もそういうことには、特にいろんな面で文化性を重要にできるまちづくりというものを心がけていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）

環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 大石議員さんの2回目のご質問でございます。レジ袋削減のこれからの連携についてでございます。

先ほども申し述べましたが、高知県地球温暖化防止県民会議や香南清掃組合構成市で開催されておりますレジ袋削減運動の動向を見据えて、今後市内の各種消費者団体、婦人会、事業所に呼びかけましてレジ袋削減の拡大に努めてまいりたいと考えます。

次に、先ほど土佐市のご紹介がありました、エコバック2,500個を無料配布いたしましたということですが、これは県の豊かな環境づくり総合支援事業の補助金をいただいたということでございます。今年度につきまして、香美市におきましては、この高知県豊かな環境づくり総合支援事業の補助金をいただきまして香美市地球温暖化防止地域推進計画を策定しております。今年度はこれにちょっと重点的に力を入れたいと思っておりますので、来年度以降もまだ補助金があると思っておりますので、手を挙げてこれに取り組んでいきたいと考えます。

なお、デザインにつきましては、補助金がありましたらまたやなせ先生、香北町におります、岡本篤志さん等もおりますので、またいろいろ研究してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 3回目の質問をさせていただきます。

市長は、丸ごと文化に包まれた香美市だということ、本当に私もそう思います。がしかし、今私も出しました、市長も出しました、そういうものはほかのところにも、いや、同じものはなくてもそれぞれの歴史とか地域の頑張りであると思っておりますが、やっぱり私はそこからもう一歩進んで文化というものを見据えていきたいと思っております。

ちょっとあちこちになります。濱田課長さんに文化行政に対しましてお答えをいただきまして、かつての文化1%システムのこともお話しいただきました。お金がなくても文化行政は私はできると思っております。それで、濱田課長さんにお答えいただきましたが、この先香美市は機構改革もあると思っておりますが、文化に包まれた名前もすてきな香美市ということでしたら、機構改革の中でも文化というものをもう少し前面的に出していっていただけないでしょうか。そうすると市民の方にも文化と名前がつけば、つくだけではそうはいきませんけども、もう少しわかりやすくなると思っております。といいますのは、県の機構改革もありまして、県は文化生活部ですね。ですから文化企画部とか、何か文化を頭につける。これは芸術的な文化とかそういった文化だけではなく、今ずっと私が言っておりますようにすべての面で文化はあるわけですから、それに今の企画課は国際交流とかいろんな交流、幅広く文化にも取り組んでおります。市長さん、そういう文化企画部とか、文化を、もうちょっと市長のおっしゃるお言葉どおりでしたら、出していったほうが市民の方にもわかりやすいと思っておりますのでお考えをよろしく申し上げます。

最後に、文化とは、感性のあるまちづくりとは、平たく言えばセンスのよさと思いや

りと知恵だと思えます。ということをお願いしてこの3回目の質問をさせていただきます。

エコバックは、来年以降というお話をいただきましたので、早い時期にお願いしたいと思えます。といいますのは、物部川流域で、一ところが始まると、やっぱり香美市が取り組んだからうちも、南国もというふうに、私たちもお買い物は、物部の方も南国に行き、私たちも野市に行きと幅広く使っているわけですから、そういった1つの流域で1市が取り組むと、やはりそこに環境の意識は広まっていくと思えますので、早い時期にお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石議員さんの3回目のご質問にお答えをします。

ここで言動一致が問われるわけでございますが大変難しいところでございますが、先ほどさまざまなお知恵をいただきました。いわゆる機構改革などについても、文化要素を取り入れたそうした名前などもご提案をいただきましたが、多様な文化性に富んだまちはお互い共有ができておると思えますので、そういう面に向けても今後も努力しながら、そうした、先ほどお伺いしましたことを参考にして今後も取り組んでいきたいというふうに思えます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 大石議員さんの3回目の質問でございますが、できるだけ早い時期にということでございますので、物部川流域、上流だけやってもいかんと思えますので、中流、下流、香南市、南国市にも呼びかけまして、ともに歩んでいきたいと思えますので今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点ほどについてお伺いをさせていただきます。

初めに、質問の前に、今回の8.30、大変暑い暑い中での衆議院の選挙でありました。私も当初マスコミ等の報道で民主党が過半数以上をいう、そういう思いがありましたが、ふたをあけてみて、これはたまるかというぐらい、308の議席を民主党がとったわけです。市民、国民の声として自民、公明に対してノーという、はっきりそうした意思表示がなされたんではないか、そのように思っております。自民、公明、前与党しっかりと改めるべき点は改め、そして検証しながら再度捲土重来に向けて頑張っていかなければならないと、そのように思っておりますし、民主党の掲げる政権公約、マニフェスト、いろんな若者に受けるいうんですか、わかりやすい問題があります。高速道路、また子ども手当とかFTA、暫定税率の廃止等、本当にいろいろ、地方に対してどのような影響があるのか、そんなことも注視しながらまた見守っていききたいと、そのように

私自身思っております。

あんまり言うておったら、また議長から質問に移りなさいという言われそうなので質問のほうに移らせていただきますが、今回3点についてお伺いするわけですが、まず、1点目として、連日新聞また報道機関で新型インフルエンザのことについて取り上げられておりますが、この新型インフルエンザが急速に広がっております。本来インフルエンザ類、そういったものは乾燥した寒い時期、9月、10月、11月という、そういう時期には流行いうんですか、そういうあれがありました、この高知県も高温多湿、そういった中で全国的にも広がっておるということで、やはり今後に向けて大きな心配、そういうものがあるかと思えます。9月から学校の新学期も始まりました。感染への推移が注目をされております。5月に初の国内感染が見つかり騒然となったわけですが、6月に入り終息するかに見えていました。しかし、その後も感染者はふえ、専門家からは注意を呼びかけていました。この新型インフルエンザは、18歳未満の青少年や小児に患者が多く高齢者が少ないのが特徴であるとの報道もあります。症状は季節性インフルエンザとほぼ同じで、治療せずに回復する人も多いと言われております。だが、ぜんそくや糖尿病など持病のある人や妊婦は重症化しやすい傾向にあるとされております。重症化を防ぐ対策として、ワクチンとタミフルなど抗ウイルス薬の投与が効果的であります。連日の報道でも知られるように、ワクチンの必要量は5,400万人分、現在国内メーカーが製造に当たっているのが、年内に製造できるのは1,700万人程度とされております。しかも実際の接種は10月中旬以降になる見通しであります。こうしたことから国内製造ワクチン接種の優先順位に関する検討が進められております。先日もそういう順番が報道で示されておりましたが、とにもかくにも大事なことは、感染の仕組みを十分理解をし、そして手洗い、うがい、マスクの着用をしっかりと実行することが予防につながる、そのように思います。

以上のことからお尋ねいたしますが、1つ目として、今後感染者の増加が予想される秋、冬を前に集団感染の懸念も多分にあります。本市の対応をお伺いいたします。

2つ目として、過日の新聞報道によると、山田高校で新型インフルエンザと見られる患者が1学級で4人発生したため一時学級閉鎖したとの発表がありました。本市としての罹患者の把握、そして医療機関への対応、これは、インフルエンザは普通の風邪と違って39度前後の熱が急激に出るそうですが、これは夜間出た場合とか、また土日にそういう熱が出た場合、そこらのことも含めて対応のほうの答弁をお願いします。

次の2点目、ごみの問題ですが、答弁の中で先ほどの大石議員とダブる点もあるかと思えますがよろしくお伺いをいたします。

本市も合併をして3年半がたちました。この間、行政運営における統一に向けた作業は大変であったとだれもが認めるところでございます。今回は平成19年6月議会で取り上げたごみの問題を、2年が過ぎた現在その進捗状況をお伺いするものであります。

前回は、土佐山田町に比べ世帯数の少ない物部町、香北町で8品目の分別収集回数が

おおむね山田に比べて2倍となっている点を指摘し、統一化を図る旨質問をさせていただきました。当時の担当課長は、3町村合併協議において、ごみの収集回数等は合併後数年をめどに調整し、統一に努める、そして、この2回目の質問で、いつまでにやりましかいような私の質問で、なかなかいついつまでにやりましかいという明確な数字は出てこないわけなんです。課長は、できるだけ早い時期に統一に向け調整をしますと、そのような答弁がありました。収集回数が減ることでごみの量もすぐさまは削減、そういうことにはならないまでも、経費削減や市民の意識として減量化につながるのではないかと、そのように思います。また、平成20年度の清掃費は、香南清掃組合負担金と合わせて2億8,300万円、香美市が支払っております。これ単純計算で1世帯平均、年間2万2,200円の支払いになります。各世帯がマイバックの使用を心がけたり、レジ袋の削減につなげた場合、せんだって配布された「押しの一手」、そういったもので水切りをし水分を減らせば、各世帯が100円削減したとしても香美市の世帯数からいったら127万4,800円の節約につながってきます。

そこで、質問として、本市のごみの収集回数、3町統一に対する見解をお伺いいたします。

2点目として、平成20年度清掃費が2億8,300万円となっている。ごみ削減に向けた行政指導及びレジ袋の有料化についてどのように考えておるかということで、先ほども大石議員の答弁の中でありましたが、ダブる点は省いていただいて構いません。ただ、私が言いたいことは、やはりそれぞれの量販店さんの意見、当然聞いていくということは大事になってくるわけですが、行政側としてもしっかりと削減に向けたリーダーシップ、そういうものが必要になってくるのではないかと思いますので、その点も含めて答弁のほどお願いします。

3点目でございます。今年8月1日現在、本市の人口が2万8,548人となっております。世帯数は1万2,748世帯で、出生、死亡数から見てもわかりますが自然減の傾向いうものがずっと続いております。こうした状況下で今回注目しましたのは、各自治会に入会している3町の世帯比率を割ってみました。物部町は、1,286世帯中1,146世帯が自治会に入って、このパーセンテージは89%、約90%の人が自治会に入会をされております。香北町は、2,313世帯中1,927世帯で、83%の世帯が入会をされております。山田町は、9,149世帯中5,908世帯で、65%の入会率であります。今自主防災等を初め地域ぐるみで見守りを初めとしながら助け合い、安心、安全をみんなで推進をしております。しかし、未加入世帯はさまざまな情報伝達が後手後手になっている場合が多々あります。山田町は、物部町、香北町と同様とはいかないまでも、せめて加入率70%台に向け行政側からも指導また推進をお願いしたい、そのように思います。

ここで、さきに述べた地域住民の安全、安心確保の1つとして防犯灯が設置されておりますが、電気の使用料は、山田町では各自治区で年間使用料の2分の1の補助があり

ます。昨年の3町に対する防犯灯維持費に対する補助金は、土佐山田地区が177万3,000円、大栃地区が定額として26万円となっております。そして香北町地区は315万8,000円及び防犯灯の修繕料として16万9,000円となっております。行政運営、そういった立場での公平、平等、そういった観点からお伺いをいたします。本市の3町における防犯灯の補助金統一化への見解、それをお伺いするものであります。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザに関してでございますが、新型インフルエンザの流行が始まって、秋、冬に向けてどのように対応するかというご質問でございます。新型インフルエンザに関しましては、5月16日に国内発生第1号が発表されて以来、今や国内に感染が蔓延している状態にまでなり、新学期が始まり学校や保育園などでの集団感染が心配されるところです。新学期が始まりましたことを受けて、この9月4日に香美市として第5回目の新型インフルエンザ対策本部を開きまして、学校などの今後の対応方針等を話し合いました。学校や保育園などでは、保健所または県教委などの指導のもと、児童・生徒の症状や欠席状態などによりまして学級閉鎖、学年閉鎖または休校等を行い、感染拡大を防ぐ措置をとることとしております。ご家庭のほうへもお知らせ文を配るなどして対応を行っておるところです。

また、市民の皆様につきましては、テレビや新聞などでも頻繁に報道されておりますが、個人個人の予防努力が第一となりますので、予防方法や、また症状が出たときの医療機関への受診の方法など、今までも自治会回覧や新聞、折り込みチラシ、また市のホームページなどでお知らせをしてくれておりますが、また次のお知らせをしたいと思っております。

次に、山田高校での発生についてですが、国内で新型インフルエンザ発生以来、国の方針として、患者一人一人を特定し、接触者を追跡し、感染を封じ込めるという作戦をとってきておりましたが、今は罹患者がふえ過ぎて検査能力がパンクし、国は方針を転換しています。多くの医療機関に診察の受け入れの要請をし、簡易検査でインフルエンザA型と結果が出れば新型かどうかの検査へは回さず新型とみなして対応するようになっておまして、保健所への届け出も不要となっております。このような段階になっておまして、また、インフルエンザ自体にかかっていることを知らずに過ごしている人も多くいると思われる中で、行政または保健所のほうで一つ一つ罹患者を把握するということはしないようになっております。つまり、山田高校の件につきましても、市として特に把握をするということはないところですので。（後に夜間、休日に発病した場合について答弁あり）

次に、防犯灯の件についてのご質問でございますが、本市の3地区と申しますか3町における防犯灯については、現状として土佐山田町地区においては、自治会と地元が設

置し支払っている電気料について申請により2分の1を市から補助しております。一方で、市が設置し管理している防犯灯もあります。香北町地区は、旧香北町が設置し引き続き市が管理を行っている街灯が多くありまして、一方、合併してからの新たな設置及び管理については地元が行うこととしております。物部町地区については、合併前より大栃自治会に対しまして定額補助金として防犯灯補助金を出しております。これらにつきまして合併方針では、「当面は現行どおりとするが、新市において原則として土佐山田町の例により調整する。」となっております。旧土佐山田町がやってきた方針で調整するということになるわけですので、その調整のための準備をしているところでございます。調整対象とすべきと考えられる個々の街灯の現地の状況とか、それから街灯本体の状況、どういう設置の街灯であるかというふうな調べがおおむねできました。これからどこの所轄に属するべきかなど、まずは市役所内での関係部署から聞き取り、また協議をしなければならないこれからの段階です。もろもろの調査、協議の結果、市が管理すべきものは市が管理し、地元で管理してもらうべきと判断されたものについては、地元への説明や協議の上、引き取ってもらうなどの処置をとらなければならないと考えております。以上が現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 5番、織田議員さんのごみの削減についてのご質問にお答えいたします。

まず、ごみの収集回数の3町統一についてであります。さきの3町村合併におけます環境分科会におきまして事務事業の調整をし、第9回こうほく3町村合併協議会でごみの収集方法について検討がなされたところであります。その中で、ごみの収集回数は、合併後数年をめどに調整し統一するよう努めるものとし、分別収集は土佐山田町の例により調整し、合併時に統一するという事で確認されております。収集回数の統一につきましては、地域住民の生活に直接密接する重要な案件でありますので、地域の現状を十分把握する必要があります。現在3町の地域審議会や各自治会、香北支所、物部支所のご意見をお伺いし、調整をいたしておるところでございます。

次に、ごみの削減に向けた行政指導及びレジ袋の有料化についてであります。本市のごみ処理につきましては、総合的かつ中・長期的視点に立った香美市一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の構築を目指して住民、事業者、行政の役割分担を明確にし、ごみの減量化、適正処理に努めてまいりました。その中で行政の役割といたしまして、3R、リデュース、ごみの発生、排出抑制、リユース、再利用、リサイクル、再資源化の推進に向けた取り組みや市民に対する環境教育の充実、生ごみ処理容器設置に対する助成等が盛り込まれております。環境課といたしましては、広報等への3R推進月間の周知、生ごみ処理機設置に対する助成の周知を図り、環境教育については、高齢者や婦人会を対象に環境学習、施設見学として香南清掃組合、田中石灰工業、中間処理場

の現地見学などを実施して、ごみ処理の現状を訴え削減に取り組んでまいりました。また、今年度は、既に皆様のご家庭にあると思いますが「押しの一手」を、先ほど議員さんがおっしゃられました、これを配布いたしまして、全戸の家庭へ水切り用具としてお配りし経費の節減を図ってまいります。ごみの問題は私たちにとって身近な問題で、市民の方々に対してのより一層のごみに対する認識の啓発をし、理解と協力をお願いし、一人一人の意識を変えていただけるよう努めていきたいと考えます。

レジ袋の有料化につきましては、先ほど大石議員さんに答弁したとおりであります。高知県地球温暖化防止県民会議や香南清掃組合構成市で開催されておりますレジ袋削減運動の動向を見据えて、今後も関係団体、機関と連携を図りながらこのレジ袋削減運動の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

新型インフルエンザ、やはり行政としては安心、そういったものを常に提供していくという心構え、そういったものが大事になってくるんじゃないかと思えます。9月4日に対策本部をまた立ち上げていろいろ協議をしておると、そういう話でありました。

そして、（新型インフルエンザについての）2点目ですが、私は山田高校の罹患者の数を知りたいというて、そういう質問しとるわけじゃないわけなんです。現在の喫緊の状況、香美市としてどればあの罹患者の把握ができておるか、それがわからんようでは、なかなか手の打ちよういうんですか、そういうこともちょっと難しくなってくるんじゃないかと思えます。

そして、医療機関の対応はどうかということも先ほど質問項目に入れました。そういう答弁が課長のほうからなかったですよね。夜間とか土日、そういった場合にはどうするか、そこらを行政はこのようにするようにはしておりますとかいう、そういう答弁のほうを再度お願いしたい。これは片岡課長のほうになってくるかと思えますけど、その点お願いをいたします。

そして、3点目に、ごみの問題や防犯灯の問題ですが、統一に向け調整をしておりますと、だんだんと調べが終息いうんですか、できよりますいうことの話がありました。合併して、冒頭で言うたように3年半がたちます。それぞれ防災対策課も、職員が少ないかもわからんですけど、こういうことに対しては合併協議で土佐山田町に合わすなら合わす、香北町に合わすなら合わすで構わんわけなんです、行政としては速やかに統一に向けてやっていかなければならないのではないかと。やることによって経費の削減にも、これは明確につながっていきますんで、その点課長、もう一遍答弁のほうお願いします。

そして、ごみの問題。これ2億8,300万円いうたらかなりの金額になります。せ

んだって「押しの手」ということで各戸に配布されました。あれ町内会（自治会）に入っとる人は自治会を通してこれが配布されたわけなんですけど、広報には、（自治会に）入ってない方については支所とか本庁へとりに来なさいというような、そういう広報が載ってましたので、とりに来てますか、これ？自治会へ入った方は皆さんそれぞれ自治会から配布をされました。せんだって課長に聞いたとき、これ百二、三十円した言うたですかね、国産材を使うて海外言うたんか、よそで製作したとかそういう話をお伺いしました。この中に1日25cc、生ごみ、そういったものの水分を抜いたら、私も計算式で見ました、これ3市が集まって4万8,000世帯いう形で計算されておりますけど、この25ccの水切りで熱量、そういったもんを計算したら162万4,000円香美市として削減になってくるわけなんです。これはもうぜひとも、それぞれ細かい配慮が必要になってくると思いますけど、なかなか、私も周辺の町内会（自治会）の方に聞きました。「そりゃ織田さん、汚いでよ。」と、あれでびちゃと、捨てたら、水分抜いたら後が汚のうなるけんめっそうやりとうないがいうような、そういうような意見もありましたけど、課長、それぞれ自治会で配布をした、町内会（自治会）へ入ってない方なんかについては皆さんとりに来ておりますかね、そこらのことをまたお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の2回目といいますか、ご質問で、健康づくり推進課長というのがございましたですが、自分の答弁が1つ抜かりまして、その抜かった分をまずお答えいたします。

休日、夜間に発病したときにどのようにしたらよいかということでございますが、休日医というのがございまして、休日医のほうで今対応できるようになっております。電話をしてから行っていただくと、そういうふうなことになります。それから、夜間とか、救急情報センターというのがございまして、こちらへ電話しても、これは高知市内にあるセンターですけど、あいているところを紹介してくれます。それと、程度によりまして救急車を呼ぶというようなこともあるかと思えます。こういうようなこともお知らせをしていかないかと考えます。

それから、山田高校の件でございますが、今は家族とかそういう方をもう追わえていかないということになっておりまして、1週間クラス閉鎖とかで休んでいただいて、1週間の間に2人発症者がなければクラスも再開するということになっております。そのため特に保健所への届け出も必要ないということになっておりまして、市として追いかけて把握するというまではしなくてもよいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 織田議員さんのご質問にお答えをいたします。

大変感染力があるということで、日々、厚生労働省とかの通知も変わっております。それで、9月4日金曜日に、夜8時から中央東福祉保健所管内で新型インフルエンザ対策会議が開かれました。そこには保健所を中心に市町村と医師会、歯科医師会、消防署、それから歯科の先生方も参加をしてくださいますして対策会議が開かれました。その中で、先ほど吉村課長からも申しましたとおり、もう感染力がすごいので、全県把握が不可能な状況になっておるということで、届け出が不要になったという報告があっております。ですから報告のみでよろしい、集団感染のみ対応するということが報告されております。議員さんがご心配されておりますように、医師会のほうの全面協力もありまして、今のところは強毒性でないので、通常のインフルエンザと同じように取り扱うということに変わっています。それはなぜかということ、社会機能の維持ということに移行したということで、今までは家族で感染者が出た場合にはお勤めをお休みいただくというような方針が出されておりましたが、感染が蔓延期にかかると、それをすると社会機能がとまってしまうということで、マスクを着用して学校にも行ってもよろしい、会社へも行ってもよろしい、感染をさせない、感染を受けない方針でやるというふうに、そういうことが厚生労働省から出されております。

それから、先ほどのとおり医師会との全面的協力も得られておりますので、その中で蔓延期になった場合には入院体制の確立というか、そういうことも検討されております。それで、香美市内にもたくさんの医療機関があるわけですが、その中で医療病床には限度がありまして、19床とか200床とか定数があるがですけれども、蔓延期に入ったらその病床数の上限は認めるという厚生労働省の判断も出ておまして、そういうことも市内の先生へも周知をしてくださっております。そういうことで、今のところは強毒性ではないので通常のインフルエンザ対応ということを決めておりますけれど、次の2波、3波に備えて専門家を入れて、警察、消防も含めた体制を整えておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 織田議員さんの「押しの一手」の、自治会へ未加入世帯の人につきましての使用状況でございますが、自治会へ未加入世帯につきましては、先月末に通知を送りましたしまして、まだ環境課のほうには資料がちょっと、どれぐらい使用したかという情報は届いてきておりません。これから順番に調査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番です。本来であれば休憩の時間ですけれど、ちょっと引っ張っておりますが、3回目の質問をさせていただきます。

しっかりと新型インフルエンザについては、市民の皆さんに安心感を与えるように、

また、さまざまな手を打っていただきたいと、そんなに思います。

合併して3年半、統一制に向けてそれぞれ担当課長の話から聞きました。なかなか、いまいち思いますけど、3回目ということで、最後に市長に統一制についての見解、市長、一言で構わんですけど、その点について答弁をお願いします。ほかはもう答弁要りませんので。

以上、これで3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の3回目の質問にお答えをします。

合併の際に合併協定事項の中で、それぞれごみの収集回数の統一のほかにもいろいろと「合併後統一をする。」というふうな言葉が載っております。本来なら合併前にきちっと統一をして合併をするが本来の姿であったろうと思いますが、さまざまな理由の中でこのような形になってきておるわけでありまして。こうしたことが合併調整事項として確認をされておりますので、この方向に向けて鋭意努力するのが当然でございますので、今後も努力をしていくということをご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時52分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

まず初めに、介護保険についてお伺いいたします。

1点目に、要介護認定調査についてですが、この問題については、さきの3月議会と6月議会でも取り上げさせていただきました。今議会も引き続き質問させていただきますのは、必要な介護を安心して受けられる制度にしてほしいとの関係者や家族の願いをお届けするためのものです。しつこいと思われるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

さて、4月から導入された新基準による認定調査は、余りにも実情とかけ離れた内容であり、実施前から多くの問題点が指摘されておりました。そして、実施から2週間もたたないうちに、新基準による認定調査の検証、検討会の設置を決め、それと同時に、希望者には従来の介護度を維持する経過措置を行うなどの見直しが行われました。このことについては6月議会でも指摘させていただいておりますので、詳細については省略さ

せていただきます。その後、新しい動きがありました。4月と5月に行われた新認定基準の影響を調査し、その結果を厚生労働省が公表しました。それによりますと、新たな申請者でサービスを受ける必要がないと認定された方が5.0%と、昨年4月、5月の2.4%から倍増する結果となりました。また、要介護度別の状況では、最も軽い要支援1の判定は昨年同時期より4%も増加し23%になっています。この結果について厚生労働省は、「サービスを受けられない人や要介護度が軽い人の割合が増加した。」と述べ、新基準による認定は今までより軽く判定してしまう事実を認め、再度の見直しを決定しました。見直しでは、74項目の聞き取り調査のうち43項目の基準を変更し、10月1日申請分から実施することになりました。たび重なる見直しは、新たな調査項目、判断基準が与える影響などについて十分な検証もしないまま認定作業を行った結果と言えるのではないのでしょうか。

そこで質問に移ります。新認定基準の影響について、過去2回の議会で見解をお伺いしてきた経過がありますが、いずれの議会でも担当課長は判定基準の変更によって認定の審査が明瞭になる、本人などへの影響はないとの趣旨の答弁をされ、経過措置についても、介護度の認定に影響があることを厚生労働省が認めたものではないとの答弁を行っています。しかし、課長答弁とは裏腹に、厚生労働省は新判定基準が認定に及ぼす影響を認め大幅な見直しを決定したわけです。つまり、新認定基準が心身や介護の状況を適切に反映したものではなかったと言えるのではないのでしょうか。これに関する認識をこれまでの経過を踏まえた上でお聞かせ願いたいと思います。

また、介護は、お年寄りやその家族にとって切実な問題ですが、その制度の中身が実態と合わないようでは困ります。そのような場合、国の言いなりになるのではなく、利用者の不利益になることは国に対して声を上げ、改善させる努力をすることも市民を守るために必要なことであると考えますが見解をお聞かせください。

それから、短期間のうちに調査内容が幾度も変更することで現場は混乱するのではないかと思います。対象者や調査員、介護事業者などへの対応は徹底できているのか、お聞かせください。

2点目に、物部町における在宅サービスの充実についてお伺いいたします。

ここで少し物部町の在宅サービスの現状をお話しさせていただきます。物部町に住所を有する介護事業者は、通所介護が1カ所、訪問介護事業所が1カ所です。通所リハビリは香北町にある事業所が行っていますが、訪問看護や訪問リハビリなどのサービスは近隣にもないため利用することはできません。同じ香美市でも土佐山田町では近隣に多くのサービス提供事業者があり、必要なサービスを選択することができます。しかし、物部町の住民の方々は必要なサービスでさえ利用することができず、また、そのサービスを選択することもできない状況にあります。介護サービスの提供事業者は介護保険の報酬で運営しなければならないため、採算のとれない地域でのサービス提供を敬遠することになり、山間僻地でのサービス提供を行う事業者は限られてきます。物部地区は、

ご存じのように山間で急峻な地形ですので、車が入らないところが多くあり、車いすが利用できない細い坂道などでは利用者を2人がかりで抱えたりして通所介護の送迎を行っています。また、訪問介護では、利用者の家が離れているため移動に時間がかかるなど、山間地域ならではの課題があると聞いています。旧物部村当時は、旧物部村社会福祉協議会が介護保険事業者として通所介護と訪問介護のサービスを提供していましたが、町村合併で香美市となってからは民間の事業所が行っています。

先ほども述べましたように、利用者が点在している地域でのサービスの提供は効率が悪く、サービスを提供する事業所が非常に少ないのが現状ですが、採算がとれないことで物部の地域からサービス提供事業者が撤退することも考えられ、不安の声が聞かれます。介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らせるようにするためには、介護サービスの充実は不可欠です。同じ香美市に住み、同じ介護保険料を払いながら住んでいる地域によって利用できるサービスが制限されている地域の現状をどのように認識されているのでしょうか、課題等もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

次に、訪問介護の地域間格差に関して、もう1点お伺いいたします。

介護を必要としている方、特にひとり暮らしで介護が必要な方々にとっては、自宅での入浴や排せつ、食事、その他の日常生活上あらゆる場面で訪問介護サービスによる支援が不可欠です。しかし、介護保険制度の中では、香北や物部などのような山間僻地、また離島などの地域に住所を有する事業者から訪問介護サービスを利用する場合、利用料に対して特別地域加算として15%が加算されるという問題点があります。サービス提供事業者にとっては効率の悪い地域でサービスを提供するわけですから、それに見合った必要な加算ということになるのでしょうか、それがそのまま利用者の負担としてはね返ってくることを考えなければいけません。また、加算分は利用限度額にも算定されますので、他のサービスの利用にも影響が出てくるということも重大な問題です。1回の加算料金は少ないかもしれませんが、回数が多くなればそれなりの金額になり、利用者の生活を圧迫することにもなります。在宅介護を支える大切なサービスでありながら、山間地に住んでいるだけで利用者の負担が大きくなるようでは在宅生活の継続にもかかわってきます。香北や物部の地域において訪問介護の利用料に加算される特別地域加算の自己負担分を市として補助することを検討できないのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、だれもが安心して暮らし続けるために、福祉のまちづくりについてお伺いいたします。

高齢者の方々から、「昔は近所で何かあればみんなの手分けして助け合ったり、隣近所でおかずのやりとりをしたり、住民同士のつながりがあってよかった。」という声をよく聞きます。現在は少子高齢化、核家族化が進み、個人の価値観も多様化してきています。また、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民がともに支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になるなど、地域も変化してきています。こうした

背景から社会福祉に関する制度の見直しが行われ、平成12年に社会福祉法が成立し、基本理念の柱の1つとして地域福祉の推進が明確に規定されました。一般に福祉というと高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべることが多いのですが、それはこうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって必要なサービスが提供されてきたからです。しかし、地域福祉は制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。つまり、福祉サービスを必要とする方々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより社会福祉事業者や地域で福祉にかかわる方々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。そして、これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民のだれもが住みなれた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが重要になってきます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人一人の努力や住民同士の助け合い、公的な支援などの連携によって解決していこうとする取り組みが欠かせません。

そこでお伺いいたします。地域福祉計画は、地域の助け合いによる福祉を推進するため一人一人の尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合う顔の見える関係づくりや、お互いを認め合い支え合う、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画ですが、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。本市では、第1次香美市振興計画の中で福祉社会の基礎づくりとして地域福祉の推進が上げられており、地域福祉計画の策定に向けて取り組んでいるとお聞きしています。地域住民の方々の意見を十分に反映させながら、地域の実情に応じた適切な地域福祉計画が策定されるものだと思いますが、その進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

また、地域福祉を推進するためには、市の福祉行政の役割が極めて重要と考えますが、今後の取り組みなども含めてお考えをお聞かせください。

次に、大腸がん検診についてお伺いいたします。本市では毎年がん検診が行われていますが、きょうは大腸がん検診に関してお伺いいたします。

大腸がん検診は、検診の申し込みをすると受診券と問診票、検便容器が送られてきて、それを検診日に持参するという流れになっているようです。これに関して市民の方から私のところに次のような声が寄せられましたのでご報告し、見解をお伺いいたします。

この方は、検診の申し込み後に送られてきた検便容器を提出するために大柝まで市営バスに乗っていきました。しかし、帰りはちょうどの時間にバスが運行していなかったので、仕方なくタクシーを利用して帰宅したそうです。検便容器を提出するためだけにタクシーを利用しなければならない、こんなことでは今後検診を受けたくても受けられない、何とか考えてほしいという訴えでした。ささいな出来事と思われるかもしれませんが、少ない年金で生活している方々にとっては深刻な問題なのです。以前は近くの公

民館や集会所などで地域ごとに検診が行われていて高齢の方々も行きやすかったと言いますが、今は地域ごとの検診がなくなり、検診場所も限られ、「検診を受けたくても受けられない状況である。」という声も聞きます。受診率向上と市民の利便性のために、本来なら以前のように身近な場所で検診が行われることを望みますが、せめて問診票や検便容器を回収する方法だけでも早急に検討され、高齢の方々も気軽に、また積極的に検診を受ける機会ができるようにしてほしいと願っています。見解をお聞かせください。最後に、選挙に関して数点お伺いいたします。

過日の衆議院選挙のことで知人とわいわいと話していたとき、知人のお母さんで85歳になる方が、「比例じゃ何じゃと言うたち、あてらあには意味がわからんき。何て書こうかと思っても行ったけど、何ちゃあ心配せんでも構なかった。ちゃんと名前を書いた紙を渡してくれて、その中から自分が気に入った名前を書いたらえいようにしてくれちゃった、まっこと親切なことぞね。」と言いました。私はえっと思ひ、その方にどうということかと話を聞き直しました。ようやく話の内容が理解できて、その方の勘違いだということがわかったときみんなで笑ってしまいましたが、本当は笑い事ではなく、私たちの年代がしっかりと考えなければいけないことなんだと反省させられてしまいました。

今回の投票方法は、初めに小選挙区の投票用紙を渡され、その投票が終わってから比例代表と最高裁判所裁判官の国民審査の投票を行う順序になっていました。そのとき比例代表の投票用紙と国民審査の投票用紙と一緒に渡されたために起こった勘違いでした。ちゃんと名前を書いた紙を渡してくれて、その中から自分が気に入った名前を書いたらえいようにしてくれていたというのは、国民審査の投票用紙に掲載されている裁判官の名前のことであり、その中から適当な氏名を記載して投票したというのが事のてんまつです。もちろんその方の投票は無効票になったと思います。このような誤りがこの方だけならと思っていますが、ほかにも似たような投票はなかったのでしょうか。仮にこのような事例が少なかったとしても、もっとわかりやすい投票方法にするように、比例代表と国民審査の投票用紙を別々に渡すなどの検討も必要ではないでしょうか。投票者の意思を無駄にさせないために、また無効票を減少させるという観点からの答弁をお願いいたします。

次に、期日前投票に関してですが、期日前投票は告示日の翌日の19日から行えました。しかし、最高裁判所の国民審査については4日後の23日からとなっていました。つまり、19日から22日の間に期日前投票をされた方は国民審査の投票ができませんでした。このような不自然な経過については、今後国に改善を求めていく必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、掲示板の設置場所についてですが、掲示場所を示す書類には掲示板設置箇所の住所と全体地図と個別の地図、そして設置した場所のカラー写真が添付されていました。掲示場所の住所、地図、掲示板の番号は絶対に必要ですが、設置場所のカラー写真は果

たして必要なのでしょうか。私自身、数枚のポスターを張りに行きましたが、カラー写真は全く必要ありませんでしたし、ポスター張りに行った数人の方に聞いても、皆が口をそろえて必要ないと言っていました。経費削減のため見直しを検討するよう提案いたしますが、見解をお聞かせください。あわせて、カラー写真を省略することで削減できる経費についてもお聞かせください。

次に、投票に際しての交通機関に関してお伺いいたします。

先日、市営バスが減便になった地域にお住まいの方から、「以前の選挙のときはバスに乗って投票所に行っていたが、日曜日のバスがなくなったので簡単に投票にも行けなくなった。」との声をお聞きしました。期日前投票という方法がありますが、この場合は支所に直接行かなければなりませんし、バス代も投票所に行くよりはかかります。このことは高齢者の方々にとっては負担です。来年も多くの選挙を抱えています。せめて投票日に当たる日曜日だけでも臨時バスを運行するなどの対策を検討できないものなのでしょうか、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、介護保険に関してですが、新判定基準やその見直しについての認識についてお答えします。まず、新判定基準については、市町村のばらつきをなくすという趣旨に基づくもので、より正確な認定がされるものということで、国において何年間かの協議や検証の後にまとめられたものであり、また、全市町村でモデル事業も実施し検証もしています。その後、施行されました。このことから、新判定基準について国は自信を持ってもらいたかったと考えております。

要介護認定については、介護サービスを受けるための入り口であり、要介護認定の信頼性は介護保険制度に対する国民の信頼に大きな影響を及ぼすと考えます。国が設置した検証・検討会では、認定調査項目での項目選択の際の自治体間のばらつきが減少する傾向にある一方で、ばらつきの拡大のある項目について見直しがされたと考えます。

経過措置については、市町村に大きな負担となりましたし、介護認定の趣旨にそぐわないものでした。利用者にとっては不安などがあつたかもしれませんが、実施すべきではなかったと思います。市町村からの意見は、県を通じて国に上げております。対象者への通知は個別に行っております。調査員については、今月、県の実施する研修に参加してもらう予定です。おっしゃるように、短期間での見直しや変更があることは現場の混乱を招く結果となりました。

次に、物部町における在宅サービスについてですが、サービスを制限しているというようには考えておりません。事業所の参入がなされていない実態がありますが、このことが結果としてサービスを受けることができない現状にあるということと認識をしております。事業者には協力を促していきたいと考えています。

次に、地域間格差についてですが、特別地域加算の自己負担分については、地域間格差と言えるのかどうかわかりませんが、自己負担額に差が発生していることは認識をしております。保険課でもこれまで市として補助するなど差を埋める方策について検討してきた経緯はありますが、実施するまでには至っていません。もう一度具体的に検討したいと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の福祉のまちづくりについてお答えします。

地域福祉計画の進捗状況ですが、地域福祉計画は今後策定していかなければなりません。現在はまだ未着手です。平成20年度に社会福祉協議会と協議の中で、平成21年度から二、三年かけて、地域福祉計画策定の前段として、国のモデル事業でコーディネーターを配置して各地域において座談会等を開きながら地域住民の意見を聞き、その生活課題等を発見して、解決に向けた話し合いをしていくような取り組みについて県を通じて国に打診していたというのがありますけど、これは社協に委託して行うよう計画をしておりましたが、職員の退職等もあって職員体制が整わないということで取りやめたような経緯はあります。

本市の地域福祉の考え方ですが、地域福祉計画を策定しておりませんので、香美市振興計画に沿った考え方になります。その中の基本方向としては、みんなが安心して暮らしていけるよう、高齢者、障がい者、母子、父子家庭等との交流や、多様なボランティア活動等に気軽に取り組める機会の拡充や、地域で支え合う機運の醸成を図り、ノーマライゼーションの考え方に基づく地域づくりを推進します。現在香美市におきましても、地域福祉の担い手であります社会福祉協議会を初め、民生・児童委員や地域の方々、関係機関などのご協力を得て、地域における福祉活動や在宅生活の自立を支える活動、またボランティア活動の推進など地域福祉の推進に取り組んでいるところであります。しかし、社会変容による複雑多様化した福祉の問題や課題、住民ニーズに対応するため、地域における住民同士の助け合いなど地域全体での取り組みと行政、福祉の専門職が力を合わせた取り組みが求められております。こういった意識づくりや参加のための環境づくりを一層進める必要があります。また、香美市老人（高齢者）福祉計画及び介護保険事業計画や香美市障害者福祉計画においても、ともに支え合い、生き生きした暮らしをはぐくむまちづくりや地域づくりを目指しております。地域福祉の考え方も、これらの計画を総合化した考え方にもなりますので、だれもが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政など、さまざまな機関、団体などが協働し、支え合い、助け合える社会を築いていくことと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの大腸がん検診の回収方法

の検討についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、大腸がん検診は採便器と問診票を提出するだけです。検診会場までの交通手段について、タクシー等の手配は現在のところ考えておりません、市バス等をご利用いただきたいと思います。ご近所の方やお友達などにお問い合わせの方法もあります。年度末、検診希望調査票のときに1年間の検診予定表をお送りしてありますし、5月広報にも同じ内容を記載しています。お願いできる方と同じ日の検診をお申し出いただければ日程調整はさせていただきますので、このような方法もお考えいただきたいと思います。

また、採便器と問診票の送付について検討いたしました。検体の管理上、現在の状況では不可能のようです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会書記長、法光院晶一君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（法光院晶一君） 選挙に関しましてお答えしたいと思います。

まず初めに、国民審査の投票用紙を同時に渡されて混乱があったというお話でございますけれども、投票事務にかかわる職員につきましては、事前に説明会を開催し、また投票管理者につきましても別にそれぞれ説明会をいたしまして、投票用紙を渡す際には十分説明をして渡すようにということを指導しておるわけでございます。ご案内（質問）のように比例と国民審査を一緒に渡すわけですが、その際にも、こちらが比例でこちらが国民審査ですよということは申し添えて渡しておるわけで、そのような混乱があったということについては大変残念であります。小選挙区にありまして、国、県からの指導では、まず小選挙区のほうを先に渡せと、そして比例と国民審査を同時に渡しなさいと、分けて渡してはいけませんと、こういう指導がございまして。それは、1つには、小選挙区と比例を一緒に渡しますと、混同して無効票がたくさん出る可能性があるということでもあります。そして、後の比例と国民審査を一緒に渡すにつきましては、国民審査はご承知のとおり罷免を可とする者につきましてもそれぞれの上へペケをつけると、逆に付けなければ信任ということになります。個別に渡しますと、記載台に向かわなくてそのまま投票箱に投入すると。そのことが投票の秘密、選挙の秘密に非常にゆゆしき問題ということで、秘密を守るために同時に渡しなさいと、こういうふうになっております。

次に、国民審査との（期日前投票の）ずれでありますけれども、これは（最高裁判所裁判官）国民審査法第26条に基づいて実施しておりますので、地方でこれを変えようということではできません。要望がございまして、我々も全国市選挙区管理委員会連合会を通じまして国に現在変更の要望をしておるところでございます。

次に、カラー写真でございますけれども、混乱なく張れましたと、こういうことですが、なかなか選挙管理委員会のほうには、あそこの掲示場にはポスターが張られ

てないとかいうことが、いろいろ情報が入ってまいります。したがって、できるだけわかりやすくということでカラーを使わせていただいております。議員のほうでは経費削減の折からもぜひそのことは検討し直せということでございますけれども、1枚につきまして2円、110カ所でございますので220円、今回は4候補でございますのでトータルで880円でございますので、選挙の機会に判断をするための材料を与えるということから考えまして、もうこれは、880円はそう高いものではないというふうに考えております。

次に、バスに関しましてですけれども、お答えから申し上げますとご要望のようにはまいらないと、できないというふうに考えます。したがって、ご近所の方と乗り合わせていく、あるいはご家族に送迎をしていただくということで投票に向かっていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、介護保険に関してですけれども、介護保険は物部町になかなかサービスの参入がないということで、事業者を協力を促すということですが、具体的にどういったことをされるのか、今ある事業者、入ってるのも民間ですけれども、そういったところがどういった状況になっていってるのかということも、やっぱり市として状態を把握していくということも大事なことになるかと思っておりますので、そのあたりで事業者を協力を促すということですが、具体的にどういった取り組みをされていくのかお聞かせください。

それから、訪問介護の特別地域加算に関しては、どれぐらいの試算になるのか、ちょっと私もそこまでは調べてないですけれども、やはり訪問介護というサービスは、本当に在宅生活を支えていくということでもっとも大事なサービスになるんですけれども、それを利用するに当たってそういった加算が出るということは非常に使いづらいと。利用者にとってはもう負担ということになりますので、これはぜひとも早急に検討していただいて補助を出せるようお願いしたいと思います。

それから、（福祉の）まちづくりのほうですけれども、まだ（地域福祉計画は）策定未着手ということでした。いろいろの場面の高齢者の福祉計画とか、それから香美市振興計画の中でも地域福祉計画の策定のことについては記載されているわけですが、先ほども言われました社会福祉協議会、私も地域福祉の推進にとっては、この社会福祉協議会がもう大きな担い手というか大きな力を発揮していくということになってくるかと思うんですけれども、社会福祉協議会が第1次香美市振興計画の中でも市民の福祉を担う民間機関、そして重要な位置づけにありますが、行政受託事業、介護事業が大部分を占め、社会福祉の増進や民間団体等の連絡調整等の、本来の機能を十分発揮できていない面があるということも記述されてましたが、物部は今現在（社会福祉協議会）支所

で職員が1人となっておりますけれども、地域福祉を推進していくために社会福祉協議会というのはどういう役割とか位置づけ、先ほども担い手としてと言われてましたけれども、今の現状でそういうことができているのかということをお心配するものですが、このことに関してまたお考えをお聞かせください。

それから、大腸がん検診についてですけれども、私も送付をしたらどうかとも考えたんですけれども、そういうことでだめだということですが、それであれば各地域に回収に回るとか、何かもうちょっと、知り合いの方をお願いをするという方法も確かにあるかと思っておりますけれども、回収に何か回るような方法はちょっと考えられないものか、また検討していただきたいと思っております。

それから、選挙の件ですけれども、比例と国民審査のほうは同時に2つ合わせて渡すということになってるということでしたけれども、投票率を見ても国民審査のほうは低かったわけですから、やっぱり何か無効票になることが多かったのか、期日前投票のそれ（日程のずれ）でできなかったのかということもありますけれども、これもちょっと考えていったらいいんじゃないかなと。高齢者の方もおいでますので、その説明の仕方とかそういうこともあったんじゃないかと思っておりますけれども。

掲示板の設置場所についてですけれども、880円ということでしたが、もう1つ、ちょっとお話をさせていただきたいのは掲示板のことですが、これは、掲示板の場所については地図に旗印を印して表示をしてるんですけれども、これ拡大したんですが（資料を示しながら説明）、それでもちょっとわかりにくいんですけれども、この地図は一応234番という掲示場所を示す地図のコピーですけれども、このページだけで旗が5本こういうふう立ってるんですけれども、これはどうしてかということになってます。それで、これ前後すればわかるようにはなるかと思うんですけれども、これをもうちょっとわかりやすい表示に改善したらどうかなと思っております。例えば、投票所については現在の旗のままでいいと思うんですけれども、掲示板の場所については丸で囲んで、例えば、これは234番ですので丸の中に234番を書いた番号を表示したらいいんじゃないかと。そうすればとてもわかりやすくなると思って提案をさせていただくものですが、見解をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、投票所に行くバスのことですけれども、先ほどできないということのご答弁をいただきました。来年は市長選、それから市議会の選挙などもあるわけですが、臨時にバスを、市営のバスですよね、これを運行するということは、来年の選挙もあるわけですので何かもっと検討していただきたいなというふうに思っておりますけれども。多分難しいとは思いますが、そういう、私は、個人としてはそういう気持ちでございます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、物部町における在宅サービスの充実について、具体的な方策はどのようなものかというご質問ですが、基本的に在宅サービスは在宅での生活をできるだけ長くしていただくため必要なサービスだと考えておりますが、助成金を出すなんかの方法によってということは考えてはおりません。もう現状では、単にお願いをしていくことしかないのではないかとこのように考えております。事業者としては、こっちは赤字になってもこっちは黒字になるようにというようなことで、全体の中で考えていただいて参入をしていただきたいというようなことで、単にお願いしていくということが精いっぱいだと考えております。

次に、訪問介護の地域間格差についてですが、利用者からは使いづらいというお言葉も聞いております。一度試算をしてみた経緯はあるんですが、その差をどういうように埋めるかというようなことについてちょっと協議をした経緯はあるんですが、実現するまでに至っておりませんので、もう1回具体的に検討したいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

社協の役割をどのように考えてるかということですが、地域福祉に関しては、住民が地域で生活していけるようなさまざまな事業は行っております。また、現状としましては、1つ、よりどころづくりといいますか、これは介護予防を主たる目的として包括支援センターとか健康づくり推進課なんかと共同で地区公民館等を拠点とした交流の場づくり、そういったものも行っております。それから、地域の見守り活動、これなんかも平成20年度に香美市要援護者安心・安全ネットワーク台帳の様式を整備しまして、民生・児童委員の協力を得まして、市内の75歳以上のひとり暮らしの高齢者を訪問調査しましてデータベース化とかを進めております。今後、徐々に対象者を広げていかなければいけないというのはあります。

それから、各種の相談への対応ということで、相談件数も年々増加はしております。こういった中で、相談内容とかは高齢者福祉とか生活困難を初めとする多様化とか深刻化相談内容もしております。こういった相談とかも行いながら、また、ボランティアセンターにつきましても、香美市のボランティア募集情報を年4回発行して、地域内のボランティアニーズと活動希望者のマッチングとかを進めております。新規のボランティアの掘り起こしとかそういった課題もありますけど。

それと、地域で、先ほども言われてましたようにさまざまな課題とかで出ておられて、それに対応する手段として小地域のネットワーク活動的なこういったもの、こういったことは現在まで香美市では行われておりません。生活者一人一人が抱えます福祉課題につきまして、専門職と住民がともに会議とかをしながら、住民みずから主体的に考え解決を図るような取り組み、こういったのは日高村とかでするようですけど、こう

いった取り組みとかは社協との話の中で進めていかなければいけないというような話は出ております。ただ、こういったことをするにつきましても、コーディネーターといますかそういった人員が欲しいと。何か今よくコミュニティーソーシャルワーカーといますかそういった名前が出てきますけど、そういった者が欲しいというような話なんかは出ております。ほんで、確かに現在地域福祉に関しまして、社協でもさまざまな取り組みを行っております。確かに地域住民を巻き込んだような取り組みは今後必要かとは思いますが。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

検体の回収をして回ってはどういうご意見ですけれども、人員配置のこと、それから日程調整のこと、多々ありますので、検討するとこの場でお答えすることはできません。なお、こういう意見があったということをご意見を課に持ち帰りまして再協議はしてみます。必ず受け取ること、点検をする人、お金を受け取って領収をする等いろいろ人員配置等の問題もございますので、協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会書記長、法光院晶一君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（法光院晶一君） 選挙の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

国民審査につきましては、無効が多いのではないかと、高齢者にもっとわかるような説明をというお話でございましたけれども、この国民審査につきましては、大変いろんな場面から検討もされております。今回の県の説明の中でも、投票という中で特に最後に重要事項ということで抜き出しまして説明がされております。紹介しますと、「総選挙では毎回国民審査投票の取り扱いの不適が問題となっている。」ということで、少しはしょって、その後ですけれども、「選挙人に対して「国民審査を投票しますとか。」尋ね、「しない。」と答えるような場合がある。」と、そうすると交付をしないというようなことがあるようだけれども、とにかく国民審査については、投票しなくてもよいと選挙人とられるような扱いは厳に慎みなさいと。要らんことを言わずに、「これが国民審査の投票用紙ですよ。」と言って渡しなさいと、2つ一緒に、こういうふうにあるわけですね。国民審査の投票をする、しないは、あくまでも選挙人の自主判断に任せ、確実に比例代表選挙交付時にあわせて手渡すこと、これは厳重に注意しますよと、こういうことなんです。ですから、大変国民審査の取り扱いが難しいなということはみんなわかっておるんですけども、今の時点では、この注意にありますように、とにかく一緒にして渡しなさいということです。そして、誤解を招くような下手な説明はするな、こういうふうなことです。

それから、掲示場についてご提案がありました。参考にさせていただきたいというふうに思います。

バスにつきましては、実現できないかもしれないがというお話でございましたけれども、このことにつきましては、大変大事な事だというふうには考えておるんです。最初の答弁でもあっさり申し上げましたけれども、だからといって何かできる方法があるのかといったら今のところはありません。しかしながら、高齢化社会の中でありまして、投票の機会を失わないようにしてほしいとかいう声はたくさんあります。これは山間、山のほうだけではなく、町場の中で地域の住民の皆さんとお話をする際にもこういう話は出てきます。町の中をぐるぐる、公用車がいっぱい余っちゃいけないかと、回して、積んで行ってくれるようなことがあったらいいじゃないかと。これは実際そういう話を聞かれますので、ですから、投票の機会という本当に大事な命題に係る問題ですのでバスについてはできません。

また、バスについては1カ所だけやると、じゃあ、ほかの人はどうなるか。じゃあ、バスが朝走ったときに、夕方に行きたい人はどうするのかと。いろいろ問題があつて、なかなかこれといった方法はないんですけれども、投票の機会の均等ということ、そういうことを高齢者や障がい者に対しても優しいやり方というのはいろいろ検討していかなくちゃいけないんじゃないか。これは国の大きな課題であると思いますので、ここで答える材料はございませんけれども、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時1時まで昼食のため休憩をいたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭洋一でございます。平成21年第5回定例会で一般質問につきまして、通告書に従いまして質問いたします。初日5番目で昼食後でもあり、執行部の皆さんもおなかも張りお疲れのことと思いますが、誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

私は、今回は政権交代と門脇市長の行政姿勢、政治姿勢についてと新型インフルエンザの対応策が万全であるか、それと都市計画区域の見直し、それと暁美橋の塗りかえ計画の4点について質問させていただきます。

まず、第1点目でございますが、政権交代と門脇市長の行政姿勢、政治姿勢でございます。

この件につきましては、本定例会の初日に門脇市長の行政報告で、7月に成立した補正予算の一部が今秋にも中止し、来年度の概算要求基準も全面的に見直す考え等で、先

行きは大変不透明な状況で、歳入における地方交付税の割合が高い地方自治体では財源を懸念しているというようなご説明がございました。これにつけ加えまして、きょうの高知新聞なんか見ますと、はや既に農水省が約3,200億円の農地集積加速化事業と、この事業は既に何か廃止をする方向であるということで、もう凍結されるというようなことも出ておりました。今後は、国の状況を注視しながら慎重に行政運営をするという報告がございました。

政権選択をかけた第45回衆議院総選挙は、野党でありました民主党が圧勝し、政権交代が確定したわけでございます。民主主導の新政権は、国民の変革願望を期待すると同時に、民主党の掲げるマニフェスト、いわゆる政権公約が暮らしに直結することになり、子ども手当、公共事業、農業の所得補償、（高校の）授業料の無料化、高速道路の無料化等々、政策には時間が必要な、年間1兆6,000億円、これは2013年度の予定ですが財源確保に非常に苦慮していると。全国の都道府県の知事の6割に当たる27人が不安を感じておりますし、また、新政権を7割を超える30人が期待をしているということでございますが、「地方行政のトップの視点から踏み込んだ、政策の実現性に疑問視をつける格好だ。」と報道もありました。市民も期待と不安が交錯しているわけでございますが、この16日には特別国会が招集され鳩山内閣が誕生する予定でございます。これに対しまして、行政のトップである市長としてのお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

次に、新型インフルエンザが流行の兆しをしておりまして、その対策についてお伺いいたしますが、先ほどの同僚議員の同じような質問の中でもございましたが、それは、ちょっと答弁を拝聴しますと、もうこれは単なる普通のインフルエンザということであるということのお考えであったようでございますが、新型インフルエンザに対する考え方がちょっと甘いのではないかと、かような考えを持ちまして、同じような質問になるかもわかりませんがあわせてまたお伺いさせていただきます。

新型インフルエンザの集団感染が拡大していると報道されている今日、「県内でも高知市の民間病院に入院していた県中東部に在住の70歳の方が死亡した。」という記事もございました。県によると、県内で8月30日現在、新型インフルエンザに感染または感染の疑いが濃厚な患者数は約400人にも上っていると。本県では6月28日の初の感染確認後、徐々に感染が広がり、よさこい祭り後の時期以降にも急増しております。「8月30日までの3週間は、いずれも週100人以上のペースでふえている。」と、こう報道されておりました。

県内集団感染は23件で、大半は保育園児とか小・中・高の児童・生徒とのこと、また、山田高校も、新学期の始まった翌日に1学級で4人のインフルエンザと見られる症状が発生し学級閉鎖となったわけでございます。その後、小津高校も学級閉鎖になり、2学期が始まって9月以降、集団感染等で学級閉鎖が危惧されているが、感染予防のために、（感染予防に）ついて行政、また行事を取りやめたり中止を検討したりしている

動きも広がっています。テレビの報道なんかでは、始業式は体育館の集合をやめ教室で校内放送を聞く形で変更したこともありました。本市での保育園、小・中学校の現状、対応策についてお伺いします。

また、香美市では、5月16日、新型インフルエンザの国内発生が確認されて対策本部が設置されたとのこと、第3回定例会の最終日6月30日に新型インフルエンザの感染者が本市でも確認され、非常招集をされました。このことにつきましても、この問題点等を検証されたか、また、一般市民に対しての感染、予防対策、周知、対応策に上積んであるか、あわせてお伺いいたします。

第3点目は、都市計画区域の見直しと今後の構想についてお伺いいたします。

過日、まちづくり推進特別委員会により、第1回目の提言書が人口の定住策として市長あてに提言されました。その中で、整備事業の1つの項目としまして市街化調整区域の見直しもございました。本市の土佐山田町には高知広域都市計画の中で市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域と線引きがされております。農地を宅地転用しても、住居を建築したくとも種々の規制があり建築不可能であると。この線引きが定住、人口増のネックの1つになっているのではないのでしょうか。また、農業経営者は高齢化が進み、と同時に農産物の価格下落に伴い農地の維持が困難となり、耕作放棄地にもなりかねません。この線引きのために宅地転用もできないような状況であります。都市計画区域の今後の見直し等につきまして見解をお伺いいたします。

最後に、暁美橋の塗りかえ計画についてお伺いします。

物部川にかかっております暁美橋は、昭和48年2月に建設されて以来、一度も塗りかえ、塗装工事がされていないと聞きました。さびだらけで真っ赤になったこの橋を毎日見ている地域住民からは、「本当にこれは見るに耐えれない。」と苦情もお聞きしました。塗装工事の計画の有無と、また予定等ございましたら、この件についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭洋一議員のご質問にお答えをします。

今回の選挙の結果を受け、市長の政治姿勢はということでございますが、ご承知のとおり8月30日、第45回の衆議院選挙が行われました。前評判どおり民主党が勝利をおさめたわけでございますが、今回の大きな選挙の今までとまた違った面と申しますと、特にマニフェストによる選挙戦が行われたと思います。いわゆるマニフェスト選挙と言われるような状況で、各政党がそれぞれの政権公約を打ち出し、そして、それによって国民の審判を仰ぐというふうな大変壮絶な戦いとなりました。結果、大胆な政権公約と申しますか、そうしたものを掲げた民主党が前評判どおりひとり勝ちをしたというふうなことになり、そうした結果で政権交代が、いよいよ16日には首班の指名が行われ、民主党との連立政権が誕生するであろうと、結果そうなるであろうというふうに思

います。

そうした中で、本香美市議会の開会の当初、当日にも述べさせていただきましたが、この政権交代によりまして大変財源的な心配といたしましょうか、そうしたものが特に国の中で、マニフェストの中で民主党が書かれたとおりにいきますと大変厳しい国の財政状況になりはしないか、また、そのしわ寄せが地方自治に来るのではないか、そのように思ってあいさつでも述べました。民主党のマニフェスト、朝日新聞によりますと、先ほど千頭さんもおっしゃられました。2013年には16兆8,000億円ですか、マニフェストの中で必要ということで、平成22年度においては来年度当初で7兆1,000億円がどうしても必要になってくると。その補うものとして埋蔵金であるとか、あるいはまた無駄を省くこと、そうしたことによって財源を構えてくるということで、そのほかにもいわゆる暫定税率の廃止であるとか高速道路の無料化、また農業者の戸別所得補償、それと子ども手当、こうしたものを見ますと、大変4年間で50兆円の新たな財源が必要ということになってくるわけでございますので、これは大変な状況ではないかなと素人ながらに思うわけです。国債を発行してすればいいですが、もう約1,000兆円に近くなる、860兆円ですか、80兆円ですかの借金があるわけですので、それをまだ上積みすりゃ、そりゃいかんことないでしょうけど、そりゃとても民主党のマニフェストとはまた相違点が出てきます。そういうことで、私自身は大変先行きが心配だというふうに思いますが、しかしながら、こうしたマニフェストの訴えが国民の一つの判断材料として今回の結果が生まれたわけでありますので、やはり民主党はそうしたことの中で政権を運営をしていくであろうというふうに思います。さきにも述べましたが、平成21年度の補正予算の凍結、中止もあり得るということで、現在見直しをしておると。その中には少なからず地方と関係する予算も伴っているわけでありますので、これらをどうするのか、責任ある、やはり政府としてそれはきちっと示していただかなければ、地方はとてもじゃないですがもたないということが実感でございます。しかしながら、結果的にこうした国民の圧倒的な支持を受けて政権が誕生するわけですので、これを、期待を裏切らないようなやはり政策実行をしていただかなければならないというふうに思っております。香美市としましてもそうした状況を受けまして、さきに述べましたように、やはり状況を精査しながら香美市としての行政をしていくということにしかならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。千頭洋一議員さんの新型インフルエンザについて、本市での保育園、小・中学校での対応策等について、問われたご質問にお答えをしたいと思います。

2学期が始まりまして1週間ぐらいたったところでありますけれども、集団感染ということが大変心配をされているところであります。香美市におきましては、夏休みの期

間中も、もし感染ということがありましたら学校のほうへ連絡をしてもらいたいと、そして学校から教育委員会へというふうな対応をとっておりまして、夏休み期間中も特に感染者という報告はあっておりませんでした。ただ、新型インフルエンザの感染拡大期に入りまして、1点目は、健康被害を最小限に抑えること、2点目としまして、医療機能あるいは社会、経済機能への影響を最小限に抑えること、こういったことを目的としてさまざまな対応がとられているところであります。そういった中で、情報の共有化また関係諸機関との連携等が特に重要ではないかというふうに考えているところであります。本市の保育園、小・中学校における感染状況であります。9月1日、2日の時点で小学生で1名、中学生で1名、合計2名のインフルエンザA型の感染が出ました。しかしながら、今週へ入りまして9月7日現在ではその2名の児童・生徒とも元気で学校に復帰をしているというふうに聞いておりますし、新たな感染者は今のところ出ておりません。現在小・中学校ともゼロという状況であります。また、保育園につきましては、職員が1名A型ということで自宅療養しているということではありますが、保育園におきましても乳幼児について感染は今のところ出ておりません。ただ、今後感染が広がる可能性はあるわけございまして、これはもう新型インフルエンザが言われてからずっと続けておりますが、毎朝の健康観察、そして手洗い、うがい、せきエチケット等の励行、これはずっと続けてきているところであります。今後ともこれは大切に取り組んでいきたいというふうに思っているところです。また、発熱やせき等の症状が出た場合には、できるだけ速やかに医療機関を受診すること、あるいは不要な外出を控える等のことについても呼びかけているところでございます。

一応これからの方向としましては、保育園につきましては、乳幼児は重症化するという心配もあるわけですので、そういったことに配慮して、週に教職員も含めて2名以上の感染で臨時休業も検討していく必要があると。ただ、保護者の仕事の関係もありますので、保護者等の要望によって、感染のリスクということも考えていただいた上で預かるというふうなことも検討していく必要があると思っております。

また、小・中学校につきましては、学級の人数の一応1割ということをめどにして学級閉鎖あるいは学年、学校臨時休業というふうなことを判断をしていくことになるというふうに思います。

また、9月1日付の文部科学大臣のメッセージが児童・生徒向け、あるいは保護者、教職員向けに出されておりました。一人一人が新型インフルエンザに注意をするように、適切な対応ができるように呼びかけているところであります。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 私のほうから、千頭議員の一般市民への新型インフルエンザに対する対応についてお答えいたします。

さきの議員さんのご質問にもお答えさせていただきましたが、まず感染拡大防止、

これが一番重要なことですが、教育長も言われましたように手洗い、うがい、せきエチケット、人込みでのマスク着用など、このような基本的な手段をとること、これが一番重要で基本的なことになります。それで、新型インフルエンザにつきましては、新聞それからテレビなどでも頻繁に報道されておりますが、市といたしましても自治会の回覧や新聞、折り込みチラシ、ホームページなどでお知らせを行ってきております。そして、今後につきましても、今現在内容を検討しておりますが、感染の予防方法、それから症状が出たときの医療機関の受診の仕方などをお知らせをしてまいります。そして正確な情報提供を行っていきたいと思っております。それから、市内の医療機関、医師会ということになると思いますが、そちらのほうへの国の方針の伝達とか協力要請などは保健所のほうから行われているところでございます。

それから、さきの議会終了日、6月30日に香美市内で発症がありまして対策本部会を開きましたですが、その時点では、新型インフルエンザにつきましては本人を特定して、そして接触者を追跡して、1人でも感染を拡大させない封じ込め作戦が行われておりました。ただ、市としては、そういう面は保健所とかそういうふうな役目でございます。いかに感染をしないか、拡大をさせないか、そういうことに重きを、市としてお知らせを住民の方にしていかなければならないので、翌日ちょうど7月1日が広報の発行日でございますので、急遽住民の皆さんへのお知らせ文、回覧文書だったと思いましたが、をつくりまして1日の発行に間に合わせました。そして、重立った公共施設へ張り紙、新型インフルエンザについての対応とかを怠りなくというような張り紙をさせていただきました。そういうふうな市の対応を今までしてきておりますし、今後も必要な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員の都市計画区域の見直しについてお答えを申し上げます。

本市土佐山田町は、昭和45年に高知広域都市計画区域としまして、「都市計画は農林漁業との健全な調和を図られるべきこと」ということを基本理念に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を線引きしてございます。そして、現在までに、おおむね七、八年に一度の定期見直し等で過去5回の見直しが行われております。都市計画の策定や見直しを適正に行うためには、変化をします都市の状況を定期的に、また的確に把握する必要がございます。このため、都市計画区域の拡大や線引きの見直しについて分析が必要であることから、都市計画法第6条に基づきまして都市計画基礎調査をおおむね5年ごとに実施することと義務づけられております。この都市計画基礎調査につきましては、人口規模を初めとしまして産業、経済、土地利用及び都市施設などの現状や将来の見通しについて調査を行うこととされてございます。これらの調査をもとにしまして、平成13年5月の都市計画法の改正に伴いまして、線引き制度の取り扱いが国の判断から都

道府県に移譲されました。高知県改正都市計画法検討委員会で検討された後に、平成16年に線引きの継続を高知広域都市計画区域マスタープランで決定をしてございます。この決定の際の基本方針としまして、人口減少が予測される現状で、今後は市街地の拡大を伴わない適正な市街地の規模による都市づくり、括弧してコンパクトシティーとなっておりますが、都市づくりが掲げられておりますということで、平成16年の高知広域都市計画区域マスタープラン以降、人口減少あるいは市街化農地の点在する中では線引き拡大はしないという方針が出されて、それにのっかって現在進められてございます。

次に、暁美橋の塗りかえでございますけども、ご質問の暁美橋は県道にかかっております橋でしたので、（高知県中央東）土木事務所のほうに問い合わせをいたしました。結論から申し上げますと、今年度中に塗装工事を実施するとの返事をちょうだいしてございます。土木事務所も、この橋につきましては塗装工事の必要性を数年前から感じておりました、予算要求をずっとしてきておったようでございますが、なかなか維持関係の予算がつかない中で今回の交付金事業で予算措置ができたということで、本年度中に塗装をするようでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 千頭です。それぞれ誠意あるご答弁ありがとうございました。2回目のちょっと質問をさせていただきます。

第1点目の政権交代と行政について、政治姿勢についてということですが、確かにこれはまだ非常に不透明なところでございますので、ぜひ注目して、頑張ってみていただきたいというように期待しております。ひとつよろしく願いいたします。

それと、インフルエンザの件ですが、けさの新聞なんかで見ますと、もう既に土佐市の土佐南中学校は学校閉鎖ということになっておりますし、南国市の十市小学校、それから香長中学校それぞれ学級閉鎖、それと高知大学の教育学部の附属小学校も学級閉鎖になってます。こういうことで、これがだんだんと学級閉鎖、将来的に学校閉鎖にもなるんじゃないかということが懸念されますが、先ほど教育長さんのご答弁の中では、小学校、中学校それぞれお1人がおいでたけども今現在元気に通ってると。ただ、1つ、今ちょっと気がついて心配されましたのは、保育園の職員さんが1人、今A型になってるということですが、保育園児に対してこれが感染しなければいいがなど、かように考えております。過日、ある、これは高知市内の保育園のご父兄だと思いますけども、その保育園は毎朝門のところで体温の測定をしてると。それで、それが、保育園児が37.5度以上あったらもう家へ帰すということをやったようなんです。そのご父兄が言うには、「子どもは大体熱がちょっと高いもんだ。」と、平熱でも37度前後あるし、それから、自宅から保育園まで歩いて来ると37.5度ぐらいにはすぐなるんだといったことでなかなか言ったようですけども、保護者がちょっとはかってみたら37.6度かしらん熱があつて、「家へ帰りなさい。」と言われましたけど、そのご父兄は頑と

して、帰す必要はないということで園のほうにお世話になったということをお聞きしましたんですが、このようなことで、そこまでやるんはどうかなということも1つ懸念されますが、今後、小学校、中学校の、学校の児童・生徒に対しては集団感染しないようにしていかなきゃいけないと。

それと、これは一般の方についても言えることですが、厚生労働省が事業者、職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインと、こういったようなものを出してるようなんです。これを見ると非常にわかりやすいんで、これには5項目ありまして、対人距離等の保持、手洗いの方法、それからせきエチケットとか職場の清掃、消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種といったことを具体的に割とわかりやすく書いてくれます。こういったものを学校なり、それからまた事業所、それから一般市民にもぜひ見せて配布していただければ本当にありがたいんじゃないかなと、かように思いますが、その見解をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

それから、第3点目の都市計画の見直しでございますが、確かに、言われるように5年ごとの基本調査の見直しやって、七、八年ごとにやっていくといったことで、拡大はしないけど現状維持でいくということですが、もう既に、先ほどからちょっとお話ししてますように農家の高齢化が進みまして、後継者もないといった形で、もう農地をちょっと宅地にでもしたいなと思ってもなかなかそれができないというような現状で、どうしたらいいだろうかというようなこの間お話も聞きました。何とか市街化調整区域を現状維持じゃなくて、もっと範囲をせばめてもらえないだろうかというような話もございました。

そのあたりちょっとお伺いしておきたいと思いますが、よく引き合いに出されるのが隣の香南市ですけども、香南市の場合は線引きがないために定住人口がどんどんふえていってるといった状況でございますし、逆に、線引きがあるために土地があってもそこは宅地にできない、そのために地価単価が高騰するといったことで、拍車かけてどんどん他の市町村へ流れていくといったことも考えられます。この件につきまして再度ちょっとお伺いいたします。現状維持じゃなくして、今までの調整区域を取り外してもらえないかというようなのもございましたので、ちょっとお伺いさせていただきます。

第4点目の暁美橋の件ですが、確かに本年度じゅうにやるということで、どうもありがとうございました。この件につきましては、私も全然知らんことはなかったのですが、もう何回か県のほうにもちょっとお話ししました。そしたら、やる、やるということは言うがですけども、じゃあいつまでにやるかといってもなかなか具体的な返事がいただけなかったわけございまして、本当にもう地域の者にとりましては非常に、毎日これが見えるところがあると非常に見苦しいといった形でございましたが、今年度じゅうにやっていただけるということでございまして、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 千頭議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど報告させていただきましたように、9月当初に2人がインフルエンザA型ということで自宅待機、療養をした子どもさんがいますけれども、その中のお1人には兄弟がいたのですけれども、その兄弟にはうつってなくて、もちろん家族の方もみんな元気だということを知っております。したがって、例えば校門で子どもの熱をはかるとか、それぞれ事情があるのかもしれませんが、いうふうなことは香美市においては現在考えておりません。ただ、お話のありました手洗いの仕方とか、指の間であるとか手首あるいはつめの間まできちっと洗う、そういった手洗いの仕方についての細かな指導であるとか、うがいの仕方あるいはせきエチケットについても、その取り扱い方等についての細かな指導等はしていく必要があるというふうに思っていますので、そういったことにつきましては、もちろん現在もしておりますけれども、さらに徹底をさせていきたいというふうに思っていますが、余り過剰な対応になるよりは一人一人をやっぱり大事にしながら、しっかり子どもの状況を把握して、香美市全体としてどうしていったらいいのかを考えて対応していきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員さんの、インフルエンザに関する2回目のご質問のうち学校以外の件につきましてお答えいたします。

厚生労働省の新型インフルエンザに関するガイドライン、その内容が非常にわかりやすいということで、事業所や学校や一般市民の方にそういうものをお知らせしたらどうかということでございます。学校のほうは、保護者のほうへ直接子どもさんを通じて連絡できますし、よく伝わるといいます。それから、一般市民の方々へお知らせするのに、お知らせする内容がインフルエンザの進展、展開、そういうもので初めから、いうたら随分時間を追ってお知らせすることが変わっております。それで、適切な時期に適切なお知らせをしていかないかということになりますですが、そのお知らせの内容につきましては、対策本部を中心に、事務局を中心にといいますか、検討して必要な内容でお知らせをしていきたいと思っております。今も文案を検討している状況でございまして、考えて逐次お知らせしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

農家の高齢化で宅地転用がしたいけどできないということ、それから地価が高騰して家が建てにくいというようなことでもございました。この線引きの制度が人口増加のネックの1つとご指摘でございますけれども、非線引き都市計画区域に比べて土佐山田町は、線引きをしたことによりまして住宅地や商業地と農地とが区分をされておまして、良質な生活環境が形成をされております。つまり、住宅地も農業も両方守られているとい

うふうに考えてございます。

それから、さらに基盤整備の面から見ますと、土佐山田町は市街地がコンパクトにまとまっていますことから、効率的な投資によって道路や下水道などの都市基盤の整備が進んでおります。これらのことは線引き制度適用のメリットではないかというふうに考えております。

それから、地価でございますが、現在は下落傾向にありまして、いつときよりは建てやすい状況にはなってきているというふうには考えてございます。

香南市との比較でございますが、香南市、確かにどこでも家が建つという状況で、あちこち農地の真ん中にミニ団地がたくさんございます。伝え聞いたところによりますと、その対応に追われるという場面もあるというようなことも聞いておりますことから、線引き制度のメリットのほうにも目を向けていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 3回目の質問をさせていただきます。

質問じゃなくしてお礼を兼ねてですけども、感染予防は一人一人が予防に心がけなければ一気に感染が広がって社会が混乱すると。口や鼻には手を触れない、手を石けんと水でよく洗い流すと、症状のある人に近づかない、人込みにいる時間をできるだけ減らす、窓をあけて換気すると、生活習慣を整えてよく寝、栄養のあるものを食べて運動すると、これが世界保健機構の流行時の予防法でございます。こういったことに注意してできるだけ感染を防いでいただければと。もう答弁は結構でございます。ありがとうございました。

それと、都市計画の線引きの見直しですが、確かに線引きによって下水道とか、そういった公共性のものは確かにコンパクトでまとまったものができるかもわかりません。言われるように、（香南市）野市町のほうは、逆に線引きがないためにどこでも家が建つき、下水道整備なんか全然できないというような状況を確認に聞いてます。そういった中で、秩序ある線引きをひとつお願いしたいと。私の願望ですけども、山間部、中山間地なんかに行くとなかなか、ここはもう調整区域でなくてもいいじゃないかよというようなこともあるようでございますので、できればそういうのを見直していただければと思います。もう答弁は結構でございます。

以上です。で、もう終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初に、野菜価格安定対策事業についてお尋ねをいたしたいと思っております。

この野菜価格安定対策事業は、対象の野菜が市場で低落して生産者が再生産の意欲を

失わないように価格の補てんをし、それから、そのことによって消費者に安定した野菜を供給をするというものであります。それで、それぞれの県によって違いますけれども、この制度の中にはキャベツ、白菜、タマネギ、バレイショなどを含めた重要野菜、それからキュウリ、ピーマン、ナスなどを対象とした指定野菜、それからシシトウ、ニラ、オクラなどを対象とした特定野菜、それからサヤインゲンを対象とした転作野菜、それから高知県でやっていますのはコネギ、ミョウガを対象とした県単野菜というふうに区分をされます。そこで、重要野菜と指定野菜については行政法人農畜産振興機構が事業実施主体、それから特定、転作、県単野菜は高知県青果物価格安定基金協会が事業実施をしてるところでございますけれども、この野菜価格安定対策事業については非常に複雑になってまして、対象市場が9市場、北海道、東北、関東、中京、北陸、関西、中国、四国、九州、そこに今度決められた野菜の出荷期間があります。対象の野菜と期間と、それから我々の生産する産地、いろんな要件があります。非常に複雑ですので、本県にあります、この質問で取り上げさせていただいた、高知県農協農政会議が取り上げてます指定野菜と特定野菜についてお話をさせていただきたいと思っておりますし質問をさせていただきます。

まず、指定野菜あるいは特定野菜の基準価格があって、それは9年間の市場の販売額の平均に市場の物価指数を勘案をして出された数字でございますけれども、それに指定野菜で0.9を掛けたのが保証基準額、0.8を掛けたものが特定野菜の保証基準額になっております。そして、最低基準額、一応いつまでも平均単価が割り込んだときに出すんでなくて、保証基準額と最低基準額の間で補てん金を出すというのですが、指定野菜では最低基準額が0.6、特定野菜でも0.6、特例で秋冬ネギは0.55という数字になってますけれども、そういった組み立てで行ってます。その保証基準額を下回ったとき、指定野菜だと平均価格が最低基準額の中にいて、平均価格が下がった場合には、保証基準額と平均価格の0.9が指定野菜、0.8が特定野菜になります。非常に複雑なのは、さっきも言いましたようにそれぞれの期間、例えば質問の中にありますナスですと、東京の12月、1月、2月、3月、4月、5月、6月という期間のどの期間に予約を申し込むかということで価格が変わってきますし、それから、保証基準額と最低基準額に0.9を掛けたもんが資金、例えば50トン東京の市場へ予約をしますというためには、保証基準額と最低基準額に0.9の資金を掛けて基金を積むと。これ3年間の事業ですので、非常に言葉だけで言うのはわかりにくいですが、また、特定野菜は0.8、保証基準額と最低基準額の差額の0.8の単価を予約したトン数に掛けます。そういうふうにして仕組まれたのが特定野菜あるいは指定野菜の事業であります。

資金造成単価というのは、先ほど言いましたように過去9年間の平均価格を事前に積んでおく必要があります。指定野菜では、国が60%、県が20%、生産者が20%であります。特定野菜では、国が3分の1、県が3分の1、生産者が3分の1というふうになってまして、例えば、以前香美市のほうで問題になったショウガ、これは香美市、

南国市というふうな産地要件がありますので、よそから持ってきたものが混入をされると返還ということになります。もとは、重要野菜と指定野菜というのは、野菜生産出荷安定法の中で事業実施がされるということになってますので、どちらかという国民生活に必要な度合いが高い野菜ほど高い交付金の割合になってくるということでもあります。

いろんな問題が出てきたのは、今さっき言いました、農協農政会議で出たのは、30年ぐらい前から冬、春ナスについては定植が1カ月ぐらい早まっています。ですから、12月、2月ではいきませんよと、何とかそれに11月が加わりませんかというのが考え方です。出荷実績見ますと、11月が大体2,000トンオーバーしています。12月が1,900トン、それから1,800トンぐらいで推移をしまして、今のところ11月の出荷量が一番多いというものであります。それから、特定野菜で問題になってますのは、基準額については、全国から当該市場、例えば関東市場に来る全国の産地の平均をとります。それで、価格補てんの場合は、県が交付団体になってますんで高知県の価格になると。そこでちょっと矛盾になってますのは、この前も、皆さんご承知と思いますが、高知新聞にニラのパーシャル包装とかいう問題が出てました。高知県の品物というのは、比較的市場の要望とかいろんなものを聞いて、鮮度をもたせて高品質なものが多いということで、全国の平均の保証基準額でいくと当然かかりません。ですから、保証基準額は何とか高知県だけの平均単価にいきませんかというのが今回の農協農政会議から県のほうに対して出された内容でございます。

この問題については、特に特定野菜については、先ほども言いましたようにニラ、ショウガ、ブロッコリー、オクラなどが対象になってまして、本市の主要品目でもありますので、やはり連携をとって、県のほうを通じて国のほうに保証基準額の改正についてお願いをすべきやないかというふうに思っています。非常にわかりにくいと思います。

それから、続きまして、F T A、自由貿易協定についてお伺いをいたします。

8月30日に執行されました衆議院選挙で民主党に政権が渡りましたが、民主党が衆議院選挙のマニフェストに「日米F T Aの締結を」と記載したことからJ Aグループを初めとする農林水産団体が反発、その後、同党は「締結」を「交渉を促進」に修正をしたのであります。F T Aとは、W T Oルール、ガット第24条において、実質上すべての貿易について原則10年以内の関税撤廃という条件で締結可能な2国間または複数間の自由貿易協定で、農業など特定の分野ごとに協定の対象外にすることはできませんし、実質上すべての貿易とは一般的に90%以上の貿易について関税撤廃を行うことと解釈をされていて、自由化の例外措置は10%未満にしか認められないのであります。F T Aや現在オーストラリアと交渉中であるE P A、これはF T Aの内容に加え投資の自由化、経済取引の円滑化、協力の推進など幅広い分野を含む協定でありまして、小麦、乳製品、牛肉、砂糖の関税撤廃で4,300億円の影響があるとされていますし、北海道では、関連産業を含めると1兆4,000億円もの影響を受けるとされているのであります。

こうしたこともあって、J Aグループなどは8月12日、東京都千代田区の日比谷野外音楽堂でアメリカとのF T A断固阻止国民集会を開催しているのであります。そして、大会宣言では、日米F T Aについては、アメリカの対日輸出全体の約30%を農林水産物が占めていることから、競争力のある農林水産物を協定の対象外とすることはあり得ず、日米F T Aが締結されるような事態になれば、関税ゼロで大量の農林水産物が我が国の市場になだれ込んでくることとなる。こうした日米F T Aの交渉締結は、我が国の農林水産業に甚大な被害を及ぼすだけでなく、食料自給率の向上や食の安全、安心を望む国民を裏切るものであり、断じて認めることはできない。また、我が国は米、麦、肉類、魚介類、木材を初め大量の農林水産物をアメリカから輸入しているが、こうした品目の関税を撤廃することは、交渉中のオーストラリアを初め中国などのアジア、太平洋諸国に波及していくことは必至である。さらに日米F T Aの締結は、我々の生活から国産の食を失わせるだけでなく、国土保全を初めとする農林水産業が果たしている多面的機能の喪失にもつながるものである。そして、我が国の食の農林漁業を支える人々の暮らし、ひいては地域経済にも壊滅的な打撃を与えることとしているのであります。

過去の国の政策は、日米貿易交渉やガット、関税貿易一般協定交渉で自由化、関税引き下げを行ったことによって、1960年カロリーベースで79%あった食料自給率は40%まで下がり、農業総生産額は1990年の7兆8,500億円をピークに2006年は4兆7,000億円となっています。そして、林業では、1964年木材の自由化によって国産材の割合は20%まで低下をしているのであります。もしアメリカとのF T Aが締結されれば、国の政策によって疲弊した農業、林業、水産業は再生不可能な状況ともなることが予想され、このことは地域経済や関連製造等、関連産業などにも大きな影響を与えることになるのであります。特に日本の農家の平均経営面積は1.8ヘクタールに対し、アメリカ192.2ヘクタール、カナダ270ヘクタール、E U 26.9ヘクタール、オーストラリアに至っては3,380.7ヘクタールとなっていて、比較にならない面積でありますし、国民1人当たりで見ますと、アメリカ1.4ヘクタール、カナダ2.1ヘクタール、オーストラリア22.3ヘクタール、E U 0.4ヘクタール、日本は0.04ヘクタールで国際競争力があるとは言えないのであります。このことは費用対効果に代表される経済やコストだけでなく、他の要素も含め手厚く守る必要があると考えます。森林は74兆円、水田は8兆2,000億円の多面的機能を持っていると言われており、すなわち水を貯留、山腹崩壊を防ぐ、空気の浄化、温度上昇を防ぐなどありますし、これを守ることや国民の命を支える食料の確保、食の安全、安心が維持できる政策が必要ではないでしょうか。特に本市は農林業が最重要な産業であり、県に対し、国にこのF T A締結をしないよう要請すべきと考えますが、所信についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 門協議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の野菜価格安定対策事業についてお答えをします。ご質問の中ですべての答弁も言っていたいただいたような質問になりましたので非常に重なるお答えになるかと思いますが、頑張ってお答えさせていただきます…。

（笑い声あり）

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 指摘のとおり、指定野菜14品目、特定野菜33品目の価格が著しく低落した場合、生産者補給金を交付し、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る制度でございます。高知県では12品目の対象野菜で取り組み、本市では質問のと通りの主要野菜が対象で、20園芸年度にはシシトウガラシ、ブロッコリー、オクラなどが補給されています。原則として、しゅん前に計算される対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、平均価格、過去9年間の9割を基準額として7割から8割、国、県、出荷団体等の資金造成による基金により交付をされています。質問の中でも、またその他の部分も触れられましたが、地域の格差、これについては、不利さは理解をします。リスク軽減による制度の検討は各条件、市場での条件とか産地の気候、地域条件などにより検討もされながら創設されたと考えます。本来なら品質評価の高い周年の安定した有利価格で出荷されることであり、不測の事態がなく当制度の対象とならないことが理想であります。今、価格保障、また所得補償、国の動向の中で注視をしていかなければと考えています。香美市として、ブランドの維持、向上は農業振興課題として関係機関連携によりおのおの役割のもと取り組んでおり、価格保障についても要請があれば連携をして進めてまいりたいと考えております。

2点目の自由貿易協定、F T A、E P Aについてお答えをします。

質問の自由貿易協定、経済連携協定は、2カ国間また数カ国間で原則関税の撤廃を取り決める協定であり、E P Aは物やサービスの貿易自由化だけでなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進など幅広い分野を含む協定です。政権交代による民主党マニフェストのF T A交渉の推進には、経済を活性化するために国間による境を取り除き、人、物、金の移動をかなりのレベルで自由にしようとする理解をします。指摘のとおり国間の交易を盛んにするために、関税の撤廃は、強い産業、企業は強くなり、弱い産業は衰退の側面があります。日本の農業の実情からも、1次産業による影響は大きなものとなり、世界貿易機関の交渉から多国間貿易のルールの変遷は、日本農業に変革、左右してきたことは確かでございます。損害をこうむる産業が農業であってはならないし、関税撤廃には利益や損失だけの検証でなく、国土や自然や地域を守る産業として常に議論し、国策として進めるべきと考えます。いずれにしても、本市の主産業が相互の利益を求める自由貿易協定で衰退してはならないし、相互の主張が、バランスのとれた貿易政策が確立されるよう、国の動向を見ながら農業が維持、発展するよう地域から発信し

なければと認識をします。

以上、お答えします。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、水道関係ですが、水は、人間はもとよりすべての動植物が生きていく上でなくてはならない命の水であり、また、私たちの暮らしを支える各種産業の基礎的な資源であります。現在私たちの日常生活の中では、蛇口をひねれば水が出るということが当たり前となっています。水を井戸や川からくみ上げ、調理したり、洗濯したり、ふろを沸かしたりしていたことを考えると、洗濯機のボタンを押せば洗濯されるという今日の状況は本当に便利になったものであります。私たちは当たり前のように安心、安全な水が365日供給されていると思っています。しかし、一たび災害が起こればその大切さを認識するのではないのでしょうか。現在の当たり前となったこれらの便利な生活は、水道がなくては維持できませんし、そして、その水を運んでいるのが水道管であります。しかしながら、この水道管は耐久限界があり、日々劣化が進んでいます。命の水を運ぶ水道管の管理や維持の重要性を考えるべきではないのでしょうか。そういった視点から水道事業について質問いたします。

1点目ですが、昨年度及び本年度現在までの市道での水道配水管漏水復旧箇所数、上水道、簡水道について。

2点目、それに対する復旧等にかかった金額について。

3点目、特に漏水復旧箇所が集中した区域があるのか。また、そういった区域についての今後の対応、対策は考えておられるのか。

4点目に、市の重点施策の1つである南海地震対策におけるライフラインの復旧において水道は重要な柱の1つであると位置づけられるが、平成20年に示された水道事業基本計画の中で、管路の更新には計画的な更新計画の必要性が示され、長期的な視点に立っての取り組みが必要であると考えますが、この点についてどうですか。

次に、消防関係ですが、南海地震等の今後起こり得る可能性の高い大規模災害対策については、市として自助、共助、公助といった取り組みを進めていき、継続した減災への仕組みづくりを行っていくことが重要であると考えられます。そういった中で、小・中学校を初め公民館等の公共施設の耐震化も順次行っており、本年度には新庁舎も着工される予定であります。一たび災害が起きた場合に、最も迅速な対応をとらなくてはならない公助のかなめである消防本部を置く消防庁舎の建設については、基本的な構想等を議論、検討していく時期と思われませんが、その点について。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君）

14番、島岡議員の水道事業についてお答えします。

まず、1点目の昨年度及び本年度、現在までの市道などでの水道配水管の漏水復旧箇所とのお尋ねですが、平成20年度、上水道区域におきましては11カ所、簡易水道区域におきましては41カ所となっております。次に、本年度、現在まで上水道区域におきましては11カ所、簡易水道区域におきましては13カ所となっております。合計、昨年4月から現在におきまして市内で76カ所の漏水復旧が発生をしております。ちなみに、漏水の原因のほとんどが外的原因による管のひび割れで、その埋設場所等の環境が左右し、多い年もあれば少ない年もございます。

次に、2点目の水道配水管の漏水復旧に要した金額はとのことですが、先ほどお答えしました漏水箇所に対します復旧費は、平成20年度の上水道区域におきましては230万7,000円で、簡易水道区域におきましては453万円を必要としました。次に、本年度、現在まで上水道区域においては322万5,000円、簡易水道区域におきましては242万5,000円を要しております。合計、去年4月から現在まで市道などに埋設された配水管などの漏水復旧工事に1,248万7,000円、1カ所当たり平均16万5,000円を要してきました。

3点目の特に漏水復旧箇所が集中した区域と今後の対策とのお尋ねですが、昨年4月から現在まで3カ所以上多く発生した地区を申しますと、上水道区域では宝町7カ所、楠目5カ所、簡易水道区域におきましては神母ノ木が7カ所、宮ノ口、山田島、楠目、逆川、談議所と続き、香北町永野で10カ所、日ノ御子、猪野々地区での漏水が多く発生しております。なお、この中で山田堰簡易水道区域であります神母ノ木地区では、現在管路更新工事を計画、実施中でございます。

次に、集中して発生している地域の今後の対応はとのお尋ねですが、漏水事故の発生頻度、漏水箇所に係る給水人口、また更新工事に1メートル当たり約4万円を必要とすることなど財政事情を総合的に判断しまして、長期的な計画で区域を特定しまして管路更新工事を検討していきます。

4点目の平成20年に示された水道事業基本計画の中で、管路更新には計画的な更新計画の必要性を示しており、長期的な視点に立って取り組みが重要と考えるがとのお尋ねですが、まず、水道事業基本計画、水道ビジョンですが、水道ビジョンに施設整備上の課題としまして次のように掲げられています。下水道処理区域では、「下水道管と同時施工により経費節減が図られるため、積極的な布設がえが進みつつあるが、今後は、下水処理区域外においても耐震対策等の優先度を踏まえた計画的な更新計画を立て、速やかに老朽管の更新を進める必要がある。」となっております。ご指摘のとおり、前述しました漏水区域、有収水率の低い配水管路など、経年による老朽化施設の診断、財政事情等総合的に検討し、長期的な施設の更新計画に、今後発生が予想されています南海地震等災害に対処できる耐震化管の計画もあわせて検討しまして、将来にわたる市民生活の根幹をなす水道事業の健全化に努めてまいりたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員の消防関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

消防庁舎の件につきましては、これまでも門協議員さん、千頭議員さん、そして島岡議員さんからもご質問をいただき、耐震基準に非適合の老朽化したあの庁舎では震災時に市民の安全を守り、また救助等に対応できないのではないかと、新庁舎の建設をということであるが、早期建設に向けての計画の見直しというようなご質問をいただいた経緯がございます。やはり築37年を経過しておりまして、今の消防庁舎ではということでのご心配をいただいております。市民の生命と財産を守るということを責務としておりますので、それと署の職員の安全というのを確保しなければならないということでもございまして、消防庁舎の建設というのは大変重要であるということは承知しております。できるだけ早い時期に基本構想等の策定に向けた取り組みができるよう、消防本部には全国の新消防庁舎の情報というのが逐一入ってきておりますので、場所のいかんにかかわらず最新の情報を参考にして、機能面等の調査や検討をするため職員による内部の検討を本年度じゅうに立ち上げて取り組んでいきたいというふうに考えております。そして、場所や組織等につきましても、選定に向けての一定の方向性を、これもできるだけ早く検討に入りたいというふうに考えておりますので、以上よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番。2回目の質問をします、水道課長に。

事業計画の基本計画が出てきました。それで、水道事業計画の審議会という、議論する場とか検討する場所がないのか。それと、また、そのメンバーの中に、消防長が今おりましたけど、火災時においても水利の確保という点から消火栓も重要な水利の1つでありますので、その委員の中に消防関係者の委員さんがおられて、消火栓の位置とか配水管にかかわってきますので、（消防関係の）メンバーがおられるのか。

そして、今、課長が言いましたけど、1メートル当たり4万円かかると。ほんで、上水道の管路の延長が101キロ、簡易水道の距離が287キロ、こういった管路の、いろんな事業を進めていく中で送水管もありますろう。けど、僕の言ったのが配水のところでありますき、そういった形の優先順位とか、どこの区域が老朽管があるとか、そういうことを審議会ですべて検討するべきやと思いますけど、その審議会がまずあられるのか、その中に消防関係者のメンバーがおられるのか、2回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えします。

水道審議会についてでございます。今年3月議会で設置条例が制定されたところでございます。ちょうど今月に入りまして、12名の審議委員さんをお願いしまして水道審

議会を設置し、会議するようになっております。ご質問の消防関係者は、委員さん12名の中に、残念ながら消防関係者としての立場での審議委員さんはおらないような状態です。水道審議会につきましては、今後新水源の事業実施とか水道料金の改定等、重要施策が山積されており、水道事業基本計画、水道ビジョンや実施する内容につきまして、審議をお願いするところとしております。今後におきましても重要施策が控えておりますので、審議委員さんの皆様には十分審議していただき、答申を出していただくように思っております。

以上、簡単ですけどご答弁にかえさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時19分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡でございます。先ほど議員さんが質問したことですけれども、また観点の違ったところから質問をさせてもらいたいと思います。

日米自由貿易協定についてでございます。

さきの総選挙は民主党の勝利で終わりました。日本共産党は、民主党の勝利によって、どういう政策を掲げて政府を構成していくかということについては大変注目もしております。また、民主党が野党のときには同じ政策課題で自民党政府と戦ってきたというような内容もあるわけなんです。その1つは、後期高齢者医療制度の廃止の問題、また高校生の授業料の無料化の問題など、共通する政策については積極的に働きかけ、実現させていきたいと考えております。国民への負託にこたえたいということでもあります。しかしながら、勝利した民主党の選挙公約で看過できない問題の1つとして、日米FTA、自由貿易締結問題があります。

FTA、自由貿易協定とは、貿易で特定の国や地域を対象に関税の削減、撤廃などで優遇する仕組みをつくる協定であります。一方、EPA、経済連携協定とは、FTAに加えさらに投資の自由化、経済取引の円滑化、協力の促進など幅広い分野を含む協定であります。協定の締結によって日本の農業に大打撃を与えることが必至のアメリカとの自由貿易協定、オーストラリアとのEPA、経済連携協定が総選挙の重要な争点の1つとして戦われました。民主党は、日米FTA、自由貿易協定の交渉を促進するという公約をしつつ、また、反面、日本農業を守るという主張もしています。農産物抜きの日米自由貿易協定が可能であるかのような民主党の言い分は、日米自由貿易協定への強い日本国民、日本の生産者、農民からの反発に対する苦し紛れの弁明ではないか、そのように思われて仕方がありません。8月12日、JA全中、全国農業協同組合中央会、農林

水産関係団体は自由貿易協定断固阻止緊急国民集会を開き、3,000名が参加しました。食料と地域経済に壊滅的打撃を与えるとして、国民運動で日米自由貿易協定の動きを阻止するとの大会宣言を採択しました。主催者の全中の茂木 守会長は、民主党の政権公約が日米F T A交渉の促進を修正したことに触れて、「日米F T Aという言葉を残している限り、重大な懸念は払拭できない。」と述べ、アメリカ側に利益がある農産物の関税撤廃を求めることは確実であり、日米F T A交渉自体を阻止する考えを表明しているところであります。

世界最大の農産物輸出国のアメリカは、日本にとっても最大の輸入国であります。2008年の日本農産物輸入額は5兆9,821億円に上り、その32.5%はアメリカであります。農産物の平均関税率は、日本11.7%に対しアメリカは5.5%です。日本で高関税が実施されているのは米の490%など一部の品目にすぎません。ですから、日米F T Aで米を含む農産物が標的にされることは明らかです。実際2007年2月16日に発表された日米同盟に関する報告書、いわゆる第2次アーミテージ報告は、農業は米を含む全分野が交渉対象となる、米日F T Aの中心部分になり得るし、ならなければならないと明言しています。農業を含むF T Aは日米財界の要求であります。日本経団連は最大の貿易投資の相手国であるアメリカとのF T Aを求め続けています。日本経団連アメリカ委員会と在日米商工会議所は、2009年7月21日の共同声明で、実質的にすべての貿易、すべてのサービス分野を含むとして、非関税措置の対象に農業も含むと明言しているところであります。日米でF T Aを締結する場合、アメリカ側ははっきりと次のように言っています。「製造業の分野ではアメリカはむしろ損失をこうむっている。だから、日本からメリットを得るには農産物自由化が入っていないと難しい。重要品目として残っている米とか乳製品も含めるのが条件だ。」と明言しているところであります。民主党が農業を含めない交渉を進めることは本当にできるのでしょうか。日米F T Aで関税が撤廃された場合、日本の農業への大打撃は必至です。日米経済協議会の委託研究、日米E P A、効果と課題というところでは、2008年7月によると、国内の米の生産の82%、穀類は48%、肉類は15%それぞれ減少すると、日本の米の生産は12%にまで落ちると、このような試算が出ています。

自民・公明政府が交渉してきたオーストラリアとのE P Aも国内の生産に打撃を与えます。農水省の試算、2006年12月によると、小麦生産の99%、砂糖は100%、乳製品は44%、牛肉は56%それぞれ減少するとの見通しであります。8月17日の日本記者クラブでの党首討論では、民主党の鳩山代表に対し、農業、米抜きでの日米F T Aはあり得ない、交渉に入っていくべきではないと共産党の志位委員長は求めたものであります。もし締結ともなれば、自民党ががたがたにしてきた日本農業にとどめの一撃を加えることになると言われていています。先ほどF T Aに対する認識を議員が伺ったわけですけど、もうちょっとわかるようにご答弁をよろしくお願いいたします。

(笑い声あり)

○ 1 1 番（片岡守春君）

黄金色に広がる田畑は国の豊かさを象徴しています。多くの国民が安心できる食料はもとより、豊かな環境や文化を世代を越えて受け継ぎたいと願っています。日本農業は、市場原理むき出しのルールなき資本主義に踏みにじられてきました。日本の食料自給率が先進国最低水準に低下したのは、工業製品の輸出拡大と引きかえに農産物市場が次々に外国に開放され、輸入農産物が大量に流れ込んだためではないか。農業破壊の自民党農政のもと、農業は産業として成り立たない瀬戸際に追いやられました。農業者は将来展望が持てず、高齢化や耕作放棄地の拡大、農村の疲弊が進んでいます。消費者は食の安全に懸念を抱き、国産品を食べたいと思っているのに輸入品に頼らざるを得ないのが実情ではないか、私はこういうようにまとめて、自給率の向上ができない要因をまとめたわけですが、行政としてのこのことに対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

米価暴落について質問します。

南国市では、南国そだちやナツヒカリなどの品種の超早場米が収穫されてきました。全国農業協同組合連合会高知県本部、JA全農こうちが収穫時の7月21日、JA南国市を通じ農家に提示した価格は、南国そだちが玄米60キロ当たり1万1,800円、消費税込み、ナツヒカリが同1万1,600円でした。この価格は、前年比から見て2,500円から2,100円も下落、近年にない大暴落となった2007産米価も下回ります。早場米の収穫は、前年産米が品薄になり秋の新米が出回る前の端境期なので、平均的相場より高目になるのが一般的であります。今年は異変が起きています。南国そだちを（7月）23日に収穫した農家の方は、農協の提示した価格はスタートの（7月）21日に1万1,800円が、2日たったら1万1,400円に下がっている、こんな低価格では米づくりをする気がなくなると嘆いています。高知県の稲作の生産費は、農水省の計算方法でも60キロ当たり1万7,000円を超えています。こんな米価では生産費を大きく下回り大幅な赤字です。夫婦でやっているが、「専業農家が稲作を放棄したら社会的責任を問われるのでやめられない。」と話しています。宮崎県の農協が農家に示した新米の概算払い金は、前年比12%減の60キロ当たり1万2,400円でした。昨年の九州地方の平均生産費は1万8,000円で、この間肥料代などが高くなっていますから、農家は赤字になることは明らかです。米をつくる人がいなくなるの悲痛な声上がるのは当然であります。米価下落の主な要因は、どういうところにあるとお考えか、行政の認識をお伺いします。また、本市に与える下がったことに対する影響も、あわせてお願いします。

続いて、1993年12月当時、日本新党、新生党、新党さきがけ、社会党、公明党など8党会派連立の細川内閣は、関税貿易一般協定、ウルグアイ・ラウンド交渉の合意を受託して米の輸入に道を開きました。このとき日本共産党は、日本の農業が壊滅的な打撃を行く行く受けてくるということで、これには強く反対したものであります。1994年12月、当時の自民党、社会党、新党さきがけが連立した村山富一内閣のもとで、

米を含む農産物の輸入を全面自由化する世界貿易機関、今で言うW T O 農業協定が成立しました。W T O、世界貿易機関農業協定の受け入れ以後、政府は米改革などの名目で米の自給と価格安定に対する責任を放棄してきました。輸入機会の提供にすぎないミニマムアクセス米の輸入が強行され、汚染米の流通と食用への横流し、大手量販店による買ったたきなどが米価を低下させてきました。政府も、1990年から2006年までに農業生産額が4兆円も減った主な原因が生産者価格の低下にあることを認めています。米の場合は1兆2,200億円もが価格下落によるとされているところでもあります。農業経営を安定して持続できる条件を最重視して、価格保障と所得補償の拡充を基本に生産コストを補償する必要があると私は強く思うわけであります。農産物価格を市場原理に任せるのではなく、安心して励める農政への大転換が必要だと思われるが、見解を伺うものであります。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員のご質問にお答えをしますが、細部にわたっては農政課長のほうから答えていただけたらと思いますが、少しだけF T AとE P Aの関係につきまして、若干この間の選挙戦の中で民主党のマニフェストあるいはまた主張されてきたことに対して私自身疑義がございましたので、片岡さんの質問の答えの中で少し述べさせていただきたいというふうに思います。

先ほど片岡さん、F T AとE P Aが、これが、協定が結ばれたならば日本の農業にどのような影響を及ぼすかというふうな大変広い観点のご質問であったわけです。民主党は、当初マニフェストでは、F T Aにつきましては締結をするということを明確に言われておりました。それが、農業者団体などの抗議によりまして交渉の促進をするということの方向転換をしたわけです。その過程の中では、いわゆる小沢、もう幹事長になろうとしてますが、その方は戸別補償をするので何らF T Aの協定をしても農家に及ぼす影響はないというふうに言ってきたというふうに漏れ聞いておりますが、しかしながら、そんな状況ではなく、F T Aの締結をしたならば、日本の農業に及ぼす影響というものは大変甚大であるというふうに思います。

日本農業新聞にも書かれておりますが、F T Aというのは、実質上すべての貿易について原則10年以内の関税の撤廃という条件で結ぶ2国間または複数国間の協定であるわけです。事実上すべての貿易とは、一般的に90%以上の貿易で関税を撤廃をするということが解釈をされますので、これでアメリカとの締結をし、また締結をしなくても促進をしていくということになれば、アメリカから関税の撤廃は、いわゆる要求として出てくることは事実であろうというふうに思います。そうしたときにやはり打撃を受けることとして、農産物は軒並み重要品目が大きな打撃を受けるであろうと、また、アメリカは、先ほど言いましたように関税の撤廃は恐らく押しつけが来るであろう、そして、その行く末には地域農業が壊滅をするであろうというふうな報道がなされております。

「すべての関税を撤廃した場合は、日本が受ける打撃として、国内生産が4割強縮小する。」と書かれております。米や麦、砂糖、乳製品、牛肉など生産が大幅に縮小をされ、生産額で3兆5,000億円の減少が起きるであろう。また、同時に食料自給率が10%台に低下をするであろうということも言われております。現在カロリーベースで41%ですが、12%台に低下をするであろうと。そして、国民の食料の大半が外国、海外に依存をしなければならない状況になるであろう、また、地域経済、社会が崩壊をするであろうということで、約375万人分が就農機会を失うであろうというふうな、大変大きな影響があるのではないかとということが農業新聞でも解説をされております。

大変大きなこうした、いわゆるマニフェストの中でこれを進めていくということが言われてきたわけですが、ほかにも大変私自身懸念をしておりますし、矛盾があります。先ほど言いましたように、今回マニフェストの中では戸別補償をするということですが、戸別補償をしても、いわゆる農家が本当に、農家が守られるであろうかという疑問があります。

今、中山間地域等直接支払制度という制度がようやく定着をしつつありますが、これももうすぐ期限が切れるわけです。これは何とか継続をしていただきたいというので市長会あたりでもどんどん要望を出しておりますが、せんだっての農業新聞にも、中山間地域等直接支払制度が大幅に緩和される方向で政府が検討をしておると。高齢者集落については上乘せをするということ、また飛び地なんかにつきましても、また小規模なところにつきましても要件緩和をしていくという、これは高知県知事が発信をしたそうです。農水省へお話をして、これを早速農水省のほうで検討していこうということで、中山間地の多い高知県では大変これはありがたい制度でして、定着をしていかなければならない。戸別補償については、いろいろ問題ありますが、やはり私は、こうした地域、環境を守るためにも中山間地域等直接支払制度のやはり定着が望ましいのではないかとこのように思います。

余計なことですが、きょうの新聞でございました。鳩山代表は地球温暖化に関するシンポジウムで温室ガスの25%削減の明言をしたということであるようです。このことにつきましてもマニフェストと大変整合性がないというふうに思います。温室ガス25%、これは90年度比ですが、今までの政府は8%減が目標であったわけですので大変大量な削減になるわけですが、日本として、きょうのニュースでも言っていました、リーダーシップをとるということは大変すばらしいことではありますが、しかし、マニフェストには暫定税率の廃止と高速道路の無料化という、いわゆる地球温暖化ガスの発生をさすことを一つのマニフェスト、約束として取り入れているわけですので、この辺の矛盾が非常におかしいということで、余計なことかもしれませんが日本の将来の、やはり国のあり方、形、中山間地の多いこの日本をどうしていくのかというふうな思いというものが私には伝わってこなかったが、しかし、国民の皆さん方はそれを評価して政権が誕生したということですので、あえて言いませんけれどもこういう心配が

あるということを伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡議員のご質問にお答えをします。

わかる説明ということにしてほしいということですが、その前に、市長が政治的な視点、また香美市の市長としてのお答えを先にしてくださったということで、若干自分のつくったお答え、考えと重複する部分もあるし、また、ちょっと外れた部分もあるかもしれません。ここについては、また自分の勉強不足の中ということでご理解をいただきたいと思います。

まず、1点目のEPA、FTAの締結、民主党の政治公約の部分でございますが、確かに修正前の7月の民主党の発表、そして8月になっての修正後の発表、ここの部分については、食の安全とか、それから安定供給、その部分には食料自給率の向上とか国内農業、農村、その部分にはもう影響をかけるようなことはしないよと、損なわないよという声明を出しました。その部分については、一定そういう農業者、事実地方の農業からの声が上がったことは確かでございますので、民主党もそれを守るべき、やはり進め方をしていっていただくよう自分たちは思っております。さきのお答えに重複はしますが、まずこの件については、お答えしたように関税撤廃自体が利益とか経済主導型ばかりであってはならない、そのことは農業、日本の食生活、そして農業を守る視点は、農業育成の支援が先行及び並行して進められていかなければならない、そのように考えております。FTAだけで貿易拡大があるわけではなくて、協定国以外の貿易の減少もそれに伴う仕組みが生まれてきます。そして一番に、日本は、食料輸入国の状況では、食料自給の向上は自国で賄う貿易ルールでの議論であります。まさに農業交渉と同じような形と思います。

それから、その中で日本とオーストラリア、この経済連携協定につきましては現在交渉中であります。2008年の両国の農林産貿易のバランスについては大幅な輸入超過であります。オーストラリアからの輸入金額の13.2%が農林水産物で、その大半が牛肉、乳製品、小麦、砂糖などの重要品目であります。これが進められると、その産地、畜産農家等がやはり大きな影響があろうと考えております。

それから、2点目の食料自給率が向上しない要因についての見解ですが、国内での食料自給率向上は、今国民総意の行動推進であると。昨年の答弁でもお答えしたように、食育や農業が大きな役割を持っています。国際価格の高騰、またチーズ、大豆の輸入量が減少し、外的要因から2年連続1ポイント上昇し、市長が言われたようにカロリーベースで41%の農林水産省の発表がありました。しかしながら、食料の6割を輸入する供給体制も、生産量の低下による農業の現状や食生活の変化から輸入量が増大してきたと考えます。生産の重要性や食料自給率の向上は、やはり国の基本法に基づく効果的、

効率的でわかりやすい政策体系の構築が最重要であると思っております。個別の施策を言うと切りがありませんが、1つには、何点かの視点を持ってこれから進めていかなければならないと思っております。

3点目の協定（F T A）が締結されて本市の農業に与える影響ですが、日米による2カ国間での関税撤廃は、取り決め内容による具体的な農産物は、まだ現在は不透明です。影響が大きいということはもう間違いないと思っております。日本と農業事情がちょうど類似する韓国では2007年に合意に至っていますが、このときの農業生産の影響は大変深刻なものになるとの試算がされています。本市はもとより、日本国内の農業全体に影響すると想定をしております。関税撤廃が農産物の価格下落に直接結びつくと、農業所得の減、また継続した農業経営が困難となり、農家のさらなる減少や耕作放棄地の増大、地域の活力低下など、あらゆる衰退が懸念をされます。影響とお聞きされましたので、このことはやっぱり保障とか補てんとかいうことが並行しなければ、もう明らかにそのようになるように感じております。

それから、その次にご質問いただいた米の暴落についてでございますが、下落の主な要因ということと、それから本市に与える影響ということでお聞きをされました。米価の下落は、需要を上回る供給量であることが主な要因と考えております。2008年産の米の在庫過多、そして景気低迷で量販店の低価格指向等があり、早期米を取り巻く販売環境は現在も大変厳しい状況であると認識しております。香美市での影響も、収入の減少で農家経済を直撃し、特に専作農家は所得減少で生産意欲の減退となる。本市の園芸野菜主体の農家においても農地の活用には稲作が主流であり、同様と考えます。早生の生産者価格もちょうど土佐香美でいうと、コシヒカリ。まあ例に出しますと、コシヒカリの二等米で昨年より、片岡議員は60キロぐらいで、自分は30キロでちょっと計算をしましたが、30キロ当たり1,150円の安値でスタートをしています。特に2009年産は肥料の値上がりとか、いろんな課題がありましたので、二重の苦と打撃ということと考えております。

2点目の価格保障、そしてまた所得補償、「保障」「補償」の字が違いますが、言葉の中ではちょっと説明できませんが、この部分については、輸入、そして輸出、世界の事情、また経済の動向に左右されず農業の経営が安定する対策が重要と考えております。そのためには農業の再生産が可能な所得の確保も必要と思います。現行の交付金制度、また制度の中にも価格保障も所得補償も関連したものもありますが、補てんであり、経営安定までの効果は出ておりません。今後の動向でございますが、やはり世界のグローバル化が進む中で、貿易協定などの外因により農業そのものを取り巻く環境は厳しくなってきております。農業、農村が果たす役割が国土保全などの大きな機能であることから、持続可能な効果のある制度が必要と考えます。

見解をとということですので、私の意見で、まだまだ勉強不足でございますが、市長の言われたことが今の実情の中で政治的な動きやと思っておりますので、またご理解をいただき

たいと思います。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

市長さんには、予想してないご答弁ありがとうございました。

（笑い声あり）

○11番（片岡守春君） 大変民主党は、政権をとったといいながらも矛盾した内容を持ってるとは、もう本当に国民も期待と不安を持ってるといふことの一言で私もあらわしましたけれども、内容的にはそういうことじゃと思います。

まず、FTAの問題でございますけど、民主党は日本農林漁業、農山村を犠牲にする協定締結はあり得ないとする緊急声明を出して、広がる疑惑、疑問、非難の声への対応に迫られているということは、私も先ほども申し上げ、また市長さんの答弁の中にもそのような方向づけが出たわけですが、これらの一体、民主党は今までは黙っちゃって、選挙になってこういうことを言うてきたのかというたらそうじゃないんです。もう一貫した姿勢として民主党は持っているんです、この貿易の自由化、農産物の自由化ということ。ちょっと新聞記事を引用してみますけど、貿易自由化は今度のマニフェストに突然出てきたものではなく、民主党の一貫した路線です。2006年、既に小沢一郎代表、当時のもとでまとめられた政権政策の基本方針では、「真の日米同盟の確立を促進するために米国と自由貿易協定、FTAを早期に締結し、あらゆる分野で自由化を促進する。」と明記。2007年の参議院マニフェストでは、「農産物の国内生産の維持、拡大と、世界貿易機関WTOにおける貿易自由化協議及び各国との自由貿易協定、FTA締結の促進を両立させます。」としています。2008年版の政策集でも同じ文言を掲げています。今回の総選挙、マニフェスト発表の直前にまとめた2009年版政策集でも、「米国との間で自由貿易協定、FTAを推進し、貿易、投資の自由化を進めます。」としていました。ここで「推進」とされていたのが、マニフェストでは一気に「締結」という表現に変えられたため反響が大きくなったわけですが、流れの中で見れば同党の基本的立場を示したものです。自由貿易協定の早期締結を求めているのはだれかということ、アメリカの巨大農業資本と日本の大企業です。アメリカは日本の農産物市場の開放を求め、日本の企業は農産物市場の明け渡しと引きかえに工業製品の輸出における関税引き下げのメリットを甘受したいというわけでありますということです。

民主党のこの姿勢に対して、この選挙戦では、自民党は大きく批判する立場をとったんです。どんなことを言ったかというたら、アメリカとのFTAの協定を結んだ場合は、日本の農業を売り渡すに等しいとして民主党攻撃を強めていったわけですが、しかし、じゃあ自民党はどうかということは、もう一回野党に下がったとはいいいながら、日本の政治の流れはやはり自民党の路線で今は進んでるんです。オーストラリアとの交渉については、ぶざまなやめ方をしました安倍内閣のときにこの交渉が始まったわけなんです。自民党は、この問題で日本農業を売り渡すに等しいなどとして民主党攻撃を進めていま

す。しかし、自民党にそんなことを言う資格はありません。アメリカ、大企業の言いなりで食料自給率40%という深刻な状況に日本の農業を突き落としてきた最大の責任は自民党農政にあります。広範な農業従事者の批判を無視して、農産物の関税が焦点であるオーストラリアとのEPA、経済連携協定交渉を推し進めているのは自民党、自・公の政権であったわけなんです。だから、今識者の言うことを聞きますと、まずオーストラリアとの協定を結ぶことを進めるであろうと。ほんで、アメリカとの協定を並行して進めることは非常に難しいということで、自民党が進めてきたオーストラリアとの交渉をどういうように民主党がかじを切っていくのかということ是非常に注目するに値すると思います。

それと、もう1つは、民主党もやっぱり貿易協定、資本家の、大資本の言うことを聞いてやるという政党なんです。民主党もこういうふうには自由貿易をやろうとしちゅう人たちが衆議院でも参議院でも絶対多数を持ってるんです、これね。衆議院では308ということで、そら民主党が最大です。けど、参議院でも民主党と自民党が手を組んだら何でもできるという国の姿が今出てきちゅうので、これは大変危険な要素を持ってると思います。私たちは、このことについては非常に国民的な警戒をしていかないかと思えます。

くどいようですけども、どうしてもこのアメリカ言いなりの協定になる可能性が多分にあるということで私は思いますが、この点はもう1回簡単に、そこのあたりの見解を求めます。

それから、米価暴落の問題ですけど、課長さんは米余っちゅうということを言いましたけど…。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） （聴取不能）

○11番（片岡守春君） そら言うてない、そうかね。

（笑い声あり）

○11番（片岡守春君） 暴落を防ぐ、僕は、緊急の措置としては、大体4つの点が大事だと思うてます。

まず第1は、政府が買い入れている100万トンの米、これ備蓄米ですけど、これを政府は、米が値上がりしようとしたときにはそれを市場に流すということをしてるんです。どうしても米の値上がりがストップするということで、暴落を防ぐ緊急の措置としては、政府米の販売を中止して、政府が適正水準とする100万トンを下回っている、備蓄米10万トン余を買い入れて自給改善に取り組むべきであるということ。1点目は、政府の米は勝手に売るなど。これ備蓄米やから、いや、どうしても水害とか災害とかあったときに、必要なときだけに出すのだということで、備蓄米いうものは市場に流さずに、1年したら棚卸方式をとって、これは食糧に一切回さないと、飼料やお米の粉とかそういうところに回すという方針をとれば、こういうのは絶対値段が下がることに影響しないということ。

それから、やはり100万トンの備蓄米を完全に確保するという。これは、買入れは政府みずから立てた計画の実行ですから、すぐにでも実行可能な点ではないかというふうに私は思います。

それから、もう1つは、大手量販店の安売り競争に対してやっぱり規制を加えていく必要があるのではないかと。大手スーパーの安売り競争で10キロ当たり2,980円で売られています、これを玄米1俵、60キロ当たりに換算すれば、生産者の手取りはわずか9,400円にしかありません。大手スーパーの安売りに対する規制がどうしても必要じゃないかという農民の声があるわけです。

それから、もう1つは、77万トンにも上る外米の輸入、これが物すごいやっぱり米の値段に影響してくると。それは皆さんもご承知のとおり、やっぱり食用として横流しがあり、もうカビの生えたものがどんどん、まあ言うたらお酒の中へ入っていくというような形で、全く日本が必要としない米が77万トン毎年入荷されてるということを抜きにしてお米の値段が上がらないということは考えられない。この問題にやっぱり決着つけてくれというのが生産者の大きな声になりつつあるわけなんです。77万トンというたらどれほどの面積の米かというたら、四国4県と中国地方の全部の県から生産されるお米の量に匹敵するということを言われてるんです。たいていここらでも米がどっさりとれゆうようなけど、77万トンのうちでは10分の1にも高知県の米は当たらないわけなんで、せいぜい6万トンぐらいでしょ。だから、こういう大量の米が何も必要のない、減反をしながら、日本の農民には米をつくらんとってくれと言いながら僕らの税金でこの米は買われてるという、ここの本質をやはり明確にして取り上げていくということが僕は非常に大事やないかと思います。そのことについての見解をお願いします。

それから、所得補償の問題について。

今回の選挙ではいろいろ農業問題について各党が政策を出しました。しかし、一番明確なのは、やはり価格保障と所得補償とを明確にしたのは共産党だけだったんです。例えば、お米の問題について発表しますけれども、日本共産党は、当面の目標として食料自給率50%台の回復を目指し、その達成のために農業再生プランを発表しています。農業経営を安定して持続できる条件を最重視して、価格保障と所得補償の充実を基本に生産コストを保障します。

米についていえば、不足払い制度によって1俵60キロ、1万7,000円の生産者価格を保障し、さらに国土や環境を保全する水田の役割を評価して、10アール当たり1万円、米1俵に換算して1,000円前後の支払い、所得補償として実施させ、あわせて1俵1万8,000円を確保する。財政面からも4,500億円あれば、この1万8,000円の値段で農民から買い取ることができる。4,500億円といえば、日本の軍事費の10%をそちらに回せば可能であるということからいっても、価格保障、所得補償を実施して増産を促すこと以外には若者の定着もない。若者は米や農産物の生産によってやはり結婚し、家庭を守って子やらいをしていけるといって、そういう環境をつ

くるには、それ相当の国としての保護政策をとらなかつたらもう百姓やっていけんというような実情を、もう皆さん方も疑いのない姿として日本の農業が理解できると思います。この点についての見解を求めるものです。よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の主張と若干食い違ってくることもあります。根底にイデオロギーの違いがあるかもしれませんが。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） 財界あるいは大企業との考え方の違いもございしますが、しかしながら、日本の農業を守ろうという観点では共有をしてる、共通をしてるというふうになっております。そういう意味で、大変このFTAの問題あるいはEPAの問題、こうした問題がこれから先の日本の農業の大きな岐路といたしまししょうか、そうしたものになっていくであろうというふうを考えてます。

EPAにつきましては、平成19年、第1回の交渉から第9回、この7月27日まで9回行われてきておりまして、オーストラリアのほうで協議がなされてきております。第10回は東京で11月後半に行われるということらしいですので、政府・民主党がどういうふうな方向性を進めていくのか、お手並みを拝見をしなければならないというふうになっております。

先ほど来からお米の問題など、基本的な日本の農業についてお話がございました。日本の農業は、家族農業といたしまししょうか、家族農家といたしまししょうか、そうしたものがやはり主体であります。こうしたいわゆる面積の小規模な農家が主体でありますので、同時に、日本の国の自然、環境を守る上でのそうした視点に立って農家を守っていく、農業を守っていくという国策を持っていかない限り、日本農業は世界のいわゆる競争には負けていくであろう、そういう独自性をやはり持つべきだと。日本のやはり国のあり方からして、特別な農業政策というものをここでしいていかなければ国際競争力では立ち行かないというのが現実であるというふうに思います。どういいたまししょう、取りとめない答弁になりましたが、基本的には私はそう考えておりますし、これからもそうあるべきだというふうになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡議員の再度のご質問にお答えをします。

市長が言うとおりでございます。

（笑い声あり）

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 私の言葉が、これ以上のコメントを言うと、またちょっと解釈を誤解をされてはいけませんので。

米の関係については、在庫を市場へ出す国の考え方、そしてミニマムアクセス米の取

り扱い、今までもその量の加減についてはいろんな政策の中で議論をされて、国会でも取り上げてきました。やはり、海外とのつき合いが本当に貿易ルールで守られてるものか、農業政策で守られてるものか、その違いはいろいろあります。しかしながら、農業の部門はやはり持続、継続をする農業振興でなくてはなりません。その中で、やはり法律、基本法、それに基づく視点は外さないような政策をこれからも国には期待をしております。また、地方からその発信はしなければならないと思っております。

所得の補償につきましては、見解をさきに言わせてもらいましたが、生産者、そして農地、家畜、そういうような手法については明確にお答えはできませんが、補償の組み合わせをしたようなこの制度の必要性は自分も感じております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。3回目の質問をさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

国連人権理事会「食糧に対する権利」特別報告者のドシュッテル氏は、今年3月、各国の農業、食料政策は飢餓からの解放と安全な食を求める権利を実現するために決められるべきだということを1点目に言うちゅんです。2点目にどういうことを言ってるか、WTOや地域貿易協定、FTA、EPAは、これを妨害する政策を強要してはならないと勧告をしております。日本という国の世界の飢餓に対する姿勢というものは全く恥ずかしい姿勢ではないでしょうか。先ほども言いました77万トンの米は、日本には絶対必要のない米なんです。世界は米を欲しがって10億人以上の方々が飢餓で苦しんでる。こういう人たちが米を欲しがってるけど、米がないということと、余ってるのに米を買ってるという姿勢は全く相反してる姿勢だと私は思うんです。このことでも国連ははっきり、僕が今言ったように、1点目で各国の農業、食料政策は飢餓からの解放と安全を守らないかんとということをやっている国連の精神からしても、日本はやっぱり批判に値する、批判されるべき国の施策ではないかというように思うわけです。

私は、その点からも、いよいよ日本がこれから先世界の中で通用する農業政策、そういうものを守っていくためには、やはり食糧主権、これは前にも市長さんとも話したことあるんですけど、一般質問でやらせてもろうたんですけど、日本の現状からしても世界の現状からしても、WTO農業協定によって日本の農業は衰退の一途をたどっているのが現実なんです。世界の農業、食糧事情と相入れないことが明らかになってきたんです。だからWTOの交渉はなかなかうまくいかなかった。これは途上国とか先進国だけでなく、今南アメリカなんかでどんどんとやっぱり食糧主権を掲げた政府ができてるので、なかなかWTOがうまくいかんから、いうたら2国間協定を結ぼうとしちゅうわけよ。だから、そういうことからいっても、WTO体制いうもの、そのものがやっぱり相入れないことが明らかになった今日、各国の食糧主権を尊重する方向でWTO農業協定を根本から見直すよう求めていくべきときと思うが、市長さんはいろいろ東京への会合、市長会を初め、議長さんは議長会、いろいろあるんですけども、この視点を日

本の将来のためにやっぱり持ち合わせていくということでは声を上げていく必要があるのではないか、これがやっぱり進んでいく方向づけになっていくと私は確信しています、もう世界の流れとしてね。それには、遅くてもえいんやないかいうんじゃなく、早くその方向が達成されるよう努力を今後してもらいたいし、それにはやっぱり行政の長としても担当課としても声を上げていくことをお願いをしてすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の3回目の質問にお答えをさせていただきます。

WTOの見直し、あるいはまた国連との関連、食糧主権の問題、そうしたもののことをご提議をいただきました。大変重たい、また大変大きな課題でもございます。一香美市の市長がなかなか取りつくところまでいかないかもしれませんが、そうした主張があるということは十分私自身も心に入れさせていただきました、また、たびたびいろいろな会でそうした勉強もしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とものご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は9月9日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午後 3時27分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 1 年 9 月 9 日 水曜日

平成21年第5回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成21年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月9日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水

欠席の議員

12番	久保信彦	21番	西山武
19番	前田泰祐		

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成21年9月9日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 1番 山 岡 義 一 君
- ② 13番 竹 平 豊 久 君
- ③ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ④ 15番 依 光 美代子 君
- ⑤ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。12番、久保信彦君は自宅療養のため欠席、19番、前田泰祐君は入院のため欠席、21番、西山 武君は所用のため欠席という連絡がありました。

議事日程は手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。おはようございます。

第45回衆議院選挙についてでございますが、衆議院選挙につきましてはだんだんの方から質問がありましたが、私は今回の衆議院の選挙の結果、香美市への影響についてまずお尋ねをしたいというふうに思います。

第45回衆議院選挙の民意は、民主党に308議席を与え政権交代を選びました。報道によりますと、小選挙区を自民党候補が独占したのは、本県以外にも福井、鳥取、島根の3県でございます。この3県では民主党候補が比例復活をし、衆議院議員480人の中で与党議員がいなくなるのは本県だけとなりました。民主政権下の衆院には本県の与党議員の姿はなくなりましたが、国への陳情や要望のパイプ役が減り国政の情報の入手量が減ると考えられますが、これの及ぼす影響についてどのように見られるか、また、今回の衆議院選挙においては香美市行政へのプラス、マイナス面をどのように考えるのか、市長の見解をお伺いします。

続きまして、薬物乱用防止でございますが、角界での大麻問題や芸能界での合成麻薬による麻薬取締法違反、室戸市椎名漁港での覚せい剤密輸取り締まり違反等の事件が多発しております。今や芸能界やスポーツ界のみならず、油断をすればだれでもその誘惑に陥る危険性があります。麻薬、覚せい剤の撲滅に向かっての取り組みを社会全体で進めなくてはならないと思うのでございますが、その取り組みについてお尋ねをいたします。

3番目に、人権教育、人権啓発の推進に係る行動計画の策定でございますが、これは予算のときから本年度へ繰り越しての策定であったと思いますが、現在までの進捗状況についてお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。山岡義一議員の衆議院選挙について、香美市に及ぼす影響はと、またプラスかマイナスかということでございますが、先ほどご質問にもございましたように、今回の選挙結果は全国の結果とは違う形といたしましよ

うか、本県は3議席とも自民党現職が勝利したわけです。また、こうした現象がなぜ起きたのかということ自体、私にもよくわかりませんが、しかし、そこにあるもの、要因が何があるのか、またどこに、どういうところにあるのかということをも十分考える必要もあるかと思いますが、与党議員のいない県は高知県だけということをございます。与党議員がいない状態の影響がどれくらいあるのかということは体験したことがございませんでわかりませんが、少なくともプラスにはならないというふうにも思います。これから先、やはりこうした事態を受けて、当選をされた議員には地元張りつき、そして同時にこの選挙期間中に訴えてきたことをきちっと実行できるように手腕を發揮していただきたいというふうに思っております。

この選挙期間中、香美市に候補者が来られた中で、私はもうずばり言いますが現職を応援をしてきました。そして、香美市へ選挙カーが来たときにも車に乗せていただきまして、香美市を全地区回ってきました。その中で現職が訴えてきたことは中山間地域の振興であるとか、あるいはまた疲弊してきた高知県を立て直すためにはまだどうしても公共事業が必要である。当然道にしる基盤整備にしる、まだまだ高知県はそうした公共事業を通じて地域の活性化を図っていくということが必要だということも訴えてこられました。ほかの方の候補者がどういうふうな訴え方をしたかは私は存じませんが、しかし、恐らくこうした地域ですので、中山間地域の振興であるとかあるいは林業の振興であるとか、基盤整備であるとか、そうしたことを訴えてきたと思います。あんまりそう変わらんのではないかと思います、そうした中で現職が当選をしたということの、そこに先ほど言いましたようにあるというものは県民性であるのか、どういうものであるのかということは、十分私は分析はしておりません。しかしながら、野党に自民党、戦後60年余り、ほとんど中心的な政権を担ってきたわけですので、野党になったのは初めてございますので、きのうあたりのニュースなんかも見えますと本当に自民党、ていねいに成り下がったと言えれるような状況にあるというふうに私自身見ました。本当に野党のいわゆる悲哀を感じながら今それぞれ議員が国会に集まっているんだなということを感じてますが、しかしながら、私はこうした政権選択といいたししょうか、政権の交代というものも、やはりこれは一つの現象だけではなく、それぞれの各政党が今後成長し、また国民の目線、視線に立ってやっていく上の一つの私は大きな勉強材料といいたししょうか、そうしたことになるのではないかと思います。今日まで政権を担ってきた実力のあるやはり自民党でありますので、ここでひとつ野に下って地域の現実、日本の国のあり方、そうしたものを見詰め直し、また切磋琢磨しながら互いに競い合っていくということが今後大事ではないかという意味では、一つの大きな試練であると同時に今後どう立ち直っていくかということが注目の的であろうというふうに思っております。評論家じみたことを言いましたが、私自身はそのようなことを考えながら、少しでも、応援をしてきた方が（選挙に）通りましたので、この方を通じながら香美市に少しでもプラスになるようにやっていくのが私の今の立場ではないかなというふうに思っております。

す。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） おはようございます。山岡義一議員さんの薬物乱用防止についてお答えをいたします。

高知県中央東福祉保健所管内には、中央東薬物乱用防止推進協議会があり、市長が理事となっております。主な活動は、薬物乱用防止、啓発活動です。昨年度は、当市におきまして6・26ヤング街頭キャンペーンを実施しました。香北中学校の生徒さんを初め、約300名の方の参加がありました。今年度におきましても、6月27日に香南市で同様の啓発活動を実施しています。当市からも民生・児童委員さん、保護司さん、社会福祉協議会、健康づくり推進課の職員等多数参加をし、啓発活動を実施いたしました。また、香美市内の小・中学校におきまして、今年度薬物乱用防止教室を会員さん、香美市警察署などの協力で実施しております。児童・生徒に、薬物乱用は心身に大変な支障を来すことなどについて啓発活動を実施しております。6月29日から2月までの日程で、7校が実施したり実施予定となっております。学校名は、香長小学校、山田小学校、佐岡小学校、舟入小学校、大宮小学校、中学校では、繁藤中学校、香北中学校で、対象者は約206名ほどという報告を受けております。成人について、集会等に参加し、啓発ビデオにより薬物依存の恐ろしさなどを啓発しておる、そういう活動を実施しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） おはようございます。山岡議員の人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

昨年度より取り組んでおります本行動計画は、意識調査の分析や計画内容の検討等、本年度へ繰り越しての策定となり、作業を進めている次第であります。作業部会、策定委員会での協議を行い、修正等詰めの段階であります。次回の策定委員会で素案の内容を最終調整しての策定作業をしてしております。その予定で作業を進めておきまして、10月には策定委員会を実施して、策定に努めたく存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） さきの衆議院選挙については、市長は現職の応援をしたということでございますが、この現職は中山間地域の問題、公共事業の問題、林業の活性化と基盤整備の問題について話してきたということでございますが、なお、やはり今までは現職の議員の香美市への応援が非常に高かったと思います。それで、国政の情勢についても絶えず情報を何とぞ、教えていただいたというような実状であるわけですので、今後も、与党議員ではなくなったけれども、香美市に対する応援を市長、市民ともども

に期待をするわけでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

薬物乱用防止の問題にかかりますが、高知中央東福祉保健所管内の薬物乱用防止推進協議会へ市長が理事長として参加をし、撲滅運動の啓発活動に取り組んでおるということでございますが、この撲滅運動には社会全体を巻き込んだ運動が非常に大事だと思います。香美市の小・中学校での啓発の事業を行うということでございますが、今後もどうかますます、まして今や盛んに事件が多発しておりますので、この協議会を中心にして啓発活動、市民への掘り下げをもっともっとやっていっていただきたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

人権教育の意識調査の分析によりまして、意識調査の分析等、行動計画については詰めの段階でやっておるということでございます。10月には策定委員会を実施をしてするということでございますが、どうかよい行動計画ができますように期待を申し上げるところでございます。全般に答弁は要りません。

これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 山岡さんすべて終わりますか。全部終わり、はい。

山岡義一君の質問が終わりました。

次に、13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、下水道事業の使用料についてということでございます。この下水道事業関係につきましても、さきの3月議会でも、主に財務会計の面から今後の事業のあり方や方策についてお聞きし、その基本姿勢が示されましたが、今回はこの事業の枠組みの中にある受益者の直接負担分である使用料改定方針に係る関係事項として6点ほどポイントをお示ししてお聞きしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の料金改定の算出基礎についてですが、これは過日の新聞報道や行政報告などで下水道使用料の改定が示されたことが公表されましたが、それによりまして、香美市公共下水道審議会より下水道使用料について答申が出され、明年4月より平均10%値上げの料金改定の方針を固めたとあり、この値上げにより一般会計からの繰入金は2010年度から向こう3年間で約4,000万円削減できる見込みとしております。こうした中で、下水道事業の継続性からいえば、使用料の改定に際しては、それに係る算定基礎基準を決める必要性が求められます。つまり、単に平均10%値上げによって繰入金が削減できるだけでは、使用者や市民に対して十分な説明とは言えません。すなわち財務的に一般会計から繰入金が減ることは、一見事業の健全化が進んでいくと考えがちですが、内実、料金の値上げによって会計を保っているということでは受益者の負担が増すだけで、何ら経営改善にはつながらないばかりか、今後の事業そのものに影響を与えかねません。

下水道事業は、その特性から公費と私費の二面性があるわけですから、一概には言え

ませんが少なくとも公費の部分と私費の部分と仕分けをして、算定となる明確な基礎基準数値を示し、その上に立って使用料を含む事業全体の会計を議論をしないと、繰入金総額を圧縮すること自体は必要なものの、そこに至る算定基礎基準を明確にすべきである。失礼な言い方になるかも知れませんが、いわゆるどんぶり勘定的な措置では先々使用者や市民の理解は得にくくなるのではないかと思うところです。特に、施設の建設や維持は将来にわたって財政に影響を与えることも考慮しながら、業務努力、言いかえますと経費面において事業計画の徹底した検討や検証を行い、そして無駄、無理のない下水道事業を構築していくという姿勢が求められます。そうした中での今回打ち出された平均10%アップの料金の改定に係る算定基礎基準の内容を具体的にお示してください。

次に、2点目といたしまして、経営健全化計画との整合性についてですが、これ1点目と関連をしますが、料金改定に当たっては、平成19年度から平成23年度の5カ年計画として、既に策定をして進行中である公営企業経営健全化計画との整合性も求められます。つまり、この公営企業経営健全化計画の中には、今まで以上に経営的視点に立って事業の効率化を図り、経営改善に取り組む必要性をうたい、維持管理費の削減、資本費の抑制、すなわち効率的な下水道事業に取り組むことを盛り込んでおりますから、その収支計画と今回打ち出された料金改定による収支見込み額は健全化計画をベースにしたとき合致しなければなりません。その中で特にお聞きするのは、料金改定による下水道使用料のみの収入額と健全化計画の中での使用料収入額の数字を、これを対比したときの数値内容はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

次に、3点目といたしまして、下水道事業の収支状況についてですが、使用者負担である汚水処理費を含む収入、収支状況ですが、直近の汚水処理原価と使用料回収率を近隣の南国市、高知市と比較したときに、香美市はどのような経営状態にあるのか。またその状態を先ほどの近隣市と比較したとき、香美市の経営ランクはどの程度にあるのか、同時に、経営ランクが低いとすればその原因はどこにあるのか、お伺いします。

次、4点目といたしまして、会計の明確化策についてですが、下水道事業の理解と協力を得るためには、この事業の果たす役割、目的について、使用者はもちろん市民に対して明確な説明を行い、理解を求めて、双方向で事業の構築を図っていかねばなりません。先々理解と協力を求める方策の一つとして事業会計の明確化が上げられます。つまり、下水道事業は公営企業であることから、単式簿記の行政会計方式から複式簿記による企業会計方式に転換を図っていく考え方です。このことは、財務や会計の一層の明確化と透明化が確保できるとともに、説明する側、受ける側とも相互理解が深まるのではないかとと思われるところです。つまり、総合収支計画書、貸借対照表、損益計算書などを示して説明することは、今後の事業計画や事業の状況、また負担の部分である使用料、ひいては全体の財務内容がつまびらかにチェックできるとともに、使用料などの算定基礎資料としても活用できると思います。そうしたことが結果的に、将来にわたって事業そのものについての理解と協力度が増すと思いますが、その点について考え方

をお聞きいたします。

次、5点目ですが、接続率向上対策への影響についてです。

今後、数年ごとに料金の見直しを図っていくとの方針を打ち出す一方で、思わしくない接続率の向上を図るため推進、そしてピーアールに努めている中で、その未接続の理由の一つとして経済的事情も上げられています。こうした方針を打ち出すことでさらに接続をためらったり、事足りるとして消極的になるケースも懸念をするものですが、そうすると下水道事業の本来の目的や役割にも影響を及ぼしてくるのではないかと思うところです。この料金の改定を踏まえた上での接続率向上はどのように対応をとられていくのか、考えをお聞きをいたします。

次、6点目ですが、下水道審議会の審議内容についてお伺いします。

これは行政報告でも触れられており、また5点目とも関連をいたしますが、事業の健全化を図る上での経営感覚からすれば、接続率の向上と経費削減に努め安定的な収入確保を構築していくことが第一義となるわけですが、そのことを認識するとき、これまで都市計画法や住環境整備対策として整備してきた区域面積を主体とした手法もさることながら、今後の整備計画や整備区域に係る検討要件として、例えば計画区域面積に居住する人口や戸数、それから年齢構成、地理的状況などを加味して、将来の予測や動向をも視野に入れた考え方で審議する必要性もあろうかと思うところです。つまり、現状を見ても接続率が思わしくない地域では、その理由として将来にわたって居住することがはっきりしないとか、また高齢により改善負担金等が重荷になる、あるいは既に合併浄化槽を設置しているといったことが接続率にも影響して進捗率が伸びない一因になっているのではないかと感じるということです。生活環境が改善をされ、水質保全、自然環境への負荷の軽減、そして雨水対策と幅広く公益性を兼ね備えたせつかくの事業も、接続率向上が図られ安定収入が確保できてこそ初めてその成果が見えるわけで、将来の財政に負担を強いるような事業にでもなると本末転倒にもなりかねません。やはり、市全体として市民のための公益事業として取り組み、理解を得ようとするならば、事業のあり方や使用料をも含む財政収支、公益性、負担経費のいずれについても複合的に掘り下げた議論でないと内容が伴わないと思うところですが、その点も含めて下水道審議会ではどのような審議がなされているのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） おはようございます。竹平議員から、下水道事業の使用料についてということで6点、さまざまな方向からの広く深いご質問でございます。質問内容が多岐にわたっておりますので、答弁時間も若干長くなりますので、ご容赦いただきたいと思います。

まず、1つ目、料金改定の算定基準についてからでございます。

下水道事業につきましては、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経

費は「経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」と規定されております。地方公営企業法の適用の有無にかかわらず独立採算の原則が適用されていると考えております。また、雨水、雨の水は公費、汚水、私費の原則に基づきまして、汚水処理経費については使用料で回収するということが原則とされております。しかしながら、汚水処理に関する経費は、施設の種類や地理的条件などおのおのの事業ごとに大きな差がございます。使用料で回収すべき経費額にも大きな差があります。例えば20立方メートルでの使用におきまして、今回当市では税込み2,100円の使用料金案を提出させていただいておりますけれども、全国の中には5,000円以上の使用料を徴収している事業もあれば1,000円に満たない事業もあるなど大きなばらつきがございます。

経費回収率、いわゆる使用料回収率につきましては、都市部などの処理区域内人口密度が高い事業ほど当然高くなっていく。逆に当市のように処理区域内人口密度が低い事業ほど回収率は低くなっていくという相関関係にあります。当市のような回収率の低い下水道事業におきましては、この汚水処理経費のすべてを原則に基づいて使用料によって補うということを採用いたしますと、他の公共料金、特に水道使用料金等と比べて著しく高額な使用料金の設定が必要となってまいります。

これらの原則論を踏まえて総務省からは、公営企業である以上適切な使用料の設定により経費回収率を向上させていくことが必要である一方、すべての事業で一律に汚水処理経費のすべてを直ちに使用料で賄うような使用料金設定を求めることは非現実的であり、下水道事業における使用料は、基本的には汚水処理経費に見合った額を設定すべき原則があるけれども、他の公共料金、先ほど述べました水道使用料金等でございますけれども、他の公共料金や住民の負担可能額を十分に勘案し、当面の間は20立方メートル当たり3,000円、これは1立方メートル（当たり）150円でございますけれども、を水準に適正化を図っていくべきであると、平成18年にこのような通知がされております。

算定基準について説明いたしますと、今回の料金改定に当たりましては、経費回収の状況について、汚水処理原価による比較を行いました。まず、汚水処理原価は、各年度の資本費、いわゆる下水道事業に係る地方債元利償還金及び維持管理費等から、公費負担とすべき費用を除いた使用料対象経費を年間の有収水量で除して求めます、割って求める。この中で公費負担とすべき費用とは、地方財政法第6条のただし書きに基づきまず一般会計繰り出し基準に該当する使用料対象外経費で、雨水処理に要する経費や不明水の処理に要する経費などがございます。本市におけます一般会計からの対象内繰り出し実績額は、平成19年度実績で約7,200万円となっております。対象外を含めた総額は約3億400万円となっております。今回の算定に当たっては、平成17年度から平成19年度の過去3年間の実績をもとに平成20年度から平成29年度、今後10年間の数値を推定し、その中から平成22年度から平成24年度の3年間の算定対象期間と設定し、土佐山田、香北の2処理区における経費をおのおの個別に算定した上で

それを合算し、香美市全体の下水道使用料対象経費と、総処理費用でございますが、といたしました。この数値は、平成22年度4億1,534万9,000円、平成23年度4億2,829万円、平成24年度4億4,194万6,000円でございます。また、同じ年度の推定による有収水量推計は、平成22年度116万1,365立方メートル、平成23年度123万10立方メートル、平成24年度125万9,119立方メートルとなっております。結果、おのおのの年度における処理原価、いわゆる下水道使用料対象経費を有収水量で割ったものでございますけれども、これはおのおのの数値、平成22年度357.7円パー立方メートル、平成23年度348.2円パー立方メートル、平成24年度351円パー立方メートルとなりまして、この算定対象期間3年間の平均値といたしまして、下水道課資料としてお配りしています処理原価グラフの左端にございます352.3円パー立方メートルが算出されてきております。

次に、経営健全化計画との整合性でございますけれども、平成19年度に策定いたしました補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の中で財務状況分析を行っておりますけれども、この中の経営課題で下水道使用料の適正化ということで、下水道使用料単価と汚水処理原価の単価差が年ごとに大きくなってきていると。また、平成4年4月の供用開始以来、使用料の改定を行っておらず使用料の適正化を図る必要があるとしております。今回の使用料金改定によりある一定この財政健全化計画と整合が図れていくものとは考えますけれども、まだまだ十分ではございません。平成19年度に立てましたこの計画時点では、使用料金改定は計画をされておりました。最新の資料といたしまして、同計画の中のフォローアップということが本年度されました。その中の今回の改定による使用料の適正化分といたしましての数値は、平成22年度で957万4,000円、平成23年度で969万2,000円の収入を見込んでおります。

また、先日行われました財務省の実地監査、香美市においてくれたわけですがけれども、その中で健全化計画の監査も行われまして、「類似団体と比較して安価な料金設定であり、今後料金改定の予定はないのか。」というご質問を受けました。これにつきましては、下水道審議会からの答申もいただき、使用料金の改定を本9月議会に提案する予定でありますという形で回答しております。財務省のほうからは、健全化計画推進への努力はうかがえるが、まだ使用料金が総務省推奨の150円パー立方メートルに達していないので、引き続き努力をというふうな指導があったことを申し添えておきます。

また、1つ目の答弁でお話いたしました総務省の通知の中で、地方交付税措置、今後の検討に当たっては、使用料回収を適切に行っていくことも前提でありますというふうな見解が示されていることを今回も確認をされましたので、あわせて答弁とさせていただきます。

3つ目の近隣市との収支状況比較についてでございます。

平成20年度における近隣市との汚水処理原価及び使用料回収率の比較につきましては、まず汚水処理原価、これは汚水処理費を有収水量で割ったものでございます、除し

たものでございますが、高知市が148円、南国市が265円、香美市が356円となっております。次に、使用料回収率、これは使用料金を污水处理費で除したものの、割ったものでございますが、高知市が94.6%、南国市が53.2%、そして香美市が37.6%となっております。既に50年以上の歴史を有し16万人の処理人口を有する高知市と直接比較はできませんけれども、南国市と比較いたしましても処理原価は91円、1立方メートル当たり高くなっております。これにつきましては、土佐山田処理分区、いわゆる浦戸湾東部流域関連の公共下水道でございますが、こちらにつきましては1立方メートル当たり280円の污水处理原価でございますけれども、香北処理分区におきましては1立方メートル747円の処理原価が必要となっており、非常に高額となっております。香美市全体におきましては356円パー立方メートルの処理原価となっております。

主な原因につきましては、1つ目の答弁でお話しいたしました経費の回収率と同様で、処理区域内人口密度が低いと使用料回収率は低下すると。同時に、污水处理原価は高額となると。いわゆる人口密度が低く処理人口が少ないほどその下水道事業に対する経営は苦しくなっていくというふうなことに主原因があると考えます。

4つ目の会計の明瞭化策でございます。

簡易水道を除く水道事業や工業用水道事業等につきましては、地方公営企業法及び同法施行令によりまして企業会計として経営を求められております、いわゆる複式簿記でございますけれども。一方、下水道事業につきましては、この法律の適用は受けておりません。ただ、地方財政法においては公営企業という位置づけをされておきまして、第6条におきまして、「その経理は、特別会計を設けてこれを行い」という規定がございます。現時点では、一般会計への依存度が先ほどからご説明いたしますように非常に高い状況でございます。多額の繰入金により下水道運営は行っており、今回の使用料金の改定も財政面の状況から余儀なくしたものでございます。将来的には、現在香美市の上水道事業のように独立採算による本来の意味での公営企業を目指していくという時期も来ると考えておりますけれども、現時点におきましては、このような理想的な独立採算経営にはほど遠い現状であります。当面の間は、地方財政法に定められておきましており現在の特別会計として、ただし、一般会計からの基準内、基準外の繰入金額を明確にした上で経営をしていくべきものと考えます。

5つ目の接続率の向上対策への影響についてでございます。

年3回、未接続家庭へダイレクトメールによりまして推進ピーアールを行っておりますことは何度かご説明を差し上げたところでございますが、下水道への接続は徐々にではありますが浸透してきておきまして、昨年度は約30%の伸びがありました。特に接続された市民の方々からは、住環境に対する、飛躍的な向上に対する言葉が数多く聞かれるようになり、下水道に携わる者としては大変ありがたいことでございます。

今回の料金改定では、平均的家庭、2カ月当たり40立方メートルを使用した場合、

消費税込みで現在の使用料金4,200円が4,620円と、420円の値上がりとなります。経済状況が低迷する中、この公共料金の値上げは私どもも非常に心苦しいことではございますけれども、下水道事業の将来、特に財政状況を憂い、今回の料金改定に及ばざるを得なかったということをご理解いただきたいと考えます。また、物部川における水質保全活動に代表されるような環境に対する意識が非常に高い香美市民にとって、今回の料金改定を原因とした水洗化の向上に対し意識が低下するということは全くないものと考えております。

なお、蛇足ではございますけれども、現在のダイレクトメールによるピーアールと並行して、次の段階に踏み出したいと現在足固めをしているところでございます。また皆様方にご説明できる機会もあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、下水道審議会の内容についてでございます。

昨年7月、まちづくり推進特別委員会におきまして、まず下水道の事業の現状や将来計画、また財政上の問題等を説明させていただきました。その中で、下水道審議会条例はございましたが、現実立ち上がっていないということで、それを立ち上げた上で今後調査、審議をしていただくというふうな説明もさせていただきました。

この審議会におきまして、下水道の整備につきましては、いわゆる事業につきましては平成14年度から平成19年度までの6年間を基礎資料とし、また使用料等がかかってくる事業費、費用につきましては平成17年度から平成19年度までの実績をもとにし、10年先である平成29年度までを予測した資料をもとに調査、審議をいただいております。資料は300ページ以上に及びまして、詳細については省略をさせていただきますけれども、竹平議員のおっしゃったような土佐山田、香北おのおのの処理区域人口の推移を当然予測したもの、それに区域内での水洗化人口の推測、そして有収水量、使用水量の把握を行っております。当然処理区域内人口につきましては、自然減を踏まえた中で水洗化人口の接続に伴う向上を含めて予測したものでございます。長期的事業、いわゆる事業の拡張等につきましては、10年後の平成29年度までを見越して、それを基礎としてご審議をいただきました。また、使用料金につきましては、先ほどお話ししましたように平成22年度から平成24年度までの3カ年を基礎としております。

審議内容の具体的項目といたしましては、まず、使用料算定期間、料金については3年間であるというふうな形の設定でございます。それから、算定期間における年度別面整備計画と汚水量の将来予測。面整備計画については10年先までを予測いたしまして、その間の汚水量の将来予測、これは人口減、また水洗化率等も含めての予測でございます。次に、年度別の建設計画、これは建設事業費や年度別の維持管理費の将来値の設定、現施設を維持管理していく場合の将来を含めた事業費の設定でございます。これらをもとに、まず現行の処理原価を算出いたします。そして、使用料体系の設定、いわゆる現行の料金体系をもとにし、別に5つの案を使用料体系として設定をいたしまして

検討を行いました。そして、その料金体系の設定で使用料の算定と財政収支の見通しを検討した上で、最適な案を決定していただいた次第でございます。これらの資料は、そのほとんどがすべてリンクしております、300ページ以上に及ぶ資料すべてを今回お示しすることは物理的にできないわけでございますけれども、処理原価比較を含む最終、最適な案を参考資料として提示をさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、下水道審議会の答申書に添付された要望事項といたしまして、この使用料金及び計画区域の拡大について、下記の事項を附帯意見として要望すると。まず、1つ目に、使用料金の改定に当たっては、市民への説明責任を十分に行うこと。2つ目には、供用区域内におけるさらなる水洗化向上の普及促進を行う。3つ目には、建設投資経費の効率化をすること。4つ目には、今後ふえてくるであろう維持管理費を縮減するような方向で検討をしていくというふうな附帯意見が付されていることをあわせてご報告させていただきます。限られた時間の中でこのような多岐にわたる検討をしていただき、答申をいただいた下水道審議会の委員の方々に、この場をおかりしまして深く感謝するものでございます。

お手元の参考資料につきましては、議案第95号、議案第96号の提案理由の際に補足説明用として用意をしたものでございますが、今回竹平議員にこのような機会を与えていただきましたので、このご質問内容、答弁の内容と重複する部分がございますので引き続き説明をしたいと思います。議長よろしいでしょうか。

(議長、自席にてうなずく)

- 下水道課長（佐々木寿幸君） 議長の許可をいただきましたので、この下水道使用料金と処理原価という資料、申しわけないがおあげください。
- 議長（中澤愛水君） 続けてください、どうぞ。
- 下水道課長（佐々木寿幸君） 香美市におけます汚水処理費用は、現在1立方メートル当たり352.3円を必要としておるということは、先ほど答弁の中で内容について説明を申し上げたとおりでございますが、同じような算定で、このうち133.9円、使用料金収入をいわゆる有収水量で割りますとこの金額が出てくるわけでございますが、133.9円、38%を現在使用料金で賄っております。残り62%、218.4円につきましては、一般会計からの繰り入れをしていただき汚水処理を行っております。下水道におけます水の処理につきましては、先ほどお話ししましたように原則雨水、公費、汚水、私費でございますけれども、公共水域の水質向上や昨今の環境問題への取り組み等から、公共水域の水質向上や快適な住環境を将来にわたり維持していくために下水道は即効的かつ最も有効な事業の一つであることを踏まえ、雨水処理のみでなく汚水処理についても一定の公費負担を許容するべきであるとの考え方に基つきまして、先ほどお話ししました当面150円、1立方メートルをめぐりに使用料金負担の適正化をしていってくださいという報告がなされていることは先ほどお話ししたとおりでございます。

当市における使用料負担は133.9円でございますが、総務省から示されておりますこの適正単価150円と比べますと10%以上安価な設定となっております。この一般会計からの繰入金218.4円の中には当然下水道の供用区域外の住民の方の負担も含まれておりまして、将来に向けた下水道事業の財政検討、審議会の中でも行いました結果、今回使用料金133.9円を144.8円に8.1%上げ、一般会計からの繰入金を207.5円に下げるという料金改定案でございます。香美市におきましては、先ほどもお話ししたように平成18年の合併時に旧土佐山田町の料金を基準といたしまして統一料金としたところがございますけれども、旧土佐山田町におきましては平成4年の供用開始時から料金改定は一度も行っておらず、今回が初めての改定案となります。今後は、経済状況や市財政等を総合的に考慮した上で、15年以上も料金の検討を据え置くことなく、3年から5年をめどに検討を行っていきたいと考えております。

非常に長くなりましたが、以上で1回目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。  
（午前 9時50分 休憩）  
（午前10時10分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、竹平豊久君。

- 13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。再質問を行います。と申しましても、佐々木課長のいつものながらの模範答弁で…。  
（笑い声あり）

- 13番（竹平豊久君） ちょっと聞きほれておりましたので、十分また絞れておるかわかりませんがお聞きします。

まず、1点目の料金改定の算定基礎基準につきましては、十分な内容のある説明でわかりました。

そして、経営健全化計画との整合性と、これも十分ではないものの近いところへは沿って動いておるといようなご答弁だったかと思えます。これも了解をいたしました。

そして、下水道の事業の収支状況ですが、やはりこの件につきましては人口密度と非常に密接な関係があるというようなことで、これは後ほどまた下水道審議会のほうでちょっとお聞きします。現状はわかりました。香美市と高知市、南国市を比較した場合、そういったもろもろの条件から、かなり経営の状態は厳しいというようなことございました。

それと、4点目の会計のこの明確化です、答弁がありました、十分それは承知でございます。私が言っておるのは、会計のいわゆる明確化といいますのは、大きな意味で、我々含めた市民それから使用者、この方々が一覧表を見て、財務諸表を見て、すぐわかる内容という意味でこれは提案をさせていただいたわけですから。関係するこの条例とし

て、香美市財政状況の作成及び公表に関する条例ということで、公表事項として第3条に5項ほど挙げております。その中に、「公営事業の経理の概況」ということで、先ほど佐々木課長のほうからも答弁がありましたように水道事業そして工業用水道事業と、この2点につきましては、そういったことで独自に決算書を作成をして公表をしておるということで、私どもも手元に持っております。要するにああいう形で出せないかということですね。法に縛られてというような観点もあるかも知れませんが、やはり、今現状、多大なそういった繰入金を何とかやりくりして会計を保っているということでございますから、特に先ほど言いました水道事業の会計決算書、そして工業用水道事業会計決算書、これなんかは、ぱっと見るとすぐわかるんですね。わかるといたしますのが、いわゆる水道事業で我々一番その数字を見るところは、最終的な損益がどうなっておるかということなんですね。水道事業はああいった形で利益が出ておると。一方、工業用水道の決算書を見てみますと、トータル差し引きゼロと収益がなってますが、そこを見たときにずっと気がつくのが、これが表面的にはプラマイゼロでいっておると言いますが、内容、中身の財務内容を見てみますと補助金が大部分を占めておるということで、これは実際にはかなり補助金を目当てにした会計で収支を保っておるということがぱっと見たときにわかるわけですね。ですから、下水道もそういったことで、先ほどどんどんぶり勘定とちょっと失礼な言い方をしましたが、要するに下水道会計は、赤字は現状赤字で認めてえいと思うんです、最終損益が。中の繰入金が幾らあるとかいうような、それから使用料でどれぐらい要っておるとか、それに対する建設費用がどれぐらい要っておるかというようなことを私は簡単にはと言いませんが、そういった財務諸表を出して議論をすることが非常にわかりやすく、そして市民の了解も得られるのではないかというふうに思うわけでございます。

ちなみに、同じ香美市の公共下水道事業特別会計条例という中に、「歳入及び歳出」ということで、第2条に、歳入は「一般会計の繰入金、借入金、補助金、使用料その他の諸収入」と。そして、歳出は「総務費、事業費、処理料、県事業負担金、借入金の償還金及び利子その他の諸支出」ということで、条例でもちゃんとこうなっておりますので、これをちょっと今言ったような損益計算書の中へ当てはめたらああいった水道事業会計のほうの損益計算書ができるんじゃないだろうかというふうに思うから、これはしばらくは、そういった下水道については地方財政法上にのっかってやっているので当面は現状の特別会計でやっていくということですが、せめて説明する補足資料的にそういったものをつくって示して、理解を求めていくということを今後検討してみたらどうかというふうに思います。この点を1点、そういったことに対しての考え方をお聞きをいたします。

それと、接続率の向上対策の影響と、私これは、結果的には課長の答弁をお聞きしておいて杞憂というか、非常に香美市の市民の皆さんが環境に関心が強いと、大きいといったことで、多少のこういった料金の値上げによってもそれを上回る市民の理解が得ら

れて、接続的にはそう影響はないろうというご答弁でしたので、これは市民の皆様のそういった環境意識が高いということを改めて認識をいたしました。

ただ、ここで1点お聞きしたいのが、香北町の特定環境保全下水道事業、これを聞くところによると、設置した折に下水道推進委員という方々が各地区におるようでございます。課長のほうもそのことは十分に認識をして推進とピーアールに努めていると思いますが、なお、これを強力に接続率アップを図っていくためには、そういったせっかくの組織があるのであれば、そこと強く連携をして、相互方向をやり上げて接続率アップを、水洗化率のアップにつなげていくという方向を講じていったらどうかと思いますですが、その考え方をお聞きをいたします。

それから、下水道審議会の審議内容ということで、これまた詳しくお示しをいただきました。私があえてお聞きするというのは、先ほどのもろもろの審議の中で、附帯事項として4項目課長が挙げられました。説明責任を果たすということと、さらなる水洗化に努めよということと、建設費の効率化と、そして維持管理費の縮減、圧縮と、こういった附帯事項をつけての審議会の審議内容ということでございますので、特にこれは、非常に審議会の皆さんもここは重要視して、その上に立った、こういった答申を出されていると思いますので、これは重く受けとめて今後の事業に十分に活かしていただきたいというふうに思うわけですが、その点について、3点について再質問を行います。

これで質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、公営企業の企業会計方式でございます。

私も水道課のほうでございましたので、公営企業会計のメリットは十分に承知しております。その中でも特に工業用水道事業につきましては、ほぼ100%は繰り入れているというふうな形で一般会計の負担をいただき運営しているという状況でございますが、この公営企業によらず企業会計への移行につきましては、それぞれの資産につきまして資産は幾らと、今現在の管渠は幾ら、そして処理場は幾らというふうな、資産というふうな形でそれをすべて設定する必要がございます。水道事業におきましても工業用水道事業におきましても、現在の取水口から始まりまして、いわゆる滅菌施設及び貯水槽及び管渠等につきましてもすべて、そして貸与しているメーターまで含めて、企業会計の中にはすべてを含んで資産として管理をしていくというふうなことが求められます。当然このような形が最も理想的ではないかと私も考えますけれども、現時点ではそこまで、下水道のほうは法的な整備も含めて、全国的に下水道事業で企業会計方式で行っているところはないというふうな形でお聞きしております。当然高知県のほうは、高知市を含めましてすべて特別会計で行っているという状況でございますが、今後、いわゆる国の事業に対しての、会計に対しての方針等が順次示されていくものと思いますので、十分に注視をしながら事業を運営していきたいと考えております。当然、竹平議員の言われる

ような企業会計方式という形が最も理想的なことは申し添えておくところでございますけれども、現時点でそこまでの域に達してない事業であると、分流式の下水道におきましては、たかだか昭和40年代から始まった事業でございますので、まだ三、四十年、都市でもそのぐらいの時間しかたっていないということで、会計がそこまで追いついていないという状況でございます。

次に、香北町におきます下水道推進委員会での件でございますが、旧香北町時代におきましては事業の推進、いわゆる工事におきまして、各委員さんにおかれましては十二分なご協力をいただきまして、無事下水道事業がほぼ完成に至っているというふうな形でございます。昨年度、平成20年度に小川地区の面整備を完了いたしまして、当初の計画であります99ヘクタールの面整備、特定環境保全公共下水道、香北地区処理区分につきましては、すべての面整備が完了いたしました。若干、今後計画以降に開発されてまいりました小さな団地等を含む予定ではございますけれども、主たる目的でありました下水道事業を、面整備を含め昨年度末によって完成をいたしましたということで、昨年3月に市長のほうから各委員さんにお礼のお手紙を送付いたしまして、また推進委員長さんとも十分なお話もさせていただいた上で、この香北町における下水道推進委員会は昨年度末をもって解散をするという形で事務を進めさせていただきました。

今後の接続率の向上は、私ども下水道課の担当する職員に課せられた責務でございます。これにつきましては、私どもが汗をかいて接続率を上げていくということが最も基本でございますので、また下水道推進委員さんであられた方々のご意見等も十分にお聞きしながら、香北町、現在約50%の水洗率でございますけれども、これを上げていきたいと考えております。

下水道審議会の審議内容についての要望事項でございます。

非常に私どもも重く受け取っております。当然今までどンドンどンドンと事業を進めるというふうな形で下水道事業は進めてまいりましたけれども、一たん立ちどまり見直す時期というふうなことも十分に考えて、今回下水道審議会でも十分な審議、調査をしていただきました。この要望事項につきましては、今後肝に銘じ下水道事業を推進していきたいと考えております。また、議員皆様方のご指導をよろしくお願いいたしまして、2回目の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。

まず最初に、国保の一部負担金減免、医療機関における窓口負担の減免についてお尋ねいたします。以前にも、国民健康保険法第44条や香美市国民健康保険規則第18条等に基づき質問させていただいたわけですが、保険課長らしい答弁をいただきました。しかし、この間、厚生労働大臣の国会での答弁、通知等から情勢の変化があり、お尋ねするところでもあります。

厚生労働省が本年7月1日付で出した通知の概要について報告をさせていただきます。生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について。平成20年7月に取りまとめられた医療機関の未収金問題に関する検討報告書において、「医療機関の未収金は、生活困窮と悪質滞納が主要な発生原因であると指摘されているところである。このうち生活困窮が原因である未収金は、国保における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度未然防止が可能であると考えられる。生活に困窮する国保の被保険者に対する対応について下記のとおり取りまとめたので、貴管内市町村並びに医療機関及び関係団体等に周知を図られたい。」と前段で述べられ、第1に、「医療機関等との連携による一部負担金減免等の適切な運用」として、「一部負担金減免の基準や運営方針について、医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めること。」第2に、「国保担当部局と生活保護担当部局との連携」として、1つ目、「生活保護等の相談。国保担当部局は、保険料や一部負担金の減免措置が適用されている世帯の状況変化に留意しつつ、必要に応じ、生活保護等の相談が可能となるよう、国保担当部局と生活保護担当部局との連携強化を図ること。」2つ目、「生活保護が停廃止となる者についての連絡。生活保護受給者が保護の停廃止となった場合、生活保護担当部局は対象者に対しあらかじめ国保への加入手続について周知するとともに、国保担当部局にも必要な連絡を行うこと。」3つ目、「その他の医療機関、国保担当部局、生活保護担当部局の連携。医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に国保の保険料や一部負担金を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、いずれの窓口においても、一部負担金減免制度、生活保護制度、無料低額診療事業などについて、十分な情報提供ときめ細かな相談対応ができるよう、各制度の概要資料を共有するなど十分な連絡強化を図ること。」概略ですがこのような通知が示されております。医療機関の未収金、患者の側からいえば未払い金であります。2008年7月にまとめられた医療機関の未収金問題に関する検討報告書では、「2005年に実施された四病院団体協議会の調査により、協議会に加入する3,270病院の未収金は1年間で219億円に上り、その最大の理由は、患者が医療費の一部負担金を支払うだけの資力がないほど生活が困窮している。」と報告されております。昨年秋以降の急激な経済不況による雇用破壊や所得の低下で、国保税や一部負担金の支払い困難な方がさらに増加することが懸念されております。だれもが安心してかけられる医療保障の再生は急務と考えるところです。

そこでお尋ねします。1点目に、この通知は未収金問題の未然防止のために回収を強化するという側面もあるわけですが、同時に一部負担金減免などの活用を訴えております。本通知の意義に対して担当課長の認識を伺うものです。

2点目に、本市での現在までの一部負担金減免の申請件数、実施件数及び適用条項について。また、申請様式は完備されているのか、通知を受けて何か準備、検討されている点があればあわせてお尋ねいたします。2007年、厚生労働省調査で、本制度の活

用では、大阪府で6,322件申請中6,175件実施、広島県で2,007件申請中2,002件実施であります。高知県では低所得判定基準を持っている自治体も少なく、申請も少ない現状がございます。

3点目として、本市の場合なども生活困窮者は、生活保護の適用も最終的には必要でありましょうが、境界層の方々のためにも低所得判定基準を設けること。また、所得は生活保護水準以下だが他要件で生活保護に至らない方々のためにも、早急に一部負担金減免を制度のみにとどまらず実施の方向で探るべきと考えますが、見解をお尋ねします。

4点目に、前段でも述べたように、医療機関も未収金で困っていることは現実であります。今後の課題でもありますが、行政の責務として、市内の病院へのお知らせや市民への周知はいかに考えているか、伺います。

5点目に、現在、県下でもどこかでモデル事業が実施されているわけで、財政面からも特別調整交付金実施のための基準づくりも目的とされているわけでありましたが、本市の国保会計の状況からいえば、今すぐにでも前へ踏み出していきたいわけでありませう。あわせて本事業の今後の展開と事業の動向による本市の対応に変化があるのか、お尋ねいたします。

6点目に、生活保護と結んだ行政対応についてであります。国保と生保の連携強化は先ほど述べましたが、今後の改善の余地等について、また、生保が廃止になった場合、国保加入はもちろんのこと、一部負担金減免が適用されるように相談、指導が必要であることを提起されております。いかが検討されるか、伺います。あわせて国保係、福祉事務所等においても、窓口対応として一部負担金減免制度、生活保護制度等について十分な情報提供ときめ細かな相談対応を指示しておりますが、見解を伺うものです。

続きまして、生活保護行政についてお尋ねします。

この間、日本社会では貧困が確実に広がってきており、我が国は既に米国に次ぐ貧困大国となってきました。その国の平均的な世帯所得の半分以下でしかない人の比率を示す相対的貧困率は、OECD加盟国のうち2番目に貧困の割合が高いわけでありませう。生活保護受給世帯は、この10年間で46万世帯、61万人増加し、160万人を突破する状況となっております。あわせて申せば、制度を利用し得る人のうち現に制度を利用できている人が占める割合を示す捕捉率からいえば、生活保護を受給している世帯数から計算すると、およそ450万世帯が生活保護を受給する権利がありつつも漏れ落ちているという統計も出ております。本市で例えたなら、まだ1,000世帯以上が対象世帯であるということを示しております。その点についての認識を共有した上で質問に移ります。

1点目に、生活保護申請者の最近の傾向について伺います。申請時の生活状況、年齢、性別、病気の状態などについて伺うものです。

2点目に、先ほども述べたように、生活保護に現在は頼らなくても何とかしのいでいる、また制度自体も知らないで自助努力をされている方もいる中で、本当にいたし方な

く行き詰まって窓口にたどり着く方もおられるわけで、あした食べるお金もないという例もあろうかと思えます。申請完了時に福祉事務所として緊急貸付制度、3万円相当が必要と考えますが、見解を伺います。現状を示せば、社会福祉協議会の協力も得ながら、社協の制度による緊急小口貸し付けや現物支給等で命をつなぐ例もあると聞いております。私は、最後のセーフティーネットの役割を果たすべき福祉事務所がそこに甘んじていていいのかという点について認識を伺うものです。

3点目に、申請時、その後においても被保護者等の年金調査は行っているはずでありましょうが、消えた年金問題以降、再調査やねんきん特別便による被保護者の権利回復がなされたケースが多々あろうかと思えます。高齢の被保護者にとっては大変複雑な問題で、ケースワーカーの努力なくしてはそのままにされる可能性が大きいと考えます。市の財政面からも被保護者の人権の面からも積極的に取り組まれているとは思いますが、次の点を具体的にお尋ねします。無年金の解消及び年金が増額となった例などの人数や金額について、また自立となった例があれば伺います。あわせて第三者委員会へ申し立てたケース等があればお尋ねします。

4点目に、就労支援について伺います。本議会初日の質疑でも若干伺ったところではありますが、住宅手当緊急特別措置事業にて就労支援員の配置に至ったわけではあります。私は従来より被保護者の稼働能力の活用の際しても、ケースワーカーの取り組みとあわせより専門性を有した方の力を必要と感じる部分もあります。昨今の不況で本当に働きたくても働けない、また募集で採用となっても仕事等が合わないために早期に退職を余儀なくされるなど、さまざまなパターンがございます。被保護者の少なからず持ち合わせている専門性を生かした求職活動を援助すべきと考えます。就労支援員の可能な仕事の範疇について、再度伺うものであります。

以上、1回目です。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国保についてのご質問にお答えします。

まず、通知の意義についてですが、質問の中でもご紹介がありましたが、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について国から県に通知があり、市町村にも県から適切な対応についてのお願ひの文書によって、国の通知が添付されて届いております。医療機関の未収金問題に関して、一部負担金減免制度の適切な運用により一定程度の未然防止が可能ということから、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対して適切な対応を実施するなど、医療機関の未収金全般への対応を市町村も協力して実施してもらいたいというように国は考えていると受け取っております。

一部負担金減免制度の活用状況についてですが、香美市では、現在まで実績はありません。様式等については整備をしておりますが、積極的に活用するための準備はしてありません。

（低所得）判定基準については、現在数字での明確な基準はありません。実際に実施

する場合には、申請者から十分話を聞き取り状況に応じて判断することになると考えます。また、生活保護基準を減免の基準としている自治体もあるようです。今年度実施されるモデル事業の結果を踏まえて、来年度中に適切な運用が行われるよう、国から一定の基準が示される予定です。その時点で、香美市としても基準についての検討の必要があると考えます。加えて、医療機関への制度の周知や市民への広報等を検討したいと考えます。

モデル事業についてですが、各都道府県から少なくとも1市町村を選定することになっておりまして、実施期間は平成21年9月、今月からですが、平成22年3月まで事業の実施状況の検証を行い、平成22年4月末までに国に報告することになっております。実施体制についてですが、協力医療機関を市町村が選定し、協力医療機関や生活保護部局を含めた協議会を設置し、具体的な連携強化策の策定、入院時オリエンテーションで使用する患者調査票等の各種様式の作成、国への中間報告及び報告書案の作成などを行います。この中で、一部負担金の減免の対象になる基準は、災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯で、収入が生活保護基準以下かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯となっています。なお、本モデル事業による減免額について、その2分の1を特別調整交付金に算定する予定とのことです。

最後に、生活保護と関連した行政対応についてですが、保険課としては、生活保護を積極的に勧めるという考え方ではありません。滞納者の被保険者本人や家族との面談で生活の状況を聞き取りする中で、場合によっては生活保護の制度もあることのお話をさせていただいており、このときに福祉の担当につないでいくこともあります。また、生活保護の廃止の方についても福祉の担当から連絡があり、国保への加入など適切な処理を行っています。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

生活保護につきまして、生保申請者の最近の傾向につきましてお答えします。

生活保護の申請件数ですけど、平成20年度74件、今年度4月から7月までが25件で、前年同時期に比べて56%ぐらい増加しております。平成20年4月から今年の、平成21年7月までの数字になりますが、生活保護開始世帯の性別は男性51人、女性44人と男性が7人多くなっています。開始世帯類型は、単身世帯45件、2人世帯12件、3人世帯7件、5人世帯1件と、単身世帯が約7割となっております。年齢は、保護を開始した世帯主の年齢になりますが、20代1人、30代3人、40代10人、50代19人、60代21人、70代7人、80代3人、90代1人となっております。40代から60代が全体の77%を占めております。また、保護開始世帯の申請理由ですが、世帯主、世帯員の傷病、これが29件、退職や解雇7件、預貯金や援助金の減少、滅失が8件、就労等の収入減少5件、世帯編入4件、保護世帯の転入2件、急迫保護2件、その他8件で、傷病理由が全体の45%となっております。

2点目の緊急貸付制度につきまして、この緊急貸付制度につきましては、県の社会福祉協議会が実施主体となり、市の社会福祉協議会が窓口となっております生活福祉資金貸付制度で対応していきたいと考えております。この中の緊急小口資金は、生活保護を申請した者のうち、当面の生活資金がない者に申請日以降から保護費支給までの生活費用を立てかえ支給し、保護決定後に一括して償還を行うこともできるようになりました。この生活福祉資金貸付制度は、セーフティーネットの施策の1つとして、低所得者、高齢者、身体障がい者等に対してさらなる活用促進が図られ、効果的な支援を実施できるよう今年10月から制度改正され、貸付利率の引き下げにより3%が原則無利子、また連帯保証人要件も緩和されます。また、公的給付制度等の貸付決定までの生活をつなぐための資金として、臨時特例つなぎ資金も創設されましたので、これらの制度を活用していただきたいと考えております。

3点目の消えた年金についての関係ですが、無年金の解消につきましては、平成20年度に1件ありました。ねんきん特別便が届きまして、記録のすり合わせをし、前夫の姓での第3号被保険者の期間が認められまして、平成15年度まで遡及して国民年金の受給権を得ております。また、現在年金記録の確認のお知らせが届いてる方で、受給権が得られる可能性のある方が1件ありまして、調査中です。年金増額につきましては、平成20年度と平成21年度に1件ずつあります。年金調査の際、それぞれ平成16年、平成18年に遡及して厚生年金が増額になっていることがわかったものです。また、消えた年金ではないかもしれませんが、企業年金を受給できることになった方が平成20年度、平成21年度合わせまして7件あります。

第三者委員会への申し立て例はありませんが、保護廃止後に申し立てをした方が1人いるようです。

就労支援員の活用につきまして、支給対象者に対して常用就職に向けた就職活動への支援等を行っていくことが重要であり、支給対象者から就職活動状況の報告を受けるほか、履歴書の書き方や面接の受け方指導、公共職業安定所への同行訪問を行う。また、面接相談、申請受け付け、入居住宅への訪問確認等も行うことも想定しております。また、職業安定所と緊密な連携をとってもらってくると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。2回目の質問をさせていただきます。

まず、国保についてですけれども、制度はあれど運用はされてない、したくないというふうな格好になっていることでしょうか、申請可能な状況をつくり上げてないという点が明確になった。もちろん申請主義ではありますけど、こちらからの情報提供は一切ないというふうなことであろうかと思えます。

通知の意義に関しては、医療機関の未収金は、国保法第44条を基本とした一部負担金の減免制度の適切な運用と医療機関、国保、生保の連携によるきめ細かな対応で一定

未収金の未然防止が可能であるということに関しては、課長もご理解いただけてるというふうなところであろうと思いますけども、実際高知県、先ほども言ったように全然ないような状況でこの間も推移してるけど、他府県、特に大阪、広島なんかが取り組まれているということで、その根拠となる部分も設定所得の判断基準のみならず、やはり災害や事業の休廃止、失業の場合でも、基本的な部分でもかなりあると。所得がかなり落ちた場合でも適用されているという状況があるんですけど、実際本市においても災害とか事業の休廃止とか失業等あろう。けど、どこかやっぱりそういうときには、罹災証明含めて出てくるわけですね。何もそれで医療機関、医者にかかるときなんかは、一部負担金の減免等の要求はまるっきりないことはないと思うんですけど、今のところは申請も実施もゼロということですが、課長の答弁を伺いますと、国、厚生労働省のモデル事業の結果を踏まえて、新たな通知の予定があるということで、それからのことじゃないというふうにはうかがえるんですけど、実際のところ今からでもやっぱり取りかかる必要性は、これはやっぱりしぼんでいく方向じゃなくて私は膨らんでいく方向になると思うんです。すぐに今の市民生活がレベルアップするというふうには、もちろん当局としても考えてないでしょうが、ここでやっぱり1つ確認しておきたいのは、先ほどの福祉事務所のほうの就労支援員の活用の関係のやつでも、これ補助率が10分の10ということを取り組んでいったというふうには私は受けとめてるんですけど、国保のほうでもやっぱりこういう部分で特別調整交付金に組み入れられるのが、そういうレベルまで行かんと市としてはなかなか積極的に取り組まないのかという点ですけど、財政的な負担を伴うから積極的には取り組んでないと。

それとまた、状況等うかがうということですが、こちらから何の資料提供もなければ、それは市民の方々が困っていても、一部負担金、窓口負担を払えないので、病院へかかりたいけどかかれないということで手おくれになるということがやっぱり全国的な事例からも物語れているわけですけど、実際、本市の場合は、そういう判定が難しいから今まで取り組んでないということじゃなくて、あくまでも財政負担が要るからということの認識でいいのか。先ほども言ったように、1,000世帯強の方がやっぱり今境界層におられると、本市の場合でも。生活保護に転落する可能性もあるし、実際はその基準に、所得はあるけれども、頑張っていると、踏みとどまるという方がそのまま生活保護に流れていくのか。そこが、医療の分野は支援で踏みとどまらすことができるのかというのは、やっぱり国保係としては大変大きな役割を果たすと私どもは考えますけど、そこら辺について認識を。市として総合的評価を下して判断すべき、各部署と連携強化については、国保の運営協議会で検討せよということも文書で出てましたけれども、そこら辺のところは今後されていくのかどうなのか、その辺についての見解を伺います。

生活保護行政についてですけども、同時期比で56%増加ということの結果であります。やはり若い層が、50代まで含めると、今までなかなか年齢基準等厳しくいっ

てた部分もあったかと思うんですけど、もうそれどころじゃないという状況が所長の報告からは受け取れたわけですが、その中でやっぱり退職等が7件、それから緊急保護に至ったというふうな部分もあります。やはり福祉事務所、なかなか大変な業務を頑張っ  
てやっ  
てることを認めつつも、私はやはり福祉事務所が果たすべき役割というがは本当に大きいと思うんですわ。そこで、市民、申請者の命をつなぎ再起の道を指し示していくという、そういう姿勢が所長の話からはなかなか受け取れないと言ったら失礼になる  
かもしれませんが、制度があるからということでリスクを社協にすべて負わせっ放し  
でいいのか。それはやはり福祉事務所が本来果たすべき役割ではないかというふうに思  
います。もちろん貸し付けの部分についても、それは社協の有利な制度、これなんかも  
そういう内容があっ  
て、実際のところそういう具体的に制度が成熟して、変更もされて  
きたというふうに受け取れるわけですけれども、そこら辺についての再度お尋ねする  
ということと。

それと、緊急貸し付け、本市福祉事務所では、申請から受給に至るまで1カ月以上現  
在要しているわけであり  
ます。今回その点は置いておきますけども、無一文の方が1カ  
月で食べてい  
くだけで幾らかかるのかということ  
を考えたことがあるでしょうか。申請  
後、先ほど所長も言われたように資産が出てくると。調査により本人の知らない資産が  
出てくるとか、また、さかのぼって支給開始となれば、保護費から相殺されて済むとい  
う  
こともあります。基本的には、予備費として枠を設定すれば済むわけであり  
ます。現  
在までの対応からセーフティーネット的貸し付けが必要な人数を、保護が決定するまで  
3万円と、そのお金を見たときにはど  
んだけの金額を要するのか。そんなに大きな金額  
じゃないと私は思いますが、それについて研究をされているか伺います。

年金についてですが、無年金解消に至ったケースも1件あると。ちょっと1つ伺いま  
すが、時効特例なんかもありま  
して、さかのぼって年金が入ってきた場合、そういうと  
きの取り扱いはどういうふうになっているか。

以上、2回目を終わります。よろしくお  
願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

一部負担金減免制度があるので、もうちょっと積極的に活用したらどうかと。また、  
国においてモデル事業を実施しているし、来年度から実施するので、香美市においても  
前倒ししてでもやるべきじゃないかという  
ようなご質問だったと思うんですが、基本的  
に一部負担金は高額  
の制度というの  
があっ  
て、所得に応じて、何ぼ医療費がかか  
ったと  
してもある一定の金額で抑えられる、それ以上は公費が見るとい  
う制度になっており  
ますので、その金額もよう出さんとい  
うことなの  
か  
もしれませんが、ある一定の負  
担はして  
いただきたいとい  
うように考  
えてお  
りますので。来年度からど  
のような基準に  
なるのかわかりませんが、いつなるの  
かわかりませんが、平成22年度中に国は  
基準を示して実施をするとい  
うことになると  
思いますので、そう  
なると、香美市として

も右へ倣えということになるかとは思いますが、基本的に高額な制度がある以上、積極的に香美市として活用する予定はありません。

また、この通知の関係ですけれども、運営協議会に報告をしていかなければならないかとは思っております。大体通常ですと2月に運営協議会を実施するわけですので、まだ国としては基準が示されていない時点ですので、こういった制度になりつつあるという報告はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

緊急貸付制度等につきまして、社協に任せきりでよいのかというところです。社協と福祉事務所は常に連携をとって協力していくところでありますので、やはり社協の制度というのとあわせて行っていきたいと思っております。その中で、生活保護の申請から決定まで1カ月以上要しておるということで、食べていけるのかというようなところもご心配される所ではありますが、先ほども申しましたように、社協の小口資金ですけれど生活保護の申請から決定までの間の生活費を借りれますので、これは申し込みをして最短で3日で借りれるということですので、これなんかを利用しますと生活保護までの期間の生活費は確保されると思います。また、生活保護がさかのぼっておりたときに一括して返還されることになると思います。

それで、あと福祉事務所独自の貸付制度ですかね、そういったことを研究をしているのかというようなご質問だったと思います。高知県で高知市が、高知市生活保護つなぎ資金貸付規則というのがありまして、これは高知市が独自に規則を定めまして、生活に困窮し、急迫する事情により出費を要するものに、生活保護の扶助費が支給されるまでの期間において暫定的に援護措置として生活保護つなぎ資金を貸し付けして、扶助費の受給時に一括して返還してもらうような制度をこしらえております。ただ、この制度も、生活保護になった方はその時点で返還されてますけれど、生活保護にならなかった方なんかの金額がちょっと滞納とかになってきてるようです。これ昨年度に問い合わせた数字で1年ちょっと古いですけど、平成19年度の貸付件数が813件、平成19年度の貸付残高が940万円ぐらいあるとのことでした。

それと、年金ですけど、さかのぼって入ってきたお金の取り扱いの件ですけど、今回新たに年金が開始をされてさかのぼって入ってきて方は額が結構多うございましたので、うちのケースワーカーなんかと一緒に同行して、その入ってきたお金を銀行まで一緒に同行して返還してもらうような手続をしました。また、増額になった分につきましては、額はそれほど大きくはなかったですが、既に使用してる方もあったと思いますので、これは分割して返還してもらうようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、3回目を行います。

国保の一部負担金減免についてですが、なかなか厳しいご答弁ですけれども、実際国の動向を見て、今の部分では、基本的に今のスタイルを変えるというわけではないということの答弁だっただと思います。そういう方向性が示されていっての中で前準備等は進めていくのか。また、国保係の方々に対して、先ほども生活保護が廃止になった場合は、国保へは連絡があると。そのときには国保加入の手続はしますわね。ただ、生活保護で医療に係る部分が、今までかからなかった人が国保税が発生して、一部負担金が発生しますわね、3割の窓口負担、そうなりますわね。そういうことについても何も言わない、今の担当課（のまま）でいいのかということは、私はすごく疑問に残るんですわ。そういうことは、生活保護が廃止になったということのときに一番大変な時期をまた迎えるわけですわね。また生活保護に逆戻りするんじゃないかと、そこを支えるのが、原課としての役割が大変大きいということは国も言ってるわけですわ。だから、それに対して課長のほうとしては何も取り組めない。だから私は、そういう一つ一つについてやっぱり前向きに進めていくということの心構え、前準備等について、最後に国保についてはお尋ねします。やはりそういうことも踏まえて、今のこういう通知を課長を含めて担当課で精査していく構えがあるのかという点についてお伺いします。

生活保護についてですけれども、高知市のつなぎ資金のことも伺いました。実際焦げつきもあるということですが、そしたら、社協の緊急小口資金含めて、なかなかこれも返ってこなくて大変な部分、そういうお金の部分のリスクも社協は持ちながらもやってくれるわけですわね。その部分、それから現物支給と言いましたわね、私先ほど、そういうこともすべて社会福祉協議会のほうに丸投げでいいのかということなんですわ。ただ審査をして受給に至るのか、それとも却下になるのか、それはやっぱりその過程によるんですけど、そこが、申請者の稼働能力を活用させるとか生活再建に持っていくにはやっぱり、こう言ったら失礼ですけど、上からじゃなくて同じ立場で生活改善の方向を指し示すというためには、こういう制度を研究されるべきだと思います。

実際不正利用云々についてですけれども、やっぱり申請者のかなりの聞き取りとかで防げると思いますし、リスクを最小限に抑えるために最低限の貸出額を決めておいて、そこから生活にかかった分の領収をもらってきて、それでまた保護決定まで、実際試算が出てくるまでそういうことを土台にして最低限の貸し付けをして、また申請者等の状況を聞き取って生活状況らあを確認していくとか、そういうテクニックを使えばやっぱり福祉事務所に対しての信頼関係もより生まれてくると私は思うんですが、研究をされる余地があるのかについて最後伺いまして、すべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国保の関係についての3回目の質問にお答えします。

2回お答えさせていただいたとおり、一部負担金減免制度については積極的に活用す

るつもりはありません。生活保護から移ってきた方についても、国保税についてはそれぞれの所得に応じて課税されますし、一部負担金についてもそれぞれの所得に応じて高額療養費の設定がされますので、何らかの負担はしていただきたいというように考えますので、積極的な活用ということは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

こういった制度を研究される考えはないかということですが、市とかが独自に貸し付けをされてる制度というのは、高知県内でも高知市だけのようです。それからまた、昨年ですが、全国の所長会へ研修で行ったとき、分科会といいますか、そういうところでちょっと参加者の所長さんとかにも聞いてみたがですけど、独自にそういう貸付制度、その中ではありませんでした。社協とかの貸付制度ということをしてるということでした。

先ほども社協に頼りっ放しでいいのかという話もありましたけど、やはり社協のほうの制度なんかも改善されておりますので、保証人とかも要らなくなるとかという部分がありますので、当面はそういう方向でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。私は、住民が住みなれた地域で安心して暮らせることを願い、今議会4項目について質問をいたします。

最初に、ひとり暮らしや高齢者、また体の不自由な方などが、万が一のときに安心して暮らせるように救急医療情報キットを配布してはどうかということでお伺いをいたします。

香美市では、近年ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がふえております。その方々の一番の不安は何かと申しますと、急病や突然に倒れるなどの緊急時や災害時です。体の不自由な方々も同じです。こういった自分の身を守ることが困難な方々に対して、万が一の事態に備えて日ごろより自分の医療情報をきちんと備えておけば安心です。自分の医療情報とは、例えば持病であったり、かかりつけ医はどこか、飲んでいる薬は何か、また、家族の緊急時の連絡先、本人が確認できる写真、健康保険証や診察券のコピーです。これだけの医療情報があれば、緊急時や災害時など救急車を呼んだときに救急隊や搬送先の医師に症状などを説明できない場合でも、この情報を見れば医療に必要な情報が得られ迅速な搬送や処置につながります。こういった自分の医療情報をおさめておく容器が救急医療情報キットです。その大きさは直径6センチの大きさと、長さが20センチのプラスチックの筒です。そのキットの保管場所は冷蔵庫と決め、万が一のときは冷蔵庫の中を見ればその情報が得られ、迅速な搬送や処置につながります。また、本人保管

のため、個人情報のおそれもおそれ低いと思います。

東京都港区では、昨年、65歳以上の高齢者と障がい者、健康に不安がある希望者に配布をしました。そのことが紹介されると他市町村からの問い合わせや視察が相次ぎ、この取り組みが全国に広がっているそうです。今年4月末から配布を始めた山梨県道志村は、全国水源の里連絡協議会で多くの中山間を抱える自治体に導入を呼びかけたそうです。本市のように高齢化率も高く、中山間を抱え、独居や高齢者のみの世帯が多くなっておりますので、ぜひ住民の安全、安心の確保のためにも救急医療情報キットを取り入れることを提案します。いかがでしょうか、お伺いいたします。

なお、本市として、住民のそういった方々の安全、安心確保のために何か施策を考えておれば、あわせてお伺いをいたします。

次に、予防接種に公費助成をということでお伺いをいたします。

日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中です。第4位は何と申しますか、肺炎です。その肺炎で毎年10万人以上が命を落としております。その肺炎にペニシリンなどの抗生物質に対する耐性菌がふえているため、治療が困難になってきています。また、高齢者もふえていることから死亡率が上がっております。厚生労働省の統計によると、高齢者ほど死亡率が高く、死亡者の95%が65歳以上であり、原因で最も多いのが肺炎球菌です。全体の4分の1を占め、60歳以上では半数近くが肺炎球菌によるものと研究結果も報告をされております。肺炎による死亡者は、平成19年度11万人、平成20年度11万5,000人と、近年増加傾向であります。また、肺炎がもとで心筋梗塞、脳梗塞、心不全などの合併症を併発することもあるので注意が必要な病気です。肺炎は放置すると死に至る病気であり、保険料は終末期医療になるとますます負担が高くなります。

そこで、肺炎球菌ワクチンによる予防接種がますます大切になってきています。このワクチンについて少し説明をいたします。肺炎球菌には80種類ほどの形があり、肺炎球菌ワクチンを接種しておけば、感染する機会の多い23種類の形に対して免疫ができるとされております。この接種により、肺炎球菌による感染症の80%を予防することかできます。肺炎になっても軽く済ますことができると報告されております。1回の接種で5年から9年程度、9年目でも75%ぐらいの効果があるとされております。免疫力の落ちる高齢者の接種が望ましいとされております。ただ、再接種はアレルギー反応が出るので、日本では一生に1回しか許可されておられません。しかし、アメリカでは既に1997年よりハイリスクの65歳以上の高齢者の方に再接種を進めており、7割の高齢者が接種しているようです。

この予防ワクチン接種へ公費助成をということで、長野県では下條村、山形村、波田町が行っております。波田町では、平成18年度から75歳以上の高齢者対象に、接種費用6,000円のうち2,000円の助成を始めたところ、肺炎での死亡割合が平成19年度には極端に下がっております。平成15年度が16名、平成16年度が12名、

平成17年度が17名、平成18年度が19名、この年より接種を始めました。対象人数が1,613名中、この年には487名の接種をしております。そして、平成19年度が7名となっております。半減した効果が評価できると思います。平成18年度に接種した方の費用という、97万4,000円ですよね。この波田町の住民福祉課の野村課長さんという方が、今現在では肺炎にかかると保険負担料が85万円要するというのを言っておられましたね。とすれば、その費用負担が2人に満たない部分でこれだけの効果が出ているということがわかると思います。

そこでお伺いをいたします。香美市の75歳以上の高齢者の人数、市民の死亡原因の病気の順番、肺炎による死亡者の高齢者の比率を聞かせてください。そして、この予防ワクチンの助成が2001年に始まり、2003年には全国で18市町村、2008年12月現在では86市町村とふえております。高齢者に元気で安心して長生きしていただくためにも、また、肺炎を予防でき医療費も抑えることが期待できます。ぜひ高齢者への肺炎球菌ワクチンの予防接種に公費助成を実施する前向きのお考えがとおりかどうか、お聞きをいたします。

そして、市長にお尋ねをいたします。本市のように高齢化が急激に進んでいるからこそ、いかに病気を予防するかを真剣に考え、特に予防医療に力を入れるべきと考えます。市長の見解をお伺いをいたします。

続いて3点目に、特定健診の受診状況にお伺いをいたします。

この特定健診、いわゆるメタボ検診ですが、去年は制度が始まったばかりであったのかメタボ検診、メタボ検診という声をよく聞きました。新聞やテレビなどマスコミでもよく取り上げておりました。香美市でも広報やホームページに掲載され、各種団体に周知するなど努力をしましたが、なかなか浸透しにくく、健診受診目標の40%には届かず、平成20年度は35.7%でした。今年目標は45%を掲げておりますが、去年に比べ特定健診の声を聞きません。住民への周知や啓発が少ないのではないかと心配をいたしております。

昨年、健診終了後に分析を行い課題を出しておりましたね。課題解決のため今年どのような取り組みを進めておりますか、お聞かせください。私もこの問題を3月にも聞かせていただきましたけど、そのときはまだ分析が出てなくて、かなり執行部の方々も努力をされた結果、(目標に)届かないということを感じてたのか、平成21年度の45%の目標達成は難しいという強調をされたようなご答弁があったと思います。その後、平成20年度に実施されて、その結果を分析されて課題を見つけられたと思います。その課題に対して、今年どのような取り組みをしてるかをお聞かせください。そして、今年特定健診の受診状況は、去年の同時期に比べどのようになっていますか。

そして、前議会では同僚議員が、受診率向上のためにも行政と各種団体が一体となって取り組むべきとの質問が出ました。課長も各種団体と一体となった取り組みの必要性を感じているということで、「健康づくり婦人会、食生活改善推進協議会、健康づくり

推進協議会の3団体の役員さんと話し合いを行う。」とっておりましたが、どのような連携をすることになりましたか、お聞かせください。また、下半期の未受診者対策や受診向上に向けてどのように取り組めますか。

次に、昨年、健診後に支援が必要な対象者で、指導を受けていない人がおりますね。その後、その方々へどのような対応をしていますか、お聞かせください。

最後に、工科大と連携して実施したアンケート調査の分析結果が6月29日に出ると聞いておりましたが、その結果、どのような未受診者対策や受診率向上となる施策が提案されましたか、今後どのように生かすのか。以上、特定健診についてお尋ねをいたします。

最後に、水道関係についてお尋ねをいたします。

香美市の水道事業として、上水道1施設、簡易水道15施設、飲料水供給施設11施設の合計27施設の管理運営を行っております。今年は渇水の心配もなく無事夏が終わろうとしておりますが、今後の水の確保は現状で大丈夫でしょうか。水道事業基本計画の中で、平成24年から上水新水源地整備となっておりますが、戸板島水源地は設置後約30年を経過し、老朽化が著しく、目詰まりによる取水能力の低下が問題となってきていると思います。香美市全体として人口は減少傾向ですので、近い将来給水人口は頭打ちとなるでしょうが、しかし、トイレの水洗化はまだ必要だと思います。現状で水の確保は大丈夫でしょうか。上水道の新水源地の確保は緊急な課題であります。現状についてお聞かせください。

また、工業用水についてですが、平成20年度も新たな企業との契約もなく、事業収入の99.8%を他会計から繰り入れなければならない厳しい状況です。償還予定も毎年約1,400万円を平成43年度まで支払わなければならないと聞いておりますが、平成18年度決算時より工業用水として利用が見込めないのであれば、思い切った方向転換を考慮すべきではないかと監査より指摘がありましたね。また、今年は、工業用水としての利用が見込めない現状では、思い切った方向転換を実行すべきでないかと指摘がありました。その後どのような話し合いが行われましたか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時32分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 依光議員さんのご質問にお答えいたします。

救急医療情報キットについてのご質問でございますが、この救急医療情報キットという取り組みは、議員さんも先ほどのご質問で述べられました。ちょっとパソコンで検索

してみましたですけど、インターネットで、平成20年5月に東京都港区で始まったということでございます。どういうシステムかということも議員さんが言われましたですが、独居の高齢者の方など急にぐあいが悪くなり病状などを本人が説明できないような状態になったときに、救急隊員が医療情報、持病、どういう病気であるとか、かかりつけ医であるとか飲んでいる薬、緊急連絡先などそういう情報を、そのお家の冷蔵庫をのぞいてそのキットを見つけて入手できるという制度でありまして、その点で、搬送中とか搬送後の病院での治療などに役立つということであると思います。このような取り組みを行うために考えられることといたしまして、独居高齢者の方などがキットを書いて冷蔵庫へ入れると、まだまだ元気な人はできますが、そういう手助けをしてあげなければならない人もおるのではないかと思います、そういうお世話する人が要るのではないかと。それから、一度キットに（内容を）したためて冷蔵庫に入れておいて、その後、より高齢化になるなどによって、お体のぐあいとかキットの中身も変更しなければならないようなことも出てくると思います。それを更新していくのにお世話せんといかんような方も出てくると考えられます。そして、やるからには、申し出てきた人のみ対応するか、または対象者を実施する主体の部署がピックアップして、そういう方たちに働きかけるというようなことも考えに入れなければならないと思います。

一方、救急搬送ケースといたしまして、搬送に行った救急隊員がキットを捜す、ということが最も想定されます。私がここで、防災対策で答えておりますのは、災害があるということで私のほうへ回ってきておりまして、全体的なところでお答えしているところでございますが、消防のほうで聞きますと、今まで特に必要性には行き当たらなかったということでもあります。ただ、こういうシステムがあれば、当然冷蔵庫をのぞくということにはしているのではないかと思います。

行政として何か新たに着手する場合は、無責任なことはできませんので、やるならやるできちんと取り組まなければならないわけですが、どの部署におきましても多くの課題を持っております。また、やったらよいということはたくさんあるのだけれど、手が回らないということが多々あります。この医療情報キットにつきましても、というようなことであると思いますが、ここで今現在やるという予定はしておらないところです。今後の必要性の高まり等も待つ必要があると思います。意義あるご意見としてお聞きしておきます。

そして、ご質問の中で、今現在安全・安心制度はあるのかというご質問がございました。社協のほうで実施しておりますが、75歳以上、ひとり暮らしの高齢者の方に対して地域見守り制度、そういう制度がございます。ただ、どういう状況かというのをちょっと聞いてみましたが、後々のフォローアップ、これが大事で、お世話してくれる方が積極的なところはそのフォローアップ、後の更新とかができておりますが、地域によってかなり温度差があるようでございます。

それからもう1つ、緊急通報システムというのがございまして、独居の高齢者の方な

どがぐあいが悪くなって電話等もかけられないときに、自分の首へぶら下げている機械のボタンを押せば通報する、会社と委託契約してると思いますが、そこへ連絡が行くと、そして、そちらのほうから手だてをするというような制度がございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんの、予防接種に公費助成をについてお答えいたします。

肺炎のうち高い割合で細菌が原因であると言われております。ご指摘のとおりワクチン接種には、この肺炎球菌に効果があると言われております。インフルエンザワクチンと両方接種すれば効果がより高いとも言われております。予算面では、国、県の助成制度等がありませんので、実施するのであれば香美市単独事業となります。高知県において実施自治体はありませんので、他県の例によりますと、肺炎ワクチン1回が大体5,500円です。議員さんのご質問では75歳以上ということでしたけれども、インフルエンザは65歳以上に実施をしておりますので、それで公費インフルエンザ接種者の実績で上げさせていただきます。平成20年度に公費のインフルエンザワクチンをする対象者が、65歳以上が9,708人です。接種者が5,849人、香美市の負担額が、自己負担額は1,000円いただいておりますので、香美市負担額が2,098万6,212円です。肺炎ワクチンをこのレベルで実施した場合には追加として3,216万9,500円、両方合わせますと5,315万6,000円ほど市費が要るようになります。国、県の支援があるなら検討すべきですが、香美市の財政上困難ではないかと考えます。

また、このワクチンを取り扱っている製薬会社に問い合わせましたところ、新型インフルエンザの流行に起因してこのワクチンの納入は統制されておるようです。既に取り引のある医療機関以外には、ワクチンを今年度は当分の間納入できないとのことでした。香美市内の医療機関におきましては、三、四カ所納入しているところがあるとお聞きしております。なお、このワクチンは、新型インフルエンザによる肺炎には効果がないと言われておりますので申し添えます。（後に市民の死亡原因について追加説明あり）

それから、特定健診による、保健師による支援の必要な方の後追いをということですが、未受診者の方には、保健師とか栄養士とかが主催しておりますカミングセミナーという支援機関がありますが、そこへのお誘いのお電話をしたりとかいろいろな手でお誘いをしておりますけれど、余り強行にお誘いをするとう健診を受けてくださらなくなるような実情で、なかなか、お電話等はしておりますけれども、支援の必要な方がこのセミナーに参加されるという実績が少なくなっております。

それから、各種団体の健診への取り組みというご質問についてですけれども、食生活改善推進協議会とか、健康づくり婦人会さんとか、（健康づくり）推進員さんとか3団体があるのですけれども、皆さん総会とか理事会ではこの問題を取り上げてくださいま

してご協力をくださるというお話が出ておりますけれども、各論になりましたら個人情報の問題がありまして、未受診者の把握と申しますか、未受診者に対して、この団体の方にお知らせするとかというような問題にぶち当たってしまいまして、具体的な対策ができてない状況です。再々理事会とか協議をされておりますので、そういう問題がクリアされたら動き出すと思いますが、皆さん、うちの職員も入ってそういうことには取り組んでおりますけれども、対策論というところまでにはいっておりません。申しわけありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員さんから、予防医療に対する考え方、見解は、市長のということですが、人間生身の身でございますので、いつ病気にかかるかということをご心配されるわけですね。当然病気にかからないために予防し、また自分の健康を守っていくということは大変大事だというふうに思います。聞くところによりますと、この21世紀は対処医療から予防医療へというふうな、医療費の負担増大なども踏まえてそうした考え方が進んでおると思っておりますが、先ほど言いましたように、やはり自分の健康は自分で管理をしていくというのが基本でなかろうかというふうに思います。そのためには、公的ないわゆる健診を初め、そうしたことに積極的に受診をしていただいて、そして自分の身を守っていただく、また、人間ドックなどにかかっていたら早期な発見を努めていただくと、そういうことが大事ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の特定健診受診状況の質問についてお答えします。

昨年度は初めてということもありまして、各種団体への総会や集まりへ出向いていったの説明を行ってきました。今年度も、昨年度ほどではありませんが各種団体への集まりへ出向いていったの説明、啓発を行っております。また、会員を通じて住民への啓発もお願いをしております。昨年同様ホームページへの掲載も行っております。平成20年度の健診結果を載せるなど更新をしております。また、各種がん検診、胸部レントゲン検診会場にポスター掲示をしております。広報には、来月から3回連続で特集で特定健診について掲載予定です。

特定健診の受診の現在の状況ですが、現在は6月30日受診者分まで確認できておりまして、272名で昨年より84名の増となっております。下半期の未受診者対策についてですが、10月から12月までに未受診者全員に受診勧奨の通知を送付予定です。

工科大との連携事業のアンケート調査については、分析結果の報告をしてくれるとのこと報告日を決めておりましたが、報告日は延びておりまして、まだ工科大から報告

を受けておりません。11月上旬になるとのことです。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 15番、依光議員の4番目のご質問の水道関係についてお答えします。

まず1点目の、上水道新水源の確保は緊急の課題であるが、現状についてとのお尋ねでございます。土佐山田町市街地の上水道区域の水道水は、ご存じのとおり戸板島水源にある2本の浅井戸と北本町にあります浄水場より取水していますが、水源地の経年変化での老朽化による取水能力の低下、また渇水による地下水位、水量の減少により、毎年取水不足が生じております。あわせまして、土佐山田町地域の発展と生活様式の変化による給水量増加などの課題を上水道の最重要事業として位置づけまして、新しい水源地を確保するため、平成初めより平成19年度まで、長期にわたりましてボーリング調査による水量調査、電気・電磁波探査による水脈調査を行ってきましたところですが、また、水道ビジョンの基本計画であります実施期間が平成24年度から平成26年度、事業費につきましては12億5,000万円での最重要事業として位置づけまして計画策定されております。

さて、お尋ねの現状につきましては、この事業化に当たり高額な事業費を必要としていることや、近い将来発生が予想されている南海地震など災害に対しても必要施設であることから、間近に迫った平成24年度実施に向け、施工位置、事業規模、財源措置等々、施工に至るまでの多岐にわたる問題などを現在検討中といったところですが、また、今月、水道審議会を設置しまして、新水源の事業実施、水道料の改定等、重要施策を策定していますので、水道事業基本計画や実施内容について審議をお願いするところでございます。

次に、2点目の工業用水について、平成18年度決算時より、利用が見込めないのであれば思い切った方向転換を考慮すべきでないかとの指摘が、今回は方向転換を実施すべきでないかとの監査結果が出されました。その後において話し合いが行われたのかとのことですが、この決算書の最後の端のページでございますが、そこをご参照いただければわかると思います。また、今議会にも決算認定をお願いしているところでございます。土佐山田町間に、高知県施工の高知テクノパーク工業団地を平成16年4月から企業誘致、7団地の分譲でございますが、分譲に向けて工業用水道整備事業費2億5,500万円、日最大給水量1,000立方メートルを整備したところですが、残念ながら現在給水事業者はなく、本来の公営企業の運営と異なり、維持管理費と企業債の償還金など、年間約1,400万円を一般会計よりの補助金で会計を維持しているところでございます。現在分譲開始6年目で4団地に企業が入り操業中ですが、工業用水の給水はなく、今後も操業内容から工業用水の利用は低いと思われます。また、今後給水が期待される残り3団地の分譲については、現在県当局において工業用水の給水が可能なことを立地条件に数社と交渉中で、現在鋭意努力しているところでございます。

そこで、お尋ねの監査意見の思い切った方向転換を考慮すべきか、実行すべきでないかとの監査結果に対してどのような対応を行ったかのご質問ですが、ちなみに方向転換とは、需要のある上水道水として飲料水化のことでございます。県当局との企業誘致にかかわる協議は、先月県企業立地課と当市の商工観光課が協議をいたしました。その協議内容の一部としまして、工業用水道を必要とする企業から進出のオファーがあると、今後も企業誘致の分譲地に工業用水道は必要であるとの報告を受けております。このことから、所期の目的を達成するため、いましばらく県当局の情勢を注視し、今後時期を見きわめて対処、決断する予定でございます。

なお、工業用水道事業管理者としまして、今回の監査意見書の指摘事項は重大かつ真摯に受けとめております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。2回目の質問をさせていただきます。

最初に、救急医療情報キット、今の状況では取り入れるあれではないということで、たくさんのご意見を述べてくださいました。

その中で、ちょっと私気になるんですけど、何かをいろんなこと提案しても、先できない条件を皆さんが述べられることが多いがですよね。そこにやっぱり工夫が大事じゃないかということをおもうがです。そうやってやっても（救急医療情報キットに）書き込むことはできない、手助けをする人がいないとか、それから更新をしなければそれができないのではないかと先々心配しておられるけれど、更新をするに当たっても、東京都なりほかの地域で取り入れてるのは、やっぱり1年に1回はお手紙出してるがですよね、更新をなささいというお知らせをしたり、そこへの手だてということはやっぱりしていくべきだと思うし、方法でいろいろあるかと思うがです。ただ、高齢化がすぐこう進んでるし、孤立をしてる高齢者の方もふえてきてますよね。やはり、その部分でいい方法をぜひ考えていただきたいし、それで、確かに何かをしようと思えば財源が要るから大変なことと思います。その部分で、ぜひこういう方法がありますよと、皆さんこういう方法がありますからということをお知らせしてあげたら、あっ、これはいいなと思ったらご自分でやられるということも可能だと思いますので、ぜひその辺もご検討をお願いいたします。

それから、予防接種についてであります。

今、私もこの取り入れに当たっていろんな町村の成果を少しお話をさせていただきたいというのを少し思ったりもしたのですが。だけど、今ワクチンは新型インフルエンザのほうへ力を入れててなかなかできないというご答弁があったりしたんですけど、かなりの高齢者の方が亡くなる、直前に肺炎にかかって死亡なさるといふ方が多いがですよね。そのときの医療費をやっぴり考えたときに、そこに早くワクチンをすれば費用負担

というのは安く済みますよね。今、先ほどインフルエンザとワクチンを両方すれば5,315万円ほどまだ追加が要るっていうことをおっしゃられました。全員がすればけど、一挙に全員がするっていうことはまだまだなかなか、そこまで全員が接種をするようになればいいんですけど、なかなかそこへはいかないと思うがですよね。一番心配するのは、先日の高知新聞報道で、「国民医療費の、平成19年度の医療費の総額が過去最高である。」という記事が出ておりましたね。そのときに1人当たりの医療費は、65歳未満では16万3,400円に対して65歳以上が64万6,100円、70歳以上になると72万2,200円、75歳以上になると79万4,200円というように、高齢者の医療費は現役世代の四、五倍となっております。これはやはり医療費の増加、医療の高度化と高齢化に比例してふえてくる。だからなおのこと、いかに病気を予防するかをここいらで考えていかないかと思えます。

先ほど市長も、自分の健康は自分でやっぱり勝ち取っていくべきやと、そのために健診とかドックとかそういうものを受けてもらいたいということを述べられました。やはり皆さんが高齢になっても住みなれた地域で元気に暮らしていただく、それがやっぱり、行政というのは何するかといったら住民の安心と安全の確保、これが第一じゃないかと思うがです。そのときに、財源確かに大変だけど、ここに少し投資をすることで先の投資を抑えられるということがありますよね。だから、これだけ高齢化が進んでくると、やはり予防医療ということに着目点を置いていただきたいと思うがです。

また、今年はちょうど新型インフルエンザがはやって、この時期なかなかその対応もあり大変だと思いますが、ぜひそのワクチンによって肺炎を抑えることができると、かからなくて済むよという、そういう知らせ、そういうことを住民に周知をしていただければ経費も安くて、可能な人はご自分でするだろうし、財源が可能であれば、その財源がなかなか厳しいっていうことが出ております。確かにそうだと思います。皆さんもない中でかなりのご苦勞をされてると思うんですけど、例えばです、昨日も「押しの一手」のことが出てましたよね。「押しの一手」を配布して、その効果ということで、織田議員さんのほうでは「余り効果がない、びしゃっとなってよくない。」っていう声を聞いたということでしたけど、私はすごくいいっていうお話を聞いたんですよ。

「あれで押すと、もうお水がじゃあっと出て気持ちいいね。」って、ふだんだったら生ごみ出すのにもうびちゃびちゃしたような袋を下げて出さなければならぬけど、あれはすごくいいって。ただ、友達に聞いたときに使ってないという人も結構おったりしたから、ぜひその推進というか、使うように、その後使ってますかというような発信してもらいたいということをおっしゃってました。私も使って、それはすごく効果があると思うがです。これが各家庭で大きじ1杯、大きじ1杯の水切りって簡単にできるんですよ。それで大きじ1杯が約30ccです。これを実行すれば香美市で年間139トン、8月1日現在で1,748世帯、それで計算すると139トン減量できます。年間焼却費が195万円削減ができるんですよ。この費用を利用すれば約1,000人の接種も

可能です。

ごみ削減なんかいうと、住民の協力でやはりできること、それから今立ち上がってやろうとしてる総合型地域スポーツクラブのようにスポーツ人口をふやす、健康な人、競技力を競うんでなくて健康な人をふやす、そういう住民を巻き込んだような取り組みを広げていくことによっていろんな経費が削減ができると思うがです。そういうことをしながら、その削減できた費用をやっぱり予防の手だてに（して）いくというようなことが、ぜひ取り組みをしてもらいたいと思いますが、再度ご答弁をお願いをいたします。

それから、特定健診のことについてお尋ねをいたします。

昨年と比べて同時期に、6月末現在で84名（受診者が）多いということで、少し私よかったかなと思うけれど、何かこの6月あたりから余り声を聞かないがですよね、その後非常に心配をします。それで、担当課もこの受診率を上げるためにいろんな工夫をされてると思うがです。その中で、受診率向上でロコミっていうのは一番いいというのを評価をされてますよね、お2人の課長さんともね、前議会でも質問に対してそうやって言われてました。この部分をもっと活用してはどうかということを思います。費用もかからずに一番効果があると思うがです。ここなんですけど、ぜひこの部分で市長が音頭をとって全職員に向けて、皆さんのご近所や友人、知人に、特定健診受けたかね、忘れてないかねっていうことを1人が5人に声をかけると、やれば波及効果は大きいと思うんです。その声を聞いた人がまた、あっ、忘れちゃった、行かないかねっていうような形にもなるし、それから、やっぱり住民と協働協働って言われながら余り協働ができてないがですよね。これも協働、やっぱり市の職員さんがみずからが地域へ出ていく、地域とのコミュニケーションをとっていくということがやっぱり今後大きな力になっていくんじゃないかと思いますが、一度声がけをしてはどうかと思いますが、市長にいい考えがあればお聞かせをください。

それと、あと支援が必要な方にカミングセミナーとか言ってるけど、なかなか支援が必要な方が来てくださらないということで、余り言うと後また健診来てくれなかったらいかんからというご心配もあります。ぜひその人たちに、このまま放置したらこんな病気もこんな病気も併発するよっていう、何かそういう啓発のお手紙を送るとか、そんなことができないでしょうか。そして、支援が必要になってないけれど、その項目の中で1つだけ判定数値が高い人がおりますよね、けど支援ではないと。やはりその人の今後の指導が予防につながるとは思います。どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

それから、最後に水道関係についてお尋ねをいたします。

水道のほうも水不足で今後を考えると大変な努力をしておりますが、平成19年度末までボーリング調査をしてきたと思うがです。平成24年度から新水源地に向けて今いろんな問題点を検討中ということで、大変頭を痛めてると思いますが、ただ、私がちょっと心配するのは平成24年度までにもつかな、大丈夫かなということをお心配をするの

ですけれど、その辺がどうでしょうか。それから、審議会のほうでこういうことも含めて審議をしていただくということですが、けど、今ずっと調べてこられてのことだからあれですけど、新水源地となるような情報なんかを持ち合わせてる人がいないか、その辺なんかもちよっと検討されたら、平成24年度まで持ちこたえられるのかなと思って今回少し心配で質問させていただきました。お構いなければもう一度ご答弁お願いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 依光美代子議員の2回目のご質問にお答えいたします。

医療キットの件でございますが、やろうと思えばやりようはあるのではないかと、そういうご質問でございました。言われましたようにやり方はあると思います。やるべきと決めたらいろいろやり方を考えてやってまいります。

（笑い声あり）

○防災対策課長（吉村泰典君） ただ、やればよいということではなくたくさんございまして、やらなければならないということもたくさんございます。それぞれの市町村では選択をして取り組んでいるということになります。法令等で定められておれば優先順位は先になります。しかし、市町村独自で実施するというようになりますと、たくさん抱えている課題の中でどれから手をつけるかというようなことが現実的にあります。自分の課でもやらなければならないと決めていることがいろいろございますが、なかなかできないジレンマを持ちながら置き去りにしていると、そういう焦りも常日ごろ持っておりまして、また議会の追及も受けるんじゃないか…。

（笑い声あり）

○防災対策課長（吉村泰典君） というようなこともあるわけです。私のほうで、確かにこの制度は有用なことだとは思いますが、どこそこの部署でできるということができません。そういう予定をしてないということで、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

ワクチン接種について公費助成をということでしたので、今の状況ではできないというお答えをさせていただきました。

それから、先ほども申しましたように、本年度はこの肺炎球菌にワクチン（接種）がありますよという広報はできない状況があります。先ほども申しましたように新型インフルエンザのワクチン製造に力を割かれておりまして、肺炎球菌のワクチンは限られた数しかない。それから、ご質問にはなかったですけども、申し添えておきますが、通常のインフルエンザの予防接種についても例年の半分ぐらいしか高知県全部へ配布が

ないであろうと言われておるような状況でして、いつ、3年になるか4年になるかわからないという、新型インフルエンザのこの発生と合わせてです。これが終息したときには、私費ですけれども、こういうようなワクチンがあるという広報から始めてまいりたいと思います。ですから、大変よいことはわかっておりますけれども広報等でお知らせすることができない状況にあるということはお知りおきいただきたいと思います。

それから、職員による健診のピーアール等を市長さんのほうに求められておるので、各種団体の方も相当皆さんご近所の方にもピーアールをしておりますので、そういうことにもまたなお一層、先ほども申しました個人情報クリアしたときに、どういふふうなお誘いをするかというようなことも考えたいと思います。（後に市長から追加答弁あり）

それから、特定健診の保健指導のカミングセミナーのことですけれども、私も含めて体重を減さなければならないと思いつつも、わかっておってもできないというのが現実で、もう何人かの方にもここにことされておりますけれど…。

（笑い声あり）

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君）　　そういうような現実がありまして、受けていただきたい方にお電話をしてもわかちゅう、わかちゅうというようなことがあってなかなか、情報はたくさん持っておりますけれども実現ができないということです。

それから、ご指摘の1つだけ異常、高い数値がある場合にはお誘いせんかというようなご質問でしたけれども、保健師が見て、1つであってもこれはおいてはならないと思うようなことはお電話等でご連絡をして、するべく、その処置はとっておるようです。以上です。

○議長（中澤愛水君）　　水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君）　　依光議員さんの2回目のご質問にお答えします。

平成24年度実施まで水源、水量がもつかご心配のご質問でございますが、平成24年度まであと3年ぐらいあります。水道課としまして、できる限りの努力で現在水源、水量を守っておりますが、しかし、地震等起これば大変なことになるというのは想定できます。平成初めから現在まで調査を行ってまいりました。本来なら実施すべき事業ですが、平成24年度まで、それまで水道課の努力で、水道課の技術をもって今の水量を守って市民生活の安定を図っていきたいと考えております。

十分なお答えになりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君）　　15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君）　　15番、依光美代子です。3回目の質問をさせていただきます。

済みません、答弁の抜かっているところをちょっとお願いをしたいです。先ほど市長のほうにお尋ねをした部分ですけれど、受診率向上に当たってロコミがよいということは、それぞれ担当課でも評価をされております。ぜひ市長が先頭に立って職員に対して、あ

なたのご近所や友人、知人に対して、1人が5人とかその数字は別として、ご近所へ何人以上声がけをしましょうということをやったら波及効果もあるのではないかと。ぜひ一度声がけをしてはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

それと、済みません、香美市の状況ですが、65歳以上でインフルエンザのワクチンの対象人数をお聞きしました。75歳以上の方の肺炎の死亡者数だとか、香美市内の死亡原因の順番を5番ぐらいまでをお聞かせください。

そして、先ほど少し聞きましたが、新聞報道で高知県の医療費の総額が過去最高であるということが出ておりました。香美市の状況がわかれば、もしここでわからなければ後でも結構ですので、1人当たりの医療費がどれだけになってるかということをちょっとお聞かせください。

それから、特定健診、（高い数値が）1つでもある方に対して声をかけてくださってということで、ありがとうございます。この1つのときにやはり適切な、その人に気づきを与えて予防することは次へつながっていくと思いますので、ぜひこのことは続けてお願いをしたいと思います。

以上で私の質問をすべて終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員のご質問にお答えします。先ほどはえらい失礼をいたしました。答弁が抜かりまして申しわけございません。

健康診断等の受診率等の向上に対して、職員に対し口コミをするような、そういう指導をしたらということでございます。400人余りの職員がいるわけですが、それぞれ職員のみんなは、部署部署は違ってもこの香美市民の健康を願い、またそうしたことをそれぞれ職員は強く思っております。私があえてそんなことを一々言わいじゃち、職員はそのことについてきちっとやってくれておると思っておりますので、そういうことでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんのご質問にお答えいたします。

香美市の死亡原因、上位5疾患についてですけれども、2年前の数値しかまだ確定しておりません。2007年度に、悪性新生物、がんが1位で86名、心疾患70名、脳血管疾患が54名、それから再掲ですけれども心不全が29名、肺炎が39名ということです。39名のうち75歳以上の方で37名の方が肺炎による死亡という結果が出ておまして、おっしゃるとおり75歳以上の方は肺炎で亡くなる確率が高いということです。ただ、この死亡原因については最終で亡くなるということにして、がんを患ってらっしゃって最後に肺炎という診断がつくということです。75歳以上の方はそういうこともあり、確かに肺炎で亡くなるということは立証されております。

それから、先ほど医療費の総額をとということでしたけれども、保険課のほうでその資

料を持ち合わせておりませんので、後期高齢者と国保しかわからないと思いますけれども、岡本課長のほうから後から報告するということですので。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。一般質問、最後の日程となりました。皆さんお疲れのこととは思いますが、どうぞよろしくお願ひします。私は、住民こそが主人公の立場で質問を行います。

質問に入ります前に、通告文の訂正を1カ所お願ひします。ヒブワクチン予防接種化の推進をというところで、本文の1行目、患者数は毎年「1,000万人」とありますが、これは「1,000人」の間違いですので…。

（笑い声あり）

○4番（大岸眞弓君） 済みません、「万」を消していただきますように。

それでは、順次質問に入ります。

8月30日投票の衆議院議員選挙において、国民は自民・公明の政権を退場させ、新しく民主党政権を誕生させました。民主党は圧勝しましたがけれども、その後の世論調査などを見ましても、国民は民主党の政策への期待というより自民党の進めてきた政治に強い不満を持ち、ともかく政治を変えたいと願った結果ではないでしょうか。この選挙結果は、国民の厳しい審判が日本の政治を前に動かす流れとして起きているものであり、地方政治を担う立場として深い総括を行い、今後の市政運営に生かしていく必要があると思います。

そこで、具体的にお伺いをいたします。

まず、新自由主義路線の破綻ということについてです。

昨年暮れから年初めにかけての世界的な経済不況で国内の不況にもいよいよ拍車がかかり、たくさんの失業者が文字どおり路頭に迷う姿が現実としてあらわれました。こうした中で自民党の国会議員でさえ、政府の経済財政諮問会議や規制改革会議について、新自由主義、市場原理主義を唱え、日本をアメリカのような国にすればいいと言ってきた。それが間違いだったことは今回の世界不況が証明した。責任は重く廃止すべきだという発言をするようになりました。また、小渕内閣当時、経済戦略会議のメンバーとして提言書をまとめた一橋大学教授の中谷 巖氏が、「資本主義はなぜ自壊したのか」、自分で壊れると書いて「自壊」と書いてますが、自壊したのかという著書を出版し話題を呼びました。著書の中で氏は、自身が細川内閣や小渕内閣で規制緩和や市場開放などを積極的に主張し、小渕内閣時代にまとめた提言書はそのまま小泉内閣に引き継がれた。いわば小泉構造改革の片棒を担いだ男の1人だと自認をしています。しかし、「構造改革とそれに伴って急速に普及した新自由主義的な思想のばっこ、さらにはアメリカ型の市場原理の導入によって、ここまで日本の社会がアメリカの社会を追いかけるようにさ

まざまな副作用や問題を抱えることになるとは予想できなかった。自分自身の不勉強、洞察力の欠如にじくじたる思いだ。」と述べています。新自由主義は、小さな政府を目指し、規制を撤廃してあらゆる経済活動を市場原理にゆだねる。また、個々人が自己責任に基づいて競争する社会こそが健全で、そうした社会が人々を幸福にし経済を発展させるという思想に基づきます。氏は、副作用として、格差の拡大、ワーキングプアの存在、医療体制の崩壊、後期高齢者医療制度、地方経済の衰退などを上げ、グローバリゼーションの結果としての食の安全性の喪失、産地偽装や環境破壊までを上げ、「稼げない人間は負け、それで飢えたとしても自業自得といった新自由主義的な価値観が、今の日本社会から安心、安全を、あるいは人と人との信頼関係やきずなが失われる事態を巻き起こした。」と述べていますが、まさにこの間の日本社会の現状を言い当てています。日本経済ばかりか世界経済をも行き詰まらせた新自由主義路線が破綻したことは、氏の言葉をかりるまでもありません。

以上、述べてお聞きします。新しい政権や国民が、選挙結果も受けて新自由主義路線を乗り越えていく出発点にしなければ日本経済の再生はないと思います。市長は、地方政治のトップとして今回の選挙結果をどのように総括し、新自由主義の破綻ということについてどのような所感をお持ちでしょうか、まずお聞きをいたします。

次に、2と3は連動していますのでまとめてお聞きします。

小泉構造改革は余りに乱暴で、国民に痛みを押しつけました。4年前の衆議院議員選挙は小泉劇場と呼ばれ、郵政民営化さえすれば何でもよくなるかのようなキャンペーンを張り、マスコミも小泉構造改革路線を深く検証することもなく加担して小泉人気をあおりました。結果、自民、公明で衆議院の7割を占めるに至り、参議院で否決されたものでも3分の2の優位性を使って強行採決するなど数の力の横暴が目立ちました。特に、毎年社会保障費の自然増分2,200億円を削減するため、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法、介護保険制度の改悪、療養病床の削減など、弱者をねらい撃ちにした制度を矢継ぎ早に強行採決し、国民の嘆きと怒りを買いました。また、労働法制を規制緩和し、ワーキングプアといった層をふやし、若い人などに身分不安定な働かせ方を押しつけ、生産増で必要なときは使うが要らなくなったら使い捨てにしてはばからない大企業の横暴も目に余るものがあります。一方、農林漁業の衰退や高齢化で悩む地方を三位一体改革で市町村合併に追い込み、地域コミュニティーの破壊、地域の衰退は深刻なものとなりました。

以上、述べてお伺いします。小泉構造改革が進めてきた大企業中心の政治が国民や地方にもたらした影響について、どのように総括されるのでしょうか。また、香美市はこの路線にどういう対応をしてきたのでしょうか。国が国民や地方に間違った政治を押しつけようとしたとき、無批判に追随してきたということはなかったのでしょうか。今自治権者としての姿勢が問われていますが、現在の局面で何を教訓とされるかお伺いをするものです。

次に、4の選挙制度についてお聞きをいたします。

今回の総選挙では、改めて小選挙区制の弊害が明らかになりました。1994年に衆議院の選挙制度を中選挙区から小選挙区比例代表並立制に変更し、500の定数を選挙区300、比例を200とし、その後、比例定数は180に削減されました。当選者が1選挙区で1人とされる小選挙区制は、死に票が多く出ることや政党の得票率と議席獲得率にばらつきを生じさせるなど、民主主義の根幹にかかわる問題点をはらんでいます。例えば、今回の衆議院選の小選挙区で民主党の得票率は47.7%ですが、議席獲得率は221議席と全体の73.3%を占めました。自民党は得票率38.7%で64議席と、占有率は21.3%にとどまりました。選挙での投票総数7,058万票のうち当選者以外の候補に投じられた票は3,270万票で、死に票率が約半数に上ります。特に高知1区では死に票の率が67.5%で、当選者の得票数は3分の1以下というゆがみが生じています。仮に衆議院総定数480を今回の総選挙の各党の比例票で配分すると、民主党は42.2%で204議席、自民党は26.7%で128議席、公明党が11.5%で55議席、共産党は7%で34議席、社民党は4.3%で21議席などとなります。多様な民意が反映されてこそバランスのとれた国会運営ができると思うのですが、民主党は、この多様な民意を反映させるために設けている比例部分の定数を80削減することをマニフェストに掲げています。これが実行されますと民意が正しく反映されないというゆがみをますます増幅させ、国民の参政権を退けることにつながりはしないでしょうか。

以上のことからお聞きします。民主主義の根幹にかかわる問題として、選挙制度をどうするかは大変重要な課題です。たくさんの死に票を生む小選挙区制を続けていいのか、議員定数は減らすほどいいのか、政党の運営資金のあり方の問題など、いずれにしても民意が正しく反映される選挙制度をつくり、民主主義を発展させるための国民的議論が必要ではないでしょうか。見解をお聞きするものです。

次に、道州制についてお聞きします。

総務省は、第29次地方制度調査会の合併推進は特例法の切れる平成22年3月末までで一区切りという答申を受け、「合併推進課を来年4月からは市町村体制整備課に改組し、市町村間の広域連携の支援に軸足を移す。」との新聞報道がありました。終了ではなく一区切りであって、さらなる合併や再編に含みを残しています。自民党は、平成合併で1,800になった市町村をさらに当面700から1,000程度にし、今の都道府県をなくして全国を10程度の道州にする構想を示していました。民主党もまた道州制の導入も検討すると言っていますが、道州制は、これまでの経過からもわかるように財界、大企業が一貫してその導入を求めてきたものです。単に地方制度の大改編にとどまらず、国の仕事を外交や貿易、軍事、司法などに限定する一方、憲法が明記している暮らしや雇用、福祉、教育など国民の基本的な権利を守る国の責任を放棄し地方に押しつけようとするものです。日本経団連は道州制を究極の構造改革と位置づけ、自治体統

合などで浮かせた財源を道州が、輸出大企業のためのインフラ整備などの大型開発に集中投入することなどがそのねらいです。

ここでお聞きをいたします。こうした道州制をにらんだ動きに対し、全国町村議長会、全国町村会は、2008年11月、ともに全国大会で現在の道州制に反対する特別決議を上げています。特に全国町村会の決議文では、「人口が一定規模以上でなければ基礎自治体たり得ないとする考え方は、現存する町村と多様な自治体のあり方を否定するものであり決して看過できない。道州制によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていく。」と明確に述べています。新たな自治体再編やその先にある道州制は、国民が望んだものではありません。市長の現時点での道州制への見解と対応をお伺いします。

続いて、地方分権改革ということについてお聞きをします。

地方分権改革ということが盛んに言われております。小泉内閣が地方分権とって自治体の自立の名のもとにやってきたのは、第1に、国の責任を縮小して地方への財政支出を大幅に削ること。具体的には、三位一体改革によって地方交付税を大幅に削減したこと。第2に、自治体の規模を大きくして自立能力をつけるとして、市町村合併を押しつけてきたことでした。今また新たに福祉や教育などの水準を保障するために設けてきた国の基準を取り払い、国の負担を削減する義務づけ、枠づけの見直しなどを言い出していますが、こうした方向は分権とは正反対で、地方自治の破壊につながるものです。

ここで伺いをします。真の地方分権とは、自治体が独自の権限と役割が発揮でき、この間壊されてきた地域経済の回復と地方自治の再生にあるのではないのでしょうか。国の進めてきた地方分権をこうした立場から検証することが今必要だと思いますが、いかがでしょうか、見解をお聞きします。

新型インフルエンザ対策についてお聞きします。

この件に関しましては、複数の方から質問がございました。現状は大体わかりましたが、現時点ではもう追跡をして感染拡大防止のための水際対策ができるような状態ではないというふうに判断をされていると。それで、一般の疾病というかインフルエンザと同じ扱いをすることでした。厚生労働省が公表しております新型インフルエンザの流行のシナリオによりますと、通常の季節性インフルエンザの2倍程度に当たる国民全体の20%、約2,500万人が発症するとの推計があります。ピーク時には1日当たり約76万人が発症、4万6,000人が入院をすると推計をしております。これから、9月下旬から10月にもその流行のピークがあるのではないかと予測をされておりますが、どうなることかとちょっと不気味な、初めてのことでもありますし、思いがしておりますが、それは片岡課長も同じと思います。

改めて確認をしておきたいのですが、ピーク時の患者さんの相当数の診察とか入院の受け入れ態勢は、もう今万全だと、大丈夫ということが言い切れそうですでしょうか。そういう態勢に向かって着々とやっているということなのか。おとといの高知新聞の夕刊で

したか、重症化につながりやすい患者さんの状態をまだ高知県も今つかんでいる最中だと、そういうことが記事としてありますが、そのあたりも含めまして厚生労働省あるいは県が今後どういうふうを示していくのかと、そのインフルエンザ対策を、どのあたりまでわかってますでしょうか、お聞きをしておきたいです。

それと、相談体制、やっぱり不安だらけですので市民の方はちょっと聞いてみたいということもあると思うんですが、そういうときにどういうところへ、チラシも入ってありましたけれども、相談体制などはどうすればいいのかということ。どういうふうに情報を公開をするのか、情報を住民に提供していくのか、もう一度お知らせを配布する予定で内容を検討中ということでしたが、いつごろにお知らせがなるか、それもお聞きできればお願いをします。

そして、通告書にも書きましたけれども、現在国保の資格証が発行されている世帯、それから準要保護などの困窮世帯の方々は、窓口負担を恐れて早期の受診が阻まれるおそれが多分にあります。これはやはり感染拡大の防止、それから重症化を防止するためにも、こうした方々に対して保険証をインフルエンザがおさまるまでは発行すると。それから医療費の負担軽減を図るとかいうことの、きょう山崎龍太郎議員も若干医療費のことについて質問をされておりましたけれども、そういう対策を検討すべきと思いますが、対応をお伺いをするものです。

次に、ヒブワクチンの予防接種化の推進についてです。ワクチンというのが今回よく出てきまして、依光議員は高齢者のワクチンですが、私は子どもさんのワクチンでお聞きをします。

インフルエンザ菌b型、ヒブと呼んでおりますけど、それによる細菌性髄膜炎は、3歳未満児、特にゼロ歳から1歳の子どもの多く発症するとされています。細菌性髄膜炎の日本での患者数は毎年1,000人、そのうちの約6割強がインフルエンザ菌b型によるもの、約3割は肺炎球菌によるものとされておりまして、発症早期には発熱以外に特別な症状が見受けられないことから早期診断が難しいとのこと。です。

世界保健機構、WHOは、1998年にすべての国に対して乳幼児に対するヒブワクチンの無料接種を求める勧告を出しています。ワクチンを定期予防化した国では発症率が大幅に減少しているとのことですが、日本では、WHOの推奨から10年以上経過した今でもヒブワクチンの定期接種が行われていません。予防接種を実施している国は、2006年時点でWHO加盟国192カ国中108カ国です。これまでの国会の質疑等で見えますと、舛添厚生労働大臣は、ヒブワクチンの発売が2007年12月から始まるので、発売後、安全性が確認されれば定期接種に位置づける方向で努力すると答弁をしておりますが、その後、平成19年に承認はされておりますもののいまだに任意接種のままです。定期接種に至っておりません。予防接種法では、予防接種を定期接種と任意接種とに分けております。定期接種には、日本脳炎、ポリオ、風疹、麻疹などがあり、任意接種にはおたふく風邪や水痘などがあります。定期接種は、1、決まった年齢

以内に決まった回数を。2、決まった場所、原則として住民票のある自治体の指定医療機関で接種を受けた場合は無料となります。この1、2以外で接種した場合が任意接種となり、任意接種のほうは有料です。定期接種化されてないヒブワクチンは、4回接種で約3万円の自己負担がかかります。

そこでお聞きをします。以上のことから、各地方議会から予防接種の早期定期化を求める意見書が上げられたりしています。さきの定例会では高知県議会からも出ておりますが、香美市としてもあらゆる機会をとらえて国に要請する必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、定期接種化されるまでは、任意接種の希望者に対し接種料金を助成するなどの対策が必要ではないでしょうか。細菌性髄膜炎というのは後遺症も非常に心配をされますし、医療予防の観点、依光議員がおっしゃってましたが、やはり医療予防の観点がとても大事ですね。病気を未然に防いで健康の保持と同時に医療費に係る予算を抑制するという、こういう方向づけはとても大事な観点だと思います。そして、そういう観点と、それから少子化対策としても検討する価値があると思いますが、見解をお伺いするものです。

建築助成制度についてです。

長引く不況で、地域経済の衰退には目を覆うものがあります。知り合いの大工さん、左官さんから、全く仕事がなくなって失業状態だという話をここ数年よく聞くようになりました。大工さんばかりでなく、市内の土木や建築関係の方々もせっぱ詰まった状態で、議会に対しても陳情や請願が繰り返されているところです。こうした中で、不況対策として建築助成制度をつくり、関係者らから喜ばれている自治体があります。山形県庄内町では、昨年4月に持家住宅建設祝金制度を創設しました。町民が自宅の改修、修繕、新築を地元の大工さんに発注したとき、町が建築費用の5%を助成するという制度です。対象工事費は1戸当たり50万円から1,000万円までで、祝い金は2万5,000円から50万円の交付となっています。商店や倉庫などの建物も対象になるということです。2008年度当初予算を上回る注文があり、補正予算を2回組んで町から約2,200万円のお祝い金が交付をされています。総工費は約6億円で、経済効果が30倍近くになっているとのことです。町内では、これに付随しまして電気工事や板金、お祝い料理の注文とか関連業種が潤っております。こうした結果から、制度は隣町とか県内に広がりつつあるとのことです。

ここでお聞きします。建築費の助成制度は不況対策や仕事の確保の面でも有効です。失業者が仕事を確保し、得た収入で生活をしていける、こうした市民をふやすことは市政にとっても大きな意味を持つのではないのでしょうか。以上のことからお聞きをいたします。やり方はそれぞれにあると思いますが、同様の制度の創設を検討できないかお聞きをしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員のご質問にお答えをします。

衆議院選の結果について、それぞれ関連する質問、多岐にわたっての質問がございました。評論家じみたような答弁になってしまいますがお許しをいただきたいというふうに思います。

この議会、多くの方々から今回の衆議院選挙の件に関連してのご質問をいただいたわけです。まず、最初に選挙結果についてどのように総括をされておるかということですが、結論からいえば、今日まで（政治を）とってきました、自民党を中心とした政治が、結果的に地方軽視の政策を初めさまざまな施策に対しまして将来的な展望が開けないという中で、政治に対する不信と不満が募り、また昨今の経済状況下における恐怖感の中で有権者の積もり積もった不満といたしましょうか、そうしたものはけ口として、今回の選挙によって政府に対し不信任を下したということになるかというふうに思います。

そうした中で、以下、1、2、3、4とこう順番に質問があるわけですが、新自由主義路線の破綻について、また、あわせ小泉構造改革、そして結果、その改革が国民や地方にもたらした影響、そうしたものについてお答えをさせていただきますが、新自由主義というものは、やはり特性としましては規制緩和の導入であるとか、あるいはまたそうしたことによる市場原理、そうしたものを取り入れた自由主義、自由競争社会の構築によって政府の機能を縮小させ、また小さな政府を目指すものであるというふうにもお聞きをいたしております。こうしたことを原点として小泉構造改革が進められたわけがあります。この路線の中で、特に郵政あるいは高速道路等の民営化が図られてきました。また、そうした結果によって社会基盤がさまざまな形の中で崩れることとなり、社会保障あるいはまた雇用問題などが発生をしまして格差問題が出てきたと思います。また、同時に行政におきましては三位一体の改革が断行されまして、地方行政は大変財政の窮乏といってしまうでしょうか、そうしたことが深刻となりまして、これまた地域間格差が生まれたということが、大きな構造改革の中で出てきたことではなかったろうかというふうに思います。

そうしたこの構造改革が、じゃあ国民と地方にもたらした影響ということにつきましては、原因となりますのは、先ほどのこうした改革路線が、特に欠点としましてはやはり性急な政策の推進とその強引さにあったのではないかというふうに思います。また、地方の実情を無視して、すべてとは言いませんけれども、一定都市的な発想の中で一律的な流れを先行した結果、地方自治を混乱におとしめたことということが大きな原因、欠陥ではなかったかというふうに思います。しかしながら、そうした現実を受けて、さて、じゃあ行政はどうしたのかということですが、香美市を含めまして多くの市町村が、市町村合併を含め、また同時に行財政改革に取り組みながら持続可能な行政運営を目指してきたというふうに思っております。

そして、4番目に、いわゆる選挙制度についてでございますが、民主党は、比例代表制の中で80議席のいわゆる議席を削減をするということも言われております。今連立

政権を組もうとする中で、社民党、日本新党は反対をしているということも表明をされておりまして、現在の小選挙区比例代表並立制がどのようになっていくのかということが今後論議をされるのではないかとこのように思います。一定の、これも大分前のシミュレーションでございますが、2005年のときの各党の当選人員とあわせ、じゃあ比例を80人ぐらい削減した場合に各政党はどうなっていくのかということのシミュレーションが出ておりますが、特に共産党さんからのご質問でございますが、2005年には9人おった共産党の当選者が、この80人ぐらい削減すれば3人ぐらいになるのではないかとこのようにシミュレーションが出てきております。確かに国のこうした選挙制度を改革をする、また政治家自身も身を削るということ大変大事でございます。そうした中で、9月4日の高知新聞の社説の中でも、民意は削らないよというふうな社説が出ておりました。小数政党、少数意見といいましょうか、そうしたものをやはり大事にしながら、そうした少数の民意の反映をしていくということも大変大事であるわけでございます。民意をゆがめるような選挙制度をつくってもやはり民主主義の質まで削っては元も子もないと書かれておりますが、まさしくそのことであろうかというふうに思います。今後民主党を含む連立政権がどのような方向でこの選挙制度を考えていくのか、位置づけていくのかということは今後の課題であろうと思います。

また、次の道州制についてでございますが、さきの平成20年11月26日、全国町村会大会で特別決議がなされております。これも順次、政権が大きくかわっておりますので、そうした中で議論が進められておりますが、この中に書かれております、先ほど大岸さんのほうからもございましたが、町村会で特別決議としてここに出ている以上、やはりそうしたことを踏まえての議論がなされてくるというふうに思っております。まだ私がここで道州制に反対であるとか賛成であるとかということが述べれるほど勉強、知識もできておりませんので、推移を見ながら、そうしたこともまた論じれるときが来れば申し上げることとなろうと思います。

次に、地方分権改革についてですが、地方分権改革も今回の選挙で大きな争点となりました。全国知事会の中でも、大阪府知事あるいは宮崎県知事などからいろいろな立場の中で地方分権についての意見が出されてきたわけです。特に一番大きなことは、地方と国との形の中でやはり地方のいわゆる考え方がきちっと地方の中で生きていける、やっていける、そういう仕組みをつくっていくことが大事だと、私はそう思います。そういうことで、今回民主党の中でもせめぎ合いになっております国と地方の協議機関、そうしたものを定義づけて、そして国と地方の話し合いの中で地方のあるべき施策、そうしたものが地方の中で、いかなれば地方がやっていける、そういうあり方が必要ではないかというふうに思います。また、昨日でしたか、自治体の裁量権が896項目ということで、いろいろな小さな部分につきましてもこの分権改革推進委員会の中でも検討をされております。分権改革推進委員会第3次勧告の案が出てきておりますが、順次こうしたことの話し合いの中で、また地方分権改革推進委員会の中で練り上げられてこ

ようかと思いますが、今後知事会あるいは市長会、そして町村会、そして議長会等がリーダーシップをとりながら、地方と国のあるべき姿が構築をされていくものというふうに思っております。

それから、最後のご質問の建築助成制度をとということでございますが、大変厳しい社会環境の中で、建築業に携わっている方々は大変厳しい環境にあらうと思っております。建築業だけでなく本当にいろいろな意味で大変だというふうに思いますが、現在この制度を、じゃあやっていくかということまで煮詰めた話はできておりません。特に香美市では、旧土佐山田町時代でしたが小規模工事の制度をご提案をいただきまして、その制度を今も継続をしております。できる小規模工事等につきましての、これは行政に関することですが、地元の業者あるいはまたそうしたことに手を挙げてくださる方に対しては、いろんな意味で行政の仕事を小規模事業につきましては請け負っていただいておりますが、これも効果があるかと思いますが、このご質問は一般の住民の皆さん方が改修や新築をしたときにその一部を助成をするというふうなことで、他県では行われておるということでございますが、今もって本市ではそのようなことを考えておりません。今行われておりますいわゆる障がい者に対する住宅改造の支援であるとか、あるいはまた耐震工事によるところの支援であるとか、そうした公的な部分だけでございまして、民間の方々に対するところまではいっておりませんが、そうしたこともお聞きをしたということでおきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えします。

資格者証発行の方についての対策の必要性についてですが、保険医療機関及び保険薬局にあっては、新型インフルエンザで受診した場合で資格者証を提示した場合は、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととなっております。これは国から県に通知がありまして、県から市町村に流れてきた通知によっておりますので、県から国保連合会とか医療機関へ通知があっているということです。

それで、現在資格者証発行の世帯にあっては、中学生以下については短期被保険者証の発行をしておりますが、その他の資格者証の発行の方についてどうするのかというご質問だと思うんですが、ご質問の中にもありましたけれども、あらかじめ短期の被保険者証を発行するなどしてはどうかということですが、そういった対応をすることは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸眞弓議員さんの新型インフルエンザによる危機管理体制は万全かについてお答えをいたします。

日々情報が変わりますので、万全かと言われましても万全なように努力をしております。9月4日、前週の金曜日ですけれども、中央東新型インフルエンザ災害対策本部会議を開きまして、そこにおきまして一定のシミュレーションをして、医師会等も参加をしてくださっております。今回のインフルエンザの流行のシナリオは、おっしゃるとおり発症率20%で、これが中程度の推計やそうですが、20%で推計をしております。人口10万人、ちょうど南国市、香美市、香南市で10万人ですけれども、それで人口10万人当たり患者数が2万人、入院者が300人、重傷者が30人という推計になっております。今の新型インフルエンザは、第1波はまだウイルスが完全にヒト型にはなっていないようです。ですから、伝播効率といいますか、それが悪くて流行の規模が大変小さいそうです。第2波はウイルスがヒト型に変化をしており、大変感染力が高いという報告を受けております。それに向かってなるべく、ヒト型となった第2波について緩やかな感染にしたいということで予防対策をしております。

それで、相談体制はどうかというようなことですが、住民の方のご相談があれば健康づくり推進課でも対応いたしますし、専門的なことはかかりつけ医の先生にお電話をしていただくと。それから保健所でも受け付けをしておりますので、そういうようなことです。

それから、大変第2波になって感染力がふえた場合の医療体制はということですが、外来は全部の医療機関でもう既に実施をするということになっておりますので、ほかの方にうつさないような、感染しないような方法で受診をするようにしております。それで、そういうときなどは医療従事者の罹患ということもいろいろ心配をしております。医療従事者の確保が難しいというようなことで、今認められてない勤務体制、不測の勤務体制も認めるという、国は方針を出しておるようです。それから、せんだってもしましたように、入院の病床数の拡大をしてもよろしいと、蔓延期には満床といえども受け入れてよろしいというようなことができておりますので、香美市内、近隣のJA高知病院も含めました医療体制は、中央東福祉保健所を中心に確立をしつつあります。

それから、住民の方にこういう体制をいつの時期でお知らせをするかということですが、大変このお知らせをするタイミングというのが、刻々と情報が変化をしますので、10月の広報には既にもう間に合わないというようなことになっておりますので、緊急のときには新聞の折り込み等を考えなければならないと考えております。大変情報が、確定的でない情報を住民の方々に伝えるということで苦慮をしております。

それから、ヒブワクチン予防接種化の推進をについてお答えをいたします。

ヒブの説明をしておきますと、ヒブとはインフルエンザ菌b型という細菌です。昔、冬に流行するインフルエンザの病原体と間違われましてこんな紛らわしい名前になっておりますが、全く別物ということがわかっております。ヒブは子どもの鼻やのどにすることがありまして、そのままでは病気になりません。血液や肺の中に侵入すると髄膜炎

や敗血症、急性咽頭喉炎、咽頭蓋炎などの深刻な病気を引き起こします。年齢とともにヒブに対する免疫力がつくようになり、通常5歳以上の幼児はヒブによる病気にはかからないと言われております。

さて、予防接種化についてですが、おっしゃるとおり厚生労働省が研究をしております。昨年度、定期予防接種化を検討するために研究班を立ち上げる方針を固めております。海外データなどから効果や副作用を検証しております。ヒブの発生状況調査をするために、その調査方法も検討しているようです。国が定期予防接種として位置づけられれば実施するように検討いたしますが、現在の任意接種ということであれば副作用等がまだいろいろという問題がありまして、専門的な知識の面から香美市が単独で実施するようなことは困難であると考えております。なお、任意接種として希望しても現在このワクチンは入手が困難な状況にあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

準要保護世帯の新型インフルエンザ対策というところですが、市が行っている就学援助、準要保護児童・生徒数は、現在のところ小学生で127人、10.3%、中学生で83人、13.1%となっています。ご承知のとおり、就学援助の目的は義務教育の円滑な実施のための援助というところで、その援助対象費目については学用品、修学旅行費、医療費、学校給食費等となっております。医療費については、学校保健安全法施行令に定める齲歯に要する経費で、通常保護者が負担することとなっている額を負担をしております。その他の疾病については援助対象には現在含まれておりません。新型インフルエンザ対応については、準要保護世帯だけの問題というのではなくて、基礎疾患のある人の早期治療等、全体的な対応が必要になってきていると考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それぞれに率直でご丁寧な答弁をありがとうございました。

もう少し深く突っ込んでお聞きをしたいと思うのですが、まず、1点目の選挙の総括についてです。

市長は、やはりこういう余りに地方の事情を無視して強引に進めてきた新自由主義に

基づく構造改革路線に対して国民がノーを突きつけたというふうに総括をなさっておられるというふうに、今のご答弁からお聞きをしました。

一つ、こういうこともあるのじゃないかと思うのですが、ご近所の民主党さんを支援して選挙をやっておられた方が、民主党が大量に当選をして高速道路の無料化とか財源がどうかというけれども、じゃあ、こういう破綻した構造改革路線を含めて県選出のこれまでの国会議員が私たちに何をしてくれたのかと、少しは反省をしてもらいたいというふうなこともおっしゃってたんですが、その観点は私も総括としては大事ではないかと思えます。

そして、新自由主義については市長からもいろいろありましたけれども、やはり破綻をした今、これからこの先をどういうふうに見越して市政を運営していくのか、そういう展望を、よければお示しをしていただきたいと思います。

最初に質問でご紹介しました中谷 巖さんですが、その著書の中でなぜ自分が新自由主義を推進してきたのに、今「転向」という言葉を使っていますけど、転向をするようになったのかということについては、キューバとブータンに行ったときのお話を例に挙げて書いておられます。両方の国とも資本主義のネットワークの枠外にある国でして、それぞれ社会体制は違いますけれども枠外にありますので、日本とかアメリカとかは比べ物にならないほど経済は貧しい国である。しかし、住んでいる人々の顔が実に明るいというふうを感じ取っています。そして、聞き取ってみると、ほとんどの人が今の自分の生活に満足をしているというお答えをする、貧しくても人の気持ちがすさんでいないということに大変驚きを覚えたというふうに書いていますが、一方、キューバのほうは、経済の豊かな国ではありませんけれども中南米の国々の中でも突出した医療水準を保っています。アメリカから困窮者を連れてきて無料で治療したりとかいうふうな、「シッコ」という映画にもあったそうなんですけれども、教育費も医療費も無料で人が社会から見捨てられることのない安心感があると。社会が安定性を増している。そしてもう一つ、ブータンのほうは、農業のほかこれという産業はないわけなんですけれども、やはり国柄で経済効率よりも社会とか伝統とか自然環境を維持することを優先的に置いている国なので、イギリスの内閣がした調査で幸福感調査というのがあるのだそうですけれども、ブータンは世界の第8位でアジアでトップだそうです。同様の調査で日本は90位、国民の幸福感というのが。

これやはりいろんなことを示していると思うのですが、こうしたことの結果から中谷氏は、「資本主義というのは人類に富と繁栄を用意したかもしれない、しかし、同時に人間同士のつながりとか伝統文化、さらには自然環境をも破壊しつつある、グローバル資本主義の時代に入ってその傾向に拍車がかかる一方である。資本主義は本質的に暴力性を持ったものであり、このモンスターを手懐けない限り社会を破壊し、人間という社会的動物の住む場所を奪い取っていく、その事実を認識する必要があるのではないだろうか。」と述べています。一冊の中で何回もこういうくだりがありまして、これからの

政治の展望として人を社会が支えていけること、それから人と人がつながり合えることが人の暮らしにとって最も大事だというふうな結び方をしておられるんですね。こういうことを、かつての小泉改革の片棒を担いだと自分で自認をしている方がこういう転向というのを示されておりますが、このことも踏まえまして市長、どのようにお感じになられますでしょうか、お聞きをします。

それから、構造改革のもたらしたものの、その市政上の教訓ということですが、私は、自分の主観ですけれども、議会に出していただいて10年を超えました。先輩議員から習いながら一つでも住民の皆さんの要求をかなえたいと思ってやってきましたが、何だか途中から国の福祉政策が大きく後ろ向きにいき出したというのをとても感じます。住民の願いが届きにくくなりました。それは最近ひどさを増しております。ずっときのうも考え起こしておりましたけども、学校給食の民間委託から始まって介護保険、障がい者施策は措置から支援費制度にかわりました。それも2年を待たずに自立支援法になり、その他合併とか税制改悪とか医療費の窓口負担の増とか療養病床の削減とか、法律の枠組みを変えるわけですので地方があらがえない部分というのはもちろんあるわけですが、それでも住民とか地方行政に負のしわ寄せがあることを考えましたら、やはり情報収集も十分に行いまして、県外の例も視察もしまして、現時点で何ができるか、問題点を明らかにしもって改善を求めてきたつもりです。

昨日、山崎晃子議員の訪問介護における地域間格差の問題で、課長が他の地域との格差を埋める検討を引き続き行っていくというご答弁をされました。それから農業問題で市長はきのう、やはり農業者でもあられますので明快にご答弁をされましたけれども、立場の違いはありますけれどもそれぞれに納得のいくご答弁の仕方でした。こういうふうに今起こっていること、押しつけられたことといたしますか、かぶってる波に対しまして問題意識を持って取り組んでいくというスタンスがこれからの行政にとってはとても大事ではないかと思うんですが、その点を再度お聞きをするものです。

選挙制度につきましては、市長もおっしゃったように、改革は要るけれども民意をゆがめるような選挙制度をつくって民主主義の質まで削っては元も子もないという指摘は当たっていると思います。また、議員が多過ぎるといふ声をよく聞きますけれども、読者の声ひろば欄にもありましたが、日本の人口当たりの議員数は、イギリスとかドイツとかフランスとかと比べた場合一番少ない人数です。費用がかかるから議員を減らせでは、今でさえ民意が無視をされているのに国民とのパイプがますます小さくなると、経費の面でいうなら約320億円という税金で政党を養う政党助成金をやめるべきという、この辺は皆さんとは考え方の分かれるところかもしれませんが、そういう声が読者の声ひろば欄に投書をされておりました。

議員定数については、私も安直な判断は非常に危険と思います。以前高知県は、全県1区で衆議院は5人まで当選が認められていました。もう古い話になりましたけども、いろんな政党の代表が国会議員として選ばれました。立会演説会もありました。各候補

者が一堂にそろって国民の前で政策を語りました。私たちはそれを聞き比べるとかして大いに参考にして投票したのですが、今より選挙期間も長かったし、選挙に活気があったように思います。それから、多様な議員が国会の中にいることで、国会もそうそう強行採決とかいうふうなことはめったにありませんでした。反対の多い議案はいつも審議未了で廃案になっていた記憶があります。やはり国民の合意が得られない法案は通らないというのがそのころの国会でしたし、それが本来の姿ではないかと思います。民意を遠ざけると民主主義が枯渇します。昨日は投票用紙の取り扱いなどで議論がありましたけれども、民意ができるだけ正確に反映される民主的な制度となるように欠陥は改められるべきであろうし、また大いに議論することが必要であると思いますが、この点について何かコメントがあればお願いをします。

道州制、地方分権改革ですが、私は、地方分権改革というときに押さえないといけないと思うのは、国の進めようとしている地方分権改革と地方の思う地方分権改革は違うと思います。一部では、この国の進める地方分権というのは、地方の実情を全く無視した無思慮分権とも呼ばれております。国が進める地方分権改革というのは、結局何を指しているのかといえば国の財政負担の削減、そしてさらなる市町村の再編、そしてその次に来るのは道州制の導入であります。自治体とか住民のために地方自治を充実させようという方向ではないと思います。なぜかといえば、地方制度調査会において基礎的自治体と呼ばれていたものは基礎自治体というふうに言い換えられました。地方の自主自立という言葉はありますが、自治という言葉は出てきません。今の時点で地方分権というのであれば、住民の福祉の増進を図る自治体本来の役割を果たすために、地方交付税の削減分の復活が何より急がれると思います。市長もおっしゃったように、地方の考え方が地方の中で生きていく、地方がやっていける、これは大事ではないかと思います。そして、今現在国から地方に対して国保証取り上げの強制とか子どもの医療費助成を行うと交付金にペナルティーを科すとか、そういう独自策を抑制する仕組みがあったりするわけですが、香美市はこれよりもうちよつと厳しい面がありますが、そういう仕組みをやめることだと思えます。

今年6月に開かれました小さくても輝く自治体フォーラムのシンポジウムで宮崎県綾町の前田町長が、道州制について、「単に経済理論だけで経済人に振り回されるような議論は、ある面ではもう中断させなくてはいけない。」と。そして、「自治体の自治性と自立性を高めながら住民サービスをこれまでも、これからも展開していかなければならない、これが地方分権の基本であるべきだ。」と発言されておりますが、私も同様に思いますが、市長、このあたりはどういうふうに思いますでしょうか。地方を分権の受け皿とか出先機関としか見ていない国の進める地方分権改革に、私は地方の未来はないと思います。この点、再度見解をお願いいたします。

インフルエンザ対策です。

手探りの状態の中で万全を期してやっていくというのは、どうぞその点本当によろし

くお願いをしたいと思います。大変難しいとは思うんですが、総力でやっぱり取り組んでいかないといけない危機管理の問題でもあると思います。

1つ、資格証明書を保険証とみなして取り扱う、医療機関ではというのがありましてやや安心をしましたけれども、それ以外の私の申しました、準要保護家庭と言いましたけれども、つかみやすい困窮世帯というのは準要保護世帯であろうと思って私ここに「準要保護世帯」と書きましたけれども、要するに困窮されている世帯の方が早く医療が受けやすい状態にしていく手だてを打つべき、これが感染拡大それから重症化の予防につながると思うんですね。ここは自治体の仕事としては一番力を入れていかんといかん医療保険対策だと思うんですけども、こういうものは考えていないとおっしゃったわけですけども、これはぜひとも考えなくてはいけない対策だと思います。中学生以下は短期証があるわけですが、それ以外の困窮世帯の方々、対策を本当に急がれていると思います。それで、準要保護の場合は歯科しか扱わないのでこれに準ずると、ただ、それでいいのかと。学校の場合は集団感染のおそれもありますし、こんなときこそ、私いつも国保の基金のやりとりで、（基金を）吐き出せと言うたら疫病なんかのときに置いとくんだという答弁があるわけですが、今そのときではないですか、こんなときのために使うべきではないでしょうか、課長に再度答弁を求めるものです。

それから、資格証明書を保険証とみなして取り扱うということ、その資格証明書の世帯の方は十分にご存じでしょうか、情報としては行き渡っておりますか？これはお知らせをしていく必要があると思うんですが。窓口にかかるのをためらうおそれがありますので、その点をよろしくお願いをいたします。

ヒブワクチンについてですが、ワクチンも今品薄の状態だと、研究班が研究をしておるのでということですが、安全性が一応確認できたということで今任意接種まではいつてるわけですね。それで、任意接種を希望される方への支援ですね。大体対象者が何人ぐらいいらっしゃるか、こういう方々に半額でも例えば支援をするとどういう額になるのか、ちょっとそれがわかりましたらお願いをしたいのと、それから、接種をしている国では病気が圧倒的に減ったということが起こっているわけですので、やはり国に対して定期接種化をあらゆる機会をとらえて求めていくということも大事だと思います。ヒブワクチンというのは3万円ぐらいの自己負担がかかるんですね。非常に高額ということもありますし、何らかの希望者には支援をしていく。それから、任意接種のままでは生活保護世帯とか、さっきも言いましたように困窮世帯の子どもさんは受けることができません。そういうことで差がついてはいけませんので、定期接種化の要望をあらゆる機会をとらえて行っていただきたい。地方議会としても頑張らんといかんところだと思うんですけども、それをお願いします。

建築助成の制度で市長がご答弁者になっておりましたので、多分小規模特約のことが出るだろうなと思いつつ考えてたんですけども、予想したとおりでした。ただ、公の事業ということじゃなくて大工さんというかね、そういう個人に助成というのは波及効果

が大きいと。この山形県の例を見ても補正を2回組まなきゃいけないぐらい受注があったと。それで、同時に町内の他の業者さんを潤しているという点で、私はこれからの地方、市政を運営していくのに大変財政も厳しい中で、これまでのように補助金とか大型プロジェクトらを組んで企業を誘致していく、そのことによって経済の発展を図るとかいうそういう地域経済対策から地域内再投資の考え方、これがこれからの市政に役に立つのではないかと思ってこれを今回提案をしました。地方自治体とかそういう機関が、経済主体が繰り返しそういうふうに投資を行っていくことで地域経済が活性化していく、このことによって市民の方が暮らしやすくなる、やりやすさを持っていただく、そういう意味でまちづくりの観点からもお聞きをしたわけですが、まだ検討するところまでいってないということですが、ぜひこういう観点からも検討をお願いをしたいということをお願いしまして私の2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

深いところへ突きつけられてきましたのでなかなか私の頭の中ではうまい答弁が出てきませんが、お答えできる範囲内でお答えをさせていただきます。

今回の衆議院選の結果、私なりの総括をしてきましたが、こうして自民党が完敗をした中で、やはりそれぞれの選出をされておった自民党に所属する議員に対する不信、不満、そうしたものがありはしなかったかということですが、他県ではそういう傾向が出てきた結果自民党が敗れてきたということになってきておると思いますが、高知県はそうではなく自民党に所属する議員が3選挙区とも勝利をおさめたということの、先ほど山岡議員のご質問の中でもお答えをしましたが、この中身、その思い、考え方、有権者の考え方がどこにあったのかというのは、やはり十分に考える必要があろうというふうに思います。

ただ、こうした大変それぞれ3選挙区とも激戦であったわけですので、本当に地をはうような選挙戦を闘ってそれぞれの3人が勝利をしてきたわけです。このことは3人にとっては大きな教訓になるであろうし、また地域を、この高知県を見直す私は一つ大きなきっかけになったというふうに思います。東京に出て行って、高知で言うことと東京でやりゆうことが違ふとよく言われることは耳にすることではありますが、東京の中でもまれて地域のことを忘れるということではなく、やはり地盤であるこの高知県、そしてそれぞれの選挙区の状況を踏まえた中での活動をしていかなければいけないのではないかと。そういう意味では今回の選挙は、まず最初、恐らく選挙に出たとき、私も含めてそうですが、やはりこの地域のために頑張るといことが初心であったろうというふうに思います。しかしながら、それを忘れることはないにしても、やはりそうしたことが後回しになるということも人間であるわけですので、そうしたことをもう一度かみしめる、一度は踏みとどまって振り返ってみるとい一つのきっかけにはなったというふうに私は思っております。そういう意味で今回当選をされた3人の、比例も含めてで

すが、方々は、いよいよこれからが真価の発揮される、また、同時に有権者に選んでよかつたと言われてもらえるような活動をするのが特に大切であるというふうに私自身も認識をいたしております。

それと、新自由主義につきまして、中谷氏の言を踏まえてのブータン、キューバを例にとられてお話がございました。生活に満足感を持っておるということの中で、大変生き生きとしたいわゆる国民性を言われたわけです。確かにいろいろな新自由主義、先ほど最初のお答えで言いましたように市場原理あるいは自由主義社会、そうしたものを大きなポイントとしてこの理念があらうかと思えます。また、その理念の上に乗って小泉構造改革が進んできたということも一定の事実であらうというふうに思えます。グローバル化が進む、進めるということは、確かにいいこともあるわけですが、そうしたことによって利便性であるとか基盤であるとかそうしたものが整っていくということは、一田舎のことを取り上げてもそうだと思いますが、広く世間になれば確かにそうした利便性等も図られていき、あるわけですが、その一方で廃っていく面も出てくるというふうに思えます。こんなことを言うておりますと、私の思っていること、言っていること、行っていることについて自分自身矛盾を感じる時もございます。あんまり深い言いよりもいろいろ出てきますのでこの辺でもうやめておきますが、そうした疑問を持ちながら行政の場に立たさせていただいておりますし、また、ご指摘の問題意識、そうしたものも常に胸に抱きながら、この地域の、またこの香美市のやはり将来を見据えて、議員の皆さん方にもご指導いただきながら進めていかなければならない、そんなふうに考えております。

小選挙区につきましては、もう先ほど私100%の答え言いましたので、私の持っている部分でもうあとあんまりコメントはございません。ただ、議論の余地はこれからあらうし、議論が進んでいくであらうと思えますので、そうしたことを見据えていきたいと思えます。

道州制と地方分権につきましては、やはりこれは地方分権が進んでいく上で道州制というものの必要性、そうしたものが語られてくるであらうというふうに今の認識では思っております。言われますように地方の自主自立、そうしたものがきちっと担保された中での地方分権、そうしたものがなければ幾ら絵にかいてもいけない、絵にかいたもちになつては何ら得ることがないというふうに思えます。地方分権、地方分権言いますけれども、幾ら権限が移譲されてきてもそれに伴う財源措置がどのようになっていくのか、税源移譲されても課税客のない地方はどうすればいいのか、そうした大きなまだまだ問題もあらうかと思えますが、先ほど言いましたように各団体、地方自治の団体が中心になりながら、あるべき地方分権、そして道州制についての議論が進めらるであらうというふうに認識をいたしております。私自身の十分な答えにはなつてないということをお自身思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建築。

○市長（門脇槇夫君） 失礼しました。

建築（助成制度）の件でございますが、これは政策的な問題にかかわってこようかと思えます。自分らはまだ、先ほども答弁しましたように検討もいたしておりませんが、そういう効果があるということはお聞きをいたしましたので、なお研究も必要かと思えますけれども、今これをすぐ対応するということには、ここで答えができないということはお許しをいただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、新型インフルエンザ対策で国保の基金を使ってはどうかというご質問ですが、国保の基金を使って対策をする状況には今のところはないというように考えております。

そして、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことについては、資格証明書発行の世帯には直接通知をしておりませんので、直接通知をお知らせを出したいと考えます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸眞弓議員さんのヒブワクチン予防接種の推進についてお答えをいたします。

ヒブワクチンにつきましては諸説ありまして、ゼロ歳児の場合には2カ月から7カ月で開始をして4回、それを逃した場合には2回とかいろいろあります。それで、出生者が160名前後ですので、任意接種の場合は8,000円から8,500円、1回に予防接種料がかかりますので、議員さんのおっしゃるように3万円を単純に掛けて480万円ほど費用が必要になると思えます。ただ、現在の状況では入手が困難であるという状況があります。

それと、もう1点、原材料に対して一つ問題がありまして、日本では、BSE、牛海綿状脳症発生国原産の牛に由来する成分を医薬品の原料として使用しないと決めています。このワクチンは、今年3月時点でその取り決めを反した原材料を使用しております。副反応とかそういうようなこともありますので、まだ国のほうでは定期接種に踏み切っていないように思われます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 3回目の質問を行います。

市長が、これ以上言うといろいろ言いたくなるのでとおっしゃられ、そこを聞きたいなと思うわけですが、昨日の農業問題でのご答弁で市長は本当に思いのたけを述べられて、ああいうふうには市長のカラーがはっきり出るご答弁をいただくと、こちら立場は違うけれど納得がいくわけです。

それで、もうこれ以上言いませんけれども構造改革の影響、最初に私が1回目でお聞

きした点でのご答弁がちょっと抜けている面もあるかと思しますので、その点を確認させていただいて質問いたします。

まず、構造改革路線がもたらしたものの、これはもう市長もご答弁いただきましたし私も申したところですが、ここにその構造改革で結果がどうなったかという調査がありまして、もう数字は一々上げませんけれども、その大きな影響として構造改革が住民の暮らしを直撃していること、年間収入が減った。そして、かいつまんで言いますが、世帯収入が減少する一方で年間支出額がふえた。国保料、介護保険料がふえた。家庭の経済のことではこういうことです。それから、暮らしの面では、構造改革が進んだ結果、住み続けることが困難な地域が広がっている。郵政民営化、金融機関の再編、農協統合等によってお金を出し入れする窓口サービスが不便になった。そして、大型店出店の規制緩和による小型スーパーや商店街の衰退で買い物が不便になった。そして、隣近所のつながり、さっき申しました人と人とのつながりが弱くなった。こういう結果もあるわけですが、新自由主義に基づく構造改革路線を進めてきた結果、国民の生活がこのように影響を受けました。

そして、それは国が強引に進めてきたことではありますけれども、それでは市の行政は対住民との関係でどういうふうに対応してきたかと。1回目で申しましたように無批判に追随してきた面があるのではないかと、住民生活を守るために、国はこうであるけれども守ることができるという点が香美市の市政の上でもあったんじゃないかということ、それを教訓とするべきじゃないかということで申したつもりだったんですが。例えば、耳に痛いかわかりませんが、前も言いましたが、香美市というのは他市に比べて国保の資格証の発行が非常に多い。他の自治体では何とかということで短期証の発行で対応していると。それから生活保護行政でも、けさもちょっとやりとりがありましたが、法テラスの弁護士さんのところに生活保護者の方と一緒にご相談に行った際に何のことでという、具体的には言いませんけれども、香美市さんは厳しいですからねというふうに言われました。ある病院でも、「前は南国市が一番ひどかったけど今は香美市が一番ひどい。」と。こういうもう聞いた言葉をそのままに言うわけですが、こういう印象があるということ、やっぱり構造改革で確かに地方はやりにくいんだけど、じゃあ対市民との間で行政としてできることがもっとあったのではないかと、そのあたりを、これまでも構造改革路線、否定をされました。これからやっていく上で何か市政として考えていかなければいけない点があるのではないかとこの点でお聞きをいたします。

それと、課長、国保の基金を今使う状態にないとおっしゃったわけですが、ではどういう状態になればこれを使いますか。私は、蔓延を防ぐという面で早く医療にかかっていただく必要があると思うんですよね。（病気に）かかって医療費をどっさり払うんじゃないくて、今の時点でやるということが大事ではないかと思しますので、その点をお聞きいたしまして私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）                      市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

構造改革路線についてのこと、また、市がいわゆる国に追随をしてきたのではないか、こうした路線に追随をしてきたのではないかというふうなご質問であったわけです。

先ほど言いましたように構造改革についての弊害といたしましょうか、そうしたものは随所に生まれてきたわけです。特に格差問題というものが大変大きな形となってさまざまところに生まれてきたわけでありますが、そうしたことも一つの構造改革路線の延長線上に生まれたことであろうと思います。市がそうした路線に追随をしてきたのではないかというふうなことで、市の行政は、端的に言えば余りにもかた過ぎるということかもしれません。しかし、ここにはやはり法令遵守という形の中でそれに取り組んできておるわけでありまして、これを逸脱をしない形の中で、いわゆる責任のある行政を進めていくという一つの基本理念を持って取り組んでおると私は思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 3回目の大岸議員の新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えします。

国保の基金を使って対策をということですが、具体的にどういったことに使えばいいのかというのが自分の中では見えてきません。これは基本的に国保の基金ですので香美市全体に使うということにはならないと思いますし、国保の対象者だけに使うということになるかと思いますが、そういった対策が考えられません。そもそもこの新型インフルエンザについては弱毒性でもありますし、通常のインフルエンザの致死率よりも相当低いものでありますので、現在は通常のインフルエンザの対策と同じという対策になっておりますので、この時点でわざわざ新型インフルエンザ対策で国保の基金を使うということには、まずならないと思いますのでよろしく…。

（4番、大岸眞弓君、自席から「どういう事態になったら使うの。」と発言する。）

○保険課長（岡本明弘君） どういう事態になったらということがちょっと自分でもわかりませんが、よく言われますのが、南海地震が起きたときの医療費が増大するのではないかとというように想定をされておりますので、そのときのための基金であるというようには考えておりますけれども、突発的に増大する医療費に対するということになるかと思いますが、しかも現在は毎年、今年度についても国保税上げておりませんので、平成20年度に引き続き恐らく赤字が発生するであろうということがあると思っておりますので、若干なりとも基金は取り崩していかなければならないというように考えておりますので、今回の対策には当たらないというようには考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問は終わりました。

一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

お諮りをします。一般質問が本日で終結をしましたので、明日9月10日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会と決定をしました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は9月11日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 3時32分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 1 年 9 月 1 1 日 金曜日

平成21年第5回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

12番	久保信彦	19番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 認定第 1号 平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 認定第 3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 認定第 4号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 5号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 認定第 7号 平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算  
の認定について
- 認定第 9号 平成20年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算  
の認定について
- 認定第 10号 平成20年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入  
歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 認定第 12号 平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13号 平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 84号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 85号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 86号 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 87号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第 88号 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第 89号 平成21年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第 90号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 91号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 92号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 字の区域の変更について
- 議案第 99号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程

平成21年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成21年9月11日(金) 午前9時開会

- 日程第1 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第3	認定第	1号	平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第	2号	平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第	3号	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第	4号	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第	5号	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第	6号	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第	7号	平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第	8号	平成20年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第	9号	平成20年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第	10号	平成20年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第	11号	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第	12号	平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第	13号	平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第	83号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第	84号	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第	85号	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第	86号	平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第	87号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
日程第21	議案第	88号	平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補

正予算（第1号）

- 日程第22 議案第 89号 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第 90号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第 91号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第 92号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 93号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第 94号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 95号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 96号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 98号 字の区域の変更について
- 日程第32 議案第 99号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

**会議録署名議員**

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。12番、久保信彦君は自宅療養のため欠席、19番、前田泰祐君は入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。なお、水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算の認定を除く各会計の決算の認定議案につきましては、付託された委員会において議案精査のため継続審査となると思われますので、議案精査のために必要な質疑のみを行ってください。その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。おはようございます。ここの承認案件ですけれども、過日報告をされました報告第20号、報告第21号に関連して、ちょっとまだもう少しお伺いしたい点がありましてお尋ねするものです。

承認15-10ページで、まず1つは、この延滞税が微妙に報告のときと違うのが、金額がね。3万4,600円で報告のときには出てたと思いますがここでは3万9,000円ということ、これはどうしてかということと、それとあわせまして、実際に戻ってくる部分もあると、公共下水のほうでしたかね、159万円とかいうのを質疑で聞いたわけですけれども、さかのぼって更正の請求等は、サラリーマンやったら5年間さかのぼって返してくれと、いうてみたら今まで間違ってたわけですわね。間違ってた部分が、少ない部分は修正して多く払い過ぎた分は更正で戻ってくるというがやったら、さかのぼって戻ってこないのかという点を伺います。

それと、もう1つ、どうしても気になるのが、やはりチェック機能という点ですけれども、税務課のほうでは申告期には課長等含めて税務署に協力しながらやってるわけですけれども、こういう特別会計の案件を税務課を通じてギブ・アンド・テークで、なかなか、自主申告ということと言われてたんですけど指導を援助してもらおうと、そういう仕組みとか、税理士さんをお願いをするとお金がかかるという部分もあるんですけど、そこら辺のところでも再発防止策として何か考えてないのかと。これは下水道課だけの問題じゃないと思いますが、特別会計を組んでるところで、そういう対策は何か検討されてるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。ご質問にお答えいたします。

まず、報告事項との金額の差でございますが、予算策定時は、一応報告の日をある程度決めまして、それまでの分ということで3万9,000円、延滞税分をやっておりますが、その日にちよりちょっと手前に申告ができましたので、確定の延滞税が3万4,600円というふうな形で、これは承認第16号のほうも同じような形になっております。

それと、一応公共下水のほうは還付されるという形になっておりまして、現在のところ192万9,300円が入になる予定でございます。これにつきましては、それ、還付される日までの日にちによりまして還付加算金という分がプラスされて還付されるという仕組みになっております。

あと、その消費税についてのいわゆるチェックでございますけれども、なかなか、税務署へ直接参りまして税務署の係の方に直接お聞きしても自分もちょっとわからんと、なかなか難しいということではございまして、もうこれにつきましては職員の研修を通じて資質を上げていくしかないというふうな形で考えております。職員も一応この企業会計につきましては税務研修というふうな研修もございまして、そちらのほうにも出席しながら職員としての能力を上げていくというふうな形で対応したいと考えております。なお、税務課のほうとの（協力と）いうふうなお話でございますけれども、なかなか税務課のほうは民税のほう、消費税のほう、そちらのほうでもう手いっぱいでございますので、当然うちのほうもお聞きするならばもう税務署へ直接というふうな形で考えておりますので、今後ともその研修を通じて、力を蓄えながら税務署のほうへ協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

もう1点伺ってたんですけど、消費税の部分で、私もちょっと不確定で申して失礼になるかもしれませんが、さかのぼってもらえるとか、さかのぼって支払わんといかんとか、これ見たら単年度で、平成19年度分ということですがけれども、それは消費税はなかったんですかね、それを確認させてください。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。ここへ来るまでに、これ平成19年度分を見直しての分ですがけれども、それまでの分はないということで税務署のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度

香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第3、認定第1号、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、認定第2号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、認定第3号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、認定第4号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第7、認定第5号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、認定第6号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、認定第7号、平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、認定第8号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、認定第9号、平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、認定第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、認定第12号、平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、認定第13号、平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第83号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第84号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第85号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第86号、平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第87号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第88号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第89号、平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第90号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案90-11ページの保健事業費の委託料、これどういった事業をするのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） ご質問にお答えします。

議案90-11ページ、後期高齢者の保健事業ですが、これは健診です。後期高齢者の健診。国保ですと特定健診ということになっておりますが、後期高齢者は普通の一般の健診の事業です、一般からの組みかえです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第91号、平成21年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第92号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第93号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第94号、香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

これ指定管理のほうですけれども、たしか平成18年から平成27年までであったと思うんですが、この文言を、公募によらないで指定管理者を指定することができるっていうことをつけ足しただけなのか、また、何か変更等があるのか教えてください。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

条例の変更の中身でございますが、1つには修正箇所もございます。修正する箇所、そして指定管理者を、今の現状で指定管理者のふぐあいがございますので、今の指定管理者との継続をできるという条例の変更と2点ございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

これモノレール含めて、そのほか指定管理期間長かったというふうに伺ってますけれども、平成18年に指定管理を行って平成27年ぐらいか、あったというふうに考えてますけど、実際指定管理者がかわる予定でこういうふうに条例の新たに整備をしているという認識でいいのかということについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 指定管理期間は10年契約でございます。その10年の中で特に指定管理者がかわるとかいうようなことじゃなくって、今の状態で継続をできるという条例の提案でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

べふの物産館かね、加わったところ、それとモノレールの指定管理者は今まで違ってるわけじゃなかったんですかね？何か別々のところがやって、これ1つにするするっていうことは一本化されるという認識じゃないんですか。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。今もともとの指定管理者というか管理者については、中尾農業生産組合という組合でございます。

(3番、山崎龍太郎君、自席から「(べふ峡)保勝会らあの(関係があるんじゃないか)。」と発言する。)

○議長(中澤愛水君) 10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) はい。今に関連してですけれども、先ほどの香美市モノレール施設のほうは中尾農業生産組合ということになるんですけども、ここに「体験実習館」というのが文中にあって、その体験実習館の指定管理はべふ峡保勝会ということになってるかと思うんですけども、この言葉を、別々のものが一緒になってるのでどういうことかなというふうに思ったんですけども。

○議長(中澤愛水君) 物部支所長兼参事、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事(萩野泰三君) はい。ご説明いたします。

指定期間等も、これ10年というご質問がありました。これにつきましては、これは設置をするときに産振の国費事業を入れております。その事業の設置状況の中で、農業生産組合でなければ事業を設置できないという条件の中でしまして、当初は指定管理にしてなかったです、委託という格好にしておりました。その後において指定管理ということが出てきましたので、指定管理にはそぐわないという条件のところですけど一応指定管理にいたしました。そうした中で、先ほど言いましたように「体験実習館」ということになっておりますが、以前旧物部村のときの条例ではこうじゃなくて、合併時にこれを新たにこしらえるときに誤って「体験実習館」という名前にしてしまいましたので、その誤りに気がつきましてこのたびもとに戻すということでございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) そしたら確認ですけども、その体験実習館じゃなくて、この場合はこのモノレールの施設ということでもいいということですね、はい。

○議長(中澤愛水君) 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事(萩野泰三君) ご質問のとおりです。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第95号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番。

下水道課長にはたびたびお聞きするところですが、竹平議員の一般質問でもさまざま明確にされた部分もあるんですけど、私幾つかの点を、このたびの条例改正、端的に言ったら下水道料金の値上げということについてお尋ねしますが、1つは、一般質問等通じて個々の説明については納得する部分もあるんですけど、市行政全体を見て値上げす

る時期かなという点と、それと、答弁の中で接続率、水洗化率の向上の中で、課長自体の答弁で次の段階も考えているということも言われたが、次の段階を考えるということであれば水洗化率向上に向けて手だてを何だか図るということで、住民に対して負担増を考えて接続率を向上しようという方向じゃないと思うんですが、何かを考えて向上を目指すということであれば、そちらのステップのほうが先じゃないかというふうに私どもは考えるわけです。

それと、さまざまな施策を展開して、市全体でいったら保育料の軽減策等もとっている中で今逆のこういう負担増ということが市長から出されたわけですが、平成4年から（料金の）見直しもされてないということですが、私は、これは見直しされてないということがやっぱり大事な側面であると、もう少し続けねばならないと、そういう発想を持つんですが、その点総合的にご答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 市行政全体としてというふうなご質問と接続率の向上を絡めてでございますけれども、当然財政上の分でございますので、市行政全体を見て、一般財源からの繰り入れということは、使用していない、使用ができない方の負担が含まれていると、当然その分を受益者負担の原則に基づいてある一定までは負担をしていただきたいというふうなことで今回の条例改正でございます。当然接続率の向上につきましては、今現在ご説明も申し上げましたが年3回のダイレクトメールによって、平成20年度の実績では約、平成19年度実績から30%増の接続率になっておりますけれども、これに甘んじることなくこれと並行してまた次のステップへ踏み出したいと考えております。また、それについては現在準備中でございますので、また折を見てご説明できる機会もあろうかと思いますが、当然今現在やっている接続率向上へのピーアール、ダイレクトメール、これを行いながらもう一つ踏み込んで接続率も向上していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

1つは接続率の向上ということで、それは財政負担を伴わないやり方もあろうかと思っておりますけれども、また、逆に言うたら財政負担を伴って接続率向上を目指すという、市が何らかの援助をして接続向上を目指すという手がありますけど、これはどちらを考えてるのか、それまず1つ伺います。

それから、これ市長に聞きたい部分もあるんですけれども、実際市長が審問して、結論はやっぱり市長がやるということになったわけですが、現実、本年度を見るときに、やっぱり財政調整基金のところ全然使わんと済んでるような現状の中でですわね、新たな市民負担というふうに、少ない金額であろうが、ここにおられる方含めてボーナスカットになってますわね、そういう状況になるとやっぱり負担率というがは、負担感

というがは高いわけですね。だから、片一方で住民に支持される施策をしながら、片一方で今この下水道料金を値上げするというがはいかなもんかというがが私どもの見解ですけど、その点についてよろしければお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほど下水道課長のほうからも述べさせていただきましたし、また、先日の一般質問の中でもるる説明をさせていただきました。特別会計という会計の中で、やはりこの料金の改定の問題を審議会にかけさせていただいたわけですね。審議会の中でも十分にそうした今の社会情勢等も踏まえた中での答申をいただいたわけですので、また同時に、先ほど言いました特別会計への一般財源の繰り入れ、そうしたものも含めまして十分に協議をした中で今回この提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。新たな下水道接続への方向でございますけれども、新たな財源を必要とするものではございません。  
以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もうこれで終わりますけど、市長も課長も言われたのは、やっぱり一般会計から特別会計への繰り入れということの特化されて言われてるわけですけど、それはもちろんその会計を見ると当然のことやけど、市政全体の財政上からいったら、私はその必要はもう少し先送りもできとったんじゃないかということも言うてるわけですね、今の現状ですね。下水道事業ということを見たときにそういう施策ということは、それはそのままの状況が続けば仕方ないということやけど、これからまた順次考えていくということも答弁の中で言われてましたわね、値上げについてもね、そうじゃなかったですかね？そういうこともすごく住民の不安感をあおるということを申し上げて、質疑とします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。確かにいろいろとご意見あろうと思います。しかしながら、経営の運営の安定を図っていく必要もあるわけですので。そうしたことも含めましてやはり今回のこの改正をしたいという思いであります。市政全般ということでございますが、市政は本当に全般広く、またたくさん事業があるわけですね。財政調整基金も今年取り崩してないんじゃないかということもあります。しかしながらさまざまな事業があるわけですので、やはりそうしたものを、見通しといたしましょうか、先の将来的な部分を含めてやはり下水道特別会計としてはこの方向をお願いをしたいということで提案をいたしております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

日程第29、議案第96号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第97号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第98号、字の区域の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第99号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第15号から日程第32、議案第99号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は…。

建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 訂正です。

○議長（中澤愛水君） 訂正の申し出がありましたので、これを許します。

○建設都計課長（中井 潤君） 私が申し上げていいのかどうか、ちょっと思っておりますが、議案第98号の参考資料につけてあります最後のページの地図であります。旧の大字界と新の大字界で紺色と赤とで色分けをしてございます。これが、新と旧とが入れ違っておりますので、申しわけありませんが訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。凡例のほうの新旧を入れかえてください。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） はい。訂正を終わります。

お諮りをいたします。付託しました各案件は9月13日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は9月13日まで

に審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は9月15日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

(午前 9時34分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 1 年 9 月 1 5 日 火曜日

平成21年第5回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成21年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月15日火曜日（会期第14日） 午前 9時08分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

12番	久保信彦	19番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 認定第 1号 平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 認定第 3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 認定第 4号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 認定第 5号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 認定第 7号 平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算  
の認定について
- 認定第 9号 平成20年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算  
の認定について
- 認定第 10号 平成20年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入  
歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 認定第 12号 平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13号 平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 84号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 議案第 85号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 86号 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 87号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第  
1号)
- 議案第 88号 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第  
1号)
- 議案第 89号 平成21年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正  
予算(第1号)
- 議案第 90号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 91号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 92号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第 95号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 字の区域の変更について
- 議案第 99号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

## 議事日程

平成21年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第4号)

平成21年9月15日(火) 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

専決処分事項の報告について

報告第 24号 賃料等請求に関する訴えの提起について

日程第 2	承認第	15号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算（第1号）
日程第 3	承認第	16号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）
日程第 4	認定第	1号	平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第	2号	平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
日程第 6	認定第	3号	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第 7	認定第	4号	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第 8	認定第	5号	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第	6号	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
日程第10	認定第	7号	平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第11	認定第	8号	平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳 入歳出決算の認定について
日程第12	認定第	9号	平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳 入歳出決算の認定について
日程第13	認定第	10号	平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業 勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第	11号	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第15	認定第	12号	平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定につ いて
日程第16	認定第	13号	平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認 定について
日程第17	議案第	83号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）
日程第18	議案第	84号	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算（第2号）
日程第19	議案第	85号	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第20 議案第 86号 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第 87号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第 88号 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第 89号 平成21年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第 90号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第 91号 平成21年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第 92号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第 93号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 94号 香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 95号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 96号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第 98号 字の区域の変更について
- 日程第33 議案第 99号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第100号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第36 閉会中の所管事務の調査について

#### 会議録署名議員

11番、片岡守春君、13番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時08分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。12番、久保信彦君は自宅療養のため欠席、19番、前田泰祐君は入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、議会運営委員会委員長の報告を行います。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日8時30分より議会運営委員会を開催し、追加議案等について協議を行いましたので、委員会の協議結果について委員長報告をいたします。

本日追加予定の議案等は、報告第24号、専決処分事項の報告について、賃料等請求に関する訴えの提起についてと、議案第100号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についての2件であり、その取り扱いについて協議をいたしました。

報告第24号は、地方自治法第180条第1項の規定による報告であります。

議案第100号は、去る9月5日の市の非常勤職員が住居不法侵入による逮捕をされたことから、職員の不祥事の監督責任を明らかにし、市長、副市長、収入役の給与月額を減額するための条例改正議案であり、総務課長から説明を受けました。協議の結果、本会議方式により審議、採決することに決定をいたしました。

次に、会期9日目の10日木曜日が休会となったため、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟臨時総会は、本日、議員協議会終了後に行うことに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

次に、市長より、地方自治法第180条第1項の規定による報告第24号の専決処分事項について報告がありましたのでお手元に配付しておきました。

これから、報告第24号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） おはようございます。11番、片岡です。

この内容を見てみた場合に、家賃という項目はないんですけど、これについてはどう

ということになってるのかということと、各々の項目は出てるんですがこれの内訳と、それから、特に私が不審に思うのは、住宅の修繕費というもんが含まれてることはどういう内容のものか、その点。それから、この本人は今どこにおるのかをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 質問にお答えします。

家賃につきましては、敷金の全額を充当と、残りにつきましては連帯保証人の1人の方が全額納付して完納なっております。

それから、内訳なんですけれども、共益費につきましては9カ月分の3万4,800円、水道使用料につきましては3回分の1万883円、住宅修繕費につきましては6万1,215円、住宅の修繕費につきまして、中身ということでしたけれども詳しいことは聞いておりませんのでまた後からお知らせするようにしたいです。（後に内訳について追加説明あり）それから、市営住宅駐車場使用料なんですけれども、これも9カ月分の8,900円で、ちょっと端数が出ておりますけれども、共益費と駐車場代につきましては日割り計算をしております。

それと、本人がどこにおるかということなんですけれども、新潟県村上市に転出しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

そしたら、これ今後どういうふうになるのか、どういうふうになっていくのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 訴訟行為を高知簡易裁判所に提起しまして、本人からただけるといふあれがあればいただくということで、なお、どうしてもということになりますと、新潟県村上市に対して実態調査を行いまして所得や不動産、滞納等の状況を調査し、財産がある場合にはその差し押さえをする予定です。なお、財産がない場合には、債権放棄等についても検討する必要があると思われれます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） ちょっと補足をさせていただきます。

一応裁判所へ訴訟を起こしまして、それで私債権になりますので、債務名義を取得してから強制執行という形をとるといふ、債務名義を取得するためのまず第一段階でございます。それで、債務取得されますと一応そこで強制執行、財産等があればそれを差し押さえるとかそういう形になっていこうかと思っております。それで、一応時効が10年ということになりますので、10年間ずっとこう追い回せるということになります。

(笑い声あり)

○収納管理課長（阿部政敏君） 以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 1点だけ。

こういう提起についていかほど要するものなのか、最終的に裁判関係でどれだけのお金を要する…。これ、債権額自体が11万5,000円ということで、もちろんこういうことは大事ですけれども、片や経費としてはどれだけをお見込みなのかということと、今後のこともありますので、大切なことということでやっていってと思いますけれども、片や市がどれだけの部分を要するのか。普通訴えられた側が裁判費用を持つらあいうこともあるけれど、こういう件はそうはなかなか簡単にならんとと思いますけど、それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。これは弁護士等をお願いして訴訟を起こすということでは…ちょっと訂正します。ちょっと構いませんか。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

(午前 9時17分 休憩)

(午前 9時18分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 訴訟費用ですが、収入印紙代が2,000円と郵券が6,610円です。ただ、弁護士さんに中へ入ってもらっているかどうかは、ちょっと調べて後で報告します。済みません。（後に弁護士への依頼について追加説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第33、議案第99号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上32件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 6番、黒岩。

今期第5回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、認定第1号、認定第2号、議案第92号、議案第93号、議案第97号、議案第98号であります。

まず、認定第1号、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、認定第2号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましても継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第92号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

追加の補足説明では、「岩村線については今回の廃止に当たり地元説明会を行い合意をいただいている。また、香北支所から泉町への停留所変更に伴い、経路上の距離が短くなり料金が100円下がる区間もある。」との説明がありました。

質疑としましては、「今試行運転している路線で今後検討する場合の説明は。」との問いに対し、「状況に応じ議会及び地域あわせて地域審議会に説明をしていきたい。」との答弁がありました。また、「今後試験運行を継続するか停止するかは、乗車率も加味して判断するのか。」の問いに対し、「神池線では試行運転期間の延伸を3カ月ほどして、利用度合いや使い勝手を含めた満足度をこれから調査してみたい。」との答弁がありました。「試験運行の4路線については、利用者への反響と実際のデータでの決定になるのか。」との問いに対し、「試験的な中からさまざま出てくることを判断材料とし検討させていただく。」と答弁がありました。「今回廃止であるが、事前に説明が十分なされていたのか。」との問いに対し、「地元説明会、広報でのお知らせ、加えて沿線住民には、時刻表も含めバスが走るとのお知らせを実施して行政としてできる限りの対応で周知をした。」との答弁がありました。「岩村線の廃止での予算不要分は他の便の増便になるのか。」との問いに対し、「神池線の期間延長予算への充当。」との答弁がありました。「岩村線廃止に伴う運行上の時間的ロスを検討しているのか。」との問いに対し、「岩村線を廃止することによって生まれる時間について新たな設定をすることになってくると、これは公共交通対策検討会議を起ささなくてはならない、物理的、時間的に無理である。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第92号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑につきましては、「「就労支援指導員」となっているが、国の制度では「就労支

援」、文言の違いは。また、制度の一定成果を見たらやめるのか、そして、国の財政支援がなくなっても続けていくのか。」との問いに対し、「名称は異なっても同じ業務ととらえている。この事業自体がいつまで続くかわからないが、生活保護法のほうにも就労指導員という補助事業がある、この事業への切りかえも考えている。」との答弁がありました。また、「生活保護の就労支援に切りかえるとのことだが、市が単独でやる事業か。また、雇い入れはどういう雇用関係か。」の問いに対し、「生活保護の10割の補助事業で対応していきたい。雇用形態は16日勤務で、相談支援員と同じ1年ごとの更新である。」との答弁がありました。「就労指導員の業務は。」との問いに対し、「就労指導支援員は、今回特別に10月1日から全国で始まる。業務については、手当の支給の対象者から就職活動状況の報告を受けること、履歴書の書き方、面接の仕方とかの指導、職業安定所への同行訪問とか、そういったことで就労に結びつけていくような支援をしていく業務である。」との答弁がありました。「10月1日から公募されるのか、そのような仕事にかかわった人の募集か。」、また、関連の質問として「雇い入れは一定の基準を持つての募集ではないか。」との問いに対し、「条件的に資格とかあるにこしたことはないが、資格がない方も雇用せざるを得ない。募集は10月1日からであるが、支給はしなくてはならないが、指導に関しては、人数的に多くなければ職員対応ということもある。10月1日からすぐにもとは考えていない、もし雇用できなければこける可能性もあり得る。」との答弁がありました。「住宅支援を求めている人を把握しているのか、積極的に募集をするのか。」との問いに対し、「住宅に困窮している方がどれくらいあるかということは、正確に調べたりしてつかんでいる数値はない。ただし、予算を出すに当たって国の数値に基づいて算定したのは半年で14人ぐらいである。当初、人数的に多くなければ職員で対応できるとの思いは持っている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第93号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第97号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、字の区域の変更についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきまして、「今回の広さはどれくらいか。」の問いに対し、「1,989.28平方メートル。」との答弁がありました。

以上の後、採決の結果、議案第98号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） 今議会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託を受けました案件は、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第99号でございます。

認定第7号、平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

次に、議案第86号、平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「償還金の内容は。」との問いに、「県費と支払い基金交付金の精査。」と答弁。

質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですが、3年間の交付であったと思うが、あと2年間続けてこの金額が入るのか。」との問いに、「1年目が全額で2年目が半額、あとはゼロとなる。」との答弁。「3年後以降、介護保険料にはね返るのではないか、見通しは。」との問いに、「次期、第5期計画にかかわることなので現状ではわからない。」と答弁。「退職者、被保険者等、第三者納付金の金額が大きいという内容か。」との問いに、「交通事故により相手方から入った金額である。」と答弁がございました。

質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「償還金補正前は1,000円だが内容は。」との問いに、「平成20年度の精査で国、県、基金へ戻す金額。」と答弁。「趣旨普及費の消耗品費の説明

を。」との問いに、「介護報酬が3%上がったことにより、国から助成される制度があることの啓発活動のためのパンフレット印刷代。」と答弁。その他介護に関する啓発活動に関して質疑、応答がありました。「居宅介護サービス給付費の財源内訳がゼロ、ゼロになっているが説明を。」との問いに、「基金からの繰り入れで、金額は変わらないが国からの繰入金に区分変更。」と答弁。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「介護予防サービス計画費収入はどこからの収入か。」との問いに、「介護保険特別会計、保険事業勘定から入ってくる。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「受託事業の内容は。」との問いに、「保健事業ということで、後期高齢者の健診。」と答弁。「後期高齢者医療広域連合受託事業収入がなぜ当初一般会計で組まれたのか、そして、なぜ金額が違うのか。」との問いに、「この特別会計は市が保険料を集めて広域連合に納めるための会計であることから、ほかの後期高齢者に係る事務については一般会計で行うようにしていた。決算統計を作成するときに煩雑になることから特別会計に移した。金額の違いについては、当初予算は大体の金額で組んでいた。今回の金額は、調査対象者325人に対し予算化しているので違っている。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 17番、竹内です。産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

産業建設常任委員会は、久保信彦委員欠席で出席委員7名で、承認第15号、承認第16号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第12号、認定第1

3号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第91号、議案第94号、議案第95号、議案第96号を審査をいたしました。

まず、最初に、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「税務署は、自己申告で余分に払っても通知はないと思うが、少なかつたら通知があると思う。行政への対応も同じか。」との問いに、「今回は自己申告による修正で、こちらから修正を申告した。平成19年度の方をチェックしながら平成20年度の申告を行っていたときに間違いがわかったので、平成19年度の方をさかのぼって自己申告による修正を行った。特定環境と農業集落排水については消費税がプラスされた。公共下水のほうは還付される、今回の補正へは入れてない。官庁についても自己申告による修正は受け付ける、自己申告するしないは個々に任されている。後で発覚し税務署から修正を命じられたときには重加算税が発生する。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって承認第15号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「地方公共団体としてあってはならないことである。延滞金は税金を投入することになる。あってはならないことであるが、今後どのように考えてるか。また、延滞税の計算（の仕方の説明は簡単に説明）できるか。」との問いに、「今回の延滞税については、職員の能力不足で起きたことで深く反省をしている。延滞税の税率については難しい式で、税務署でもすぐには出ない。（修正）申告をされた日にちを（もとに）税務署が日割りで計算して後日教えてもらうことになる。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって承認第16号は、原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行ったところ継続審査との意見があり、全員賛成でもって承認第3号は、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第4号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行ったところ継続審査との意見があり、全員賛成でもって認定第4号は、閉会中の継続審査としました。

次に、認定第5号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行ったところ継続審査との意見があり、全員賛成でもって認定第5号は、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第6号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを議題とし、質疑を行ったところ継続審査との意見があり、全員賛成でもって認定第6号は、閉会中の継続審査といたしました。

次に、認定第12号、平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「八王子宮の（道路）関係で、委託業務の200万円の予算について。また、個人の財産であって市が買った、その金額とは。」との問いに、「北本町の浄水場から上がっている道で、今回は用地の測量である。平成21年度に、税務署との協議が調わず年度を越しての支払いとなった。面積は3人で約600平米、1平米当たり7,000円で購入。」との答弁。「水道管の開栓料金について、他市町村と比べて高くないか。」との問いに對しまして、「開栓のときだけ1回につき1,000円である。」との答弁でした。また、質疑として、「繰上償還（をしているが）、高い金利はどうなっているか。」との問いに、「繰上償還の条件が5%以上ということになり、最初の年が7%、今回平成20年度が6%、平成21年度が5%と年度ごとに区切られている。その中で条件があり、香美市は6%と7%になっている。6%を、平成20年度を借換債で対応した分が7%代の償還。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第12号は、原案のとおり承認（後に「認定」と訂正あり）すべきものと決定しました。

次に、認定第13号、平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「以前にも監査委員の意見は聞いた。それ（方向転換）を行うためには目的外ということで、剰余金を返せばいろんなことが出てくると思う。それは今も変わってないか。」との問いに、「2億5,500万円、工業用水をつくる目的で起債を借りたので、目的外への転換、一括償還してからという結果にはならないと思う。」と答弁。また、「工業用水として上げている水は水道、上水道にも使えるか。」との問いに對し、「取水池は片地川の地下水からとっているので水質には問題はない。工業用水として長い送水管と貯水タンクは使用できない、水源の水のみ転化になる。」との答弁。次に、「残りの3区画の今後の状況は。」との問いに對し、「矩形区画ではない（四角じゃない）場所が残っている。その区画に工業用水を使うような大きな製造業等は、矩形区画ではないところで、売れるか危惧をしている。所期の目的であるので、県のほうも努力しているということで、工業用水を売る側としても期待もしている。1,400万円にも及ぶ一般会計からの投入でありいろいろ危惧をしているところである。」という答弁。「以前水を使う会社が来ていたと聞いたが。」との問いに、「平成18年度に一度使用があったが、7月から3月まで使っただけ。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第13号は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第83号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「宅地造成地の下水道管は道路までの埋設か。」との問いに、「開発工事に伴う道路については、水道は開発業者が施工して市に寄附する。下水道管は受益者負担金を賦課できるので下水道課で埋設をし、それぞれの宅地について1平米当たり460円の負担金を賦課していく。本管及び開発業者から出てくる区画割りについては、1区画に1本の取り付け管を民間の土地に入ったところまで（工事を）行ってキャップどめをする。開発期間中に下水道を布設して経費の削減を図る。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、賛成多数でもって議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第84号、香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

格段の質疑はなく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成でもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第85号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「土居橋のところの拡張工事はいつごろになるのか。」との問いに、「中央東土木事務所の補正の工事で、平成21年度事業で、今年度から来年度にかけて橋の部分及び処理場の付近の工事を行う。公民館のところは前に出す工事の形で、処理場前は施工される予定。その分は、平成21年度事業として平成21年度より繰り越しの平成22年度で完成をしたいと進めているようです。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第85号は、賛成多数（後に「全員賛成」と訂正あり）でもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第91号、平成21年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「委託料、減額で262万4,000円が、当初予算では300万円となっているが。」との問いに、「漏水調査委託料300万円であります。当初予算化をしていたが、現在見込まれないため262万4,000円を人件費に振りかえた。」と答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第91号は、全員賛成でもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号、香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、まず、執行部の提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「体験学習館か実習館か。」との問いに、「体験実習館である。」との答弁。次に、質疑として、「10年間契約、中尾農業協同組合、中身の費用は。」との

問いに、「維持管理については通常の維持管理、燃料等については無償、大修繕は市で行う。年間保守管理費は10万5,000円である。」との答弁。「搭乗者3名の保険料が年間3万9,050円である。」との答弁。また、質疑として、「3戸で5人、皆運転できるか。」との問いに、「法的な規制はないが運転講習修了証が必要。物部支所長が講師の資格を取り、職員、保健師、地域の住民に一たん講習をして修了証をとり運転をしている。」。「地元の人、年齢60歳代全員乗れるか。」との問いに、「修了証をとり運転をしてる。地元の人も、年齢は60歳代全員が乗れる。」との答弁。また、質疑として、「保険の補償はどれくらいか。」との問いに、「1人死亡時2,000万円、5人で1億円という金額になる。」との答弁がありました。それ（補償金額）は、その委員会のおきにはちょうどはつきりわからないということでありましたので、私のほうに後から書類を回していただきましたのでそのように答弁をさせていただきます。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第94号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第95号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成（後に「賛成多数」と訂正あり）でもって議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第96号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「平均世帯で10円上がるとどのくらいになるのか。」との問いに、「平均家庭で、2カ月40立方メートル（に使用料が）かかっている家庭で、現行の料金での使用料は消費税込みで2カ月で4,200円となっている。今回の改正ですと税込みで4,620円となる。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、賛成多数でもって議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会委員長の報告を…。

○議長（中澤愛水君） ちよつと委員長、委員長、訂正があるようです。

「議案第95号が「全員賛成」でなく「賛成多数」。議案第95号は「賛成多数」です」という声あり

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 訂正をいたします。

議案第95号です。香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてという議題ですが、その採決の結果を「全員賛成」と言いましたが、「賛成多数」でありますので訂正をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 委員長、委員長、ちよつと。

○22番（西村芳成君） 認定第12号、「承認」言うた。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 認定第12号のところで、「承認」と言ったようであります。「認定」ということでもありますので、それも訂正させていただきます。

以上で終わります。

○3番（山崎龍太郎君） 議案85号を「賛成多数」と言うたけど全員やないかね。「全員賛成です」という声あり

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） はい。訂正をいたします。

議案第85号は「全員賛成」でもって原案のとおり可決すべきものと決定しましたというところです。どうも済みませんでした。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

ここで、先ほどの報告第24号につきまして答弁が整ったようでありますので、物部支所地域振興課長、西村博之君より答弁をお願いをしたいと思います。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 片岡議員さんの住宅の修繕費の内訳ということでしたが、ふすまの張りかえが6枚、それから畳の表がえが6枚、それとクロスのも16メートルを修繕しております。

それと、山崎龍太郎議員のご質問ですが、弁護士さんを頼んだかということですが、頼んでおりません。職員3名で対応するようになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 産業建設常任委員長にお尋ねします。

認定第12号、平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてという件で、委員長の説明の中で八王子の水源池に係る部分の用地購入、それから測量等についてのことを説明を受けたわけですが、平米当たり7,000円で600平米ということですが、審査の中で、私の認識では、たしかこの水道の測量、用地購入は平成20年度の当初予算で組まれておいて、ただ、税務署の都合で年度を越しての購入というふうなことを受けたんですが、実際その購入のほうの部分がこの決算にお金としては出ていなかったような話ですけれども、会計の処理上どうなったかというふうな審査は、年度内に処理できざったら、何らかの形をとっておいて処理しなければならないというふうに私は認識してましたが、そういう話は出なかったかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 自分が聞いたところでは、今皆さんも聞いたと思いますが、そのような、詳しいような中身の質問はありませんでした。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番、竹平です。産業建設常任委員長に3点ほどお聞きしたいと思います。3点いいますのは、議案第83号それから議案第95号、議案第96号についてです。

まず、議案第83号です。委員長報告によりますと賛成多数ということでしたが、これは補正予算という、非常に事業に欠かせない裏づけとなる金額ですが、このあたりを賛成多数ということであれば、審査の中でこうこういう理由であるからこの予算は認めないといったような意見表明があったのかということ。

それから、議案第95号と議案第96号、これは関連をしますが、下水道条例それから特定環境保全公共下水道条例の一部の改正ですが、議案第95号につきましては、委員長の報告によりますと格段の質疑もなく賛成多数と、そして、議案第96号では若干の単価の、いわゆる料金改定の関係の質疑があったようでございます。特に私委員長の報告を聞いて思ったのが、条例改正ということですのでいわゆる料金改正、今回約10%ということで、これは目の前にある料金を改定ということですが、一応審査の中でこの条例で（料金）改定にする背景ですね、いわゆるこの2つとも非常に繰入金が多額になって会計収支が厳しいと、そういったことと、それから、もう1点は、これはいずれも公共下水道審議会の答申を得て、そして提案がされたものをいうことで、審議会のメンバーの中には当然下水道の利用者の方なども加わって審査をされておるのですが、そういった、いわゆる条例の背景にあるものについての審査というようなものはなかったのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 議案第83号につきましては、今報告をしたことから、ほかに質疑はありませんでした。また、説明そのものもあったと思いますけれども詳しい説明というようなことであって、委員からの質疑はありませんでした。

議案第95号につきましては、補足説明を受けたところではありますが質疑はなく、採決の結果は賛成多数であって、質疑はありませんでした。これは、多数であるということでもありますけれどもそうした、なぜ多数であるとかいうような前の質疑はありませんでした。

議案第96号も質疑としましては、先ほども言ったように平均世帯で10円上がるとどれくらいになるかというような質疑があり、2カ月で4,200円払っているものが10円上がると4,620円となるとの答弁を受けた、その質疑がありました。ほかに質疑はありませんでした。

以上です。構んかね。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

3番、山崎…。まず…。

○3番（山崎龍太郎君） 反対です。賛成か反対かでいったら反対です。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、議案第83号、平成21年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第96号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対の立場で討論を行います。

議案第95号、議案第96号、条例の改正案の問題の第1点目は、昨今の市民の生活状況が全く無視されているという点であります。

この1年間で給料、ボーナスが減ったという方は40%、暮らしがより大変になった方は国民の50%に及ぶという数字が発表されておりました。市職員においても民間に倣いボーナスカットが行われています。また、国においても経済対策としてさまざまな施策を行ってまいりました。そのような中、市民の負担軽減に努めねばならない末端自治体が行う施策ではないと考えます。市の財政を総合的に見て各指標の適性水準で推移しているとき、市民に特別会計のみを特化して値上げに踏み切ることとは時期尚早と言わざるを得ません。あわせて、議案第82号でも見られるように保育料の軽減等が行われているのに、片や負担増とは理解に苦しむところです。また、他の市町村では、人事院勧告のボーナスカット分を住民生活の応援に税源措置を行った例もあります。

第2点目の問題は、水洗化率向上も道半ばであるという点であります。

質疑では、水洗化率向上のため次の段階を検討しているとのことでしたが、そうであるなら手順が逆さまではないかということです。あわせて、監査委員の指摘では、下水道使用料の徴収事務委託料を見直せとの意見もあります。精いっぱい努力の結果でいたし方ない値上げであってこそ理解が得られるものであります。

そして、第3点目に、市民に対する行政の姿勢を申し上げます。

以前から同僚議員より指摘があった下水道料金の不公平部分の改善も行われないうまま値上げするというのは、納得される手法ではないと考えます。やるべきことをやってからの提案ではないと言わざるを得ません。

最後に、議案第83号は、料金改定に伴うシステム改修であるゆえ賛成できない旨を申し述べて反対討論とします。

○議長（中澤愛水君） ただいま議案第83号並びに議案第95号、議案第96号について、原案に反対の討論がありました。

次に、原案議案第83号並びに議案第95号、議案第96号に対して、賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 私は、ただいまの反対討論がありました議案第83号、議案第95号、議案第96号について賛成の立場で討論を行いたいと思います。

やはりこの、まず議案第95号、議案第96号につきましては、一般質問でも同僚議員から質問がありまして、詳しく説明がありましたようにそれぞれ審議会で受益者負担の代表者もおいでまして、それぞれの議会の代表、いろいろの代表の方がおいでまして審議をした結果であります。皆さん方のお手元に資料が配られておりますように下水道使用料金と処理原価です。これを見たとき、やはり公平な負担というものは必要であると思います。やはり下水道を引いておると、一般、引いておらないところと、それこそ一般財源で繰り出すわけでありまして、これは非常にここで不公平感をまず持っております。この金額で、委員会でも審議会でも私も言って、皆さんに周知をしてもらうということではありますが、このパーセントだけで言っただけではわかりません。やはりこの値上げすることとあわせて新設しておる、一般会計で繰り出しをしておるこの金額、この金額を、今この改正をすると、持ち出しが、10.9円の減額ということで5%の減と。それから、使用料については逆に10.9円の値上げと、8.1%増となるわけですが、その金額を見ても、一般会計からやっぱり207.5円、それから使用料の、料金が144.8円、この差、個人的な差で、大体2カ月で400円ぐらい平均家庭でふえるということではありますが、やはりこれはこの総額、一般会計の持ち出しが1年間どれくらい要っておるかということを知りたくてはならないと思っております。そのことによって、いかに不公平を感じるかということを知りたくてはならないと思っております。審議会についても全面的にこれは賛成で答申をしておるわけでありまして、そういった附帯決議もつけて答申をしております。そういった観点から、例えば、どうしてもこれは、今まで上げておらないのが反対に言っただけで、そういったことを監査委員の中でも話をしてるというのがありますが、今までためてきておるのでこういったことになるわけです。こういった不公平感を持たないように、今後3年ないし5年でそれぞれ見直しをして適当な料金をいただくという方向にしないといけないというふうには私は思っておりますので、そういった点で賛成の討論をするわけでありまして、以上です。

○議長（中澤愛水君） 次に、ただいまの議案第83号、議案第95号、議案第96号の原案に反対の方の討論を許します。ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

次に、先ほどの議案以外についての討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。暫時10分間休憩をいたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第15号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第16号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、認定第1号から認定第11号までを一括して採決します。

認定第1号から認定第11号までの議案については、各常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し入れがあります。

お諮りをします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

これから、認定第12号、平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第83号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成21年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成21年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、

て、議案第 97 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、字の区域の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 98 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 99 号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告のとおり、議案第 100 号は追加議案であります。会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略し、本会議方式により審議に付し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

そしたら、済みません、3 名はちょっと席を退場いただきたいと思います。

(市長、門脇楨夫君、副市長、石川晴雄君、収入役、明石 猛君 退場)

○議長(中澤愛水君) これから、日程第 34、議案第 100 号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 提案させていただきます。

議案第 100 号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成 21 年 9 月 15 日提出、香美市長 門脇楨夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例(平成 18 年香美市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

3 平成 21 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間における市長、副市長及び収入役の給料月額、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から当該給料月額の市長にあつては 10 分の 2、副市長及び収入役にあつては 10 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

提案理由

平成21年9月5日に本市非常勤職員が住居不法侵入により逮捕されたことから、職員の不祥事の監督責任を明らかにし市長並びに副市長及び収入役の給与月額を減額するため条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

こういう不祥事の場合の、こういう場合ですけれども何か基準、その期間とか減額出てますけれども、市として何か基準があるものなのかっていうことと、それから、このようなことが起こらないように日ごろから目配り、気配りとかっていうことも出てくるかと思うんですけれども、今後どういうふうに取り組んでいかれるのかお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お答えします。

このたびの議案につきましては、市長みずからが事件の重大性にかんがみ責任をとる立場から明らかにしておるものでありまして、その基準等につきまして定められたものは特にございませぬ。私のほうとしましては、類似の事案につきまして調査をいたしまして参考に提出いたしましたけれども、結果において大変厳しい内容としてみずから提案をされております。このことは、非常に大きな衝撃を受けられたものというふうに考えております。

したがって、今後このような、二度と不祥事が起こらないような取り組みを進めなければならないというふうに考えております。こうした事案につきましては、日ごろの心得、日ごろの取り組み、そのことが大変重要になってくるかと思っております。非常に小さな事柄であっても、それが日常化してまいりますと結果的にこのような事件とか、あるいは不祥事が生じるということが言われておりますことから、今後におきましては、職員の職務専念のため細かな点につきましても改めて見直し等も行って、このような事態が生じないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありますか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時42分 休憩)

(市長、門脇楨夫君、副市長、石川晴雄君、収入役、明石 猛君 入場)

(午前10時45分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

日程第35、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。選挙は投票により行います。

議場の出入り口の閉鎖をお願いいたします。

(議場閉鎖)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は23人であります。

次に、投開票の立会人を指名します。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、議席番号2番、矢野公昭君と議席番号3番、山崎龍太郎君の両君を指名をいたします。

投票用紙を配付をさせます。

(投票用紙配付)

○議長(中澤愛水君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長(中澤愛水君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(中澤愛水君) 異常なしと認めます。

これから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼をさせますので順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長(小松清貴君) それでは、私のほうから順次点呼をいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いをいたします。

1番、山岡義一議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎龍太郎議員。4番、大岸眞弓議員。5番、織田秀幸議員。6番、比与森光俊議員。7番、千頭洋一議員。8番、小松紀夫議員。9番、門脇二三夫議員。10番、山崎晃子議員。11番、片岡守春議員。13番、竹平豊久議員。14番、島岡信彦議員。15番、依光美代子議員。16番、黒岩徹議員。17番、竹内俊夫議員。18番、山本芳男議員。20番、大石綏子議員。21番、西山 武議員。22番、西村芳成議員。23番、坂本 節議員。24番、石川彰

宏議員。25番、中澤愛水議員。

(投票)

○議長(中澤愛水君) 投票漏れはありませんか。

○議長(中澤愛水君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

2番、矢野公昭君、3番、山崎龍太郎君の両君は立ち会いをお願いをいたします。

(開票)

○議長(中澤愛水君) 選挙の結果を報告をします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票数 23票

無効投票数 0票であります。

有効投票のうち、

小松文人君 19票

大岸真弓君 4票

以上のとおりであります。

この投票結果につきましては、早速高知県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告することいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(中澤愛水君) 以上で、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

日程第36、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りをしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付されました事件はすべて議了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

2日開会をされました9月定例議会も14日間の日程で本日終了することとなりました。

た。

さて、国政においては、明日16日に第93代内閣総理大臣が選ばれますが、政権交代の中で地方自治体の運営も新たな段階へ進んでまいります。我が香美市も新政権の動向を見きわめながら適切に対処していかなければなりません。第1次産業が中心の香美市の市政や命の道の進捗など、地方が疲弊することがないように切望するものであります。今議会2日間にわたり行われた一般質問でも、衆議院選挙の結果への見解やFTA問題への強い懸念が示されました。

また、新型インフルエンザ問題についてもいろいろの提言もありましたが、市民の安心、安全のための適切な取り組みがなされていかなければなりません。県は11日、新型インフルエンザが県内で流行した場合、単純計算ではあるが最大で23万人が発症するおそれがあると発表をしました。我が香美市としても、事前の準備を怠ることなく、冷静かつ適切な対応が求められます。

さて、本議会には、報告案件として報告第20号から報告第23号までの4件、承認案件2件、決算認定案件として認定第1号から認定第13号までの13件、議案第82号から議案第99号までの18議案と、追加として報告1件と追加議案1件が上程され、慎重な審議の上、それぞれ適切妥当な決定がなされました。また、追加議案も提出されましたが、行政組織における管理体制や庁内行政組織、人事管理に適正を期していかなければなりません。服務規律を含め、幹部職員の資質の向上や適正な人材の登用、長期欠勤、休職者への適切な対応など組織機構の再点検に取り組むこと、職員研修による資質の向上、法令遵守等の意識改革への積極的な取り組みを求めておきます。

議会が終わりますと敬老の行事やその他の行事もメジロ押しであります。我が国では、15日現在で100歳以上の方が4万399人と、初めて4万人を突破しました。日本人の寿命が延びておりますことは喜ばしいことです。今後ますます住みやすい、安心、安全な社会づくりにより一層の努力が欠かせません。

ただ、世界的な不況の中で先行き不透明な状態はしばらく続きそうです。そこで、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を一層推進する拠点としての議会、地域住民の意向を反映した自立的で民主的かつ主体的な議会活動に努めてまいらなければと考えております。

まだまだ残暑も続きます。議員各位におかれましては、各自ご自愛の上、市民全体の代表として今後の議員活動に邁進されるとともに、香美市の発展のため職責を果たしていけますように祈念をいたします。

最後になりましたが、暗いニュースの多い中で昨日は世界じゅうに感動と喜びを与える快挙がありました。アメリカ大リーグ史上初の9年連続200本安打の偉業を達成した鈴木一朗選手に感謝と祝福を送りまして閉会のあいさつといたします。お疲れでございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇禎夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

9月2日に開会をいたしました第5回定例会も、提案をいたしました全議案に対しまして慎重なる審査を賜り、ここに適切なる決定をいただきましてまことにありがとうございますございました。

今期定例会には、まちづくり推進特別委員会より人口定住策に関する提言書をいただきました。そして、13名の方が登壇され、一般質問の中で行政市政を正されました。また、各委員会でも多くの質疑や活発な議論があったことは、行政に身を置くものとしてまことにありがたく、今後の市政運営に大きな示唆をいただいたと感謝をいたしております。

いよいよ明日16日には、民主党を中心とする連立政権が誕生する運びとなりました。今議会でも多くの議員さんから、政権交代による政策変更が今後の市政に対してどのような影響を与えるのかという発言がございましたが、新政権は国民生活重視を掲げ政権奪取を図られたことからして、住民と一番近い存在である市町村行政がその影響を受けることがあってはならないと考えるものであります。地方の現場と実情と、そして厳しい状況を理解され、地方重視の政策実現を果たしていただかなければならないと思うものであります。

さて、今議会中に非常勤職員による不祥事が発生をいたしました。まことに申しわけなく、市民の皆様方に改めまして、再度深くおわびを申し上げます。

いよいよ季節は秋、今後新型インフルエンザの感染拡大が予想されていますし、今年はまだ台風の襲来こそありませんが自然災害発生が多い時期を迎えております。備えあれば憂いなし、十分な対策と迅速な行動をもって対応し、市民の安全を図っていかねばなりません。

議員の皆様方には健康に十分気をつけられ、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長のあいさつを終わります。

これをもって平成21年第5回香美市議会定例会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前11時04分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成 2 1 年第 5 回香美市議会定例会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第 1 日	9 月 2 日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、議案第 82 号については、本会議方式にて採決まで。(庁舎建設特別委員会)(議員協議会)
第 2 日	3 日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前 1 0 時)】 ----- 議案精査のため
第 3 日	4 日(金)	休 会	”
第 4 日	5 日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第 5 日	6 日(日)	休 会	” ”
第 6 日	7 日(月)	休 会	議案精査のため
第 7 日	8 日(火)	本会議	一般質問 (まちづくり推進特別委員会)
第 8 日	9 日(水)	本会議	一般質問 (行財政改革推進特別委員会)
第 9 日	10 日(木)	本会議	一般質問 (林活議連臨時総会)
第 10 日	11 日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 各常任委員会 総務常任委員会の審査 (認定第 1・2 号、議案第 92・93・97・98 号) 教育厚生常任委員会の審査 (認定第 7・8・9・10・11 号、議案第 86・87・88 ・89・90・99 号) 産業建設常任委員会の審査 (承認第 15・16 号、認定第 3・4・5・6・12・13 号、議案第 83・84・85・91・94・95・96 号)
第 11 日	12 日(土)	休 会	議案審査整理のため
第 12 日	13 日(日)	休 会	”
第 13 日	14 日(月)	休 会	”
第 14 日	15 日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案等の提案、(委員会付託省略し、説明から採決まで)。後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 (議員協議会)

平成 21 年 9 月 15 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 黒 岩 徹 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 9 月 11 日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 1	平成 20 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 2	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
9 2	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9 3	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9 7	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9 8	字の区域の変更について	可決

平成 21 年 9 月 15 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 9 月 11 日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 7	平成 20 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 8	平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	継続
認定 9	平成 20 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	継続
認定 10	平成 20 年度香美市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	継続
認定 11	平成 20 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
86	平成 21 年度香美市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)	可決
87	平成 21 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)	可決

8 8	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	可 決
8 9	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）	可 決
9 0	平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	可 決
9 9	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成 21 年 9 月 15 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 内 俊 夫 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 9 月 11 日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認 15	専決処分事項の承認を求めることについて 平成 21 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	承認
承認 16	専決処分事項の承認を求めることについて 平成 21 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	承認
認定 3	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 4	平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 5	平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 6	平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 12	平成 20 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定

認 定 1 3	平成 2 0 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算 の認定について	認 定
8 3	平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	可 決
8 4	平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別 会計補正予算(第 2 号)	可 決
8 5	平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予 算(第 2 号)	可 決
9 1	平成 2 1 年度香美市水道事業会計補正予算(第 1 号)	可 決
9 4	香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	可 決
9 5	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定につい て	可 決
9 6	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する 条例の制定について	可 決

21香美議発第52号  
平成21年 9月 2日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ⑩

議決した議案等の送付について

平成21年第5回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 82	平成21年度香美市一般会計補正予算(第3号)	H 21.9.2	可 決

21香美議発第54号

平成21年 9月15日

香美市長 門 脇 榎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 印

議決した議案等の送付について

平成21年第5回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
承認 15	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	H21.9.15	承認
承認 16	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
認定 1	平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	継続
認定 2	平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
認定 7	平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	H21.9.15	継 続
認定 8	平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 9	平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 10	平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 11	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 12	平成20年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 13	平成20年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
議案 83	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	可 決
議案 84	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案 85	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案 86	平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案 87	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算(第1号)	〃	〃
議案 88	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算(第1号)	〃	〃
議案 89	平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算(第1号)	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 90	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	H21.9.15	可 決
議案 91	平成21年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案 92	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 93	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 94	香美市モノレール施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 95	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 96	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 97	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 98	字の区域の変更について	〃	〃
議案 99	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 100	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

21香美議発第53号  
平成21年 9月15日

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

### 会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第5回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 会議の別  | 定例会  |
| 2. 開 会   | 平成21年 9月 2日  |
| 3. 閉 会   | 平成21年 9月15日  |
| 4. 会 期   | 14日間   |
| 5. 議員の出欠 | 9月 2日 出席 23人 欠席 2人<br>9月 8日 出席 23人 欠席 2人<br>9月 9日 出席 22人 欠席 3人<br>9月11日 出席 23人 欠席 2人<br>9月15日 出席 23人 欠席 2人 |
|          | <hr/>  |
|          | 計 114人 11人   |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの 34件(議案 21・決算 13)   |

7. 議決の状況	可決	19件(予算10・条例8・その他1)
	承認	2件(予算2)
	継続	11件(決算認定11)
	認定	2件(決算2)

---

合計	34件
----	-----

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	6件
	教育厚生常任委員会	11件
	産業建設常任委員会	15件
	計	32件

9. その他	閉会中の所管事務の調査
--------	-------------

10. 議決書の写	別紙のとおり
-----------	--------

11. 会議録の写	作成次第後送
-----------	--------